

中央区地域防災計画

(令和 6 年修正)

中央区防災会議

はじめに

「中央区地域防災計画」は、中央区内で地震や風水害などの災害が発生した場合に、区、防災関係機関、区民、事業所等が連携して行うべき適切な防災対策や、平時からの備えなどを定めることにより、区民の生命、身体および財産を災害から守り、「災害に強いまち中央区」を実現することを目的に策定しているものです。

本区では、令和3年2月に地域防災計画の修正を行いました。その後、東京都において首都直下地震等の新たな被害想定をもとに、令和5年5月、「東京都地域防災計画（震災編）」が修正されました。このことを受け、都の計画及び関係法令等との整合性等を図るとともに、前回の修正以降の区の防災対策の進捗を反映するため、今般、「中央区地域防災計画」を修正しました。

災害から一人でも多くの生命、身体及び財産を守るためには、「自らの生命は自らが守る」という『自助』の考え方、地域ぐるみの助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という『共助』の考え方に基づき行動する区民及び事業所等と、『公助』の役割を果たす行政や防災関係機関が、それぞれの責務と役割について共通理解のもと、緊密な連携を図りながら地域特性を踏まえた防災対策を一体となって取り組んでいく必要があります。

区においても新たに掲げた減災目標の達成に向けて、防災対策の強化・推進に引き続き取り組んでいきます。

《主な修正内容》

1 東京都地域防災計画等との整合性

- 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）により、本区の想定地震等を修正
- 減災目標の修正
- 関係法令等や各種データの更新を反映
 - ・ 災害対策基本法の改正（令和3年5月）、水防法の改正（令和3年5月）
 - ・ 防災基本計画の修正（令和5年5月）
 - ・ 災害救助法及び災害救助法事務取扱要領の改正（令和5年6月）
 - ・ 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）
 - ・ 地震に関する地域危険度測定調査結果の公表（令和4年9月）
 - ・ TOKYO 強靱化プロジェクトの公表（令和4年12月）
 - ・ 東京都地域防災計画（震災編）の修正（令和5年5月）

2 前回修正以降の取組等の進捗を反映

- 「地域ぐるみ」の防災力の強化【自助・共助】
- 応急・復旧体制の推進【公助】

3 災害対応のフェーズや“地域性”を加味した計画に再編

- 施策ごとに災害対応のフェーズ（予防・応急・復旧対策）に合わせて整理
- 実災害の流れに沿って災害対応シナリオを更新
- 「地域ぐるみ」の防災力の強化に向けて、地域特性を考慮した施策を展開

◎ 凡 例

本書の表中に現在日の記述がないものは、令和6年1月1日現在である。

なお、できる限り新しいデータを記述するため、事務事業の性質や資料作成の基準日の相違などから各項目の現在日が統一されていない点がある。

◎ 用 語 例

1 法令・条例等	
防災会議条例	中央区防災会議条例（昭和38年3月中央区条例第13号）
本部条例	中央区災害対策本部条例（昭和38年3月中央区条例第14号）
本部規則	中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年5月中央区規則第13号）
本部運営要綱	中央区災害対策本部運営要綱
都防災計画	東京都地域防災計画（震災編）
区防災計画	中央区地域防災計画
被害想定	首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月） （参考）前回の被害想定（平成24年4月）
2 機関名等	
都本部	東京都災害対策本部
都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
本 部	中央区災害対策本部
区各部	中央区災害対策本部を構成する災対各部をいう。なお、本部設置前は、本区組織条例、同規則に定める部、室、所等に読みかえる。
指定行政機関	国の行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第3号）。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第4号）。
指定公共機関	公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第5号）。
指定地方公共機関	公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの（災害対策基本法第2条第6号）。
防災機関	防災計画事業に関係する区、都、警視庁、東京消防庁、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関
防災関係機関	区防災計画で整理されている全ての防災機関及び協力事業者（協定事業者、医師会等公共的団体含む）
防災関係機関等	防災関係機関及び区民、事業所
3 その他	
予 防	平時の活動
応 急	発災直後から72時間以内に必要な活動
復 旧	発災から4日以降に重点的に行う活動
災 害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
震 災	災害対策基本法第2条第1号に定める地震により生じる被害
風水害	暴風、豪雨、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害

(50音順)	
帰宅困難者	大規模災害が発生し交通機関等がまひした場合、自宅等に帰宅することが困難な通勤・通学者や観光客等
救護所	この計画では、医療救護所及び緊急医療救護所を指す。
警戒レベル	住民が災害発生危険度を直観的に理解し、的確に避難行動がとれるよう、区市町村からの避難情報や気象庁が発表する気象情報等の防災情報を5段階で表したもの。
指定緊急避難場所	災害対策基本法に基づき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する場所又は施設をいう。
指定避難所	災害対策基本法に基づき、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいう。区では防災拠点等を指定している。
長周期地震動	規模の大きい地震により発生する周期の長いゆっくりとした大きなゆれ。高層ビルは周期が長い長周期地震動の影響を受けやすいとされている。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者
避難場所	都が指定する広域避難場所(大規模な延焼火災が鎮火するまで待機する公園等のオープンスペース)をいう。
負傷者 (重傷者、軽傷者)	(被害想定や災害報告における定義) 重傷者とは、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。軽傷者とは、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの(出典：総務省消防庁「災害報告取扱要領」)
プッシュ型支援	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へニーズ予測に基づき緊急に物資を供給
プル型支援	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へニーズに応じて物資を供給
防災拠点	区では、自宅の損壊等により住み続けることが困難になった区民が一時的に避難できる避難所として、全区立小中学校等を防災拠点と位置付けている。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
A. P. (Arakawa Peil)	隅田川の水位を測るため新川の河岸に設けられた霊岸島量水標の目盛による基準面
T. P. (Tokyo Peil)	東京湾平均海面といい、日本全国の土地の標高を決める基になる、A. P. +1. 134mが零位である。
DIS (Disaster Information System)	東京都災害情報システム。災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理することで、端末設置機関がこれらの災害情報を活用し、災害対策活動に役立てる。
DMAT (Disaster Medical Assistance Team)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

目 次

第1部 総 則

第1編 防災対策の基本的な考え方	3
第1章 区の基本理念及び責務	3
第2章 区民及び事業者の責務	3
第2編 計画の概要	5
第1章 計画の目的及び前提	5
第2章 計画の性格	5
第3章 計画の目標	6
第4章 計画の構成	6
第5章 計画の修正	6
第6章 他の法令に基づく計画との関係	6
第7章 計画の習熟	7
第3編 防災関係機関業務大綱	8
第4編 中央区の概況	14
第1章 地理的特徴	14
第2章 社会的特徴	15
第5編 震災の前提及び減災目標	17
第1章 被害想定	17
第2章 減災目標	20
第3章 地域危険度	21
第6編 複合災害への対応	23
第7編 発災後の時間軸に沿った災害対応シナリオ	24

第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防・応急・復旧計画）

第1編 「地域ぐるみ」の防災力向上	39
第1章 区民の防災力の向上	41
第2章 地域による共助の推進	47
第3章 消防団活動の充実・強化	54

第4章	マンション防災対策の推進	55
第5章	事業所による自助・共助の強化	58
第6章	学校における防災体制の推進	65
第7章	災害ボランティアとの連携	66
第2編	災害に強いまちづくり	71
第1章	災害に強い都市基盤等の整備	73
第2章	建築物の耐震化の促進及び安全対策	77
第3章	マンション防災対策	80
第4章	出火・延焼等の防止	81
第5章	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	86
第3編	交通ネットワーク及びライフラインの確保	87
第1章	道路・橋りょう等	88
第2章	鉄道施設	100
第3章	緊急輸送ネットワーク	110
第4章	ライフライン施設	114
第4編	応急対応力の強化	129
第1章	初動態勢の強化	130
第2章	消火・救助・救急活動	151
第3章	警察署による秩序の維持	161
第4章	自衛隊への災害派遣要請	166
第5章	海上保安庁への支援要請	172
第6章	広域活動拠点の構築	176
第7章	受援体制の構築	177
第5編	情報通信の確保	185
第1章	区及び防災関係機関相互の情報通信体制	186
第2章	区民等への情報伝達体制	195
第6編	医療救護・保健衛生等対策	203
第1章	初動医療体制等	204
第2章	医療品・医療資器材	212
第3章	防疫及び保健衛生	214
第4章	遺体の取扱い	218
第7編	避難者対策	227
第1章	避難体制	228

第2章	防災拠点の管理・運営体制等	237
第3章	福祉避難所の管理・運営体制等	244
第4章	避難行動要支援者対策	252

第8編 帰宅困難者対策 257

第1章	一斉帰宅抑制・一時滞在施設等による帰宅困難者対策	259
第2章	帰宅支援	262

第9編 物資・給水・輸送対策 263

第1章	食料・生活必需品等	264
第2章	応急給水	269
第3章	輸送	273

第10編 区民生活の早期再建 279

第1章	被災住宅の応急危険度判定	281
第2章	り災証明書	283
第3章	応急仮設住宅の設置	288
第4章	トイレの確保及びし尿処理	292
第5章	災害廃棄物処理	296
第6章	応急教育	303
第7章	応急保育	306
第8章	応急学童育成	309
第9章	被災者の生活確保	311
第10章	義援金品	321
第11章	災害救助法等	324

第3部 災害復興計画

第1編 復興計画の目的 332

第2編 復興体制の構築 333

第3編 復興計画策定への取組 333

第4部 風水害対策計画

第1編 総 則 337

第1章	計画の方針	337
第2章	河川、港湾及び下水道等の整備概要	340

第2編 風水害予防対策	341
第1章 風水害への対応	341
第2章 避難体制の整備	346
第3章 水防資器材の整備	348

第3編 風水害応急・復旧対策	350
第1章 水防態勢	352
第2章 水防対策	358
第3章 情報収集及び伝達	364
第4章 警備・交通規制	376
第5章 避難者対策	376
第6章 公共施設等の応急・復旧対策	379
第7章 ライフライン施設の応急・復旧対策	379
第8章 区民生活の早期再建	379

第5部 大規模事故等対策計画

第1編 総 則	383
第1章 基本的な考え方	383
第2章 想定される大規模事故等	384
第3章 防災危機管理センター	385

第2編 事案への共通した対応	386
第1章 平時の備え	386
第2章 初動態勢	386
第3章 区の態勢	386
第4章 現地連絡調整所	388
第5章 情報収集、情報伝達	389
第6章 広報	390
第7章 警備、交通規制、警戒区域の設定	391
第8章 避難	392
第9章 救助、救急活動等	392
第10章 遺体の収容、検視、検案	393
第11章 その他	394

第3編 大規模事故等の個別対策	395
第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等	395
第2章 鉄道事故	396
第3章 道路事故	397

第4章 地下工事	398
第5章 危険物等事故	401
第6章 海上等における事故、油等流出事故	404
第7章 大規模停電	406
第8章 ガス事故	407
第9章 放射性物質対策	408

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方	411
第1節 策定の趣旨	411
第2節 基本的な考え方	411
第3節 前提条件	412
第4節 今後の課題	412
第2章 防災関係機関業務大綱	413
第3章 事前の備え	418
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	418
第2節 広報及び教育	420
第3節 事業所に対する指導	422
第4節 防災訓練	423
第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応	428
第5章 警戒宣言時の応急活動態勢	435
第1節 活動態勢	435
第2節 警戒宣言、地震予知情報の伝達	436
第3節 消防、水防、危険物対策	440
第4節 警備、交通対策	444
第5節 公共輸送対策	447
第6節 学校、社会福祉施設対策	449
第7節 病院、診療所対策	451
第8節 百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策	451
第9節 電話対策	452
第10節 電気、ガス、上下水道対策	453
第11節 生活物資対策	455
第12節 救援、救護対策	456
第6章 区民等のとるべき措置	457
第1節 区民のとるべき措置	457
第2節 防災区民組織のとるべき措置	459
第3節 事業所のとるべき措置	460

第 1 部 総 則

第 1 編	防災対策の基本的な考え方	……	3
第 2 編	計画の概要	……………	5
第 3 編	防災関係機関業務大綱	……………	8
第 4 編	中央区の概況	……………	14
第 5 編	震災の前提及び減災目標	………	17
第 6 編	複合災害への対応	……………	23
第 7 編	発災後の時間軸に沿った 災害対応シナリオ	……………	24

第1編 防災対策の基本的な考え方

第1章 区の基本理念及び責務

第1 基本理念

- 1 災害から一人でも多くの生命、身体及び財産を保護するためには、防災の基本となる「自らの生命は自らが守る」という『自助』の考え方、地域ぐるみにおける助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という『共助』の考え方にに基づき行動する区民及び事業所と、『公助』の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で緊密な連携を図りながら災害対応業務を展開していくことが肝要である。
- 2 災害対策の推進にあたっては、区が基礎自治体として第一義的な責任と役割を果たすものである。その上で、区は広域的役割を担う都及び国と一体となって、人々の生命・身体及び財産を守るとともに、本区の機能を維持しなければならない。

第2 区の責務

区は、基本理念にのっとり、区の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、災害対策基本法等関係法令及び中央区地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急・復旧対策の実施に努めるものとする。

第2章 区民及び事業者の責務

(災害対策基本法第7条第3項、東京都震災対策条例第8条各項、東京都帰宅困難者対策条例第3条第1項)

第1 区民の責務

- 1 区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災力の向上に寄与するように努めなければならない。
- 2 区民は、震災を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 3 区民は次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具類の転倒・落下・移動防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水、食料及び生活必需品の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第1部 総則

第1編 防災対策の基本的な考え方

- 4 区民は、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 5 区民は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第2 事業者の責務

（災害対策基本法第7条第2項、東京都震災対策条例第9条各項、第10条、東京都帰宅困難者対策条例第4条第2項）

- 1 事業者は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、必要な水や食料を3日分備蓄するとともに、従業員との連絡手段を確保するなど帰宅困難者の対策に努めなければならない。
- 5 事業者は、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認の周知に努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都防災計画及び本計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。
- 7 食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー等）や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者（医薬品メーカー、医療機関等）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めなければならない。

※ 東京都震災対策条例等は、資料編（172～186ページ）を参照。

※ 東京都帰宅困難者対策条例は、資料編（187ページ）を参照。

第2編 計画の概要

第1章 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、中央区防災会議が作成する計画であって、区の地域に係る災害に関し、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の前提

1 地域防災計画の修正までの主な経過

- (1) この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害などから得た教訓、全世界で大流行した新型コロナウイルス感染症による影響や近年の社会情勢の変化などをできる限り反映した。
- (2) 国は、令和3年5月、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法や災害救助法等を改正した。
- (3) 東京都は、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、震災対策の実行性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、令和5年5月に東京都地域防災計画（震災編）を修正した。
- (4) 上記(1)～(3)に加え、「中央区国土強靱化地域計画」（令和4年3月策定）をはじめ、国・都の計画及び関係法令等との整合性等を図るとともに、新たな減災目標達成に向けた防災対策の強化に必要な所要の修正を行った。

2 前 提

この計画は、東日本大震災だけでなく都市の直下で発生した阪神・淡路大震災など過去の大規模災害の教訓を踏まえ、本区の防災対策を推進するものである。

また、防災に関する政策・方針決定過程や各防災拠点において女性の参画を拡大し、各種防災対策を推進するとともに、子ども、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者などあらゆる区民に対してきめ細やかな対策を講じていく。

第2章 計画の性格

この計画は、区の地域に係る防災に関し、区、都、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画である。

第3章 計画の目標

この計画における目標は、第1部第5編「震災の前提及び減災目標」（17ページ）や第4部第1編「総則」（338ページ）で想定する地震、風水害、その他大規模事故等の災害に対処できる態勢の確立を図るものとする。

第4章 計画の構成

この計画は、防災関係機関、区民及び事業者が行うべき震災対策について、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

《構成と主な内容》

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的や方針、被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画 (震災予防・応急・復旧計画)	○ 区及び防災機関が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に区及び防災機関がとるべき応急・復旧対策 [予防] 平時の活動 [応急] 発災直後から72時間以内に必要な活動 [復旧] 発災から4日目以降に重点的に行う活動
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第4部 風水害対策計画	○ 風水害予防対策、風水害応急・復旧対策
第5部 大規模事故等対策計画	○ 大規模事故等に対する必要措置
付 編 警戒宣言に伴う対応措置	○ 東海地震に対する警戒宣言に伴う対応措置

第5章 計画の修正

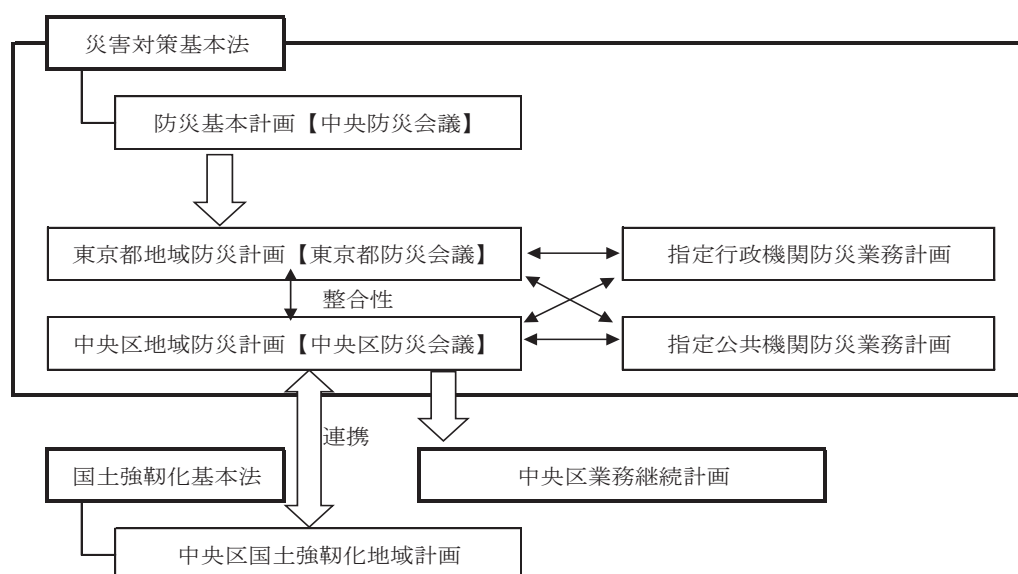
この計画は、災害対策基本法第42条（資料編170ページ）に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

防災関係機関は、関係ある事項について修正の必要があると認めるときは計画修正案を中央区防災会議※（事務局：総務部防災危機管理課）に提出するものとする。

第6章 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、区の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条の規定により、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は都防災計画に抵触するものであってはならない。したがって、それらの計画と抵触することが明らかであって、かつ避け

ることができないと認められるときは、中央区防災会議において調整を図るため、関係資料とともに当該事項についての意見文書を添えて中央区防災会議に提出しなければならない。



【参 考】

- ※ 中央区防災会議条例は、資料編（190ページ）を参照。
- ※ 中央区防災会議運営規程は、資料編（192ページ）を参照。
- ※ 中央区防災会議委員等設置要綱は、資料編（193ページ）を参照。
- ※ 中央区防災会議委員名簿は、資料編（199ページ）を参照。

第7章 計画の習熟

防災関係機関は災害に際し、その有する機能を十分に発揮して効果的な防災活動を行うために、平時から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第3編 防災関係機関業務大綱

区及び本区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 区	
災 対 指 令 部	1 都本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 2 本部の通信情報の総括に関する事。 3 被災者の収容計画に関する事。 4 災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分に関する事。 5 帰宅困難者対策に関する事。 6 その他災害対策の連絡調整及び総括に関する事。 7 他の部に属しない事。
災 対 総 務 部	1 本部長室及び部長会議の庶務に関する事。 2 議会との連絡その他渉外事務に関する事。 3 本部職員の動員及び給与に関する事。 4 災害対策に必要な物資、資材、車両等の調達に関する事。 5 災害に際し、応急措置の業務に従事する者に関する事。 6 災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関する事。 7 り災証明の交付に関する事。 8 他の部への協力に関する事。
災 対 財 政 広 報 部	1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 生活復興計画に関する事。 3 災害対策関係予算の総括に関する事。 4 情報機器の保全及び復旧並びにシステムの運用確保に関する事。
災 対 区 民 部	1 災害地の調査に関する事。 2 被災者の救出、避難誘導及び避難収容に関する事。 3 災害応急物資及び災害応急食料の配送に関する事。 4 地域内輸送拠点の開設に関する事。 5 被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）の提供に関する事。
災 対 福 祉 保 健 部	1 義援金品の受領及び配分に関する事。 2 被災者の生活再建の支援に関する事。 3 ボランティアの総合調整に関する事。 4 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事。 5 その他被災者の厚生保護に関する事。
災 対 保 健 所 部	1 医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。 2 医療、防疫及び食品衛生に関する事。 3 遺体収容所等の設置、管理及び運営に関する事。 4 医師会等への協力に関する事。 5 医療関係機関との連絡調整に関する事。
災 対 環 境 土 木 部	1 応急給水に関する事。 2 災害地の環境整備に関する事。 3 ごみ及びし尿の処理に関する事。 4 水防関係機関等との連絡に関する事。 5 水防その他防災活動に関する事。 6 道路、橋りょう、堤防等の点検、整備及び復旧に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 災害対策に必要な労務の供給に関する事。 9 遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関する事。 10 災害地の清掃に関する事。 11 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災 対 都 市 整 備 部	1 建物のり災の程度の調査に関すること。 2 建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関すること。 3 被災住宅の応急措置に関すること。 4 都市復興計画に関すること。 5 応急危険度判定ボランティアの受入れに関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関すること。 8 民間被災建築物の応急危険度判定に関すること。 9 都が行うがれき処理への協力窓口に関すること。
災 対 教 育 部	1 被災者の収容に関すること。 2 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関すること。 3 被災児童及び生徒の応急教育に関すること。 4 学校危機管理マニュアルに関すること。
2 都 関 係 機 関	
建 設 局 第 一 建 設 事 務 所	1 河川、道路及び橋りょうの保全に関すること。 2 水防について、情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等その調整に関すること。 3 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所	1 東京港海岸保全施設の保全に関すること。
水 道 局 中 央 支 所	1 水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。
交 通 局 馬 喰 駅 務 管 区 大 門 駅 務 管 区 略 称 : 都 交 通 局	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
警 視 庁 第 一 方 面 本 部 中 央 警 察 署 久 松 警 察 署 築 地 警 察 署 月 島 警 察 署 東 京 湾 岸 警 察 署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 遺体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東 京 消 防 庁 第 一 消 防 方 面 本 部 京 本 橋 消 防 署 日 本 橋 消 防 署 臨 港 消 防 署 京 橋 消 防 団 日 本 橋 消 防 団 臨 港 消 防 団	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識、技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。

第1部 総則
第3編 防災関係機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
3 陸上自衛隊	
第1師団 第1普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。
4 指定地方行政機関	
海上保安庁 第三管区海上保安本部 東京海上保安部	1 地震、津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関すること。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 8 その他震災応急対策に必要なこと。
5 指定公共機関	
日本郵便株式会社 中央区内所在郵便局 略称：日本郵便	1 郵便業務の確保に関すること。 2 窓口業務の確保に関すること。
東日本電信電話株式会社 略称：N T T 東日本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における救護班の編成及び医療並びに助産救護の実施に関すること。 2 義援金の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 略称：J R 東日本	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東京ガスネットワーク株式会社 中央導管事業部 略称：東京ガスグループ	1 ガス施設等の建設及び保全に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京電力パワーグリッド株式会社 銀 座 支 社 略 称 : 東 京 電 力	1 電力施設等の建設及び保全に関する事 2 災害時における電力供給に関する事
6 指定地方公共機関	
東京地下鉄株式会社銀座駅務管区 略 称 : 東 京 メ ト ロ	1 鉄道施設の保全に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸 送の協力に関する事 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事
一般社団法人東京都トラック協会 中 央 支 部	1 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に關 する事
7 協 力 機 関	
一般財団法人中央区都市整備公社	1 災害時における災害応急活動の協力に関する事
東 京 都 米 穀 小 売 商 業 組 合 中 央 支 部	1 災害時における米穀の優先提供に関する事
東 京 都 麵 類 協 同 組 合 区 内 4 支 部	1 災害時における麵類の優先提供に関する事
一般社団法人日本非常食推進機構	1 災害対策用備蓄物資の有効活用に関する事
防 災 拠 点 運 営 委 員 会 防 災 区 民 組 織 町 会 自 治 会	1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関する事 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関する事 3 防疫活動の協力に関する事 4 その他災害対策業務全般に対する協力に関する事
受水槽を所有する区内38事業所	1 災害時における受水槽の飲料水の供給に関する事
東 京 都 石 油 商 業 組 合 千 代 田 ・ 中 央 支 部 隅 田 商 事 株 式 会 社	1 災害時における石油類等の優先供給に関する事
F - L I N E 株 式 会 社 株 式 会 社 エ コ 配 佐 川 急 便 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 ヤ マ ト 運 輸 株 式 会 社	1 災害時における救援物資の輸送等に関する事
日 立 自 動 車 交 通 株 式 会 社 日 の 丸 自 動 車 興 業 株 式 会 社	1 災害時におけるバス輸送の協力に関する事
区 内 医 師 会 (中央区、日本橋医師会)	1 医療救護活動に関する事
区 内 歯 科 医 師 会 (京橋、お江戸日本橋歯科医師会)	1 歯科医療活動に関する事
区 内 薬 剤 師 会 (京橋、日本橋薬剤師会)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事 2 医薬品等の提供に関する事
公益社団法人東京都柔道整復師会 千 代 田 ・ 中 央 支 部	1 柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動に 関する事
公益社団法人東京都獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関する事

第1部 総則
第3編 防災関係機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
株 式 会 社 ス ズ ケ ン ア ル フ レ ッ サ 株 式 会 社 東 邦 薬 品 株 式 会 社 株 式 会 社 メ デ ィ セ オ	1 災害時における医薬品等の調達業務に関する事。
国立がん研究センター中央病院	1 災害時の医療救護活動に関する事。
東 京 都 環 境 保 全 協 同 組 合	1 災害時におけるし尿収集業務に関する事。
東京廃棄物事業協同組合 東 京 環 境 保 全 協 会	1 災害時における廃棄物、し尿の収集運搬に関する事。
東 京 都 中 小 建 設 業 協 会 東 京 都 産 業 資 源 循 環 協 会	1 災害時における廃棄物の処理、処分等に関する事。
株 式 会 社 京 薬 興 業 株 式 会 社 太 陽 油 化	1 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する事。
中 央 防 災 協 力 会	1 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する事。
一 般 社 団 法 人 東 京 都 自 動 車 整 備 振 興 会 中 央 支 部	1 災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関する事。
東 京 都 印 刷 工 業 組 合 京 橋 ・ 日 本 橋 支 部 東 京 都 製 本 工 業 組 合 京 橋 ・ 日 本 橋 支 部	1 災害時における応急対策活動支援に関する事。
中央区災害対策建築協力会	1 災害時における応急対策業務に関する事。
晴 海 総 合 高 校 東京二十三区清掃一部事務組合	1 施設の避難所利用等に関する事。
福祉避難所等となる予定施設の 運 営 事 業 者	1 福祉避難所等の開設・運営に対する協力などに関する事。
東 京 福 祉 バ ス 株 式 会 社 大和自動車交通ハイヤー株式会社	1 災害時における福祉避難所等への移送などに関する事。
学 校 法 人 聖 路 加 国 際 大 学	1 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する事。 2 災害時における緊急医療救護所の設置・運営に対する協力に関する事。
中 央 エ フ ェ ム 株 式 会 社 東京ベイネットワーク株式会社	1 災害・防災情報等の放送に関する事。
中 央 区 法 曹 会 会 東 京 弁 護 士 会 会 第 一 東 京 弁 護 士 会 会 第 二 東 京 弁 護 士 会 会	1 災害時における特別法律相談に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中央区登録手話通訳者の会	1 災害時における聴覚障害者等に対する応急救護活動に関すること。
社会福祉法人中央区社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動等に関すること。
帰宅困難者支援施設運営協議会	1 帰宅困難者の受入れに関すること。
特定非営利活動法人 地域の防災と町づくりを研究する会	1 災害時における清掃・仮復旧、応急救護活動に関すること。
中央区介護保険サービス事業者 連絡協議会	1 要介護高齢者の安否確認等に関すること。
セツカートン株式会社	1 ダンボールベッド製簡易ベッドの供給に関すること。
トヨタモビリティサービス株式会社 トヨタモビリティ東京株式会社	1 災害時における電力確保に関すること。
株式会社ゼンリン 東京第一支社	1 災害時における地図製品等の供給等に関すること。
アパホテル株式会社 株式会社グリーンズ 株式会社はとバス 株式会社ホテルサイボー 丸太屋株式会社 ワシントンホテル株式会社 株式会社相鉄ホテルマネジメント パールホテル 一般財団法人東京船員厚生協会 H.I.Sホテルホールディングス株式会社	1 災害時における宿泊施設の提供等に関すること。
ヤフー株式会社	1 災害に係る情報発信に関すること。

第4編 中央区の概況

第1章 地理的特徴

第1 位置

本区は、東京23区のほぼ中央に位置を占め、東は隅田川を境に墨田・江東両区に、西は旧汐留川とこれに続く旧外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部及び旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に臨んでいる。

第2 面積

区の面積は10,115km²で、都総面積の約0.46%、区部総面積の約1.61%を占めている。



区内地区別の陸地面積（令和6年4月1日現在）

地区	陸地面積
京橋地区	3,241,913m ²
日本橋地区	2,703,015m ²
月島地区	2,330,930m ²
計	8,275,858m ²

第3 地形

本区の大部分は江戸時代以降の埋立てによってできたものであるため、起伏に乏しく傾斜は非常に緩慢である。

広がり		最端位置		土地高低	
				最 高	最 低
東西	約3km	東	日本橋浜町三丁目	日本橋本石町三丁目2番 A. P. +5.8683m	日本橋浜町三丁目45番 A. P. +1.8256m
		西	銀座八丁目		
南北	約5.5km	南	晴海五丁目		
		北	日本橋馬喰町二丁目		

(注) A. P. ……霊岸島量水標零位（荒川工事基準面）（東京都土木技術支援・人材センター『水準基準測量成果表（基準日・令和5年1月1日）』より）

第4 地 質

本区の地質は、東京低地の基盤となっている東京層とその上に不整合にのっている有楽町層からなり、東京層は第3紀に生じた岩石で、下部、中部及び上部の3層からなっている。下部層は主に青灰色の凝灰質粘土からなり、中部層は下部砂礫層と下部粘土層、上部層は灰色や褐色の砂もしくは礫の上部砂礫層からなっている。

なお、区内の地盤高をみるならば、都内東部低地帯にあつては最も恵まれた地盤をもち、しばしば問題となっている地盤沈下は量的に微小であり、江東方面とは様相を異にし、沈下によって生ずる各種の支障はない。

第2章 社会的特徴

第1 人口分布

1 世帯と人口 (令和6年4月1日現在 住民基本台帳人口)

地 域	世帯数	人 口			人口密度 (人/km ²)
		総 数	男	女	
京 橋 地 域	26,800	42,825	20,145	22,680	13,209
日 本 橋 地 域	33,806	55,151	26,282	28,869	20,403
月 島 地 域	43,029	83,869	40,407	43,462	35,980
計	103,635	181,845	86,834	95,011	21,972

内外国人人口

人 口		
総 数	男	女
11,137	5,572	5,565

※ 国籍別で見ると、中国が5,609人、韓国・朝鮮が1,739人、米国が482人、その他3,307人

2 年齢別人口 (令和6年4月1日現在 住民基本台帳人口)

年少人口 (0～14歳)			生産年齢人口 (15～64歳)			老年人口 (65歳以上)		
総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
24,914	12,592	12,322	130,812	63,248	67,564	26,119	10,994	15,125

3 昼間人口及び移動人口 (出典：令和2年10月1日現在 国勢調査)

昼間人口	流入超過人口	流入人口			流出人口		
		総 数	通勤者	通学者	総 数	通勤者	通学者
633,390	464,211	513,030	510,146	2,884	48,819	44,319	4,500

第1部 総則
第4編 中央区の概況

4 本区の特徴

マンション等の共同住宅に居住する方が世帯率で94.2%（令和2年国勢調査）となっている。

- (1) 高さ60m以上の超高層住宅の棟数（令和5年3月末日時点 データ（棟数）出典：令和4年建築統計年報 2023年版 東京都）

棟数	戸数
既存 60棟	27,213戸
工事中 5棟	4,800戸
計 65棟	32,013戸

- (2) 階層比・戸数比

ア 20階までの建物	12.3%	総戸数 50戸まで	13.8%
イ 30階までの建物	27.7%	総戸数100戸まで	4.6%
ウ 40階までの建物	23.1%	総戸数200戸まで	12.3%
エ 41階以上の建物	36.9%	総戸数500戸まで	30.8%
		総戸数501戸以上	38.5%

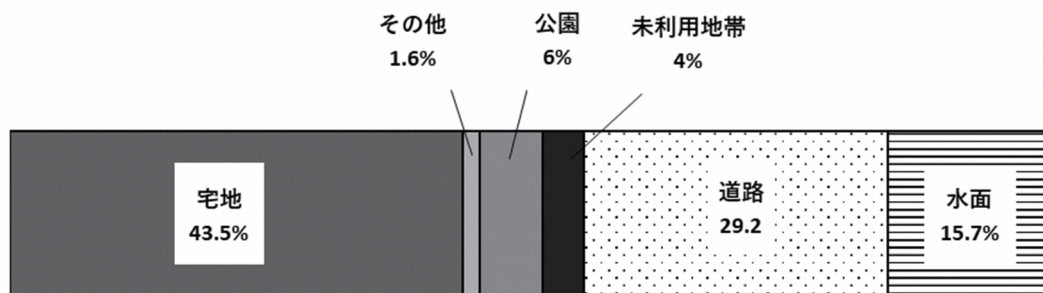
- (3) 竣工年次

最も竣工年次が古いものが昭和63年で、すべて昭和56年の新耐震基準以降に建設されたものである。

第2 交通

区内には、都営地下鉄3路線10駅、東京メトロ6路線14駅、J R東日本2路線3駅の計11路線27駅があるほか、都営バス、江戸バス等により交通機関が網羅されている。

第3 土地利用（出典：東京都区部東京の土地利用 令和3年（2021）年・東京都）



第4 事業所

区内には、卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業等3万4千を超える事業所があり、そこで働く従業員は77万人（出典：令和3年経済センサス活動調査）を超えている。

第5編 震災の前提及び減災目標

第1章 被害想定

第1 前提条件

令和4年5月東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、本区での被害が最大となる地震をこの計画の前提とする。

1 想定地震

項 目	内 容
想定地震	都心南部直下地震
震 源	東京都23区南部
地震の規模	マグニチュード7.3
区内の震度 (区内比率)	6強 一部7 (5強以下:0%、6弱39.6%、6強:59.7%、7:0.7%)
震源の深さ	約49km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)

2 気象条件

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速8m/s	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速8m/s	○ オフィス、繁華街、映画館等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速8m/s	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2 想定結果

1 被害想定

事 項		被 害 想 定（冬の平日風速8m/秒）	
		12時	18時
建 物 被 害	建物全壊棟数（合計）	714棟 ※1	714棟 ※1
	（うちゆれによる）	(700棟)	(700棟)
	（うち液状化による）	(14棟)	(14棟)
	建物半壊棟数（合計）	1,366棟 ※2	1,366棟 ※2
	（うちゆれによる）	(1,318棟)	(1,318棟)
	（うち液状化による）	(49棟)	(49棟)
	うち建物大規模半壊棟数（合計）	300棟 ※3	300棟 ※3
	（うちゆれによる）	(283棟)	(283棟)
	（うち液状化による）	(17棟)	(17棟)
出火による 被 害	出 火 件 数	12件	11件
	焼 失 棟 数	4 棟 ※4	4 棟 ※4
人 的 被 害	死 者	93人	84人
	（うちゆれ建物被害）	(85人)	(77人)
	（うち屋内収容物）	(6人)	(5人)
	（うち火災）	(1人)	(1人)
	（うちブロック塀等）	(0人)	(1人)
	（うち屋外落下物）	(0人)	(1人)
	（要配慮者の死者数）	(14人) ※5	(13人) ※5
	負 傷 者	3,249人	2,702人
	（うちゆれ建物被害）	(2,829人)	(2,287人)
	（うち屋内収容物）	(385人)	(308人)
	（うち火災）	(17人)	(13人)
	（うちブロック塀等）	(4人)	(22人)
	（うち屋外落下物）	(13人)	(73人)
	重 傷 者	323人 ※6	275人 ※6
避 難 者 数		50,124人	50,126人
帰 宅 困 難 者 数		337,098人	337,098人
都 内 滞 留 者 数		647,808人	647,808人
閉 じ 込 め に つ な が り 得 る エ レ ベ ー タ ー 停 止 台 数		1,094台	1,096台
自 力 脱 出 困 難 者		1,192人	968人
災 害 廃 棄 物		99万t	99万t
ライフライン	上 水 道 断 水 率	45.5%	45.5%
	下 水 道 被 害 率	4.4%	4.4%
	ガ ス 供 給 停 止 率	30.0%	30.0%
	電 力 停 電 率	22.1%	22.2%
	通 信 不 通 回 線 率	0.9%	1.0%

（小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。）

- ※1 「建物全壊棟数（合計）」は、「ゆれによる全壊棟数」と「液状化による全壊棟数」の合計値である。
- ※2 「建物半壊棟数（合計）」は、「ゆれによる半壊棟数」と「液状化による半壊棟数」の合計値であるが、小数点以下の四捨五入により一致しない。
- ※3 建物大規模半壊棟数は、建物半壊棟数の内数である。
- ※4 焼失棟数は倒壊建物を含む。
- ※5 要配慮者の死者数は、「死者」の内数である。複数の属性を対象としているが、属性間の重複は除去していない。
- ※6 重症者数は、負傷者数の内数である。
- ※7 ライフライン被害は、次のとおり定量化可能な被害が限定的であり、実際には被害拡大と復旧の可能性が高い点に留意が必要である。
 - ・電力被害：配電設備被害による停電率 ・通信被害：配電網被害による不通回線率

2 被害の概要

- (1) 本区においては、区内面積に占める約60%の地域が震度6強の地震が発生し、ゆれ、液状化による全壊棟数は714棟である。
- (2) 死者及び負傷者は、ゆれによる建物被害を原因とするものが多い。
- (3) 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、震度6強のエリア内で発生し、ほとんどの鉄道は運行を一時停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- (4) 鉄道等の運行停止により、多数の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- (5) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

第3 津波被害想定

本区での南海トラフ巨大地震の津波による被害は、河川敷は浸水するものの住宅地等の浸水はない想定である。

事 項		津波想定	
		中央区	東京全域
南海トラフ 巨大地震	最大津波高（満潮時）	2.42m	2.63m
	30cm津波到達時間	1時間45分	1時間22分～1時間45分
	最大津波到達時間	3時間23分	1時間47分～3時間57分

第2章 減災目標

都は、都防災計画（令和5年修正）において、以下の基本認識を踏まえ、防災対策の具体化を図るため新たな減災目標を設定した。

《基本認識》

- ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要
- 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制のさらなる強化が必要
- すべての被災者が安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要

区においても、都と一体となって効果的な防災・減災対策を推進するため、都防災計画と同様の視点に立ち、震災に対する減災目標を修正した。

減災の取組にあたっては、区及び防災機関による取組のみならず、区民一人一人・地域・事業所の意識高揚やさまざまな防災対策の活動を支援することで、「地域ぐるみで支え合い、助け合う」環境づくりをより一層推進していく。

《減災目標》

2030年度までに首都直下地震による人的・物的被害を概ね半減

《減災に向けた主な対策》

- 「地域ぐるみ」の防災力強化
 - ア 区民一人一人の「自助」による防災力の向上
(各家庭での取組及び在宅避難の普及・啓発、防災意識の高揚、出火防止対策)
 - イ 地域による「自助、共助」の推進
(防災区民組織の育成・支援、防災拠点運営委員会の活動支援、マンション管理組合等への普及・啓発等マンション防災の推進、事業所防災対策の推進、ボランティア活動等の充実強化)
- 応急復旧体制の推進
 - ア 災害に強い安全なまちづくり
(都市基盤の整備、再開発等の機会を捉えた防災機能の整備促進、マンション防災対策)
 - イ 応急対応力の強化
(職員向け訓練・研修の充実等災害対応力の強化、初動態勢の強化、防災関係機関との連携強化、受援体制の構築)
 - ウ 情報通信の確保
(防災関係機関との確実な情報通信連絡体制の確立、多様な手段による区民等への広報)
 - エ 医療救護・保健衛生等の体制強化
(医師会や薬剤師会・災害拠点病院等との連携・協力体制強化)
 - オ 防災拠点等の整備・運営体制の拡充
(地域防災の担い手の育成、備蓄・調達体制の充実、防災拠点等における感染症や要配慮者への支援強化、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定推進)
 - カ 物資輸送体制の強化
(国や都からの救援物資の受入・輸送体制の強化、水上輸送の活用)
 - キ 帰宅困難者対策の推進
(一時滞在施設等確保の拡充、一斉帰宅抑制等の一層の周知徹底)
 - ク 区民の生活再建
(被災者生活再建支援システムの活用による災証明書発行の体制確立、被災者の生活再建に向けた各種支援)

第3章 地域危険度

都は、東京都震災対策条例第12条に基づき概ね5年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に算出し、その結果を都民に公表するものとしている。令和4年9月に都が発表した「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」の概要は次のとおりである。

なお、今後新たな調査結果が公表された際には、本区においても公表し、周知を図るものとする。

第1 調査の目的

- 1 震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- 2 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

第2 調査結果

都内の市街地区域の5,192町丁目について次の危険度を算出し、あらかじめ定められた分布率により町丁目ごとに5つのランクに分けて相対的に評価し地域の地震に対する危険度を示している。

1 建物倒壊危険度

地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したもの

2 火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を算出して、火災発生による延焼の危険性の度合いを評価したもの

3 災害時活動困難係数

道路網の稠密さや広幅員道路の多さなど、道路の整備状況により避難や救助等といった災害時活動のしやすさ(困難さ)を算出したもの

第3 ランク別町丁目数

ランク(危険度)		1(低)	2	3	4	5(高)	合計
都	町丁目数	2,344	1,653	822	288	85	5,192
	分布率	45.2%	31.8%	15.8%	5.6%	1.6%	100.0%
中央区	町丁目数	52	41	4	1	0	98
	分布率	53.1%	41.8%	4.1%	1.0%	0.0%	100.0%

※ 危険度ランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。

第4 区の町丁目別総合危険度

危険度		町丁目別分布
大 ↑	5	なし
	4	月島三丁目
	3	入船二丁目、日本橋人形町二丁目、佃三丁目、月島一丁目
	2	銀座三丁目、新富一丁目、新富二丁目 入船一丁目、入船三丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目 築地二丁目、築地四丁目、築地六丁目、築地七丁目 八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目 日本橋室町一丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目 日本橋本町四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋富沢町 日本橋人形町一丁目、日本橋人形町三丁目、日本橋蛸殻町一丁目 日本橋馬喰町一丁目、日本橋横山町 東日本橋一丁目、東日本橋二丁目、東日本橋三丁目、日本橋久松町 日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目、日本橋浜町三丁目 日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、佃一丁目、佃二丁目 月島二丁目、月島四丁目、勝どき二丁目
	1	八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座四丁目 銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目 明石町、築地一丁目、築地三丁目、築地五丁目、浜離宮庭園 八丁堀四丁目、新川一丁目、新川二丁目 日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目 日本橋本石町四丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目 日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋大伝馬町 日本橋堀留町一丁目、日本橋堀留町二丁目 日本橋小網町、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋箱崎町 日本橋馬喰町二丁目、日本橋中洲 日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目 日本橋茅場町一丁目、日本橋兜町 勝どき一丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目 勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町 晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目
	↓ 小	

※ 区の町丁目別の地域危険度マップは、資料編（1ページ）を参照。

第6編 複合災害への対応

平成23年3月の東日本大震災は大地震、大津波、原子力発電所事故が重なる複合的な災害が発生した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染症の拡大期に発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営を図るなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

このようにさまざまな災害が同時又は時間差をもって複合的に発生した場合、被害の激化や広域化、長期化が懸念される。

そのため、防災関係機関は、地震と風水害や感染症流行期等の複合災害を想定し、応急・復旧対策に関して必要な体制を確立するとともに、災害から区民の生命・身体及び財産を守るよう災害対応に関する業務機能を維持することに努める。併せて、防災拠点運営委員会の活動の場などを通じて複合災害への備えについての普及・啓発を図っていく。

風 水 害	○ 台風シーズン等降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
感 染 症 感染拡大	○ 多数の区民が避難する中で感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ○ 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性
火山噴火	○ 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ○ 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化

第7編 発災後の時間軸に沿った災害対応シナリオ

- 実際に起きる災害は、地震規模はもとより、季節、曜日、時間帯に加えて気象条件などの要因によって大きく変化することから、その状況や事象に応じて柔軟かつ臨機応変な災害対応が求められる。その上で、実災害で起きる被害等についてあらかじめ具体的なイメージを持ち、発災直後からの活動を整理し、防災対策としての備えに役立てていくことが重要である。
- このシナリオは、被害想定の結果のみにとらわれることなく、①どのような災害事象が起こり得るのか（被害の様相）、②区民・地域（自助・共助）の行動はどのように推移するのか、③区の災害対策本部（公助）はどのように実施されていくのか、といった視点により整理したものである。

《シナリオの特徴》

- 被害の様相は、都が被害想定の中で公表した「身の回りで起こり得る被害の様相」を参考にして、一般的な想定の一つとして作成されているため、実災害では、シナリオに記述されたすべての事象が区の地域において必ず発生するものではない。そのため、区において災対応急活動を検討する上で特に留意すべき項目をあげている。
- シナリオは、災害発生後の時間軸に沿った事象の像を描いている。そのため、被災状況の推移に対する被災者のニーズや、それに伴う区が実施すべき災害対応の一連の流れを明確化している。
今後も区防災計画の修正を機に、社会状況の変化や防災対策の進捗等に応じて適宜見直していく。

災害対応シナリオ（災害事象と災害対応）

○ 実際起きる災害は、地震規模はもとより、季節、曜日、時間帯に加えて気象条件などの要因によって大きく変化することから、その状況や事象に応じて柔軟かつ臨機応変な災害対応が求められる。その上で、実災害で起きる被害等についてあらかじめ具体的なイメージを持ち、発災直後からの活動を整理し、防災対策としての備えに役立てていくことが重要である。

○ このシナリオは、被害想定の結果のみにとらわれることなく、①どのような災害事象が起こり得るのか（被害の様相）、②区民・地域（自助・共助）の行動はどのように推移するのか、③区の災害対策本部（公助）はどのように実施されていくのか、といった視点により整理したものである。なお、災害事象と災害対応は、一つの想定として作成されたものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

【凡例】

●…避難行動

●…災害ボランティアとの連携

●…公共施設等の応急・復旧対策

●…道路・橋りょう等の応急・復旧対策

●…情報通信

●…医療救護・保健衛生

●…遺体の取扱い

●…人的・物的受援

●…防災拠点等運営

●…輸送

●…帰宅困難者対策

●…応急給水

●…災害廃棄物処理

●…り災証明書手続

●…被災者の生活確保（義援金含む）

●…応急教育等

発災後の経過時間			発 災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月		
			【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】						(7日以内)	(2週間以内)
災害対応のフェーズ			初動対応期			応急対応期		復旧対応期		復興対応期
災害事象と被害	建物被害 人的被害	ゆ れ	○ 震度6弱以上のゆれにより、老朽化や耐震性の低い木造建物やビル・マンションの倒壊、中間層の圧壊により、人が下敷きとなり死傷者発生			余震により本震では倒壊に至らなかった建物が倒壊するなど、さらなる被害拡大につながる可能あり				
			○ 屋内における窓ガラス等の飛散、固定していない家具等の移動による衝突・転倒や、屋外における足場の転倒や落下物等による死傷者が発生			道路啓開に時間を要するため、DMATや救出救助部隊の応援等実施		被災地域外からの救助部隊も応援に加わり、引き続き救出救助活動が継続		
		火 災	○ 地震によるゆれや建物倒壊の影響で、住宅や事業所の火気・電気器具等から出火し同時に火災が発生 ○ 消火設備がない集合住宅では、耐火造であっても火災が発生する可能性があり、居住者による初期消火ができない場合は住戸全体に延焼			強風下で地震が発生した場合の飛び火による延焼拡大被害の可能性あり		地震発生から数日後の復電(通電時の電気機器や電気配線のショート等)による通電火災や不審火等による火災が発生する可能性あり		
			延焼エリアの住民が、火災から逃れるよう一斉に避難を開始するため、路上が混雑し、混乱の中で死傷者が発生する可能性あり			大規模な延焼が発生した場合、鎮火するまでの数日間は、救助隊が延焼地域に近づくことができず、救出救助活動が困難				
		長周期地震動	高層ビルの中高層階では、長く大きいゆれによって、屋内の人が転倒、家具類の移動等に巻き込まれたり、出火した場合は初期消火が困難となる可能性あり			築年数が古いビルなどにおいて、構造上の安全性が担保できない場合は、一時的な利用中止や屋外への退去、周辺の人々への注意喚起が必要				
	交 通 インフラ	道 路	道路や橋りょう等の被害、沿道建物等の倒壊、延焼火災等により、生活道路を含む道路が通行不能			高速道路及び国道、都道・区道の主要な道路は、一部で通行不能区間が残るが、緊急輸送道路の啓開は概ね完了		生活道路等が徐々に通行可能になる		
			警視庁により道路交通法に基づく交通規制実施			主要な一般道や高速道路について、点検結果を踏まえ、災害対策基本法に基づく緊急交通路の指定・交通規制継続				
		鉄 道	都内の鉄道では、施設、設備の被害状況等の点検等のため、運行停止			大きな揺れにより運行停止となった地域では、鉄道の運行停止は継続				
			発災時に運行していた鉄道の乗客は直近の駅まで誘導され、駅構内だけでなく駅周辺にも利用客が滞留し帰宅困難となる			点検の結果、軽微な被害にとどまった区間等では順次運転を再開		○運行便数等の減による、通勤等への支障が継続 ○道路復旧の状況に応じてバスによる代替輸送開始		
	ラ イ フ ラ イ ン	電 力	○ 建物倒壊等に伴う電柱の傾斜・転倒・配電線の切断、火災に伴う配電線の焼失等による停電が発生			電柱や配電線の復		発電所の多くが復旧し、運転が再開され、停電は概ね解消		
			○ 多くの建物が被災した場合は、状況確認や修理等に時間を要するため、電力会社の発電所や配電設備に被害がない場合でも停電が発生			発電所の被災により供給が低下した場合、電力需要量の調整のため、計画停電の可能性あり				
		通 信	○ 建物、電柱等の損壊・倒壊に伴う固定電話の配線網被害による不通回線率は数%程度に留まると想定されているが、交換機が設置されている通信ビル等が被災した場合、不通回線が増加する可能性あり ○ 携帯電話等の基地局は、伝送路の多くを固定回線に依存しているため、電柱(通信ケーブル)被害等により固定電話が利用困難となった地域では、音声通信、パケット通信とも利用困難 ○ 建物、電柱等が損壊・倒壊し、通信ケーブルや携帯電話基地局が被災した場合、インターネットは使えなくなる			固定電話の不通回線の解消とともに、携帯電話の通話等の支障も解消		家屋、ビル、電柱等の損壊・倒壊に伴う配線網被害は、通信ケーブルの復旧作業が進み、固定電話の通話機能支障は概ね解消		
			安否の問合せ等が大量に発生し通話のふくそうが発生			安否の問合せ等による回線利用が多数発生する他、緊急通信や重要通信を確保するための一般通話の制御により電話がかかりにくい状態が継続				
		上水道	管路の被害により一部の地域において断水が発生					管路の復旧がほぼ完了し、管路被害を原因とする断水は概ね解消		
	防災拠点等では、備蓄により飲用水が提供されるほか、給水車による給水など都や区による給水活動を実施									

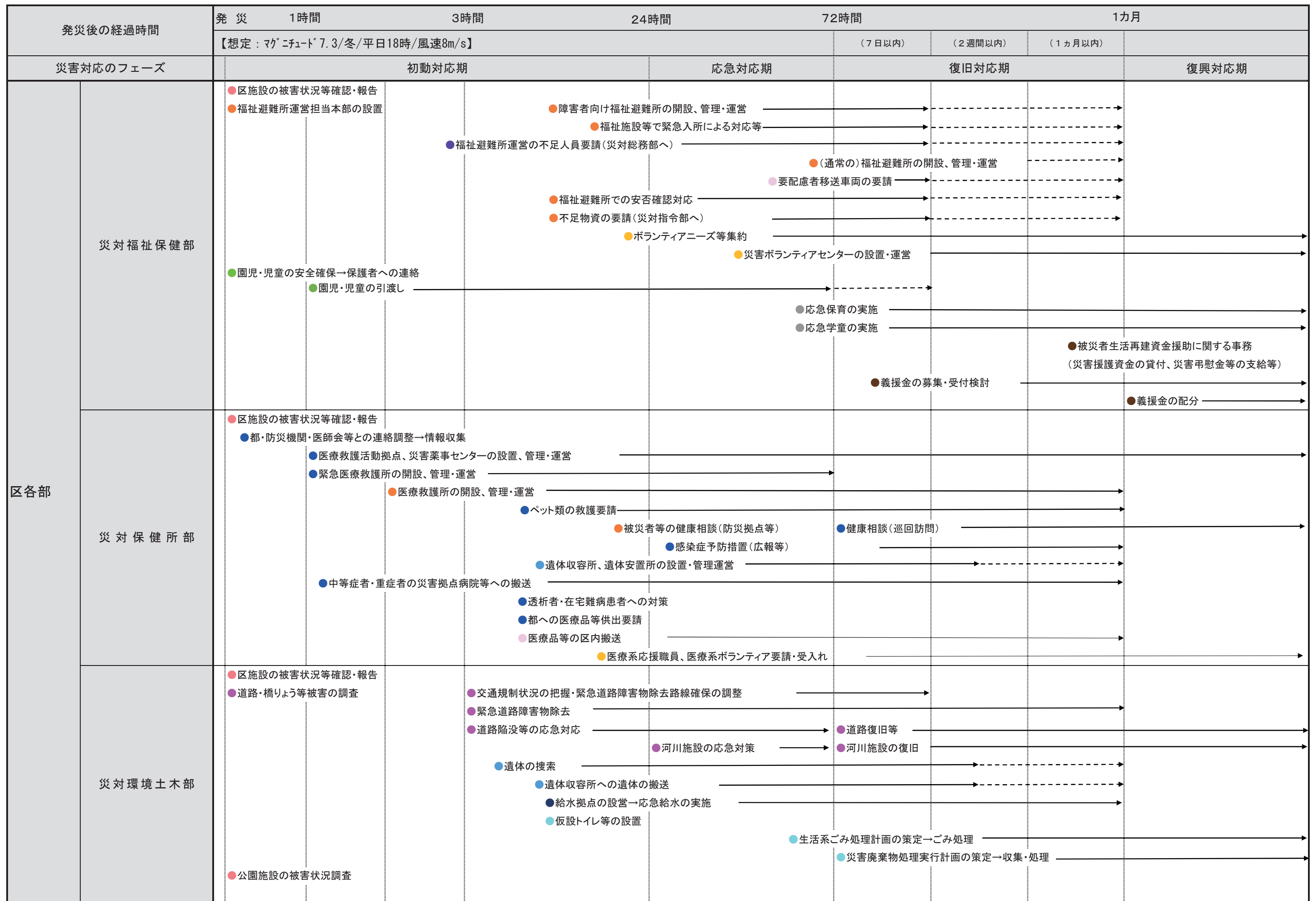
総

則

発災後の経過時間			発 災		1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月			
			【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】							(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)
災害対応のフェーズ			初動対応期				応急対応期	復旧対応期			復興対応期	
災害事象と被害	ライフライン	下水道	強いゆれ等により管路の損傷等の被害が生じ、一部の地域で下水道の利用が困難				都による緊急調査の実施により、下水道の利用が困難な地域が判明	管路の緊急調査が完了し、応急復旧作業が実施される			管路の応急復旧が完了し、下水道利用の制限が概ね解消	
			水道の供給が再開されても、オフィスビルや集合住宅では管理会社等による排水管等の点検・修理が終了するまで、トイレが利用不可									
		ガ ス	○ 一般家庭の低圧ガスは、ゆれの大きな地域では安全措置が作動し広域的にガス供給が停止(マイコンメーターが震度5弱程度以上で自動遮断) ○ ガスの製造能力は維持され、高圧ガス及び中圧ガスの導管の供給は継続				全国のガス事業者から応援要員が派遣され、管路の復旧開始			安全点検の終了や管路の復旧により、多くの地域でガスの供給停止が解消		
			燃 料	製油所や油槽所等が被災し、燃料となる石油製品の出荷・受入機能等が低下				タンクローリー等により燃料輸送が開始		○ ガソリンスタンドでは、渋滞や在庫不足が継続し、自動車等の利用に支障が生じる可能性あり ○ 被害の小さい製油所等では、安全確認が終了し稼働を再開		
		一部のガソリンスタンドでは設備の損壊、停電等により給油ができず営業不能										
	生活への影響	避難者	ライフラインの途絶等に伴い、一部の住民が防災拠点等や親戚・知人宅等に避難				家庭内備蓄が枯渇し、防災拠点において在宅避難者からの物資等の供給依頼が増加			ライフライン復旧に伴い避難者が自宅、親戚・知人宅等へ移動するとともに、応急仮設住宅等への入居等が進み、防災拠点等の避難者数が減少		
							避難スペースの過密状況や避難所生活環境の悪化に伴い、避難者の健康状態の低下をまねく					
		帰宅困難者	○ 公共交通機関が広域的に運行停止し、勤務先や通学先、宿泊先等へ移動する人や、近くに滞在先のない人が屋外に滞留 ○ 一時滞在施設の開設場所や混雑状況等がわからず、多数の帰宅困難者が発生し、駅や防災拠点に集中				公共交通機関が復旧しない間は、事業所や一時滞在施設等に滞在		運行を再開した鉄道区間では、駅やその周辺に多くの人々が集中			
			物 資	建物やライフライン被害等によって、スーパー等で住民が物資を確保することが困難				衛生用品等の生活必需品などにおいて避難者ニーズ等が多様化				
		道路の被害により、プッシュ型支援等による物資の受入れ(防災拠点等への物資供給)が遅延する可能性あり										
		要配慮者	保護者や支援者の被災により移動困難となり、乳幼児等の引き取りや要配慮者の安否確認に支障がでる可能性あり				要配慮者の避難の増加等により、個々の状況に応じた支援が困難になるなど、災害関連死を招く可能性あり			生活不活発な状態で長期間過ごした結果、心身機能低下の可能性あり		
			日本語が不自由であったり、地震に関する知識が少ない外国人や観光客等が発災時に適切な避難をとれず、火災等に巻き込まれる可能性あり							外国人等が生活再建支援金等の支援制度を有効活用できない可能性あり		
		医療機能	○ 建物の損壊や火災の発生などにより、負傷者が病院に集中 ○ 災害拠点病院等を除く一部の医療機関では、建物被害等により治療が困難になる可能性あり				時間経過とともに病院等へ搬送される負傷者等が増加し、災害拠点病院等の収容力超過や医療人材の不足などの混乱が発生 →他地域への負傷者の搬送、被災地外からDMAT等の医療従事者が応援派遣					
			保健衛生・防疫	○ 多数の被災者が防災拠点等に避難することで防災拠点等の衛生環境が悪化し、感染症等により、体調を崩す避難者が発生する可能性あり ○ 避難者や自宅に留まる被災者が、停電により暖房が利用できず、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性あり							防災拠点等や在宅避難を問わず、避難生活の長期化に伴うストレスにより体調を悪化させる被災者が増加	
		生活ごみ災害廃棄物		強いゆれや火災等による家屋倒壊や焼失等に伴い、がれき等の災害廃棄物に加え防災拠点等から大量の生活ごみが発生				地震発生から数日間は、災害対応業務への従事、道路渋滞・道路被害に伴う回収車両の通行困難等により、十分な回収作業の実施が困難			全国からの応援車両等が入り、大量に発生した生活ごみや災害廃棄物等の回収や処理施設等への輸送等の作業が本格化	
			ゆれが比較的小さく、被害が軽微であった地域でも、転倒・落下して破損した家財道具などの「片付けごみ」が発生				道路啓開やビル等の倒壊に伴い散乱したがれきなどの搬送に必要な人員が不足し、作業は遅延					
		エレベーター被害	強いゆれや停電等に伴うエレベーターの非常停止により閉じ込めが発生 →多数のエレベーター停止により事業者の対応が追いつかず、救助まで長時間を要する箇所が発生									

発災後の経過時間			発 災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月		
			【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】						(7日以内)	(2週間以内)
災害対応のフェーズ			初動対応期			応急対応期	復旧対応期		復興対応期	
予測される自助・共助の行動	区民（地域）による自助・共助	避難行動	●身の安全の確保 ●在宅避難 ●火災による一時集合場所へ避難 ●自宅損壊の危険による防災拠点への避難			●延焼火災による広域避難場所への避難 → 防災拠点への避難	●備蓄品の枯渇等による防災拠点への避難 ●要配慮者の福祉避難所への避難（防災拠点での生活が困難な場合）			
		情報収集	●テレビ、ラジオ、区ホームページその他利用可能な通信手段による情報収集			●防災拠点での情報収集				
		安否確認	○家族の安否確認（災害用伝言ダイヤル等の活用） ○防災区民組織の安否確認 ○マンションでの安否確認			○搜索（防災拠点等）	●遺体収容所での照会			
		消火・救出・救護活動	○初期消火 ○救出活動 ●負傷者の応急救護・救急搬送要請等への協力							
		防災拠点等開設運営	●防災拠点等の準備・開設・運営			(防災拠点等の自主的な運営（本格化）)	●防災拠点等の閉鎖			
		生活再建				●被災家屋危険度判定結果の確認 ●被災住宅の応急修理の実施 ●被災証明書の交付申請 ●生活再建支援制度の活用 ●仮設住宅への入居				
	帰宅困難者		●身の安全確保 ●事業所待機（交通障害の発生により帰宅困難に陥る） ●広場などの安全な場所に一時的に避難 ●延焼火災の危険がある場合は避難行動			●区ホームページ等で一時滞在施設の開設状況を確認し避難	●帰宅行動開始（児童等の引取り）			
本 部	都	○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○自衛隊への災害派遣要請 ○海上保安庁への支援要請	○本部審議（以後、適宜開催）							
		○災害救助法の事前連絡 ○報道発表（以後、適宜発表）	適用							
	区	○本部の設置 ○非常配備態勢の発令（非常配備態勢が確立するまでは、臨時非常配備態勢で対応） ●避難指示等 ●災害情報の収集等	○都へ自衛隊の派遣要請 ○都へ海上保安庁の支援要請							
○本部会議（以後、都本部審議にあわせて適宜実施）										
○災害救助法の適用要請→運用			○災害復興体制の構築（災害復興本部設置）されるまで対応							

発災後の経過時間		発 災		1時間		3時間		24時間		72時間		1カ月					
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】										(7日以内)		(2週間以内)		(1ヵ月以内)	
災害対応のフェーズ		初動対応期					応急対応期					復旧対応期				復興対応期	
区各部	災 対 指 令 部	○災害情報の収集 ●区施設の被害状況等確認・報告 ●防災機関への通報				●都へ被害状況等を報告 ●一時滞在施設へ防災マップアプリ等での情報提供 ●都へ人的応援要請→応援調整 ●物資等輸送車両の要請		●帰宅支援情報等の収集 ●不足物資の集約→救援物資の要請 ●物資配分計画の作成		●都へ広域火葬の応援・協力要請 ●都へ応急給水の要請 ●携帯トイレ等を要請		●職業あっせん依頼／商工業融資					
	災 対 総 務 部	●区施設の被害状況等確認・報告 ●来庁者の救護、避難誘導 ●各部の出勤状況を収集		●区所有車両の配車		不足人員の把握●人的受援の調整→区各部に応援人員の振分け (以降、●環境土木部へ適宜、道路啓開状況等の確認)				●り災証明書交付態勢の構築		●り災証明書の交付 ●区税等の徴収猶予・減免 ●ブーケ21での相談窓口対応					
	災対財政広報部	●区施設の被害状況等確認・報告 ●区ホームページのトップページを災害用ページへ切り替え ●災害広報情報の収集		●二次被害防止のための注意喚起 ●一斉帰宅の抑制の周知		●区民等への広報 《主な広報内容》 ●災害情報や措置状況等 ●防災拠点/医療救護所開設状況 ●一時滞在施設の開設状況 ●遺体収容所の設置等		●感染症予防措置 ●帰宅支援情報等の周知 ●報道機関への発表		●(通常の)福祉避難所の開設状況 ●ごみの分別・集積・収集等状況 ●広聴活動		○復興基本方針の策定 生活復興計画の策定○					
	災 対 区 民 部	●区施設の被害状況等確認・報告 ●避難誘導 ●災害地調査				●避難者情報の集約(防災拠点、副拠点、福祉避難所) ●安否情報名簿の整理・更新・管理 ●語学ボランティアの受入れ→活動調整 ●物資輸送態勢の構築		●地域内輸送拠点の開設・運営 ●救援物資の受入れ・仕分け・輸送 ●遺体の遺族等への引渡し(警察署との協力による) ●死亡届の受理・火葬許可証等の交付									



発災後の経過時間		発 災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月		
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】				(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)	
災害対応のフェーズ		初動対応期			応急対応期		復旧対応期		復興対応期
区各部	災 対 都 市 整 備 部		●区施設の被害状況等の把握	●応急修理計画の作成	●応急危険度判定員の派遣要請(都へ)	●被災住宅の応急危険度判定の実施	●住家被害認定調査実施態勢の構築	●(応急危険度判定後)住家被害認定調査の実施(第1次)	●住家被害認定調査の実施(第2次)
	災 対 教 育 部	●区施設の被害状況等確認・報告	●防災拠点の準備・開設・管理運営	●副拠点の開設・管理運営	●防災拠点での飲料水、食料、生活必需品の供給	●不足物資の要請(災対指令部へ)	●被災住宅の応急修理の実施	●倒壊建物の解体・撤去受付窓口の設置、解体等作業委託	●応急仮設住宅等の供与
		●児童等の安全確保→保護者への連絡	●児童等の引渡し				○復興基本方針の策定	○都市復興計画の策定○	
							○学用品の調達・配分		
							○応急教育の実施		

第2部 施策ごとの具体的計画

第1編	「地域ぐるみ」の防災力向上	39
第2編	災害に強いまちづくり	71
第3編	交通ネットワーク及び ライフラインの確保	87
第4編	応急対応力の強化	129
第5編	情報通信の確保	185
第6編	医療救護・保健衛生等対策	203
第7編	避難者対策	227
第8編	帰宅困難者対策	257
第9編	物資・給水・輸送対策	263
第10編	区民生活の早期再建	279

第1編 「地域ぐるみ」の防災力向上

対策内容と役割分担

機関名	主な対策内容
第1章 区民の防災力の向上	
区 民	○ 在宅避難に向けた日常備蓄の実施（最低3日分） ○ 町会・自治会等による相互協力体制への協力
区	○ 区民の意識啓発のための広報活動 ○ 防災教育・防災訓練の充実
第2章 地域による共助の推進	
防災区民組織等	○ 発災初期における消火、応急救護活動の実施
区	○ 防災区民組織等への支援
第3章 消防団活動の充実・強化	
消防団	○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
消防署	○ 消防団員の確保、消防団の活動支援（教育訓練や資機材等整備）
第4章 マンション防災対策の推進	
マンション管理組合等	○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
区	○ 防災対策優良マンションの認定及び支援
第5章 事業所による自助・共助の強化	
事業所	○ 事業所における防災体制の構築 ○ 従業員等一斉帰宅の抑制及び施設利用者の保護 ○ 地域活動への協力
区	○ 事業所防災対策に関する普及・啓発
消防署	○ 事業所防災計画の作成指導 ○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実・強化
第6章 学校における防災体制の推進	
学 校	○ 防災教育の推進 ○ 学校危機管理マニュアルに基づいた活動の実施
第7章 災害ボランティアとの連携	
都（生活文化スポーツ局）	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区災害ボランティアセンターを支援 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供
東京ボランティア・市民活動センター	○ 災害ボランティアコーディネーターの派遣、区災害ボランティアセンターの立上げ・運営支援 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
区	○ 区災害ボランティアセンター等の設置・運営

【基本的な考え方】

防災対策においては「自助」、「共助」の取組が極めて肝要である。発災時においては、発災直後からの一定期間は十分な行政体制の確保が難しいことから、区民一人一人の防災意識を高め、防災区民組織、消防団、事業所等さまざまな主体が連携し地域防災力を強化していくことが重要である。

区は、地域における主体的な防災組織である防災区民組織をはじめ、当組織や町会・自治会等の連携により運営され、地域防災の要でもある防災拠点運営委員会、地域の安全確保の役割を担う消防団の活動、さらには、区内において多くの世帯が居住するマンションにおける自主防災活動への積極的な支援を行う。併せて事業所に対しては自らの組織力を活用する等、地域と一体となった防災対策を推進していく。

一方、発災後も自宅の安全が確保できる場合には、自宅で生活続ける「在宅避難」を行うことで、被災生活におけるストレスの軽減や感染症拡大の防止等にもつながることを踏まえ、こうした災害時の重要な避難行動である「在宅避難」の推奨とともに、「在宅避難」のために必要な備えに関する普及・啓発を強化していく。

第1章 区民の防災力の向上

【予防対策】

第1 区民による自助の備え

区民は、自らの生命、身体及び財産を災害から守り、自宅での生活を継続するため、一人一人が自らの身の安全は自らが守る「自助」の精神に基づき、次の措置をとることが必要である。

- 建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 家具類の転倒・落下・移動防止、窓ガラス等の落下・飛散防止及び住宅用火災警報器の設置
- 日頃からの出火防止対策（感震ブレーカーの設置等）
- 消火器等初期消火に必要な用具の準備
- 自宅での生活を維持するために必要な飲料水（1人3ℓ×最低3日分×家族人数）、食料（最低3日分×家族人数）、医薬品、携帯ラジオ、簡易照明、携帯トイレ・簡易トイレ（1人1日5枚程度×最低3日分×家族人数）等の準備
- 地震が発生した場合の家族の役割分担、連絡方法、避難経路・場所及び方法についての確認
- 都・区・町会などが行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による地域防災力向上への寄与

第2 防災意識の啓発

区民及び事業所が災害に対する正しい知識と理解をもち、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高めていくよう、区は、平時から防災関係機関と協力しながら、区民及び事業所に対し、防災意識の普及とともに災害応急対策業務への参加の重要性について普及を進めていく。

1 区の普及対策

(1) 防災危機管理センター

災害時において情報の中枢を担う活動拠点となる防災危機管理センターは、平時から、区民に身近な防災に関する総合窓口として、防災関連の情報提供や各種相談対応を行う。

ア 防災資器材展示コーナー

家具類転倒・落下・移動防止器具、ガラス飛散防止フィルム、飲料水や食料等の防災用品、防災用資器材を展示し、区民と事業所に対して防災用品等に関する知識の普及を行うとともに、防災用品を安価に購入できるようあっせんを行う。

イ 防災危機管理総合カウンター

区民や事業所の防災及び危機管理に関する相談対応やパンフレット等の配布を行う。

《普及・啓発用パンフレット等》

- 広域避難場所や避難所等を示した中央区防災マップ
- 浸水範囲及び深さの予想を示した中央区洪水ハザードマップ
- 区民向け「わが家わがまちの防災ハンドブック」
- 持ち運びに便利な「わが家わがまちの地震防災（ポケット版）」

- マンションでの防災対策を示した「いま、始めよう。マンション防災」
- 事業所経営者向け「あなたのオフィスは大丈夫！？」
- 事業所従業員向け「オフィスサバイバルBOOK」
- その他、本区防災関連事業のパンフレット
- 防災関係機関の発行するパンフレット

ウ 映像の貸出

各家庭や町会・自治会等の防災対策を示した「わが家わがまちの地震防災」、マンションの防災対策を示した「備えて安心！マンション防災～災害時にも住み続けられる高層住宅～」、事業所の防災対策を示した「あなたのオフィスは大丈夫！？～迫る首都直下地震！備えと心構え～」などDVDの貸出を行う。

(2) インターネットによる情報の提供

災害に対する事前の備えを喚起し被害の抑止と拡大防止を図るため、区ホームページや防災マップアプリを通じて、家具類の転倒・落下・移動防止対策、飲料水・食料の備蓄など各種防災情報の提供を行っていく。

(3) 防災拠点運営委員会を通じての普及

防災拠点運営委員会において、被害想定及び被害想定に基づく各家庭の対策など、最新の防災情報を適宜提供していく。

(4) 防災講演会の開催

防災意識の普及・啓発を図るため、区内事業所、防災区民組織及び一般区民を対象に防災講演会を開催するほか、事業所等からの依頼により防災に関する「出前講座」を実施する。

(5) 起震車による災害疑似体験

地震防災対策の啓発及び効果的な防災訓練を実施するため、起震車を町会・自治会や事業所の防災訓練などで活用する。

※ 起震車の運用等に関する協定等については資料編（438～440ページ）を参照。

(6) 防災教育の実施

小中学校等において、過去の大きな災害の教訓を生かした防災学習を実施する。

2 消防署による普及対策

各家庭における震災時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資器材を活用した実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。さらに、各家庭からの出火及び火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることを踏まえ、自動火災報知設備及びスプリンクラーの設置されていない住宅への設置及び維持管理を図る。

(1) 地震発生時の建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止の実施

《住民指導》

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- ガス漏れ警報器、漏電遮断器などの出火を防ぐための安全な機器の普及
- ライフラインの機能停止、復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底
- 対震安全装置付石油燃焼器の普及

- 住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることを踏まえ、自動火災報知設備及びスプリンクラーの設置されていない住宅への設置及び維持管理の促進を図る。
- 防災品、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及びその他の住宅用防災機器についてその有効性を周知するとともに関係機関と連携した普及を図る。
- 地震火災を無くすために、防火防災診断、防火座談会等の実施、回覧板や広報誌を活用した情報の発信を通じて、地震火災の出火原因の周知、火気を取扱う機器周辺の安全化、住宅用防災機器等の普及・啓発を図る。
- 排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

(2) 幼児期から社会人までの総合防災教育の実施

ア 家庭や地域における防災行動力を高め、災害時に自らの判断で行動できるよう各学校の実情に合わせた体系的かつ実践的総合防災教育を推進する。

イ 幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育の普及を図る。

ウ 中学生の職場体験に合わせた防災教育の実施

防火防災に関する基本的な基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域の防災の担い手となるよう育成する。

エ 避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導の強化

中学校は避難所として指定され、地域住民が多数避難してくることから、被災生活期において中学生が地域の防災力となるよう消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び関係機関と連携した指導を実施する。

(3) 地域の防災行動力の向上

防災区民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成やそれぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第3 さまざまな支援方策

1 区民への支援

簡易トイレ等防災用品のあっせんを行うほか、各種補助制度等について区民への積極的な周知を図っていく。

2 要配慮者及び避難行動要支援者への支援

特別な配慮が必要な高齢者や障害者などの要配慮者や、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対し、それぞれの身体状況等に応じ適切に対応できるようさまざまな取組を進め、災害時における支援の充実を図る。

(1) 災害時地域たすけあい名簿

日頃から災害に備えるため、避難行動要支援者の情報を登録した「災害時地域たすけあい名簿」を作成し、名簿の提供に関して本人の同意が得られた場合は地域の避難支援等関係者に事前に提供している。

同名簿を、避難行動要支援者の安否確認、救助、支援等に役立てるとともに、地域の防災訓練における安否確認訓練等にも活用し、地域の防災力を高めていく。

(2) 個別避難計画

災害対策基本法に基づき、災害発生時における避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を推進する。

(3) 避難行動要支援者の支援体制の整備

関係機関と連携・協力し、発災時における安否確認や避難誘導、避難所や在宅避難の際の生活支援等が適切に行えるよう、「災害時地域たすけあい名簿」等を活用して避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(4) 地域見守り事業の促進による災害時対応の強化

支援する側と支援される側が日頃から互いに顔の見える関係をつくることが大切であり、地域における支援活動が迅速かつ円滑に行われるよう地域の方々による見守り活動の拡大等を促していく。

(5) 民間事業者等との災害時応援体制の整備

介護サービス事業者など関係機関と連携し、情報共有等を図りながら、要配慮者に対する支援体制を整備する。

(6) 福祉避難所の開設・運営マニュアルの改訂

区施設における福祉避難所について、災害の規模等に応じて円滑に開設・運営できるよう関係機関との検討内容を踏まえ運営マニュアルを随時改訂する。

(7) 福祉避難所備蓄品の整備

要配慮者に配慮した備蓄品を整備する。

(8) 家具類転倒・落下・移動防止器具の設置助成

高齢者及び障害のある方に対し、家具類転倒・落下・移動防止器具の設置を推進する。

(9) 防災広報の徹底

区は防災機関と連携・協力し、災害時に避難指示等必要な情報を確実に要配慮者本人やその家族等に伝達できるよう広報体制の整備に努める。

また、要配慮者に対しては、日頃から災害に備え避難経路、避難場所、防災拠点等の周知を徹底していく。

3 女性の視点等を踏まえた防災対策の充実

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力の向上を図ることを目的として、平成24年に災害対策基本法の改正が行われた。さらに、令和2年5月には、防災担当部局と男女共同参画部局等の連携による男女共同参画を踏まえた災害対応力のさらなる強化に向けて、防災・復興ガイドラインの策定及び防災基本計画の修正を行った。

また、都では、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点等に配慮した防災対策を推進していくこととしている。

区においても、中央区防災会議の委員である防火防災女性の会の意見等も踏まえながら、男女共同参画の視点等を取り入れた防災対策を進めていく。

(1) 防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーに複数の女性が参画するよう促していくとともに、女性リーダーの育成を図る。

(2) 備蓄物資については、女性の意見等も踏まえて定期的に見直しを行う。

- (3) 復旧・復興期には、男女平等センター「ブーケ21」が女性のさまざまな相談に応じていく。
また、復興計画の策定のほか、復興住宅の設計やまちづくりの場への参画など、意思決定の場への女性の参画促進を図る。

- (4) 平時から地域の女性団体等の交流づくりを充実していく。

4 若い世代の防災意識の向上

防災拠点の運営や防災訓練等において30代から40代の区民の参加促進を図るため、子どもや若い親子が参加しやすい訓練をはじめ、起震車や地震体験シミュレーターのほか、VR（災害疑似体験）機能を活用するなど、より実践的・効果的な訓練を実施することにより、防災意識の向上を図っていく。

5 外国人への支援

災害時に外国人に対して避難誘導等を適切に行えるよう、やさしい日本語や多言語化による情報提供を図るとともに、平時から防災対策の普及を図っていく。

- (1) 多言語による生活ガイドブックを作成し、その中で防災対策や災害時の行動について周知を図っている。
- (2) 英語字幕入りの防災対策DVD「備えて安心！マンション防災」、「わが家わがまちの地震防災」、「あなたのオフィスは大丈夫！？」を作成し、防災意識の啓発を行っている。
- (3) 中央区文化・国際交流振興協会が行う国際交流のつどい等、外国人が参加する各種イベントの機会を捉え、防災対策を周知していく。
- (4) 災害時に、外国人が多言語により情報を入手できるよう区ホームページ、防災マップアプリ及び安全安心メールのさらなる普及を図る。
- (5) 中央エフエム株式会社において災害時にボランティア等を活用し、外国語で災害情報を提供できる体制を構築していく。

6 ペットの飼い主への普及・啓発

災害時の備えなどに関する飼い主への普及・啓発を推進していく。

【応急対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
区 民	○身の安全の確保			
	○出火防止・初期消火			
	○家族の安否確認、情報収集			
	○在宅避難または防災拠点（避難所）への避難			

第4 区民による応急対策の実施

- 災害時には、自身と家族の身の安全を守り、次に出火防止・初期消火を行う。
- 災害情報、避難情報の収集を行う。
- 地震発生後数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、各家庭で備蓄している食料・水・生活必需品を活用する。
- 防災拠点（避難所）においては自ら率先して運営に協力する。

第2章 地域による共助の推進

【予防対策】

第1 防災区民組織

防災区民組織は、地域における防災活動の中核組織として重要な役割を果たすものであり、区は防災区民組織の充実強化に向け、結成や活動の支援を行っていく。

1 組織の性格

東京都震災対策条例第34条に基づき組織されたものであって、地域住民の自発的な防災組織である。

2 組織のあり方

防災区民組織は、地域住民の意志により自発的に結成され、かつ、自主的に運営されることを基本とする。

3 組織の規模等

組織の規模（地域、人員）は、町会・自治会を母体とし、地域の実情、活動業務等に応じて自主的に編成する。

4 平時の活動

- (1) 防災知識の普及・高揚
- (2) 出火防止の徹底
- (3) 初期消火、救出・救護、避難及び風水害対応等訓練の実施
- (4) 防災資器材の備蓄及び保守管理
- (5) 非常食等の備蓄
- (6) 危険箇所の把握と点検、住民への周知
- (7) 避難行動要支援者の把握と災害時支援体制の整備
- (8) 行政及び事業所との連携・協力の検討

5 防災区民組織相互の連携

防災区民組織は、防災拠点運営委員会の構成員となっていることから、防災拠点運営委員会の活動を通じて防災区民組織相互の連携を深めていく。

※ 防災区民組織(町会・自治会)名簿は、資料編(3ページ)を参照。

6 育成方針

区及び防災機関は、防災資器材等の供与や訓練支援を通じて、防災区民組織の育成に努める。

(1) 区による防災区民組織の育成

ア 防災資器材の供与

医療救急箱やトランジスタメガホンのほか、活動に必要となる防災資器材を供与し、組織の装備充実を図っていく。

イ 助成金の交付

防災区民組織の活動を支援するため、次の助成を行う。

- (ア) 結成費助成
- (イ) 運営費助成
- (ウ) 自動体外式除細動器（AED）購入費助成

※ 中央区防災区民組織の育成に関する要綱は、資料編(201ページ)を参照。

ウ 初期消火訓練の助成等

防災区民組織が消防署・消防団の指導のもと初期消火訓練を実施する際に、消火器の薬剤詰替及び非常食等の物資提供を行っている。

※ 中央区初期消火訓練に対する助成要綱は、資料編(206ページ)を参照。

エ 地域活動の育成

防災区民組織の地域活動の強化を図るため、講習会等を開催している。

(ア) 防災講演会

(イ) 応急手当講習会

オ 防火水槽の設置

災害時、軽可搬ポンプによる初期消火活動に役立つよう、区内9カ所の公園・児童遊園等に防火水槽を設置している。

公園・児童遊園名	住 所	容 量
西八丁堀児童遊園	八丁堀3-1-4	10t
鉄砲洲児童公園	湊1-5-1	10t
はとば公園	築地6-19-24	10t
箱崎川第一公園	日本橋箱崎町2-1	10t
箱崎公園	日本橋箱崎18-18	10t
明治座敷地内緑地帯	日本橋浜町2-31先	30t
月島第二児童公園	勝どき1-9-8	10t
月島二丁目児童遊園	月島2-1-9先	10t
佃三丁目児童遊園	佃3-6-8	10t

(2) 消防署による防災区民組織等の育成

ア 地域の防火防災功労賞制度に基づき、地域における効果的な事例や優良な取組を表彰し他の地域に広めている。

イ 女性防火組織、消防少年団、防災区民組織等との連携強化、保有資機(器)材の整備、地域との共助体制づくりの推進、応急救護受講者の促進と応急救護資器材の充実を図る。

第2 町会・自治会

1 組織の性格

地域における住みよいまちづくりを目的として、住民の地域的な連帯感に基づき、自主的に組織されている団体である。

2 協力体制の確立

町会・自治会の多くは、自らを母体とした防災区民組織を結成している。こうした町会・自治会は、防災活動を通じ、区、防災拠点運営委員会、防災関係機関との協力体制を確保・強化していく。

また、防災区民組織が結成されていない町会・自治会は、区及び防災関係機関等と防災活動の実施における協力体制を確保し、防災体制の万全を期するものとする。

第3 防災拠点運営委員会

発災直後、区や防災機関が応急対策業務に注力している段階において、地域の助け合いによる災害対応が迅速かつ的確に行われ、また避難が必要となった場合に、防災区民組織、町会・自治会、事業所等が互いに連携、協力し自主的に防災拠点を開設・運営できる体制を築くため、防災拠点運営委員会(24カ所22委員会、以下、本章第3において「委員会」という。)を設置している。区は、委員会が果たす役割の重要性に鑑み、今後も委員会が主体的かつ持続的に活動できる環境を整備していく。

1 委員会の構成

原則として次の委員及びアドバイザーにより構成される。

(1) 委 員

防災区民組織、町会・自治会

(2) アドバイザー

学校、PTA、警察、消防、消防団、民生委員、医師会、事業所、区等

2 活動計画書の作成

委員会では、平時や災害時の委員会活動について各委員会の地域特性を踏まえ「活動計画書」を作成している。

3 平時の活動

(1) 地域の防災訓練の企画、実施

(2) 災害時の活動態勢の整備

(3) 防災区民組織間の情報交換

(4) 活動計画書の見直し

(5) 活動内容のPR

4 委員会への区の支援

(1) 防災拠点運営委員会連絡会議の開催

各委員会の運営方法や活動状況、課題等の情報を共有化とともに、委員会活動の活性化を目的として開催する。

(2) 防災拠点運営委員会訓練の支援

委員会が主催する訓練については、避難行動要支援者の安否確認、帰宅困難者対応、ペット同行避難、在宅避難者への支援など地域特性に応じた訓練の支援を行う。また、訓練実施にあたり防災機関との調整や資器材の提供のほか、防災対策に関する情報の普及・啓発も積極的に行う。

(3) 防災拠点倉庫

各防災拠点の災害用倉庫においては、備蓄物資や資器材の出し入れを考慮して物品を配置するとともに、十分なスペースを確保するために周辺の防災備蓄倉庫の活用を図る。

(4) 活動マニュアルの整備

各委員会では、活動計画書をもとに、災害発生時における行動フローや資器材の取扱方法等について具体的に記載した防災拠点活動マニュアルを整備している。

防災拠点活動マニュアルは、過去の災害や訓練で得た教訓などを踏まえるとともに、女性及び要配慮者等の視点や感染症対策などの視点を踏まえつつ、良好な生活環境の確保に向け見直

しを行っていく。

(5) 地区防災計画の策定

委員会の活動における指針として、平時や災害時の活動を定めた「活動計画書」、災害時の活動をより具体的に記載した「防災拠点活動マニュアル」が整備されている。

この計画及びマニュアルから、委員会の活動の基本となる事項に基づき構成される計画を、地区防災計画として区防災計画に位置付ける。

ア 「地区防災計画」の内容

(ア) 目的

委員会の活動に係る目的

(イ) 対象地区の範囲

防災拠点の対象となる町会・自治会

(ウ) 委員会の構成

委員会活動の主体となる組織、委員会の活動を支援するアドバイザー及び委員会を構成する役員・班

(エ) 委員会の活動

防災訓練の実施、委員会の定期的な活動内容、災害時の活動内容及び委員会開催時の検討事項

(オ) 利用計画

委員会を設置する小学校（中学校）等の施設が再開する時の対応

(カ) 実践と検証

防災訓練の実施と検証、防災意識の普及啓発及び計画の見直し

(キ) その他

イ 「地区防災計画」を定める防災拠点運営委員会

次の22の委員会について、地区防災計画を定める（51ページ表を参照）。

表 「地区防災計画」を定める防災拠点運営委員会

	防災拠点運営委員会名	活動拠点の場所	
1	城東小学校防災拠点運営委員会	城東小学校	八重洲2-2-1
2	京橋プラザ防災拠点運営委員会	京橋プラザ	銀座1-25-3
3	泰明小学校防災拠点運営委員会	泰明小学校	銀座5-1-13
4	銀座中学校防災拠点運営委員会	銀座中学校	銀座8-19-15
5	中央小学校防災拠点運営委員会	中央小学校	湊1-4-1
6	明石小学校防災拠点運営委員会	明石小学校	明石町1-15
7	京橋築地小学校防災拠点運営委員会	京橋築地小学校	築地2-13-1
8	京華スクエア防災拠点運営委員会	京華スクエア	八丁堀3-17-9
9	明正小学校防災拠点運営委員会	明正小学校	新川2-13-4
10	常盤小学校防災拠点運営委員会	常盤小学校	日本橋本石町4-4-26
11	十思スクエア防災拠点運営委員会	十思スクエア	日本橋小伝馬町5-1
12	日本橋小学校防災拠点運営委員会	日本橋小学校	日本橋人形町1-1-17
13	有馬小学校防災拠点運営委員会	有馬小学校	日本橋蛸殻町2-10-23
14	久松小学校防災拠点運営委員会	久松小学校	日本橋久松町7-2
15	日本橋中学校防災拠点運営委員会	日本橋中学校	日本橋東日本橋1-10-1
16	阪本小学校防災拠点運営委員会	阪本小学校	日本橋兜町15-18
17	佃島小学校・佃中学校防災拠点運営委員会	佃島小学校	佃2-3-1
		佃中学校	佃2-3-2
18	月島第一小学校防災拠点運営委員会	月島第一小学校	月島4-15-1
19	月島第二小学校防災拠点運営委員会	月島第二小学校	勝どき1-12-2
20	月島第三小学校・晴海中学校防災拠点運営委員会	月島第三小学校	晴海1-4-1
		晴海中学校	晴海1-5-3
21	晴海西小学校・晴海西中学校防災拠点運営委員会	晴海西小学校	晴海5-3-5
		晴海西中学校	
22	豊海小学校防災拠点運営委員会	豊海小学校	豊海町3-1

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
町会・自治会 防災区民組織		○初期消火・応急救護等		
防災拠点運営委員会		○防災拠点開設準備・開設・運営 ○副拠点の開設準備・開設・運営		

第4 地域による応急対策の実施

1 防災区民組織等

- (1) 出火防止及び初期消火活動
- (2) 情報収集、伝達及び広報活動
- (3) 安否確認（災害時地域たすけあい名簿による避難行動要支援者の確認等）
- (4) 応急救護に対する協力
- (5) 避難活動
- (6) 避難行動要支援者の支援
- (7) 行政・企業・事業所との協力
- (8) 秩序維持に対する協力
- (9) 炊出しに対する協力
- (10) 救助物資の配分

2 防災拠点運営委員会

(1) 発災初期

- ア 防災拠点の開設
- イ 避難者の受入れ
- ウ 被災状況の確認
- エ 救出・救護、負傷者の手当
- オ 初期消火

※ 発災初期に必要な救出・救護のための資器材を防災資器材庫から搬出できるよう、また、防災拠点としての受入態勢を早期に確立できるよう、防災拠点運営委員会では防災拠点の鍵を

保管している。

(2) 被災生活期（防災拠点開設後）

主に5つの班での活動を行う。（各班の名称については、防災拠点運営委員会により異なる。）

ア 渉外・交渉班

（ア）地域情報のとりまとめ（被害状況、不足物資等地域のニーズ把握）

（イ）広報

（ウ）区や消防・警察等との連絡

（エ）取材・調査等への対応

イ 活動要員班

（ア）活動可能な要員の把握

（イ）活動状況、必要人員の把握

（ウ）ボランティアの受入れ、割り振り

ウ 食料・物資班

（ア）必要な食料・物資の把握、要請

（イ）食料・物資の受入れ、配分、管理

エ 負傷者・要介護者支援班

要配慮者等の受入れ、把握、生活支援

オ 避難所運営班

（ア）避難者の把握

（イ）避難生活ルール作成

（ウ）避難所の環境整備

第3章 消防団活動の充実・強化

【予防対策】

第1 活動体制の充実

消防団は地域防災力の要であり、常備消防、区をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在である。また、公助を担う消防機関であり、地域における共助活動の中心的存在である。

機関名	対策内容
消防団	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 消防団資機材・分団本部施設等の整備 ○ 地域等と連携した防災対策の推進

《取組内容》

- (1) 知人・友人等の地域住民への声掛けを中心とし、事業所、大学生、専門学校生などの対象に応じたリーフレットの配布や消防団を紹介する消防署、消防団のホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団促進をする。
- (2) 大規模災害団員、機能別団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- (3) 震災時の火災対応や救助・救護活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車を整備する。
- (4) 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (5) 応急手当指導員、普及員等の資格取得を推進し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (6) 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- (7) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- (8) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- (9) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- (10) 消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

【応急・復旧対策】

第2 消防団活動

※ 消防団の応急・復旧活動については、第2部第4編第2章「第6 消防団活動」（159ページ）を参照。

第4章 マンション防災対策の推進

【基本的な考え方】

マンションは一般的に耐震性に優れ、大地震においても倒壊による被害の可能性は低い一方で、長周期地震動などによる家具類の転倒・落下・移動等のほか、ライフラインやエレベーターの停止に伴う日常生活への影響が懸念される。

区は、発災後も自宅の安全が確保できる場合には住み慣れた自宅で生活続ける「在宅避難」の推奨に加え、各住戸やマンション管理組合等における備えの重要性の普及啓発とともに、マンションにおける共助に基づく防災活動への積極的な支援を行う。また、災害時において、在宅避難者に対し生活に必要な情報や、不足する物資、食料等を確実に提供できるよう、管理組合等と町会・自治会や防災拠点との連携体制づくりを促進していく。

【予防対策】

第1 マンション管理組合等による取組

1 防災組織の設置

各マンションの特性に応じた防災組織を設置し、飲料水、食料、トイレ、防災資器材等の備蓄や、安否確認体制の確認等の防災活動を行う。

2 防災マニュアルの作成

災害時に円滑かつ的確な対応を図るため、マンションの規模や設備の状況、居住者の年齢構成、管理組合の形態など、各マンションの特性を踏まえた防災マニュアルを作成する。

3 防災訓練の実施

初期消火、救出・救護、炊出し・配給、安否確認・情報伝達等の訓練を実施し、防災対応力の向上を図るとともに、防災マニュアルの検証を行う。

4 家庭での取組の促進

マンション居住者に対し管理組合等の取組について周知するとともに、家具類の転倒・落下・移動防止対策や備蓄等自助による備えを促し、防災意識の向上を図る。

第2 マンション防災の推進

1 在宅避難の推奨

区内全世帯の9割以上が共同住宅居住者であるという地域特性を踏まえ、発災後も自宅で生活を継続する「在宅避難」を推奨するため、適切な避難行動に係る積極的な周知を図っていく。また、在宅避難者へ物資を円滑かつ確実に供給できるよう、マンション管理組合等と防災拠点との連携体制を構築していく。

2 マンション防災対策パンフレット等による普及・啓発

震災時においてもマンション内で継続して生活できるよう、各家庭及び管理組合の備えやマンションにおける災害時の行動、過去の災害の事例を踏まえた復旧の取組等について、マンション向け防災パンフレットの配布やDVDの貸出等により普及・啓発を図る。

3 マンションごとの特性に応じた防災マニュアルの作成支援

令和6年3月に改訂した「震災時活動マニュアル策定の手引き」を活用し、マンションの規模

や設備の状況など、各マンションの特性を踏まえた防災マニュアルの作成を支援する。

4 防災対策推進マンションへの支援

防災対策に関心のあるマンションを「防災対策推進マンション」に登録し、防災アドバイザーの派遣を通じて、防災マニュアル作成や防災訓練の実施、マンションコミュニティづくりに向けた指導・助言等の支援を行う。また、マンション防災講習会の開催、地域の防災情報や本区の防災に関する情報の提供等を通じ、マンションにおける防災対策の促進を図る。

5 防災対策優良マンションの認定及び支援

防災マニュアルの作成や防災訓練の実施、地域の町会等との連携等、防災対策に積極的に取り組むマンションを「防災対策優良マンション」として認定するとともに、防災活動に必要な資器材の供与及び防災訓練経費の助成を行うことで、マンション防災力のさらなる強化を図る。

※ 防災対策優良マンション認定制度要綱については、資料編（241ページ）を参照。

6 マンション管理適正化のための措置

中央区マンション管理適正化推進計画に基づき、マンションの管理不全防止の観点から防災対策を実施していない一定規模のマンション管理組合に対し、マンション管理士派遣事業等の活用により防災対策を講じるための働きかけを行っていく。

7 エレベーター対策

震災時にエレベーターが停止した場合に備え、飲料水や携帯トイレ等が収納された防災キャビネットの設置を促進するとともに、多くの建物において早期に復旧できるよう、「1ビル1台」ルール（1ビルにつき1台のエレベーター復旧を原則とするルール）について広く普及・啓発を推進していく。

8 家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付支援

震災時に建物内にある家具類の転倒や落下、移動等による人的被害を最小限に抑えるため、家具類転倒・落下・移動防止器具の設置について普及・啓発を図るとともに、高齢者や障害のある方に対して取付の支援を行う。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
管理組合等	○安否確認、救出・救護等 ○建物の安全確認		○防災拠点からの情報収集、連携等	○復旧に向けた活動等

第3 マンション防災による居住継続の実施

管理組合等は、次のとおり応急対策を実施する。

- 1 初動対応期
 - (1) 集合場所への参集
 - (2) 安否確認、救出・救護
 - (3) 建物の安全確認
 - (4) 情報収集と周知
- 2 応急対応期
 - (1) 防災拠点からの情報収集
 - (2) 防災組織の充実
 - (3) 要配慮者への支援
- 3 復旧対応期
 - (1) 備蓄品の配布
 - (2) 防災拠点との連携
 - (3) ごみの管理
 - (4) 防火・防犯活動
 - (5) 復旧に向けた活動

第5章 事業所による自助・共助の強化

【基本的な考え方】

本区は非常に多くの事業所が集積しており、地震や台風等による鉄道等の公共交通機関の停止に伴い、従業員・施設利用者・来街者などの帰宅困難者が多数発生することが見込まれている。そうした方々が一斉に帰宅した場合は道路上に滞留することになり、救助・救出活動の妨げや、群衆雪崩、がれきの落下などによる二次被害の発生が懸念される。

こうした懸念を踏まえ、事業所の防災対策として、平時からの施設の安全対策はもとより、従業員や施設利用者等を施設内に安心して留めるための備蓄を行うとともに、従業員やその家族の安否確認体制の確立、災害対策マニュアル・事業継続計画等を整備するなど、従業員や施設利用者が安全に施設内に留まる対策を講じることが重要である。

併せて、事業所の責務として、区が実施する災害対策事業に協力することに加えて、周辺住民と協働した災害対策活動の実施など、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならないこととしており、地域の一員として、日頃から顔の見える関係を作っていくことが大切である。

これらのことについて、都では東京都震災対策条例や東京都帰宅困難者対策条例において事業所の責務を定め、その普及・啓発に努めている。

区においても、各事業所に対し、適切な防災対策や地域での協力体制が図られるよう、関係機関と連携しながら普及・啓発を進めていく。

【予防対策】

第1 事業所の役割

- 1 事業所の耐震化、オフィス家具類の転倒・落下・移動防止
- 2 従業員及びその家族の安否確認体制の確立
- 3 従業員等の一斉帰宅の抑制及び施設利用者・顧客等の保護体制の確立
- 4 帰宅困難者の受入れ体制の構築
- 5 事業所の事業継続・早期復旧に向けた計画の策定
- 6 事業所の人員や資源を活用した地域活動への協力
- 7 徒歩帰宅する従業員への支援体制の確立

第2 事業所における主な取組内容

- 1 事業所等の安全確保等
 - (1) 建物の耐震補強
 - (2) 建物内のオフィス家具類の転倒防止対策
 - (3) 事業所等における防災体制の構築
 - (4) 災害対応マニュアル、事業継続計画の策定
- 2 事業所における従業員の一斉帰宅の抑制及び施設利用者の保護
 - (1) 事業所に3日間留まるためのスペースの確保
 - ア 従業員の滞在スペース
 - イ 要配慮者専用スペース

- ウ 施設利用者の滞在スペース
- エ 物資配給・情報提供スペース
- オ その他

(2) 事業所に留まるために最低3日分の備蓄

- ア 飲料水 $30 \times 3 \text{ 日} = 90 / 1 \text{ 人}$
 - イ 食料 $3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 9 \text{ 食} / 1 \text{ 人}$
 - ウ 簡易トイレ $8 \text{ 回} \times 3 \text{ 日} = 24 \text{ 回} / 1 \text{ 人}$
 - エ 毛布・寝袋等の寝具
 - オ その他（テレビ、ラジオ、照明器具、予備電池、携帯電話・スマートフォン等の充電器、救出器具等を必要に応じて備蓄）
- ※ア～エは、想定人数を踏まえ備蓄する。

(3) 安否確認手段の確立

ア 従業員の安否確認

従業員名簿及び連絡先リストを作成するとともに、電話などの通常の連絡手段が使えないときの非常用連絡手段（メールやSNS、災害用伝言ダイヤルなど）とその活用方法の確認を行う。

イ 従業員の家族の安否確認

従業員が事業所内に留まるためには家族の安否確認が重要となるため、日頃から家族と話し合い、複数の安否確認の方法をあらかじめ決めておくよう従業員に啓発する。

ウ 施設利用者が行う安否確認への協力

施設利用者が施設内に留まるためには、一時退避スペースの確保のほか、従業員と同様に家族の安否確認が必要であり、電話の貸出や携帯電話・スマートフォンの充電場所の提供など施設利用者が行う安否確認に協力できる体制を構築する。

第3 事業所防災対策の推進

1 普及・啓発

区は、事業所の役割や防災対策の推進について、パンフレットの活用のほか、ホームページや窓口での周知、総合防災訓練や事業所等が実施する防災イベント、町会活動などさまざまな場を通じてチラシを配布するなど、普及・啓発に取り組んでいく。

(1) 事業所防災パンフレット等による普及・啓発

事業所の経営者及び従業員それぞれの視点に立ち、防災対策を進めるために必要な取組や災害時の事業継続・早期回復を図るための事業継続計画を策定する際のポイントなどを解りやすくまとめたパンフレット・チラシの配布、DVDの貸出等による普及・啓発を行う。

(2) 防災講演会による普及・啓発

区は、事業所の防災意識の高揚及び防災対策の推進が図られるよう、防災講演会による普及・啓発を行う。

第4 施設の防災組織（消防署）

1 組織の性格

東京都震災対策条例第35条に基づき組織されたものであって、不特定多数の者が出入する建築物又は事業所等において、それぞれ自発的に組織された防災組織である。

2 育成方針

各消防署において、消防法第8条に規定する防火管理者及び同法第8条の2に規定する管理の権原を有する者を中心に、自主的に防災組織の拡充整備を図るよう指導するとともに、滞留者対策として、従業員数×3日分の飲料水、食料等の備蓄を消防計画の中に追加するよう指導し、更に事業所相互間の協力体制及び区民、防災区民組織、消防団等と連携を含め相互が保有する資器材を活用できるよう共助体制づくりを推進する。

3 組織の現況

区内の主要な大建築物又は事業所のほとんどが施設の防災組織を結成済である。

第5 業種別の防災組織（消防署）

1 組織の性格

東京都震災対策条例第36条に基づき危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取扱う施設又は設備を管理する事業所等で、同業種別により自発的に組織する防災組織である。

2 育成方針

危険物施設等に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を次のように行う。

- (1) 消防署では、危険物施設等の新設又は変更時に、関係法令に基づき事前相談、書類審査及び完成検査を行っているほか、地震による火災及び流出事故の防止を主眼とした指導を行う。
- (2) 消防法第16条の5に基づき随時立入検査を実施し、危険物の品名・数量及び貯蔵取扱いの確認を行う。
- (3) 危険物施設等の予防規程に基づき震災を想定した訓練を定期的実施するよう指導する。

第6 事業所防災体制の充実（消防署）

1 事業所防災計画の作成指導

事業所で使用する火気、危険物等は一般家庭より規模が大きく、また、火気使用設備器具も多種類であり、地震時における発災の危険性も無視できない。このため、全ての事業所に対する事業所防災計画の作成指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との共助体制づくりの推進、応急救護講習の促進と応急救護資器材の充実を図る。

2 事業所防災計画等作成上の留意事項

- (1) 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災対策の充実強化を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- (ア) 地震に備えての計画
- (イ) 震災時の活動計画

(ウ) 施設再開までの復旧計画

イ 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める上記アの事項について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない小規模事業所に対して事業所防災計画の資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成指導する。

エ 防災対策上重要な施設の事業所計画

都市ガス、電気、鉄道、軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して事業所防災計画の作成を指導する。

(2) 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成を行う。

(3) 津波災害発生時等における危険物施設、設備に対する応急措置等について、事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

3 事業所防災訓練の指導等

(1) 実践的な防火防災訓練の指導を実施する。

ア 消防機関、災害時支援ボランティア、防災区民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う連携訓練の推進

イ 要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練の推進

ウ 自力避難可能な高齢者の防災行動力向上策の推進

(2) 事業所に、事前準備対策として次に掲げる事項を指導していく。

ア 初期消火、救出救護活動等に備えての従業員の教育訓練及び消火、救出・救護資器材の整備

イ 地域の防災組織等と震災時の協力についての協定の締結

ウ 自己事業所内の対応に余裕がある場合の地域の各種防災活動への協力

エ 区及び他の防災機関が実施する防災訓練への積極的な参加

オ 顧客及び従業員等の帰宅困難者人員の予測と食料等の備蓄準備

カ 帰宅困難による混乱防止のため、「あわてて帰宅しない」「3日分の備蓄」等の防災意識の啓発を図るとともに、帰宅困難者が発生した場合における支援体制を確立させるため、区や関係機関が連携した実践的な訓練を実施する。

4 地域防災体制の確立

大規模震災時には、同時火災が多発する可能性があり、また、救助事象の多発や消防活動が阻害される場合がある。このような状況においては、それぞれの地域で防災関係機関、住民、事業所等さまざまな組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。したがって、地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

(1) 事業所と防災区民組織等との連携体制

ア 消防署住宅防火防災対策推進協議会による安全対策の推進を図る。

(ア) 要配慮者を対象とするきめ細かな総合的な防火防災診断の推進

(イ) 町会・自治会・事業所等と福祉事業所団体との連携による防火防災訓練を通じた協力体

制づくり

(ウ) 福祉関係者を通じた要配慮者への防火防災組織の普及・啓発

イ 自助・共助の体制づくりを推進する。

震災時には、同時多発的な火災・救助、救急事象が発生することが危惧されることから、自助の確立及び地域コミュニティの助け合いによる共助の体制づくりを推進する。

ウ 町会・自治会・事業所との災害時応援協定の締結を促進する。

エ 小規模事業所に対し事業所防災計画の作成を推進する。

店舗併用住宅等、防火管理者の選任義務のない小規模な事業所については、事業所防災計画の作成を指導する。

オ 各業界の組合との防火管理組合に関する協定を締結し、各事業所の安全化を図る。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
事業所	○事業所内の被害状況の確認			
	○従業員の一斉帰宅の抑制及び利用者保護		→	→
	○事業所外の被害情報の確認	→		→
	○地域への協力	→		→

第7 事業所における主な取組内容

1 事業所内の被害状況の確認

- (1) 従業員・施設利用者の安否を確認し、人的被害の状況を把握する。
- (2) 建物の被害状況を確認し、危険な場所や設備等の損害状況を把握する。
- (3) 電気・ガス・水道等のライフラインの使用の可否状況等を把握する。

2 一斉帰宅の抑制及び利用者保護

建物が安全であれば、発災後3日間は従業員に事業所内で待機するよう指示するとともに施設利用者の保護の対応を図る。建物の安全が確保できない時や建物が危険であると判断した時は、一時滞在施設に避難するよう、一時滞在施設の受入れ状況の確認とともに従業員及び施設利用者を誘導する。

3 徒歩帰宅者への支援

家族の安否状況等により、やむを得ず事業所に留まることができない従業員を帰宅させる場合は、次の事項に十分留意し帰宅させる。

- (1) 帰宅ルート及びその安全性の確認
- (2) 日中での帰宅
- (3) 飲料水・食料等の支援物資の配布
- (4) 定時連絡等の連絡体制の確立
- (5) その他必要と思われる措置

4 事業所外の被害情報の確認

- (1) 施設周辺の火災や建物損壊などの災害情報を確認し、施設周辺の被害状況を把握する。
- (2) 施設周辺の停電、断水、通信障害等のライフライン情報を確認する。
- (3) 公共交通機関の運行状況、道路・橋りょうの通行状況を確認する。
- (4) 従業員に家族の安否状況を確認し、事業所に留まることができない従業員を把握する。

5 地域への協力

事業所内外での応急対応後、事業所の人員や事業所が有する資源等を活用し、近隣の町会や事業所同士との協力、連携により応急・復旧活動を実施する。

第8 事業所に対する応急対策の周知

区は、事業所が円滑かつ適切に応急対策を進められるよう、区ホームページ、X（旧Twitter）、Facebook等で事業所における主な取組内容について周知を図る。

第6章 学校における防災体制の推進

【予防対策】

第1 学校防災体制の推進

教育委員会では初動期に適切に行動できるよう「学校危機管理マニュアル」を作成している。防災拠点運営委員会への協力や児童・生徒の引渡し体制の再整備など、地域防災計画との整合を踏まえた計画の見直しを行う。

第2 学校防災教育の推進

関係機関との協力による実践的な防災訓練を実施するとともに、発達段階に応じた防災教育を推進する。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
学 校	○学校災害対策本部の設置 ○児童等の安全確保 ○学校の安全確認 ○災対教育部へ状況報告 ○保護者への連絡 ○児童等引渡し			

第3 学校による応急対策の実施

- 1 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、「学校危機管理マニュアル」に基づいて行動する。
- 2 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

※ 防災拠点運営における学校の協力については、第2部第7編第2章「防災拠点の管理・運営体制等」（238ページ）を参照。

※ 応急教育については、第2部第10編第6章「応急教育」（304ページ）を参照。

第7章 災害ボランティアとの連携

【基本的な考え方】

大規模災害では、被災地の防災関係機関及び住民自身の応急活動が制約を受けるため、自主的に参加する災害ボランティアや民間非営利団体（NPO）の活躍が期待される。区は、ボランティアによる救護・救援活動が円滑に行えるよう体制整備を行う。

【予防対策】

第1 都との連携

- 1 都と区は、平時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進していく。
- 2 ボランティア等の支援にあたっては、地域に精通した区が中心となるとともに、都は広域的な立場から区の活動を調整及び補完することを基本とし、被災区と都が密接に連携を図っていく。区は、情報や資器材を提供するなど、直接的に支援するのに対して、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全体の情報を提供しコーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

第2 ボランティア等への啓発

NPO、ボランティア団体、個人ボランティア等が活動を行う際、区は次に掲げる事項について周知する。

- 1 ボランティア本人の自発的な意思と責任により参加・行動すること。
- 2 ボランティア本人の宿泊、食事、安全や健康について自分自身で管理すること。
- 3 被災者の気持ちやプライバシーに配慮し、マナーある行動と言葉づかいを心がけること。特に女性特有のニーズや女性の安全確保に十分配慮すること。
- 4 活動中の事故やけが等に備え、ボランティア保険に加入すること。

第3 ボランティアの活動への支援

1 区の間組

区はボランティアの自主性を尊重し、その活動が円滑に行えるような環境整備と財政的援助を行う。このため、ボランティア個人又は団体に対して次の援助を行う。ただし(2)及び(3)は区が提供できる状況にある場合に行う。

- (1) 被害状況、救援活動状況等の情報提供
- (2) 活動拠点（中央会館、日本橋区民センター等）、宿泊所、食料等の提供
- (3) 活動用資材（救援物資等）の提供
- (4) 天災担保特約付ボランティア保険の保険料負担

※ 区では平時、区とNPOやボランティア団体との協働・NPO等相互の情報交換の場として、十思スクエアに協働ステーション中央を開設している。

2 区の間入窓ロ

- (1) 中央区災害ボランティアセンターの設置

中央区社会福祉協議会は、災害が発生した場合、区と協議の上、中央区災害ボランティアセンター（以下、本章において「ボランティアセンター」という。）を設置するとともに、区から提供を受けた活動拠点（中央会館等）において災害ボランティア活動を支援する。中央区社会福祉協議会は、災害時に円滑な実施ができるよう、平時からボランティアセンターの設置に対する準備をする。

(2) ボランティアの受入窓口

ア 一般ボランティア

中央区社会福祉協議会は、ボランティアセンターにおいて、各地から駆けつけたボランティアの受入れ、登録、コーディネート等を行い、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。

災対福祉保健部は、ボランティアセンターとの連絡調整、ボランティアが不足の場合の関係機関への要請等の総合調整を行う。

※ 災害時等におけるボランティア活動の支援等に関する協定書は、資料編(415ページ)を参照。

イ 専門ボランティア

専門ボランティアについては、次のとおり災害対策に関連する部署が受入れ等を行い、その指揮の下に活動を行うものとする。

(ア) 応急危険度判定員 災対都市整備部

(イ) 医療系ボランティア 災対保健所部

(ウ) 語学ボランティア 災対区民部

※ 応急危険度判定員については、第2部第10編第1章「被災住宅の応急危険度判定」(281ページ)を参照。

※ 医療系ボランティアについては、第2部第6編第1章「初動医療体制等」(211ページ)を参照。

※ 語学ボランティアについては、第2部第7編第2章「防災拠点の管理・運営体制等」(241ページ)を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
区			○ボランティアニーズ等集約	○災害ボランティアセンターの設置・運営
都			○区との連絡調整／都内外の被災状況の情報収集 ○都災害ボランティアセンターの設置 ○ボランティアの受入れ状況等の情報提供	
・東京ボランティアセンター ・市民活動センター			○都災害ボランティアセンターの設置・運営 ○災害コーディネーターの派遣	

第4 ボランティアとの連携

1 企業ボランティア

区内の事業所等が有する人的・物的資源を災害時において有効に活用し、区民及び区との連携した災害活動を実施する協力態勢の確立を図る。

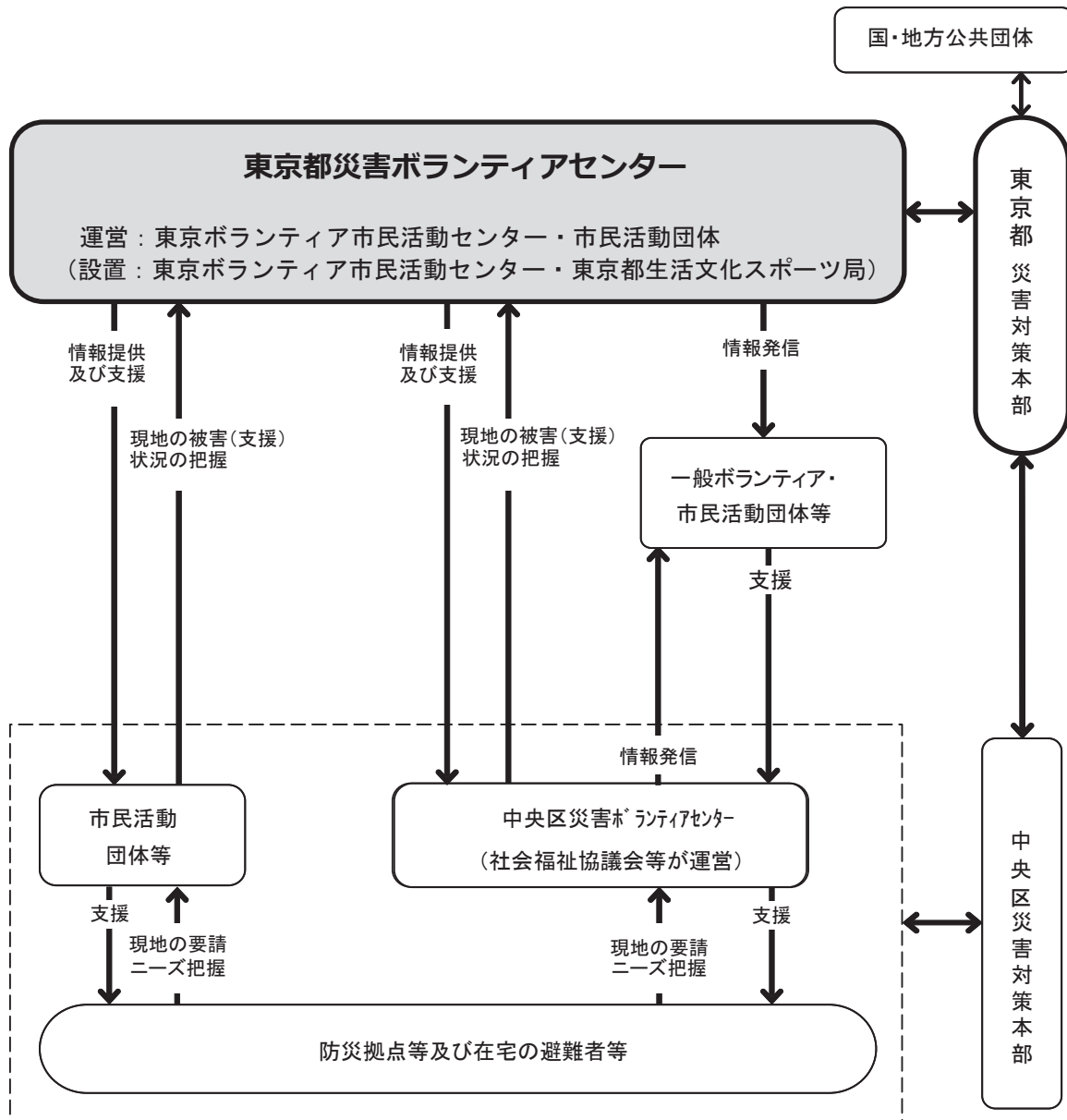
2 東京都における防災ボランティア等

ボランティア名	活動内容等
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センター（災害発生時に都本部に設置される機関）からの要請を受け、都の災害情報の通訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発災後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時等には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的にそれぞれ出勤し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施

交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施

※ 東京消防庁災害時支援ボランティアについては、第2部第4編2章「消火・救助・救急活動」（160ページ）を参照。

3 一般ボランティアの業務手順



第2編 災害に強いまちづくり

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第 1 章 災害に強い都市基盤等の整備		
区	(災対環境土木部)	○ 道路・橋りょうの整備、区立公園の整備、無電柱化の推進
	(災対都市整備部)	○ 開発事業を捉えた防災機能の整備を促進
第 2 章 建築物の耐震化の促進及び安全対策		
区	(災対都市整備部)	○ 耐震改修促進計画に基づく住宅、建築物の耐震化促進
	(各 部)	○ 公共建築物等の耐震化・安全対策
第 3 章 マンション防災対策		
区	(災対都市整備部)	○ 開発の計画段階における防災対策指導
		○ マンションにおける安全対策の推進
事業者		○ 耐震化の促進、エレベーター閉じ込め防止装置の設置
第 4 章 出火・延焼等の防止		
消防署		○ 火災や延焼等防止のための査察・指導
第 5 章 公共の安全確保、施設の本来機能の回復		
区	(災対都市整備部)	○ 庁舎等の応急・復旧

【基本的な考え方】

災害に強いまちづくりを実現するためには、まち全体を壊れにくい・燃えにくい構造に変えていくことや広場等を確保していくハード面の整備のみならず、防災区民組織をはじめとする区民の防災体制の充実といった地域防災力の向上を図るソフト面の支援を推進していく必要がある。ハード面の整備については、区内建物の耐震化・不燃化の促進はもとより、都やライフライン事業者が所管する港湾、河川、電気、ガス、水道、下水道施設などの耐震化を防災機関と協力して行っていく必要がある。

一方、ソフト面の支援については、第2部第1編「地域ぐるみの防災力向上」(39ページ)に記載のとおり、区民一人一人が「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防災意識のもと、地域特性を踏まえた防災対策の取組を支援していく。

また、災害時に地域ぐるみで防災対策活動を展開していくためには事業所の果たす役割が不可欠であり、事業所自ら行う訓練や町会等が行う防災訓練などの場を通じて、地域における協力関係の構築を促進する。

この編では災害が起こっても「安心して住み続けられる」災害に強いまちづくりの推進にかかるハード面の基本的な考え方を定める。

《ハード面の整備》

住宅や事業所の建築物の耐震化を総合的な見地から進めるとともに、都市機能を支える電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインや道路、橋りょう、鉄道施設等の耐震化及び安全性の向上を図るため、次のとおり重点項目として整備する。

- 中央区耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。
- 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震化を促進する。
- 中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱により建築物における防災対策の充実を図る。
- ライフライン設備の耐震化を促進する。
- 道路、橋りょう及び鉄道施設の耐震化を促進する。
- 防災無線、防火貯水槽、街頭消火器、災害時対応型公衆便所及び公園の太陽光照明など災害時に利用する設備の設置を促進する。

第1章 災害に強い都市基盤等の整備

【予防対策】

第1 都市計画道路の整備

本区の道路総延長は自動車専用道路を含め193,870m、総面積3,047,756m²で、そのうち特別区道の延長は79.7%で154,554m、面積は約55.2%で1,680,974m²である。道路の区面積に占める割合は約27%（自動車専用道路除く）で、舗装率は100%と整備されている。

今後も沿道の状況、道路の幅員、地下埋設物及び交通量を考慮し、最も道路の損傷の著しい路線から順次、整備・改修を実施する計画である。また、道路にふくそうしている電線類を地中に入れ無電柱化を進め災害に強いまちづくりを推進する。

1 事業計画

《本区に係る都市計画道路事業》

路線名	区 間	延 長	幅 員	摘 要
放射34号線支線1	晴海四丁目	約0.3km	約50-73m	令和6年度完成予定
環 状 第 2 号 線	中央区晴海五丁目～ 港区虎ノ門一丁目	約3.1km	約20-50m	令和6年度完成予定
補 助 線 街 路 第 9 6 号 線	日本橋本石町二丁目～ 八重洲一丁目	約0.3km	約34-40m	令和22年度完成予定
補 助 線 街 路 第 3 1 4 号 線	晴海四丁目～ 晴海五丁目	約0.8km	約50m	令和6年度完成予定
都 市 高 速 道 路 第 4 号 線	千代田区内神田二丁目 ～	約0.7km	約17m	令和22年度完成予定
都 市 高 速 道 路 第 4 号 線 分 岐 線	中央区日本橋小網町	約1.2km	約31m	

2 電線共同溝の整備

災害に強い都市基盤を整備するとともに安全かつ円滑な交通の確保と道路の景観整備を行うため電線共同溝の整備を推進する。

《無電柱化の現況》

種 別	無電柱化状況
国 道	○ 全路線無電柱化済
都 道	○ 全路線無電柱化済（佃大橋側道部除く）
区 道	○ 幹線道路及び昭和通り以西の地域は、概ね完了しており今後は避難場所と緊急輸送道路を結ぶ緊急道路障害物除去路線等の「防災対策の重要性が高い路線」や歩道拡幅・歩道新設などと合わせて整備できる「効率性や効果の高い」路線等を順次整備し無電柱化を推進する。

第2 橋りょうの整備

本区の橋りょうは、関東大震災の復興事業として整備されたものが多く、道路橋としての一般的耐用年限に近づき耐荷能力が低下の傾向にある。

これらについては、震災時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、橋りょうの経年による老朽などの健全度を定期的に調査するとともに、耐久・耐震力の向上を図るため、阪神・淡路大震災後の新基準（以下「新基準」という。）に基づき、落橋防止装置の設置及び橋脚補強などの耐震補強工事等を行っている。

なお、災害時の緊急輸送道路を確保する観点等から、新基準に基づく耐震補強が必要な橋りょうに対し、補強工事を実施しており、区内の橋りょうは完了している。

今後も引き続き定期的な健全度調査の結果により、老朽化の著しい橋りょうについては、緊急性・重要性などを考慮して「中央区橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月第2回改定）」に基づき、橋面舗装、塗装、床版補強など予防保全的な修繕工事や計画的な架け替えを行う。

第3 公園等の防災機能強化

- 区内公園・児童遊園において、災害時にかまどを利用できるベンチや停電時にも明かりが確保できる照明灯を設置する。

	設 置 公 園
かまどベンチ (35公園)	○ 桜川公園、新川公園、数寄屋橋公園、明石町河岸公園、越前堀児童公園、鉄砲洲児童公園、京橋公園、築地川公園、築地川銀座公園、築地川千代橋公園、あかつき公園、湊公園、桜橋南東児童遊園、桜橋南西児童遊園 ○ 坂本町公園、浜町公園、十思公園、堀留児童公園、蛸殻町公園、小網町児童遊園、箱崎公園、左衛門橋南東児童遊園、茅場橋北児童遊園、茅場橋南児童遊園、あやめ第二公園 ○ 月島第一児童公園、石川島公園、新月島公園、豊海運動公園、豊海児童公園、佃公園、月島第二児童公園、晴海第二公園、晴海臨海公園、黎明橋公園
かまどスツール (3公園)	○ 楓川久安橋公園、水谷橋公園、明石町河岸公園
太陽光照明 (34公園)	○ 桜川公園、新川公園、数寄屋橋公園、明石町河岸公園、越前堀児童公園、鉄砲洲児童公園、京橋公園、築地川公園、築地川銀座公園、築地川千代橋公園、あかつき公園、湊公園、楓川久安橋公園、水谷橋公園 ○ 坂本町公園、浜町公園、十思公園、堀留児童公園、蛸殻町公園、小網町児童遊園、箱崎公園、左衛門橋南東児童遊園、中洲公園、茅場橋北児童遊園 ○ 月島第一児童公園、石川島公園、新月島公園、豊海運動公園、豊海児童公園、佃公園、月島第二児童公園、晴海第二公園、晴海臨海公園、黎明橋公園

- 公園の整備をはじめ、オープンスペースの拡充を進めることを「中央区緑の基本計画」において位置づけている。

なお、オープンスペースの拡充を図る上で、防災拠点となる学校や公共施設を公園と一体化させ、双方の利便性を向上させるなど設計に配慮する。

- 3 災害時に給排水ができなくなった場合、床下のピットを便槽として利用できる災害時対応型公衆便所を設置する。

※ 災害時対応型公衆便所については、第2部第10編第4章「トイレの確保及びし尿処理」(293ページ)を参照。

- 4 徒歩帰宅者に対する公園での一時休憩を支援するため、腰掛機能を兼ね備えた公園施設や、ソーラー照明、かまどベンチの充実を図っていく。

第4 再開発等の機会を捉えた防災機能の整備促進

区では、一定規模以上の開発事業に対し、計画段階から防災対策を講じるよう「中央区市街地開発事業指導要綱」に基づき指導しており、発災直後から3日間生活ができるよう計画建物における防災計画の提出を求めている。さらに、「中央区まちづくり基本条例」に基づき、再開発事業等を計画する大規模開発事業者と地域防災備蓄倉庫や帰宅困難者一時滞在施設などの防災機能の整備について協議を行っており、今後も引き続き、開発事業計画の機会を捉えて災害に強いまちづくりを推進していく。

なお、開発事業計画における防災対策の協議事項については、社会情勢等の変化を捉え適切に見直していく。

1 中央区まちづくり基本条例

(1) 対象となる開発事業

ア 都市開発諸制度(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、都市再生特別地区)の活用による開発事業

イ 敷地面積が3,000㎡以上の開発事業

(2) 事業計画に反映すべき事項(防災対策に関する項目のみ抜粋)

次の項目から2つ以上選択する。

ア 避難の用に供する広場

イ 地域防災備蓄倉庫

ウ 帰宅困難者一時待機場所及び一時滞在施設

エ 災害用設備の設置

オ 情報発信施設

カ 雨水利用するための貯留施設(災害時)の設置

キ 雨水流出抑制用の貯留施設

ク 消防団活動施設

ケ 防災船着場

コ その他これらに類する防災対策に寄与するもの

(3) 開発計画に関する住民協議の実施

ア 区と開発事業が行われる地域の区民等との協議

イ 開発事業者による住民説明会の開催

2 中央区市街地開発事業指導要綱

(1) 対象となる開発事業

事業区域の面積が100㎡以上の開発事業

(2) 整備内容

建物の用途や規模に応じて必要な防災対策を指導及び協議する。

ア 敷地面積100㎡以上の場合

(ア) 防災備蓄倉庫の設置

(イ) 受水槽及び高架水槽に対する感震器連動型止水弁の設置

(ウ) 地震時対応エレベーターの設置

(エ) 防火水槽の設置

(オ) 緊急告知ラジオを活用した緊急情報等を一斉放送できる設備の設置

イ 敷地面積100㎡以上で、容積率緩和を受けるホテルの場合(アの項目に追加して整備)

(ア) ホテルの施設利用者、宿泊者及び従業員用の防災備蓄倉庫の設置

(イ) 帰宅困難者の受入れ等の取組

ウ 敷地面積3,000㎡以上の場合(アの項目に追加して整備)

(ア) 地域貢献のための50㎡以上の地域防災備蓄倉庫

(イ) 災害用仮設トイレが設置可能な外部汚水マンホールを設置

(ウ) 災害用仮設トイレの排水用雨水貯留槽の設置(150㎡以上)

(エ) 地域住民及び帰宅困難者のための避難場所の整備

(3) 手続きの流れ(防災に関する項目のみ)

ア 事前申出書の提出(防災計画書(案)の提出)

イ 区と協議

ウ 合意書の交換(防災計画書の提出)

エ 建築基準法に基づく建築確認申請や認定申請などの法定手続

オ 開発事業の実施

カ 履行事実の届出(防災備蓄倉庫・地域防災備蓄倉庫・避難場所設置届の提出)

(4) 防災備蓄倉庫の維持管理

開発事業者が防災備蓄倉庫に備蓄した飲料水、保存食料、簡易トイレ等の備蓄品については、建物の管理組合等が自主的に維持管理を行う。なお、地域防災備蓄倉庫の維持・管理については、区と協議する。

第2章 建築物の耐震化の促進及び安全対策

【基本的な考え方】

区では、新耐震設計基準以前に建築された建築物の耐震性の向上を計画的かつ総合的に促進するための目標や施策を明らかにし、地震による建築物の被害を未然に防ぎ、「安全・安心な住まい・まちづくり」の実現を目指すため、「中央区耐震改修促進計画」を策定している。

なお、現計画期間は令和3年度から令和7年度としている。

【予防対策】

第1 住宅・建築物の耐震化

建築物の耐震性の向上にあたっては、地域の安全性に対する影響を考慮し、建築物所有者が主体的に取り組むことが重要である。そのため、区は、技術的・財政的な支援を行うとともに、区の特性を踏まえながら、耐震診断や耐震補強の促進を図る。

1 住 宅

耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を目指す。

2 民間特定建築物(一定規模以上の事務所や店舗など多数の者が利用する民間建築物等)

耐震化率95%以上を目指す。

※ 施設の耐震化の状況については、本章「第2 公共施設の安全対策」(79ページ)を参照。

※ 防災拠点(避難所)の整備については、第2部第7編第1章「第3 避難所等の選定及び指定、安全性の確保」(233ページ)を参照。

3 一般緊急輸送道路沿道等建築物

耐震化率90%以上を目指す。

4 区 の 取 組

(1) 住宅・建築物の耐震化の促進

建物被害を防ぐためには、建物の耐震化をどのようにすればよいのかという区民の疑問に答えるため、一般社団法人東京都建築士事務所協会中央支部、公益社団法人東京中小建築業協会中央支部、特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会及び区で中央区耐震促進協議会を設立し、耐震化の促進を行っている。

《中央区耐震促進協議会の主な活動》

ア 旧耐震建築物所有者への個別訪問

イ 専門家による耐震化相談窓口の設置

ウ 耐震フェアの開催

(2) 耐震補強等助成制度

区では、地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震補強工事等への助成を行っている。

ア 住宅の耐震性の向上に対する支援

(ア) 木造住宅の簡易耐震診断(無料)の実施

(イ) 木造住宅の耐震補強等の助成

- a 耐震診断・補強計画
- b 耐震補強工事
- c 簡易補強工事
- d 耐震併行工事

(ウ) 住宅・マンションの耐震補強等の助成

- a 耐震診断
- b 補強設計
- c 耐震補強工事
- d 分譲マンションの段階的耐震補強工事
- e 住宅の耐震併行工事

イ 業務商業建築物等に対する支援

耐震診断の助成

ウ 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震補強等に対する助成

建築物の倒壊により道路が閉塞されると救急・消火活動や緊急物資の輸送等に支障をきたすこととなる。このため緊急輸送道路沿道の建築物について耐震診断などに助成を行っている。

また、緊急輸送道路から防災拠点などへの経路沿道等の建築物についても助成している。助成項目はアの(ウ)並びにイとしている。

エ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強等に対する助成

都は、平成23年6月に緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を特定緊急輸送道路として指定し、その沿道建築物について平成24年4月から耐震診断の実施を義務化し、重点的に耐震化を図っている。

区は平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強等に対する助成を開始し、耐震化を支援している。

(ア) 補強設計

(イ) 耐震補強工事

(ウ) 段階的耐震補強工事

(エ) 建替え

(オ) 除却

(3) 耐震化アドバイザーの派遣

震災時に建物被害を防ぐための耐震化の方法等についてアドバイスするため、耐震化の専門家をアドバイザーとして無料で派遣している。

(4) 融資あっせん

木造住宅の耐震補強工事費用の調達が困難な場合、区が必要な資金の融資あっせんを行う。

(5) 耐震改修促進法の規定に基づく認定

耐震改修促進法の規定に基づき認定を行うことにより耐震化の促進を図る。

ア 建築物の耐震改修の計画の認定

イ 建築物の地震に対する安全性に係る認定

ウ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

(6) 地区計画等による建替えの促進

耐震補強等の推進により既存建築物の耐震性の向上を進めるとともに、地区計画などを活用した建替えにより、地域の防災性の向上を図る。

(7) 超高層建築物等の長周期地震動対策支援

東日本大震災などで観測された超高層建築物等の長時間の揺れの原因となる長周期地震動の対策を進めるため、国による支援制度の活用を促進する。

(8) 耐震性が不足しているブロック塀への指導

大阪北部地震で発生したブロック塀倒壊の教訓を踏まえ、倒壊のおそれがあるブロック塀を適切に維持管理するように指導を行っている。

第2 公共施設の安全対策

- 1 公共施設は、災害時には応急対策活動の拠点になることから、建設、消防設備及び管理等は建築基準関係法令、消防法、その他関係法令に適合することはもとより、防災対策に万全を期す。
- 2 消防法に基づく火災予防査察等により指導を受けたときは、速やかに補修等の措置を講じ、適切な維持管理を行う。
- 3 各施設の防火責任者は、職員及び利用者に対し消防用設備の使用方法等の周知徹底を図るとともに、災害予防意識の高揚に努め、災害時の人命及び財産に対して安全を期する。
- 4 震災時、窓ガラス破損による施設利用者・通行人等の生命及び身体を保護するため、区施設は強化ガラスの使用や飛散防止フィルム貼付等の措置を行っている。また、応急対策で必要となるパソコン本体等情報機器類及び什器類の転倒を防止するため、什器類を固定する安全措置を講じている。
- 5 区施設は新耐震基準（昭和56年）施行以前から耐震上余裕を持たせた建物設計に配慮しているが、新耐震設計基準に伴い、それ以前の区施設に対する安全性を再確認するため、既に改築等が予定されている1施設を除き耐震補強工事を完了している。

※ 区の施設の現況については、資料編（6ページ）を参照。

- 6 区施設の落下のおそれのある大規模空間の天井について、速やかに改修を行う。

第3章 マンション防災対策

【予防対策】

第1 建物の防災機能の強化

中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱に基づく開発の計画段階における防災対策の指導・協議により、防災備蓄倉庫の設置、受水槽などの感震器連動型止水弁の設置、地震時対応エレベーターの設置、防火水槽の設置等マンション個々の防災機能を強化する。

また、開発事業者は、発災時の在宅避難を前提として飲料水、保存食料、簡易トイレ等を備蓄し、管理組合等がこれを維持管理することとし、震災への備えを強化する。

第2 既存分譲マンションの防災対策工事に対する助成

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に基づき、分譲マンションの防災対策工事（受水槽・高架水槽の耐震型への取替え、地震時対応エレベーターへの変更、防災備蓄倉庫の設置等）を図るとともに、設計及び工事費用に対して助成を行う。

第3 建替え・改修アドバイザー制度利用助成

分譲マンションの管理組合が建替えや改修について、専門家が情報提供を行う公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「建替え・改修アドバイザー制度」を利用する際に要する費用の助成を行う。

第4 マンション管理士の派遣

分譲マンション管理組合の総会・理事会・勉強会等にマンション管理士を派遣し、維持管理、大規模修繕、建替え等について助言・提案等の支援を行う。

第5 既存建築物等の維持管理への指導

窓ガラス・屋外広告物・外壁タイル等の落下物防止対策や既存建築物・設備・エレベーターなどの維持管理について、定期報告などのさまざまな機会を活用しながら、既存建築物所有者に対して指導を行う。

第6 エレベーター対策

震災時にエレベーターが停止した場合に備え、エレベーターの閉じ込め防止装置（リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置）の整備や、飲料水や簡易トイレ等を備えた防災キャビネットの設置のほか、早期復旧体制の構築（「1ビル1台」復旧ルールの徹底、自動診断復旧システムの採用）等の普及・啓発を推進していく。

第4章 出火・延焼等の防止

【予防対策】

第1 一般建築物（消防署）

1 建物の現況

区内の用途別対象物数現況（消防法施行令別表第1の分類による）は、表（82ページ）のとおりである。

2 予防計画

(1) 建物の位置、構造、設備は、建築基準関係法令に基づき、消防用設備等は、消防関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させる。

また、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、一般都市施設の整備の促進に努める。

(2) 建物に対して法令に基づく立入検査を実施し、防災の見地から火災予防及び応急対策の指導にあたる。

また、消防用設備等については、適切な維持管理を指導するとともに、特に不特定多数の顧客を収容する施設（混在する建物を含む。）については、階段や避難器具の維持管理をはじめ、各占有・管理区分ごとの防火管理及び建物全体に係る統括防火管理体制の確立について強力に推進する。特に一定規模以上の対象物については、防災管理体制の充実強化について指導する。

(3) 災害による危険を早期確実に発見し、地震、火災時及び風水害等における火災危険等を排除するために各種予防査察を実施する。査察の実施区分等は、査察対象物の用途、規模、出火危険、火災による人命危険、延焼拡大危険等の重要度に応じ、消防法施行令に定める防火対象物の区分及び危険物施設の区分とする。

(4) 震災時に火気使用設備から出火するのを防ぐため、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の設置徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔、固定及び火気使用設備・器具の転倒・落下・移動防止等各種の安全対策の推進を図ってきている。これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。

(5) 火災発生時の人命危険度が高い、高層建築物、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物、火災予防条例で定める火気を使用する工場作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、地震発生時の火気使用設備・器具等の転倒・落下・移動防止対策や当該設備・器具の点検・整備・清掃の徹底による出火防止対策、災害時における従業員等の対応要領を指導する。

(6) 防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、事業者等に耐震措置の安全対策を指導する。

特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時にも機能するよう維持管理について指導を強化する。

(7) 震災時における同時多発火災を防止するため、家庭や事業所に対して地震火災の多様な出火原因を周知徹底するとともに、火災が発生した場合は早期初期消火が不可欠であることから、用途に合った消火用資器材の普及を図る。

(8) 住宅用火災警報器の未設置住宅への設置促進及び設置世帯への適切な維持管理の促進を図る。
また、区は消防署と連携してその有効性を周知する。

- (9) 帰宅困難者の発生抑制の取組を指導する。特に事業所の一斉帰宅の抑制、従業員、家族等の安否確認の手段をあらかじめ定めるよう指導する。
- (10) 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対する的確な対策を講じるよう促していく。
- (11) 落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイルはめ殺し窓ガラス等について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し改善指導を継続して行っていく。

表 区内の用途別対象物数（消防法施行令別表第1の分類による）（令和5年3月現在）

区 分				京橋消防署	日本橋消防署	臨港消防署
用 途 別 対 象 物	(1)	イ	劇場等	0	0	0
		ロ	公会堂等	0	0	0
	(2)	イ	キャバレー等	1	0	0
		ロ	遊技場等	0	1	1
		ハ	性風俗店	0	0	0
		ニ	カラオケボックス	3	4	0
	(3)	イ	料理店等	6	3	0
		ロ	飲食店等	158	178	58
	(4)		百貨店等	93	68	12
	(5)	イ	旅館等	75	76	4
		ロ	共同住宅等	495	756	346
	(6)	イ	病院等	11	11	6
		ロ	老人福祉施設等	2	1	0
		ハ	児童養護施設等	4	9	13
		ニ	幼稚園等	1	1	0
	(7)		学校等	7	10	3
	(8)		図書館等	2	1	3
	(9)	イ	熱気浴場等	0	0	0
		ロ	一般公衆浴場等	1	1	0
	(10)		停車場等	12	27	2
	(11)		神社等	12	15	4
	(12)	イ	工場等	17	11	9
		ロ	スタジオ等	0	0	0
	(13)	イ	駐車場等	41	36	12
		ロ	格納庫等	0	0	0
	(14)		倉庫	26	29	34
	(15)		前以外の事業所	995	1,498	147
	(16)	イ	特定用途の複合	1,603	1,067	179
		ロ	非特定用途の複合	348	436	125
	(16の2)		地下街	0	1	0
	(16の3)		準地下街	2	0	0
	(17)		文化財	1	1	1
	(18)		アーケード	0	0	0
	計			3,916	4,241	959

第2 高層建築物、地下街における安全対策（消防署）

1 対象となる高層建築物等

高層建築物等は、消防法第8条の2に規定する、高さ31mを超える建築物及び地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。

2 予防計画

本章「第1 一般建築物」（81ページ）に準ずるほか、救助資器材の整備及び実践的な消防訓練ができる施設の整備を図り、関係事業所に対して次の対策を指導する。

(1) 火災予防対策

- ア 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- イ 長周期地震動に対する火気使用設備・電気器具の転倒・落下・移動防止対策の推進
- ウ 内装材料、家具調度品の不燃化、装飾防災物品等の普及推進
- エ 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(2) 避難対策（混乱防止対策）

- ア 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- イ ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ウ 長周期地震動によるショーケース、看板等の転倒・落下・移動防止対策及び避難路確保の推進
- エ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- オ 避難口及び避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- カ エレベーターの閉じ込め防止対策
- キ 多数傷病者発生時に備えた各事業所の救命講習の推進

(3) 防火管理対策

- ア 従業員に対する消防計画の周知徹底
- イ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての防火管理に係る消防計画の徹底
- ウ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- エ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- オ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- カ 実践的かつ定期的な訓練の実施

(4) 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第3 文化財施設の安全対策

1 国指定文化財・国登録有形文化財

国指定文化財			
建　　造　　物	国宝		0
	重要文化財		9
工 芸 品 ・ 絵 画	国宝		3
美 術 工 芸 品	重要文化財		15
芸　　　　　能	重要無形文化財		3
	内 訳	個人（人間国宝）	1
		団体	2
史 跡 ・ 名 勝 天 然 記 念 物	特別名勝特別史跡		1
	史跡		1
国登録有形文化財			
建　　造　　物	8		
美 術 工 芸	1		

2 都指定文化財・中央区民文化財

都指定文化財			中央区民文化財		
有 形 文 化 財	4		指 定 文 化 財	7	
無 形 文 化 財	0		登 録 文 化 財	105	
有 形 民 俗 文 化 財	0	種 別 内 訳	有 形 文 化 財	77	
無 形 民 俗 文 化 財	1		無 形 文 化 財	0	
史 跡	0		有 形 民 俗 文 化 財	20	
旧 跡	11		無 形 民 俗 文 化 財	1	
天 然 記 念 物	0		区 民 史 跡	7	
			天 然 記 念 物	0	

3 方 針

- (1) 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるため、学校教育及び社会教育を通じ、その認識と保護思想の育成を図る。
- (2) 指定建築物の内外における火気、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な設備の設置と防災組織の編成とを関係機関と協力し、徹底を図るものとする。
- (3) 災害予防に関して、関係機関と常に密接な連絡を図るよう所有者等に指導する。
- (4) 法令に基づく査察等の実施を関係機関に要請する。
- (5) 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高めさせる。

※ 文化財一覧は、資料編（10ページ）を参照。

4 文化財防災点検表の作成指導

所有者又は管理者に次の要領で文化財防災点検表を作成するよう指導する。

(1) 文化財周辺の整備・点検

ア 文化財の定期的な見回り・点検

イ 文化財周辺環境の整理・整頓

(2) 防災体制の整備

ア 防災計画の作成

イ 巡視規則や要綱の作成

(3) 防災知識の啓発

ア 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会への参加

イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

(4) 防災設備の整備と点検

(5) 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の構築、隣者の応援体制、文化財防災点検表等による定期的な自主点検を行う。

第5章 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

【基本的な考え方】

区本庁舎、特別出張所、小中学校等の施設が地震その他の自然災害により被害を受けた場合は、所管の部署は被害状況を調査し、速やかにその復旧を行い、公共施設としての機能を維持する。

特に、災害応急活動や公共の安全確保上で緊急に復旧を必要とするものについては、発災後直ちに応急措置を行うが、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になった後、本格的な復旧作業を行うものである。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 都 市 整 備 部		○庁舎等区施設の被害状況把握 ○応急修理計画の作成		
区 各 部		○庁舎等区施設の安全点検・被害状況報告		

第1 公共施設等の応急・復旧対策

1 庁舎等の応急修理

(1) 方 針

区の公共施設の復旧は早急に実施する。庁舎、学校等の施設は区本部又は防災拠点等にあてられているので、迅速に修理を実施し、災害応急対策の実施に支障をきたさぬよう努める。

(2) 被害状況調査及び応急修理計画

区は、発災後施設管理者による施設・設備の被害状況報告を集約し、庁舎等の応急修理計画を作成する。発災初期の活動拠点となる庁舎、学校等は優先して安全点検及び被害状況調査を行い、必要に応じ、危険表示、防御柵の設置等の安全措置を行う。ライフラインの機能障害は、防災関係機関に連絡し優先復旧を依頼する。

(3) 応急修理の方法

区施設の安全性確認及び応急補修を迅速に行うため、中央区災害対策建築協力会の協力を得る。

※ 「災害時における応急対策業務に関する協力協定書」は資料編（395ページ）を参照。

第3編 交通ネットワーク及びライフラインの確保

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第 1 章 道路（首都高速道路含む）・橋りょう等		
区	（災対環境土木部）	○ 道路交通の機能確保、道路関係障害物除去 ○ 緊急道路障害物除去路線の指定
都	（建設局）	○ 道路整備、河川施設の整備、道路関係障害物除去
	（港湾局）	○ 港湾、海岸保全施設等の整備
首都高速道路		○ 首都高速道路の整備・点検・補修補強 ○ 緊急道路障害物除去
第 2 章 鉄道施設		
都営地下鉄		○ 耐震化等鉄道の安全確保 ○ 鉄道の運転規制、帰宅困難者対策
東京メトロ		
J R 東日本		
第 3 章 緊急輸送ネットワーク		
区	（災対環境土木部）	○ 緊急輸送ネットワークの拠点の指定
都	（各 局）	○ 各防災機関が指定した拠点について緊急輸送ネットワークを整備
警察署		○ 交通規制、緊急通行車両の確認
第 4 章 ライフライン施設		
都	（水道局）	○ 水道施設の整備、施設の調査、点検・応急措置
	（下水道局）	○ 下水道施設の整備、施設の調査、点検・応急措置
東京電力		○ 電気施設の整備、施設の調査、点検・応急措置
東京ガスグループ		○ ガス施設の整備、施設の調査、点検・応急措置
N T T 東日本		○ 通信施設の整備、施設の調査、点検・応急措置
日本郵便		○ 郵便物送達の確保

【基本的な考え方】

道路・橋りょうや鉄道等の交通施設は、都市の経済活動を支える生活基盤として重要な役割を担っている。これらの施設が損壊等の直接的被害や、交通渋滞などの間接的被害により機能不全に陥ると、人命救助はもとより、消火活動や物資輸送等の迅速かつ円滑な対応が困難になるおそれがある。そのため、道路・橋りょう等の安全確保や交通規制の実施、鉄道事業者による防災体制の確保など、発災後においても交通・物流機能が維持・回復されるようハード・ソフト両面での防災対策を進める。

また、水道、下水道、電気、ガス、通信及び郵便施設が被災した場合でも、都市機能そのもののまひにつながり区民等の生活への影響は極めて大きい。施設管理者及び関係機関は速やかに災害活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策等を迅速に実施することが重要である。

第1章 道路・橋りょう等

【予防対策】

第1 道路の現況

1 区内一般道路（国道・都道・区道）

(1) 区環境土木部、都第一建設事務所及び東京国道事務所が区内で管理する道路の現況

地 域 種 別	計		京 橋		日本橋		月 島	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
計	m 182,029	m ² 2,721,846	m 74,315	m ² 1,085,014	m 76,090	m ² 1,042,991	m 31,624	m ² 593,841
国 道	5,151	164,545	1,602	46,622	3,549	117,923	0	0
都 道	22,324	876,327	9,720	360,675	6,373	241,608	6,231	274,044
区 道	154,554	1,680,974	62,993	677,717	66,168	683,460	25,393	319,797

(2) 道路交通の機能確保に向けた取組

区は、首都直下地震に備え、大規模陥没による交通阻害を防止するため、路面下空洞調査を実施している。また、同様に大型標識の倒壊を最小にするべく、高所作業車による近接点検を実施している。

2 区内の自動車専用道路（首都高速道路）

首都高速道路は、都市活動を支える重要な交通施設であるため、整備に万全を期すとともに、安全化を推進する。

(1) 道路の現況

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速都心環状線 (都道首都高速1号線、 都道首都高速4号分岐 線、都道首都高速8号線)	4.3km	〔内回り〕 江戸橋、銀座、 宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、 呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、銀座、 新富町、京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、 江戸橋	内回り12カ所 外回り10カ所	内回り2カ所 外回り2カ所
高速1号上野線 (都道首都高速1号線)	2.0km	〔上り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町	上り 1カ所 下り なし	上り なし 下り なし

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速6号向島線 (都道首都高速6号線)	3.2km	〔上り〕 箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)	〔上り〕 箱崎(浜町、清洲橋) 〔下り〕 箱崎(浜町、清洲橋)	上り 8カ所 下り 7カ所	上り なし 下り 1カ所
高速9号深川線 (都道首都高速9号線)	0.4km	〔下り〕 箱崎(浜町)	〔上り〕 箱崎(浜町、清洲橋)	上り 3カ所 下り 3カ所	上り 2カ所 下り 2カ所
高速10号晴海線 (都道首都高速10号線)	0.7km	〔下り〕 晴海	〔上り〕 晴海	上り 1カ所 下り 1カ所	上り なし 下り なし
高速八重洲線 (都道首都高速4号線)	1.5km	なし	なし	南行 18カ所 北行 16カ所	南行 3カ所 北行 9カ所
計	12.1km	—	—	—	—

(2) 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路は、兵庫県南部地震規模の地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。

(3) トンネルの現況

トンネル名	路 線 名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導 設備 (非常口 高速上扉)	その他設備				
			非常電話	押ボタン式 通報装置	火災検知機	警報表示板	トンネル入口 信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
汐留	高速都心環状線	286	4	12	22	2	—	12	12	—	—	有	18	有	19	—
八重洲	高速八重洲線	1,400	33	61	116	2	有	69	61	有	10	有	45	有	190	199

(4) 事業計画の概要

ア 首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。そのほか、お客さま等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実を図る。

イ 災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。

ウ 兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。

エ 平成28年に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋りょうの耐震補強を推進している。

オ 道路構造物、管理施設等の定期点検

カ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検

キ お客さま等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

(ア) お客さまの対処方法についての十分な広報等

(イ) 避難・誘導施設の整備

(5) 資機材の備蓄等の措置

震災時における緊急点検、災害直前の応急対策及び応急復旧等の対策を実施するために必要な態勢の整備、資機材及び物資の備蓄等を行う。

(6) 防災広報の実施

震災時において、お客さま等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知するため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事等でパンフレットの配付等の広報を実施する。

(7) 防災訓練の実施

震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

ア 訓練項目

(ア) 非常参集訓練

(イ) 初動対応訓練

(ウ) 応急対策訓練

(エ) 避難誘導訓練

(オ) その他訓練

イ 実施時期・回数

年1回以上

3 橋りょう整備

(1) 区、都第一建設事務所及び東京国道事務所が区内で管理する橋りょう及び横断歩道橋の現況

ア 橋りょうの現況

種 別 \ 地域別	計	京 橋	日本橋	月 島
計	75橋	25橋	24橋(1)	26橋(3)
国 道	3	0	3	0
都 道	37	9	11	17
区 道	32(3)	16	7	9(3)
その他の区道	3(1)	0	3(1)	0

※1 その他の区道とは区境にある千代田区管理橋りょう

※2 区境にある都建設局千代田工区、港工区、都市整備局の管理橋りょうを含む

※3 () 内は、歩行者専用橋の数で内数

※ 区所管及び都所管の橋りょう一覧は、資料編(18ページ)を参照。

イ 横断歩道橋の現況

種 別 \ 地域別	計	京 橋	日本橋	月 島
計	18橋	7 橋	6 橋	5 橋
国 道	1	0	1	0
都 道	11	7	2	2
区 道	6	0	3	3

第2 河川・港湾

1 河川施設の現況

区内の河川を水系別に大別すると、荒川水系と独立水系に分けられる。また、管理体系別にみると、国土交通大臣が管理する一級河川の荒川水系と、都知事が管理する二級河川の独立水系がある。

なお、一級河川の管理は都知事に委任されており、隅田川を除く区内の河川の管理に関する一部の事務を区で処理している。

《区内の河川等の概況》

事 項 種 別	河川数	地域別	延長内訳			摘 要
			都知事管理	一部区管理	計	
一級河川	5	京橋地域	2,580m	730m	3,310m	○ 都知事管理
		日本橋地域	2,180	3,270	5,450	隅田川
		月島地域	830	530	1,360	○ 一部区管理
計	5		5,590	4,530	10,120	日本橋川 神田川 亀島川 月島川
二級河川	2	京橋地域	0	1,650	1,650	○ 一部区管理
合 計	7		5,590	6,180	11,770	築地川 汐留川

(1) 京橋地域

隅田川右岸の防潮堤（A.P. +6.4m）は、伊勢湾台風級の高潮から守るとともに関東大地震級の地震に耐える施設として、汐留水門、浜離宮排水機場とともに完成している。

亀島川は、日本橋水門と亀島川水門が、築地川及び汐留川は、築地川水門及び汐留川水門が完成している。

(2) 日本橋地域

高潮遡上等による被害防止のため、神田川及び日本橋川については、隅田川合流点から防潮堤（A.P. +5.5m）の改修を昭和43年度から着手し、区内は概ね完了している。

(3) 月島地域

月島地域は隅田川の河口に位置し、海あるいは川に囲まれているので水害については、特に

警戒を要する地域である。このため、次の事業を実施してきた。

ア 昭和35年度から、コンクリート護岸の嵩上げ及び水門建設

イ 昭和37年度から、月島、晴海地区に堅固な防潮堤（A.P. +5.5m）の建設に着工、昭和40年度に完成

ウ 昭和45年度から、月島川の護岸（A.P. +3.6m）改修に着手、昭和52年度に完成。なお、東京都水防計画（令和5年度）において、本区の水防上注意を要する箇所は6箇所ある。

水系	河川名	左右岸	位置(目標)	陸こう(m)	工事施工箇所		
					延長(m)	所管事務所	摘要
荒川	隅田川	右	築地五丁目（旧築地市場跡地内）	50		一建	
		左	勝どき三丁目（浜前水門上流）		20	一建	
		右	築地六丁目（勝鬃橋上下流）		50	一建	
		左	新川二丁目地内（亀島川水門）		50	治水	
	日本橋川	右	日本橋茅場町一丁目（日本橋水門）		50	治水	
独立	築地川	左	築地五丁目（環状第2号線築地川仮設道路）		570	一建	

※ 水防上注意を要する箇所とは、都管理の河川及び海岸で次に該当するものをいう。

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	（解説）過去の溢水実績等をふまえ、橋りょうにより河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	（解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	（解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸こう	陸こうが設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	（解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

(4) 河川施設の地震対策(第一建設事務所)

ア 東部低地帯における河川施設の耐震対策は、阪神淡路大震災を契機として、平成9年より堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の整備を進め、東部低地帯を囲む隅田川、中川、旧江戸川の外郭堤防や綾瀬川、呑川、内川の堤防、水門・排水機場の耐震対策事業を実施してきた。

イ また、東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて

て、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言や耐震性能の照査等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。

ウ 同年12月には、この基本方針に基づき、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進してきた。

エ 令和3年12月、東部低地帯の更なる安全性向上のため、新たに耐震対策を実施する区間等を示した同計画（第二期）を策定（計画期間は令和4年度から13年度までの10年間）し、切れ目なく対策を実施することにより、高度な防災都市を実現していく。

2 海岸保全施設（東京港建設事務所）

(1) 現 況

東京湾に臨む区内外郭防潮堤は、河川区域を除き次のように築造されており、その延長は約5.0kmである。

外郭防潮堤の維持天端高は

- 佃三丁目（相生橋下流）から A.P. +6.30m
晴海一丁目（春海橋）まで
- 晴海二・三・四丁目 A.P. +5.60～6.5m
- 勝どき五・六丁目 A.P. +5.60～6.30m
- 浜離宮庭園地先 A.P. +6.30m

また、運河及び隅田川河口には、佃、朝潮、浜前、築地川及び汐留川の各水門が建設されており、降雨による内水排除対策として、築地川及び汐留川下流に浜離宮排水機場が昭和46年3月に完成した。その他、陸こう、逆流防止扉等の諸施設が完備している。

※ 中央地区（月島・晴海）陸こう・逆流防止扉位置図は、資料編（21ページ）を参照。

《施設種類と数量（中央区内）》

地 区	中 央		港
保守係名	東部地区		南部地区
施 設 区 域	晴 海	月 島	竹 芝
水 門（カ所）	1	2	2
排水機場（カ所）	0	0	0
陸 こ う（カ所）	1	1	0
逆流防止扉（カ所）	1	3	0
外郭防潮堤（m）	3,882	1,260	594

※ 外郭防潮堤延長は、堤防・護岸、胸壁及び水門取付堤の延長である。

※ 外郭防潮堤延長には、他局管理及び橋台は除く。

なお、都の海岸保全施設に関しては、令和5年3月に公表した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき事業を推進していく。

3 内水排除計画

(1) 概況

ア 本区は、中央部内陸部と月島、晴海地区とに分かれ、月島、晴海地区は中央部内陸部に比べて地盤が低いので、降雨量が多量の場合は下水道局ポンプ所にて、雨水を排除している。中央部内陸部についても、地盤沈下や河川の埋め立てによって雨水の自然排水が不可能になった日本橋浜町、日本橋茅場町、日本橋兜町、八丁堀、新富、日本橋室町、日本橋、京橋、明石町、築地及び銀座地域は下水道局ポンプ所にて、雨水を排除している。

イ 区の下水道施設は、中部下水道事務所で管理運営を行っている。(佃島ポンプ所および晴海ポンプ所は、東部第一下水道事務所で運営) また、当該施設では、基本的に1時間あたり50mmの降雨に対応できるよう施設整備を行っている。

(2) 施設の現況

ア 管きょ施設（令和4年度）

幹線 27,011m 枝線 294,843m 計321,854m

人孔（マンホール） 7,035個 公設汚水ます 28,280個

イ ポンプ所

(令和2年末現在)

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

名 称	所在地 電 話	原 動 機		ポンプ		台数	用途	計排水量 m ³ /分	計画排水面積 ha	備考
		種 別	出 力	型式	m ³ /m					
浜 町 ポ ン プ 所	日本橋浜町 3-44-13 (3660)1923	ディーゼル	3,190kw	斜流	635	2	雨水	1,431	170.45	無人
		ディーゼル	5,000ps		740					
		電 動	1,800kw		400	2	汚水	69.0		
		電 動	315kw		69	2				
		電 動	280kw		69	1				
		電 動	220kw		50	1				
箱 崎 ポ ン プ 所	日本橋箱崎 町44-12	電 動	280kw	斜流	180	1	雨水	880.38	82.9	無人 汚水 しゃ集
		電 動	230kw		180	5				
桜 橋 ポ ン プ 所	新富1-2-6	電 動	370kw	斜流	220	6	雨水	1,066.98	117.61	無人
桜 橋 第 二 ポ ン プ 所	湊1-1-2 (3552)5614	電 動	310kw	斜流	225	3	雨水	1,830	674.57	有人 汚水 しゃ集
		電 動	1,370kw		345	5				
明石町ポンプ所	築地7-18-5	電 動	90kw	斜流	52	2	雨水	883.5	80.82	無人 汚水 しゃ集
		電 動	410kw		260	4				
佃 島 ポ ン プ 所	佃3-12-4 (3533)2688	電 動	500kw	斜流	310	4	雨水	899.16	126.54	無人 汚水 しゃ集
晴 海 ポ ン プ 所	晴海2地先	電 動	175kw	斜流	125	3	雨水	361.56	30.42	無人

デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 発 電 機	浜 町	2,000kVA	ガ ス タ ー ビ ン 発 電 機	桜 橋	2,000kVA
	佃 島	1,900kVA		桜橋第二	12,000kVA
				明 石 町	3,000kVA
				晴 海	1,750kVA
				箱 崎	2,500kVA

4 流木対策

(1) 貯木施設の現況

区周辺の貯木場は、豊洲、14号地、12号地及び新砂の4カ所があり、貯木可能面積70ha、同時保管量約15万tである。これら正規の貯木施設は天端高A.P. +5.1mの流出防止柵を完備し、災害防止対策の面からも完全な施設である。

(2) 事前措置

係留施設の整備強化を図るとともに、台風期には東京港内運河筋の木材は勿論、陸上の木材についても木材業者に対し、事前に柵、ロープ等により係留措置をとるよう指示する。万一流木が生じた場合は港湾局、東京海上保安部、筏関係業者と緊密な連絡をとり、流木による被害を最小限にとどめるよう努める。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 環 境 土 木 部	○被害状況の調査	→		○河川施設の復旧 →
		○緊急道路障害物の除去	→	
		○道路陥没等の応急対応	→	○道路復旧等 →
			○河川施設の応急対策 → 復旧	→
都 建 設 局		○道路関係障害物除去	→	
			○河川施設の応急対策	→
都 港 湾 局			○河川・港湾施設の応急対策	→
首 都 高 速 道 路	○災害対策本部の設置			
	○被害状況情報収集	→		
	○緊急点検（※道路構造物、管理施設等の被害状況）			
	○首都高速道路の通行等禁止措置（※警察の交通規制に協力）		→	
	○消防等関係機関への情報伝達・出勤・協力要請			
	○広報	→		
			○緊急道路障害物の除去・応急復旧	→

【応急対策】

第3 道路・橋りょう

1 区・災対環境土木部

- (1) 被害を受けた道路、特に応急救助及び復旧活動に必要な道路の復旧作業を重点的に行う。
- (2) 道路に被害を受けた場合は、速やかに都に連絡し、被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。応急復旧作業は、「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」に基づき、区内土木業者の協力を得て行う。
- (3) 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、その時間がない場合は、応急措置をとり、事後連絡する。

2 都・第一建設事務所

管内の状況を正確に把握すると同時に、迅速に都建設局に報告し、関係機関と相互に密接な連絡をとり、都建設局の指示により活動する。また、区の実施する応急措置に関し、技術的援助を行うほか、都建設局と協力し応急復旧の実施計画の策定に努める。

3 首都高速道路株式会社

(1) 災害時における態勢

地震による災害が発生したときは災害の種類、程度に応じて、警戒体制、緊急体制又は非常体制をとり役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

(2) 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客さま等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

ア 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客さま等に広報する。

イ お客さま等の被災状況を速やかに把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達及び出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

エ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

(3) 災害時の広報

お客さま等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、また、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報について各種の道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客さま等に提供する。

(4) 緊急道路障害物除去

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

4 道路関係障害物除去

(1) 除去目的

発災後、道路と橋りょう等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱することが予想され、災害時には、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などにも支障が生じるおそれがある。

このため、区は関係機関や公共施設の設置路線等重要性の高い路線を選定して震災時に緊急車両の通行に必要な車線を確保し、道路上の障害物（車両等を含む）を道路端等に寄せたり、道路陥没や亀裂等を応急的に補修する。

なお、車両の移動に関しては、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき処理する。

(2) 実施方法

ア 国道、都道及び首都高速道路はそれぞれ関東地方整備局、都建設局及び首都高速道路株式会社の管理担当者に速やかに連絡する。

イ 区道については、災対環境土木部が中心となり中央防災協力会、一般社団法人東京都自動車整備振興会、東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部、東京都製本工業組合京橋・日本橋支部の協力を得て障害物の除去及び路面の応急補修を行う。

《区道の緊急道路障害物除去路線》

- 緊急交通路の路線
- 緊急物資輸送ネットワークとなる路線
- 避難所(防災拠点等)に接続する応急対策活動のための路線
- 公共施設、警察署、消防署等を結ぶ路線

- ※ 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定(防災協力会)は、資料編(389ページ)参照。
- ※ 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定細目は、資料編(391ページ)を参照。
- ※ 災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書(自動車整備振興会)は、資料編(392ページ)を参照。
- ※ 災害時における応急対策活動支援に関する協定書(印刷工業組合)は、資料編(393ページ)を参照。
- ※ 災害時における応急対策活動支援に関する協定書(製本工業組合)は、資料編(394ページ)を参照。
- ※ 緊急道路障害物除去路線図は、資料編(22ページ)を参照。

第4 河川・港湾

1 河川施設

(1) 区・災対環境土木部

水防活動と並行し、工事中の箇所を重点的に巡視、警戒し、被害発生の際は直ちに必要措置を実施するとともに、道路を含めて速やかに都建設局に報告する。

(2) 都・第一建設事務所

ア 区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施計画を策定する。

イ 管内の状況を正確に把握すると同時に、迅速に都建設局に報告し、関係機関と相互に密接な連絡を取り、都建設局の指示により活動する。

2 海岸保全施設

(1) 東京港建設事務所

「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより必要な措置をとる。

3 流木対策

(1) 災害の発生するおそれがある場合

台風の接近するおそれがある場合は、関係団体に連絡して、木材の結束等の実施状況を確認する。さらに港湾局、気象庁、東京海上保安部、筏業者等との緊密な連絡を図る。

(2) 災害の発生した場合

流出木材が発生した場合は、直ちに東京海上保安部及び関係業者に連絡し最寄りの貯木場に収容し、結束するよう筏組合に指示する。

(3) 都に応援を求める場合

都本部が設置された場合、速やかに港湾局及び警視庁と緊密な連絡を図り、係留木材の流出防止に努める。万一放流した場合は、所轄警察署に連絡して大型曳船等の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て護岸の防護措置を行い被害の防止に努める。

【復旧対策】**第5 道路・橋りょう等**

1 区内一般道路及び橋りょう

道路、橋りょう、道路付属物等が自然災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

2 区内の自動車専用道路（首都高速道路）

(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。

(2) 災害復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

3 河川

管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

第2章 鉄道施設

【予防対策】

第1 都営地下鉄

1 施設の現況

(1) 線名及び線路の延長

区内の都営地下鉄線の路線は、都営浅草線、都営新宿線及び都営大江戸線があり、線路延長は都営浅草線18.3km、都営新宿線23.5km、都営大江戸線は40.7kmである。

区内の線路距離は、都営浅草線約4km、都営新宿線約1km及び都営大江戸線約2km、合計約7kmが全てずい道である。

(2) 駅名及び一日平均乗車人数

区内の都営地下鉄線の駅は、都営浅草線5駅、都営新宿線2駅、都営大江戸線3駅、合計10駅であり、それぞれ各駅に排煙設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導灯設備等が設置されている。

《駅名及び一日平均乗降人員（令和4年度）》

○都営浅草線	東銀座駅	67,709人
	宝町駅	25,109人
	日本橋駅	78,113人
	人形町駅	45,135人
	東日本橋駅	67,896人
○都営新宿線	馬喰横山駅	96,253人
	浜町駅	18,635人
○都営大江戸線	月島駅	59,007人
	勝どき駅	74,776人
	築地市場駅	19,627人

(3) 運転現況

ア 都営浅草線

列車編成 8両編成
運転間隔 朝ラッシュ時2分30秒、日中5分～10分、タラッシュ時2分30秒
最大運転回数 平日636回、土休日591回

イ 都営新宿線

列車編成 10両編成
運転間隔 朝ラッシュ時2分30秒～4分、日中5分～6分、タラッシュ時4分～7分
最大運転回数 平日398回、土休日359回

ウ 都営大江戸線

列車編成 8両編成
運転間隔 朝ラッシュ時3分、日中6分、タラッシュ時4分30秒

最大運転回数 平日448回、土休日388回

2 防災体制

(1) 情報収集及び情報提供の連絡体制

ア 通信設備及び放送設備

都営地下鉄線は業務に即応して、常時使用できる各種電気通信設備を有し、災害発生時に備えて情報連絡の完全確保を期するため整備を行い、また、放送設備についても異常災害発生の際、乗客に対する情報の提供及び避難、誘導に万全を期するため、定期的に点検を行っている。

イ 監視盤

- (ア) 列車緊急停止装置
- (イ) 火災表示警報監視盤
- (ウ) 汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤
- (エ) エスカレーター警報監視盤
- (オ) 浸水防止機作動表示監視盤

(2) 防災施設及び設備の整備

ア 駅構内、車両、軌道、架線等の整備点検

地下鉄の建造物は、地下線部及び地上線部とも耐震性を考慮して設計されているが、現在は、早期の運行再開を図るための更なる耐震対策を実施している。

また、軌道及び架線についても構造物の耐震性からその変状は少なく、地震に対して十分安全性は保たれる。ずい道内構築各駅変電設備は各保守担当係員が定期的に点検整備を行っている。

各駅には、消火設備及びそれに対する監視盤を設置しており、また、駅舎及び車両の不燃化については、区内設置の駅は建築基準法に準じた不燃化を実施しており、車両は技術基準（国土交通省令）に基づいて製作されている。火気使用その他の安全規制についても、各駅務区の消防計画により定められている。

イ 浸水防止、排水設備の整備点検

区内の各駅には、それぞれ排水ポンプ装置を設置しており、排水溝等の清掃を定期的に施行し、良好な排水機能の維持に努めている。

浸水防止については、各駅出入口からの浸水を防ぐため止水板を整備し、土のう等も準備している。

ウ 停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備しているので、全系統の供給が停止するという事態以外は駅及びずい道内が長時間停電することはない。また、駅構内には、蓄電池内蔵の非常灯と避難誘導灯を設備しているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯がある。

なお、全停電した際の駅の非常灯と避難誘導灯、駅の動力電源（消防用、排水ポンプ関係）、ずい道電灯、防災電源等を確保するため、都営浅草線では大門変電所に、都営新宿線では東大島変電所に、都営大江戸線では光が丘及び小名木川変電所に非常用発電装置を設備して定期的に点検整備を行っている。

第2 東京メトロ

1 施設の現況

東京メトロの全路線延長は、195.0kmである。そのうち区内には、6路線、14駅がある。

(1) 線名及び線路延長（14.23km）

ア 銀座線	2.92km（三越前～銀座）
イ 丸ノ内線	0.68km（銀座）
ウ 日比谷線	4.38km（小伝馬町～銀座）
エ 東西線	1.75km（茅場町～日本橋）
オ 有楽町線	2.79km（銀座一丁目～月島）
カ 半蔵門線	1.71km（三越前～水天宮前）

(2) 駅名及び一日平均乗降人員（令和4年度）

○ 三越前	100,581人	○ 八丁堀	89,641人
○ 日本橋	146,916人	○ 築地	53,151人
○ 京橋	44,951人	○ 東銀座	67,566人
○ 銀座	188,870人	○ 銀座一丁目	36,285人
○ 小伝馬町	33,442人	○ 新富町	33,659人
○ 人形町	63,201人	○ 月島	60,498人
○ 茅場町	94,538人	○ 水天宮前	58,180人

2 防災体制

(1) 施設等に対する防災体制

トンネル、線路等施設の定期的検査を行い、安全上必要な箇所は補強している。

(2) 防災施設及び設備の整備

ア 防災設備及び非常用電源

駅及びトンネルの防災設備は定期的に検査を実施し、いつでも稼動するように整備している。

また、東京電力からの受電系統全てが停電した場合でも、主要駅には防災設備のための電源として非常用発電機を備えるほかバッテリー設備を備えている。

イ 通報設備

関係行政区、気象庁、防災関係機関との緊急連絡、並びに東京メトロ内相互の情報伝達・収集ため、必要な通信設備を整備している。

ウ 排水設備

トンネル内に排水ポンプを整備している。

エ 車両の防火対策

国土交通省の基準に基づき、不燃性の材質で造っている。また、各車両には消火器を備えている。

オ 浸水対策

(ア) 駅出入口口に止水板を設置している。

(イ) トンネル内には排水設備を設置している。

3 防災教育

災害等に対する災害予防、応急対策、復旧対策の知識、技術の普及のため、予想される被害想定を明確にした初動措置、防災業務計画内容の徹底、復旧対策などの教育訓練を計画・実施している。

また、旅客に対しては、平素からWEBサイトを通じて「東京メトロニュース」等により、防災設備及び避難誘導について周知している。

第3 JR東日本

1 施設の現況

(1) 線名及び線路の延長

総武本線 3.22km（東京駅～両国換気所間）

京葉線 2.8km（東京駅～越中島間）

(2) 駅名及び一日平均乗車人員（令和4年度）

○ 新 日 本 橋	16,036人
○ 馬 喰 町	21,810人
○ 八 丁 堀	27,391人

2 防災体制

(1) 施設等に対する防災対策

線路建造物（トンネル等）の定期的検査を行い、耐震性及び災害による被害防止等をチェックし、更に防災強度を把握しその機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたてる。

(2) 防災施設及び設備の整備

気象庁・地方自治体及び防災関係機関との緊急連絡、並びに部内相互間における予報・警報の伝達・情報収集のため、必要な通信設備及び警報措置を次により整備する。

ア JR・NTT電話の緊急連絡用電話

イ 指令専用電話、ファクシミリ

ウ 列車無線、携帯無線機

エ 地震、風、雨の規制ネットワーク

3 防災教育

風水害及び地震等に対する災害予防・応急対策並びに復旧対策の知識、技術の普及を図るため次の教育を行う。

(1) 予想される災害及び初動措置

(2) 防災業務計画内容の徹底

(3) 鉄道施設の被害及び復旧対策

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
都営地下鉄	○災害対策本部の設置 ○運転規制／停止 ○安全点検 ○広報	○帰宅困難者への対応		○被害状況に応じた復旧
東京メトロ	○災害対策本部の設置 ○運転規制／停止 ○安全点検 ○広報	○帰宅困難者への対応 ○避難誘導		○被害状況に応じた復旧
JR東日本	○災害対策本部の設置 ○運転規制／停止 ○安全点検 ○広報	○帰宅困難者への対応 ○避難誘導		○被害状況に応じた復旧

【応急対策】

第4 都営地下鉄

首都直下地震等が発生した場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画（震災編）に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに復旧にあたる。

1 運転規制

半径2.5kmのゾーン（範囲）の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、総合指令所長は運転規制を実施する。

(1) 震度「4」の場合

ア 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

イ 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。

ウ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

(2) 震度「5弱」の場合

- ア 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。
- イ 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。
- ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。
- エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。
- オ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

(3) 震度「5強」の場合

- ア 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。
- イ 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。
- ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。
- エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。
- オ 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。

(4) 終列車後から始発列車までの間に震度「4」以上の地震が発生した場合、直ちに駅長及び所長に点検を依頼し、関係職員は最善の方法により列車運行の確保に努める。

2 帰宅困難者への対応

都には、事業所・学校・買い物・娯楽施設等が集中し、日々、多くの通勤・通学・買い物客等が流入・滞在しているが、大地震による交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅することができない人たちが多数発生し、大きな混乱が予想される。

交通局では、このような帰宅困難者が駅等に集中する事を想定し、混乱防止対策等を行うこととする。

(1) 情報の提供

帰宅困難者にとって、列車やバスの運行に関する情報は極めて重要である。都交通局では、構内放送や掲示により、都営交通の運行状況・振替輸送の情報・営業再開の見通しの情報を随時提供する。都営交通お客様センター・自動車営業所でも問合せに対して、迅速・適切に対応する。また、交通局のホームページでは状況の変化に従って随時情報を更新し、最新情報を提供する。

(2) 輸送協力

都本部への輸送協力の他、道路事情によって、都営地下鉄をはじめとする鉄道の代替交通手段として、都バスによる輸送を行う。

(3) 帰宅困難者の保護

首都直下地震等が発生した際には、帰宅困難者による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制を徹底する必要がある。このため、都交通局では、都営地下鉄各駅において、利用者を一時的

に駅構内で保護するために必要な災害対策用備蓄品（飲料水・防寒用ブランケット・簡易マット・簡易トイレ・携帯用トイレ・簡易ライト）を配備した。

（都営地下鉄全101駅に合計約5万人分を備蓄）

3 浸水防止対策

止水板及び防水扉が駅出入口に、防水ゲートがずい道内に設置され浸水を防止する。

第5 東京メトロ

1 初動措置

(1) 列車の措置

ア 総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。

イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を一旦停止させたのち、総合指令所長に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

(2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の動揺防止を図るとともに安全退避に努める。

(3) 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、旅客の安全をはかり初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

(4) 浸水の措置

駅出入口は止水板により、喚気口は浸水防止機により浸水を防止する。万一トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

(5) 停電の措置

ア 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり点灯する。また、排煙機、消火ポンプ、スプリンクラーポンプ、トンネル設備等に供給可能な非常用発電機による非常電源として東京メトロ全線に設置している。

また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

イ 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

2 広報

災害時の混乱防止を図るために、駅構内については駅放送及び掲示等により、車内については車内放送により、旅客に周知徹底を図る。

3 通信情報連絡態勢

災害が発生した場合は、災害応急対策を実施するため、必要な情報をそれぞれの所掌に応じて収集に努める。

4 避難誘導

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。

(1) 地下よりも地上が安全と認めたとき

都の定める広域避難場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。

(2) 地上よりも地下が安全と認めたとき

施設の被害がないと判明した場所へ誘導する。

5 帰宅困難者への対応

東京メトロ線内の運行状況だけでなく、首都圏の鉄道運行状況や一時滞在施設の開設状況等を随時放送等により、帰宅困難者に情報を提供することとしている。

第6 JR東日本

1 災害活動態勢

災害による被害が予想される場合は、輸送の安全確保と応急対策、復旧対策の推進を図るため、別に定めるところにより災害の規模及び状況に応じ、次の災害対策本部を設置し、必要な対策を講ずる。

○ 首都圏本部災害対策本部

本部長は対策本部を設置し、関係機関と情報連絡を図り、必要な応急対策の実施等初動態勢を確立する。

○ 地区災害対策本部

東京営業統括センター所長は、担当地域内の被害状況に応じ対策本部を設置し、情報収集を行い首都圏本部に報告する。

○ 駅等災害対策本部

駅長等は、沿線の被害状況により必要な場合は対策本部を設置し、被害軽減措置及び旅客・社員の危険防止措置を講ずるとともに、首都圏本部・東京営業統括センターマネジメントオフィスに状況報告を行う。

2 異常気象時の警戒態勢

(1) 風水害等対策

列車もしくは車両の運転、又は線路の保守に従事する係員は、降雨・降雪等により災害が発生するおそれのある場合、また気象通報を受領した場合は、列車・車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒を行う。

(2) 震災対策

ア 保線技術センター所長は、保安規定に基づき線路巡回を行う。

イ 乗務員は、運転中に地震を感知し危険と認めたときは直ちに停止し、速やかに隣接駅長と連絡をとりその指示を受ける。

(3) 浸水対策

ア 階段出入口付近に止水板の設置を行う。

イ トンネル内に排水設備の設置を行う。

3 広 報

災害による被害線区の輸送状況・被害状況を把握し、報道機関等に発表できる体制をつくると

ともに、利用者に対し周知を図る。

(1) 駅等の広報

災害時旅客の不安感を除き、動揺・混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い鎮静化に努める。

(2) 乗務員の広報

災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示・情報及び自列車の状況等を把握し、放送等により案内し旅客の動揺・混乱防止に努める。

4 避難誘導

災害による建物の倒壊危険、火災の発生その他二次災害のおそれのある場合は、旅客等を次により避難誘導する。

(1) 駅構内及び列車等の被害並びに周囲の状況を考慮し、一時的に安全な場所（あらかじめ定める一時避難場所）に誘導する。

(2) 避難場所への避難指示等があった場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、避難場所へ誘導する。

(3) 乗務員の措置

運転中振動・信号により地震その他の災害を知ったときは、一時停止を行うとともに二次災害のおそれがある場合は、安全と思われる場所に一時避難誘導する。

5 帰宅困難者への対応

長時間にわたり列車運休が見込まれ、帰宅困難者が発生する際には、駅構内の安全を確認した後、コンコース等の一部を一時滞在場所として開放する。また、トイレ及び公衆電話も出来る限り提供する。

6 水防・消防に関する措置

(1) 出水等の措置

ア 地下鉄

集中豪雨、水道管破裂等による道路面からの浸水のおそれがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板をセットするとともに、土のう積み工法等により浸水防止を図る。

イ 地下トンネル

豪雨時トンネル両端から浸水のある場合、トンネルに設けてある排水設備により排水に努める。

(2) 地震時の出火防止措置

建物・車両・危険物施設等から出火を防止するために、火気使用停止及び必要な点検を実施する。

(3) 消火活動

ア 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報・避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 列車火災

運転中の列車に火災が発生した場合は、列車を遅滞なく橋りょう、トンネルを避け乗客の避難に適した位置に停止させ、列車の防護、旅客の誘導・救護手配及び消火作業を行う。

ウ トンネル内列車火災（施設火災を含む）

火災の発生した車両を、トンネル内に停車することなく運転を継続してトンネル内を脱出し乗客の避難に最適な位置に停止する。

地下鉄道にあっては、次駅停車を原則とする。何かの理由でトンネル内に停車した場合も、運転可能な限りトンネル外へ脱出するよう努める。運転不可能な場合は、列車の防護・救護手配・乗客の避難誘導の処置を行う。

7 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し秩序を維持するため、警察と密接な連携のもとに、駅構内列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等災害警備について、次によりあらかじめ定め安全を確保する。

- (1) 営業中止、制限の時期・方法
- (2) 混乱防止の広報要領
- (3) 旅客の避難誘導方法及び避難場所
- (4) 警備方法及び警察の要請要領
- (5) 混乱防止訓練の実施

【復旧対策】

第7 鉄道施設

- 1 災害に伴う被害線区の迅速な運転再開を図り、復旧に際しては再び被害を被ることのないよう耐震性・防災強度の向上を図るとともに、復旧計画にあたっては被害状況、復旧工事の難易を勘案し、運転再開によって復旧効果が最も大きい主要幹線施設等を重点として計画する。
- 2 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後速やかに本復旧計画をたて実施する。

第3章 緊急輸送ネットワーク

【予防対策】

第1 緊急輸送ネットワークの整備

都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次～第三次の緊急輸送ネットワークを指定、整備する。

区は、上記緊急輸送ネットワークを補完し、区本庁舎や災害拠点病院、地域内輸送拠点、避難所等を結ぶ路線を「緊急道路障害物除去路線」として指定、整備する。

緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」（112ページ）、「緊急交通路」（113ページ）及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

また、地震で陸上交通が遮断された場合に備え、区内にある「防災船着場」を利用した、水上輸送の活用の実効性を高めていく。

※ 緊急道路障害物除去路線図は、資料編（22ページ）を参照。

※ 防災船着場の運用については第2部第9編第3章「第2 輸送基地」（275ページ）を参照。

第一次緊急輸送ネットワーク	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

第2 緊急通行車両の事前提出

1 緊急通行車両の概要

大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章が交付され、車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

《緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）》

- 道路交通法の緊急自動車（消防用自動車、緊急用自動車など）（道路交通法第39条第1項）
- 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策実施するための運転中の車両

2 緊急通行車両等の確認

（1）区有車両は、原則として東京都公安委員会に対して緊急通行車両等事前届出書を提出し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けているため、震災時これを警視庁本部（交通規制課）、警察署又は緊急交通路上の交通検問所のいずれかへ提示して標章の交付を受ける。

※ 緊急通行車両等については、第2部第9編第3章「第1 輸送車両等の確保」（273ページ）を参照。

（2）調達した外部車両など届出済証の交付を受けていない車両については、緊急通行車両等届出書を提出し、緊急通行（輸送）車両確認証明書及び標章の交付を受けて運行する。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対環境土木部	○被害状況の調査	○交通規制状況の把握・緊急道路障害物除去 ○緊急道路障害物除去 ○道路陥没・亀裂等の応急対応	○緊急道路障害物除去 ○道路陥没・亀裂等の応急対応	○道路復旧等
警視庁	○交通規制			

第3 道路交通規制

1 第一次交通規制（災害発生直後の道路交通法に基づく交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は速やかに次の規制措置をとる。

(1) 環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

(2) 環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

(3) 環状8号線における都心方向への流入抑制

環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

(4) 緊急自動車専用路における通行禁止

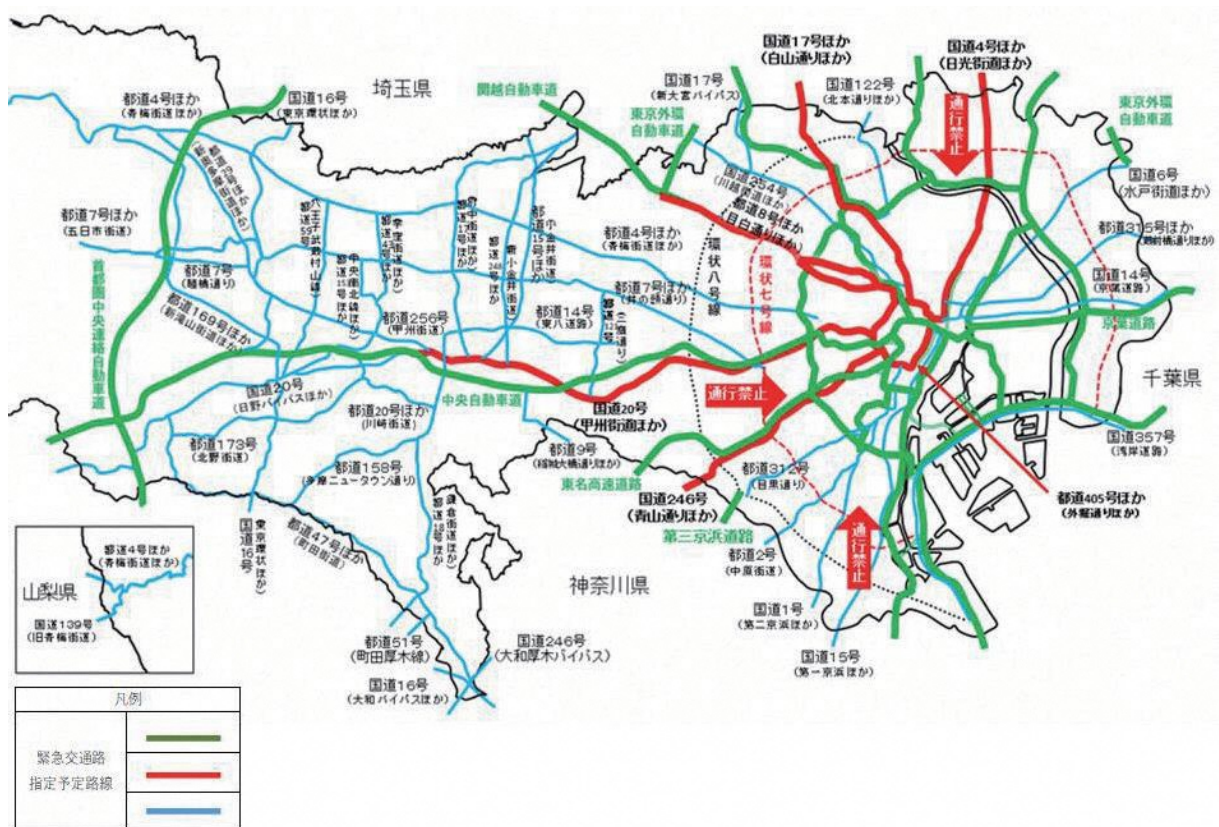
都心環状線、東京高速道路KK線、首都高速道路1号上野線、6号向島線、9号深川線、国道4号線、国道17号線、外堀通りを、緊急自動車及び道路点検車以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

※ 自転車、路線バスについては、環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、緊急自動車専用路上は通行禁止

(5) 被害状況等による交通規制の変更

道路被害状況、交通状況等に応じて、上記(1)から(4)までの交通規制を拡大し、もしくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

《大震災時における交通規制図〔第二次〕》



(東京都地域防災計画（令和5年度修正）より）

《緊急交通路指定予定路線》

国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか)	都道312号 (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		
	国道16号 (大和バイパスほか)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号ほか (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか (川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号 (甲州街道)	

第4章 ライフライン施設

【予防対策】

第1 水道

1 施設の現況

- (1) 区内の水道供給は、利根川水系を水源として、三郷浄水場（三郷市）→芝給水所（港区）系と朝霞浄水場（朝霞市）→芝給水所（港区）→晴海給水所（中央区）系によって給水している水道供給施設としては、これらの各浄・給水所と施設間を連絡する配水管網（主要配水管現況図参照）によって構成されている。

※ 主要配水管現況図は、資料編(24ページ)を参照。

(2) 配水管の布設延長

管 種	小管（径75mm～350mm）	本管（径400mm以上）	計
鋳鉄管	274,505m	34,133m	308,638m
鋼 管	2,647m	5,415m	8,062m
計	277,152m	39,548m	316,700m

2 水道施設の耐震化等

(1) 水道施設の耐震化の推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

(2) 管路の効果的な耐震継手化の推進

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関及び震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を令和4年度までに概ね完了した。現在は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域について、重点的に管路の耐震継手化を進めている。また、給水管についても耐震化を実施している。

(3) バックアップ機能の強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

(4) 自家用発電設備の新設・増強

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。

第2 下水道

1 施設の現況

中央部内陸部は、芝浦排水系統に属し、月島地区及び晴海地区は砂町排水系統に属している。区内7カ所のポンプ所で雨水を吸揚し付近の河川に放流し、内陸部の汚水は芝浦水再生センターへ、月島地区及び晴海地区の汚水は砂町水再生センターへ送水し処理している。

2 処理施設

- (1) 芝浦水再生センター（港区港南1-2-28）

処理能力 日量 830,000m³

- (2) 砂町水再生センター（江東区新砂3-9-1）

処理能力 日量 658,000m³

3 防災対策

災害時における内水排除を重点におき、次の点検等を常時実施している。

- (1) 下水道管渠及び伏越の浚渠
- (2) 雨水吐及び放流扉の常時点検
- (3) ポンプ所のポンプ点検・整備
- (4) ポンプ動力の予備電源（停電時）として、ディーゼル及びガスタービン発電機の燃料、冷却水、潤滑油の確保及び点検・整備
- (5) その他、各種付属機器の点検・整備
- (6) 運転要員の確保
- (7) 情報連絡態勢の強化のため、東京域レーダ雨量計端末装置及び下水道光ファイバー網を利用した専用電話を設置しており、都との無線電話設備も設置している。

なお、不時の災害に備え、当所では毎年防災訓練を実施している。

第3 電 気

1 対策の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策があるが、この計画では当面、そのうち、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設の災害予防の範囲とした。

2 防災対策

(1) 施設の防災対策

災害種別	設備名	防災対策
洪水・高潮対策	送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
	変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。
	配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。
風害対策	変電設備	各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
	配電設備	
地震対策	送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

地震対策	変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
		(地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(2) 設備の防災対策

- ア 避難場所・避難道路の配電設備の点検実施
- イ 柱上設置変圧器の落下防止対策の実施
- ウ 支持物・支線などの点検改修の実施

(3) 一般公衆に対する防災対策

災害発生時の事故防止に関して、ラジオ、テレビ、広報車等により、広報活動を行う。

第4 ガ ス

1 施設の現況

(1) 製造所・整圧所設備

- ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- イ 防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

(2) 供給設備

- ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
- イ 全ての地区ガバナーに S I センサーを設置し、揺れの大きさ (S I 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ウ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する

2 施設別安全化対策

(1) 製造施設

- ア 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保
- イ 緊急遮断弁、防火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止

(2) 供給施設

- ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強
- イ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備

(3) 通信施設

- ア ループ化された固定無線回線の整備
- イ 可搬型無線回線の整備
- (4) その他の安全設備

ア 地震センサーの設置

LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置

イ 安全装置付ガスメーターの設置

建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

第5 通 信

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、通信のそ通維持及び電気通信設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、各設備ごとに予防措置を講じ万全の体制を期する。

1 施設の災害対策

(1) 建 物

ア 震災対策

過去における大震災の規模と被害状況を参考として交換機建物の設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害を防止するため、防火扉、防火シャッター、防潮扉等を設置している。

イ 風水害対策

出入口、ドア、窓廻り等は板、ドライエリア側等はコンクリート壁と板の併用により建物内の浸水防止策を講じ、かつ点検を実施している。

(2) 建物内設備

ア 震災対策

電信電話用機器の震動による倒壊及び損傷を防止するため、支持金物等による補強工事を実施している。

イ 風水害対策

チャッキバルブ等を整備し排水設備からの逆流の防止に努め、排気口、ダクト口等に密栓を施しとう道内への浸水を防止している。

ウ 停電対策

通信電源確保のため、予備エンジンを設置し、また、バックアップとして移動電源車を配置している。

(3) 屋外設備

震災対策として、地下ケーブルは耐震性の高いとう道、共同溝等への収容を随時実施しているほか、とう道、共同溝の火災に備え不燃性、難燃性ケーブル等に取り替えを実施している。

また、通信の途絶の場合や避難場所等との通信確保のため、携帯電話機、移動用無線機を常備している。

2 災害予防体制

- (1) 災害に対処するため、防災体制を確立し実施している。

(2) 情報収集連絡体制の整備（通報連絡系統の確立）

(3) 災害が発生した場合において通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、次の機器、車両を配備する。

ア 災害対策用無線機、移動無線車

イ 移動電源車

ウ 設備復旧のための工事用車両

エ 防災用機器

(4) 応急措置計画を次の項目について策定している。

ア 回線の切替措置

イ 中継順路の臨時変更

ウ 災害対策用無線機、移動無線車の発動運用

エ 移動電源車の発動運用

オ 資材等のヘリコプター輸送

(5) 応急復旧工事に必要な資器材、装備等を備蓄している。

4 防災対策

電気通信施設等の耐震性について全面的に見直しを行い、その強化を図るとともに、通信伝送路に対するシステムとしての信頼性を高めるため、市内交換機能の分散、市外伝送路・重要加入者ケーブルの2ルート化、移動無線機・移動電源車の配備等の対策を実施している。

また、これらの機器等を利用した防災演習を行い、電気通信設備の災害予防と迅速かつ的確な復旧作業の習熟に努めている。

なお、電気通信設備を確保するために次の諸施策を行う。

(1) 公共機関等、必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。

(2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、営業所は最小限度の通信ができるよう非常用公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。

(3) 架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。

(4) 耐震、耐火性の強い都道及び共同溝へのケーブル収容を推進する。

(5) 営業所、設備センター相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進し、主要営業所、設備センター相互間を結ぶ地下ケーブル方式（有線）と無線方式の両用を可能にする。

(6) 交換設備、電力設備、その他屋内設備の倒壊防止のため支持金物等で補強する。

(7) 電力供給源が停止した場合の対策として、予備エンジンを設置しているが、さらに被災したときを考慮して移動電源車を増強する。

(8) 震災による孤立対策として移動無線車、携帯用無線機、非常用移動交換機装置等を主要地域に増配備する。

(9) 弱体設備管理を強化し、段階的に補強及び取替えを実施する。

応急・復旧活動フロー

機関名	3時間	24時間	72時間
	初動対応期	応急対応期	復旧対応期
都水道局	○給水対策本部の設置 ○応急対策活動	○復旧活動 ○応急給水活動	
都下水道局	○災害対策本部の設置 ○庁舎の点検、被害状況把握 ○重要施設の緊急調査の実施 ○二次災害防止措置		○し尿受入体制の確保 ○管路施設の被害状況の把握 ○応急復旧
東京電力	○非常対策支部の設置 ○各設備の運転保守 ○社員の参集 ○被害状況の収集、周知	○感電事故防止周知 ○復旧活動	
東京ガスグループ	【体制・情勢の基盤整備・確立】 ○対策本部・支部等の設置 ○社員等の動員 ○活動基盤の整備 ・安全確認・安否確認・連絡手段の確保・移動手段の確保 ○情報の収集、処理等 ・機能的な偵察・情報収集努力・道路状況の把握・各施設被害状況の把握	○協力会社等との連携 ○応援部隊の受入準備	
	【初動措置（お客さま対応）】 ○マイコンメーター対応 ※安全のために止まったメーターへの対応 ○特定需要家への対応 ○供給契約需要者への対応 ○二次災害防止装置	○対応の本格化	
	【初動措置（対外広報）】 ○広報活動 ○緊急措置に関して ・漏洩危険・マイコンメーター復帰等	○復旧計画に関して	
NTT東日本	○災害情報連絡室、災害対策本部の設置 ○情報収集伝達 ○応急対策復旧の基本方針、総合調整 ○応急措置 ○街頭公衆電話の開放		
日本郵便	○非常災害対策本部等の設置 ○被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動 ○職員の動員	○郵便物の送達確保対応 窓口業務の維持対応	

【応急対策】

第6 水 道

地震の発生により、水道施設に被害が生じた場合や地震防災強化地域に警戒宣言が発令された場合、応急対策諸活動を迅速、的確に実施できる態勢をつくり、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水の確保を図る。

1 給水対策本部の設置

都に対策本部が設置された場合、局内に直ちに給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。夜間・休日等に地震が発生した場合は、給水対策本部が設置されるまでの間、指定された管理職員、給水待機者及び交代勤務者等を中心に初期活動を実施する。

2 復旧活動

施設に被害が生じた場合、速やかに配水調整を実施し断水区域を限定する。

復旧は、関係会社の協力を得るとともに、被害状況に応じ、各部局、他の都市、自衛隊等に協力を求め、一刻も早く平常給水を回復することを目標に、復旧優先順位に従って実施する。

3 応急給水活動

復旧までの間、避難・り災者、断水を余儀なくされた都民への給水に当たっては、都区市町の役割分担に従い、応急給水を実施する。

4 水道局中央支所の組織及び主な業務内容

支所長	庶務課	情報連絡、資器材の調達
	千代田営業所	応急給水
	配水課	配水管等の応急復旧
	給水課	給水管等の応急復旧
夜間・休日	給水待機	(水道緊急隊と連携して初動活動を行う)

第7 下水道

下水管きよの被害に対して、汚水、雨水のそ通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

1 組 織

※ 災害時の応急対策組織編成については、資料編（26ページ）を参照。

2 情報連絡態勢

※ 下水道局の情報連絡態勢については、資料編（27ページ）を参照。

3 応急対策

(1) 管きよ

ア 緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

イ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

(2) ポンプ所

停電のため、ポンプ所又は水再生センターの機能が一時的に停止した場合、非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の起こらないようにする。

第8 電 気

電気施設を災害から防護し、また、災害により施設に被害があった場合は、区災害対策本部と密接に連絡をとり、状況に応じて適切な復旧対策を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

1 活動体制

(1) 非常態勢の区分

非常災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を下表のとおりとする。

なお、被害の全体像が把握できた段階で態勢見直しを実施する。

態勢区分	情 勢
第1 非常態勢に準ずる態勢 (準第1 非常態勢)	○ 災害の発生の確率が低いと予想される場合 ○ 仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合
第1 非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合
第2 非常態勢	○ 大規模な災害の発生が予想される場合 ○ 大規模な災害が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発せられた場合 ○ 洞道内火災が発生した場合
第3 非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 都又は隣接県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

(2) 動員態勢

ア 災害の状況に応じて、準第1・第1・第2・第3非常態勢を敷くものとする。

イ 被害規模、復旧の見通し等により、他事業所の相互応援態勢を確立する。

ウ 当社工事力のみで早期復旧が困難である場合は、社外者（請負業者等）に応援を要請する。

2 感電事故防止対策と復旧周知

感電事故を防止するため、広報車を動員して一般公衆に周知するとともに、東京電力災害対策本部から、復旧予定をテレビ・ラジオの広報機関を通じて周知する。

(1) 感電事故防止周知

銀座支社→広報車→直接一般公衆に周知する。

(2) 復旧周知

銀座支社から一般公衆に周知する。

3 応急対策

(1) 各設備の運転保守

ア 需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続する。

イ 浸水、建物倒壊等により、送電することが、かえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合は、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ、待避する。

(2) 被害状況の収集・周知

ア 全般的被害状況の掌握の遅速は復旧計画に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

イ 非常災害対策本部の情報班は、速やかに、被害状況の全般を掌握し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

4 区との協力

大規模災害時に迅速な電力復旧を行うため、区と協力体制を確立し、次のとおり相互に連携することとする。

(1) 災害時の情報共有

復旧を優先すべき重要施設、避難所情報、停電発生状況等や道路寸断及び復旧状況などについて、区と情報を共有する。

(2) 電力復旧等に係る相互協力

電力復旧の支障となる障害物の除去をはじめ、情報連絡員（リエゾン）の派遣等、区と協力する。

※ 大規模災害時における電力復旧等に関する協定書は、資料編(453ページ)を参照。

※ 細目協定書は、資料編(455～458ページ)を参照。

第9 ガス

1 災害時の活動態勢

(1) 非常事態対策本部の設置

ア 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。

イ 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

(2) 非常態勢の区分

体制区分	災害時の具体的な状況・被災の程度
第0次非常体制	○ 震度5弱の地震が発生した場合
第1次非常体制	○ 震度5強の地震が発生した場合
第2次非常体制	○ 震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合

2 応急対策

- 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

- 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。
- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

第10 通 信

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信のそ通を図る。

1 活動態勢

(1) 活動組織

東京南支店においては、本社の「災害等対策規程」に基づき、実施要綱を定め組織及び業務分担を決めそれにより実施する。

(2) 他機関との協力体制

他支店との応急協力体制は実施細則によって確立されている。

なお、防災関係各機関との協力計画は、防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平時から各機関と防災計画について連絡調整に努めており、応急対策の実施にあたっては、防災関係各機関と十分な連携を保持して効果的な活動を期するものとする。

2 応急対策

(1) 災害の発生が予想されるときは、次の設備等について点検及び整備を行う。

ア 建物

イ 孤立防止用移動無線機及び災害応急復旧無線電話機

ウ 応急復旧用ケーブル

エ 防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）

オ 予備電源設備（蓄電池及び発動発電装置、燃料・冷却水を含む）

カ 警報転送装置

キ 建物等の消火、防火、水防装置、予備灯及び避難設備

ク 工具及び工事用車両等

ケ その他防災上必要な設備器具等

(2) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害の規模、状況により東京支店は災害情報連絡室、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策復旧の基本方針、総合調整を行う。

(3) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、区及び各防災機関と連絡を密にする。

(4) 災害が発生したときは、次の応急措置をする。

ア 電気通信設備は回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

イ 災害のため通信が途絶、又は著しくふくそうしたときは速やかに応急対策を図る。

(ア) 災害対策用無線機、移動無線車の運用

(イ) 臨時回線の作成

(ウ) 回線の分断、延長及び中継順路の変更

- (エ) 通信方針、通話方式の変更
- (オ) 臨時公衆電話の設置
- (カ) 災害用伝言ダイヤルの運用
- (キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

ウ 街頭公衆電話の開放

災害のために停電が発生すると、テレホンカードが使用できなくなったり、コイン収納箱がいっぱいでコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が、街頭公衆電話の開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。停電が回復すれば無料化は解除され、通常どおり有料となる。

エ 次の理由により通信のそ通が著しく困難となり重要通信を確保する必要があるときは、契約約款により臨機に利用制限を行う。

- (ア) 通信が著しくふくそうするとき
- (イ) 通信電源の全面維持が困難となったとき
- (ウ) 運用要員の全面的確保が困難なとき
- (エ) 回線の全面的維持が困難なとき

オ 災害に関する通話については、契約約款により非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話として他の通話に優先して取り扱う。

カ 災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、新聞掲載、ホームページによって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由及び状況、代替となる通信手段の周知
- (イ) 災害用伝言ダイヤルを利用した、安否確認方法の周知
- (ウ) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (エ) 通信利用者に協力を要請する事項

3 区との協力

大規模災害時に迅速な通信障害復旧を行うため、区と協力体制を確立し、次のとおり相互に連携する。

(1) 災害時の情報共有

復旧を優先すべき重要施設、避難所情報、通信障害の発生状況等や道路寸断及び復旧状況などについて区と情報を共有する。

(2) 通信障害復旧等に係る相互協力

通信復旧の支障となる障害物の除去をはじめ、施設利用や情報連絡員（リエゾン）の派遣、避難所等への緊急対応など区と協力する。

※ 大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書は資料編（459ページ）を参照。

※ 細目協定書は資料編（461～469ページ）を参照。

第11 郵便

日本郵便は、災害時においても、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するとともに、商品・サービスの提供を図る。

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本部等の設置

日本郵便の業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。

2 応急対策

(1) 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適時の応急措置を講ずる。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

3 区との協力

区は、日本郵便の区内所在郵便局と災害時の情報収集その他の協力について協定を締結している。

※ 災害時における応急協力に関する覚書（郵便局）は、資料編(432ページ)を参照。

【復旧対策】

第12 水 道

都水道局は、事業認可区域の実態を把握し、配水調整等によって断水区域をできるだけ限定した後、復旧活動を実施する。

送配水管路の復旧の優先順位は①浄水場からの送配水幹線、②給水拠点に至る管路、③その他の重要な管路の順とし、効果的に給水区域の拡大を図るよう進める。

給水装置については、配水管の復旧及び流水と並行して実施する。

1 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

2 管路の復旧活動

(1) 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統の変更等の再調整を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(2) 管路における復旧の優先順位の指定

ア 送配水本管

(ア) 第一次重要路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上極めて重要な路線

(イ) 第二次重要路線

第一次重要路線に準ずる管路で、ポンプ所、応急給水槽及び避難場所へ至る路線
ウ その他の路線

第一次、第二次重要路線以外の重要路線

3 給水装置の復旧活動

復旧範囲は、第一止水栓以降、メータ上流部までの給水装置とする。

メータ下流側の給水装置については、首都中枢機関等の例外を除き、給水装置使用者（所有者）が自ら行うことを原則とする。

第一止水栓上流部の給水管については、原則として、配水管の復旧と併せて配水施設復旧担当が復旧する。

第一止水栓以降メータ上流部までの復旧については、あらかじめ定める優先順位に基づき実施する。

第13 下水道

被災時の復旧にあたっては、汚水、雨水のそ通及び内水排除機能の回復を優先する計画をたて、被害の状況、復旧の難易度等を勘案し、復旧効果の大きいものから実施する。

動員した要員で応急措置を講じ、緊急出動態勢により車両、復旧作業員（請負業者等も含む。）、備蓄資器材等を使い応急復旧を行う。

第14 電気

1 被害の復旧

(1) 災害発生時、速やかに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。

(2) 復旧は、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

2 復旧隊の標識

当社職員及び復旧応援作業員には、あらかじめ所定の腕章を、また連絡車、作業車には、所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。

3 指令及び情報連絡の伝達経路

資料編（28ページ）を参照。

第15 ガス

1 東京ガスグループ

(1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

《具体的な手順》

- ① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ② 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ③ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ④ 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ⑤ 都市ガスの復旧は 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ⑥ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ⑦ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ⑧ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

(2) さらに、必要に応じて次の対応を行う。

ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

イ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。

ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

2 ガス事業者

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

L P ガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。

このため、都は、一般社団法人東京都 L P ガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

第16 通 信

1 通信回線の復旧順位

表（128ページ）のとおり。

2 災害復旧工事の実施・管理

(1) 応急復旧工事

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持するために必要な補強、整備工事

(2) 原状復旧工事

電気通信設備等をその機能、形態において被災前の状態に復する工事

(3) 本復旧工事

ア 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事をおりこんだ復旧工事

イ 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

表 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

第4編 応急対応力の強化

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第1章 初動態勢の強化		
区	(本 部)	○ 防災訓練の実施、業務継続計画の策定 ○ 区本部の設置・運営
都	(本 部)	○ 都本部の設置・運営、災害救助法の適用 ○ 警察災害派遣部隊の派遣要請、緊急消防援助隊への応援要請
第2章 消火・救助・救急活動		
消防署		○ 消火・救助・救急活動
消防団		○ 消火・救助活動、消防署隊への応援
第3章 警察署による秩序の維持		
警察署		○ 負傷者の救助活動、犯罪の予防・検挙
第4章 自衛隊への災害派遣要請		
区	(本 部)	○ 都へ自衛隊派遣要請・受入れ
都	(本 部)	○ 自衛隊への災害派遣要請
陸上自衛隊		○ 要請に基づく災害救援活動
第5章 海上保安庁への支援要請		
区	(本 部)	○ 都へ海上保安庁支援要請
都	(本 部)	○ 海上保安庁への支援要請
海上保安庁		○ 区の災害応急活動への支援
第6章 広域活動拠点の構築		
区	(本 部)	○ 都へオープンスペースの利用要望
都	(本 部)	○ オープンスペース等の確保・整備 ○ 広域活動拠点等の確保・総合調整
第7章 受援体制の構築		
区	(災対指令部)	○ 相互援助協力自治体等との協定締結 ○ 都への人的応援・救援物資要請 (D I S)、物資配分計画の作成
	(災対総務部)	○ 不足人員の集約、人的応援の調整・受入れ
	(災対福祉保健部)	○ 災害ボランティアの受入れ ○ 福祉避難所における不足物資の要請
	(災対区民部)	○ 地域内輸送拠点の開設・運営、各防災拠点等への救援物資の輸送
	(災対教育部)	○ 防災拠点における不足物資の要請
都	(本 部)	○ 救援物資の調達、地域内輸送拠点までの輸送
相互援助協定自治体		○ 人的応援・救援物資の調達、輸送
協定事業者		○ 救援物資の調達、輸送協力等

第1章 初動態勢の強化

【基本的な考え方】

災害時における的確かつ迅速な初動対応が多くの人を救うことにつながることを、また、想定以上の被害が発生する可能性があることを常に意識しておくことが重要である。

平時から都及び防災機関並びに区内の公共的団体、他の区市町村、中央区議会災害対策本部、防災区民組織及び防災拠点運営委員会等と連携しつつ実効性ある計画の策定、効果的な防災訓練の実施や民間団体等との協力体制の構築等により初動対応体制の強化を図る。

また、区は、第一次的防災機関として、区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、都防災計画及び区防災計画の定めるところにより、防災関係機関等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、職員の安全確保に十分配慮の上、災害応急活動を実行する。

【予防対策】

第1 職員による初動対応体制の確立

1 災害等の非常事態に対する職員の配備体制

災害等の非常事態に対応するため、区は有する全機能を速やかに発揮できるよう、平時から職員の配備体制を整備する。

2 休日・夜間の警戒体制

(1) 休日、夜間等に職員の連絡体制を確保するとともに、勤務時間外に発生する災害等の非常事態に対応するため、警戒勤務者(管理職)が輪番制により待機している。また、警戒勤務者を補佐し、情報収集及び情報の整理を行うため、応急指令員(会計年度任用職員)を配置している。

※ 中央区職員の警戒勤務に関する規程は、資料編(219ページ)を参照。

※ 中央区災害応急指令員勤務要領は、資料編(222ページ)を参照。

(2) 区内に災害対策用職務住宅及び職員住宅を確保し、管理職を含む職員が区内に居住できる環境を整備することにより、職員による迅速かつ的確な初動対応体制の強化を図る。

3 職員の防災意識の向上

迅速かつ的確な初動対応態勢の確立とともに、職員個々が自らの役割を果たせるよう職員研修や訓練等の場を通じて、職員の防災意識の向上、災害対応に要する知識や技能の習得を図る。

4 緊急時職員参集システム

区では、一定の条件の災害が発生した場合、配備指定職員に災害情報と安否・参集確認のメールを配信し、安否・参集可否のメールを返信する緊急時職員参集システムを運用している。

本システムは基本的に全職員を登録対象とし、それぞれの参集(待機)条件に該当する災害が発生した場合、自動でメールを配信し、職員からの安否・参集可否情報を防災危機管理センターで把握する。

また、水防本部設置を含め、手動でのメール配信により、状況に応じ、柔軟な参集態勢を築くことができる。その他、全登録者に気象警報を配信する。

第2 防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区民の生命・財産を守るとはもとより被害を最小限にとどめることを期するため、区の地域における防災関係機関による災害活動を実施するとともに、地域防災力の強化に資するよう各種防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

(1) 目 的

災害対策基本法に基づき、防災関係機関と区民及び事業所が一体となって総合的な防災訓練を行うことにより、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立を図るとともに、防災区民組織や事業所等の幅広い参加のもと、区民等の防災意識の高揚及び地域における防災行動力の向上を図ることを目的に毎年実施する。

(2) 実施要領

区と防災関係機関において「中央区総合防災訓練実施要綱」を定め、これに基づいて実施する。

ア 実施要綱策定方針

防災区民組織、防災関係機関等との連携により、都心区である本区の特性を前提とした企業（事業所）・区民・防災関係機関・区相互の連携強化を図る訓練を実施し、それぞれの防災行動力の強化・向上を図ることを策定の基本方針とする。

イ 参加機関

(ア) 区

(イ) 防災関係機関

(ウ) 防災区民組織

(エ) 区民

(オ) 事業所

(カ) ボランティア

ウ 訓練項目等

区防災計画の応急対策に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目はその都度定める。

エ 実施方法

被害規模を想定し「訓練進行要領」を定めて実施する。

2 災害対策本部運営訓練

(1) 目 的

災害時に速やかに初動態勢を確立し、迅速かつ的確な災害対策活動が行えるよう災害対策本部運営訓練を実施する。

(2) 主な訓練内容

管理職も含めた区各部職員及び警察、消防、自衛隊などの防災機関が参加し、付与される災害情報等を分析判断し、活動方針等の対策案を決定する意思決定訓練を図上訓練により実施する。また、必要に応じて災害対策本部員による部長会議訓練を合わせて実施する。

(3) 実施時期

毎年1月

3 防災危機管理センター訓練

(1) 目的

災害・事故・事件など危機管理事案の発生時に防災危機管理センターの機能が十分に発揮できるように、区の初動対応に必要な知識及び技能を習得する訓練を実施し災害等対応力の強化を図る。

(2) 主な訓練内容

- ア 防災危機管理センターの初動対応訓練
- イ 資器材の操作・運用訓練

(3) 実施時期

随時

4 地震警戒態勢訓練

(1) 目的

地震警戒態勢に指定されている職員の参集状況の把握及び地震警戒態勢の迅速な確立を期することを目的として実施する。

(2) 主な訓練内容

- ア 緊急時職員参集（メール参集）システムの操作入力訓練
- イ 参集訓練
- ウ 地震警戒態勢における初動対応訓練

(3) 実施時期

随時

5 臨時非常配備職員訓練

(1) 目的

休日、夜間等職員の勤務時間外での非常事態発生時に参集が指定されている臨時非常配備職員に対して日頃から訓練を行うことで、臨時非常配備態勢の早期確立を目的とする。

(2) 主な訓練内容

- ア 防災拠点への参集が指定されている職員に対する訓練
- イ 緊急時職員参集（メール参集）システムの操作入力訓練

(3) 実施時期

随時

6 応急救護・AED操作訓練

(1) 目的

職員が、来庁者のケガや発病に対し適切な対応を図れるよう応急救護講習を実施するとともに、区内各施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）の操作方法修得のため講習会を実施する。

(2) 主な訓練内容

全職員を対象として、各消防署の協力を得て普通救命講習を受講する。

(3) 実施時期

随時（年6回程度）

第3 業務継続計画の策定

災害発生時に備えて非常時優先業務をあらかじめ選定し、必要な対策を講じていくことにより、区政運営の早期復旧を図り、区民の生命、生活及び財産を災害から保護する必要がある。

本区では業務継続計画（地震編）を平成23年度作成しており、毎年度業務継続マネジメント（BCM）を推進し、PDCAサイクル（PLAN、DO、CHECK、ACT）を通じて本計画を持続的に改善している。業務継続の国や都の考え方を踏まえ、適宜計画の修正等行っていく。

なお、区では、災害発生時に迅速な初動態勢の確立と円滑かつ的確な対応がとれるよう、「災害時職員行動マニュアル」を定めている。

第4 防災関係機関との協力

1 都との協力

- (1) 区は、都と災害対策上必要な資料の交換等連絡を密にし、災害時には被害を最小限に食い止めるため、都との連携強化を図りながら、区内の災害応急対策を円滑に実施する。
- (2) 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区内で行われる都の応急対策について、積極的に協力する。

2 他防災機関との協力

- (1) 区は、災害応急対策を円滑に実施するため、災害の状況に応じ、防災機関と協力しながら応急対策の実施にあたるものとする。
 - (2) 区は、上記の場合に備え、平時から防災機関と協議し、協力態勢の確立を図るものとする。
 - (3) 区及び防災機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。
- また、本部を設置したときには、情報の収集、交換及び連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講ずる。

3 民間団体・民間事業者との協力関係

災害時における食料の供給（東京都米穀小売商業組合、東京都麺類協同組合）や医療救護活（区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、東京都柔道整復師会）、輸送関連団体（一般社団法人東京都トラック協会及び物流事業者）など、従来から災害時の協力協定を締結している民間団体とは、なお一層の緊密な協力体制の維持及び確立に努める。

さらに、救助活動や帰宅困難者支援、電力確保等他の民間団体との協力体制の確立を図り、災害応急態勢の充実に努める。

※ 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（一般ひな型）は、資料編(411ページ)を参照。

※ 特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会との防災協力協定書は、資料編(413ページ)を参照

※ 災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティ東京株式会社)は、資料編(434ページ)を参照。

※ 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス株式会社）は、資料編(436ページ)を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動態勢の確立期	応急対応期	復旧対応期
本 部 (区各部)	【職員の勤務時間内】 ○本部の設置 → ○第1回本部会議（以後、適宜開催） → ○非常配備態勢の発令 ○非常配備態勢の確立 ○防災拠点の開設準備、避難者の受入れ等（臨時非常配備職員の派遣） ○帰宅困難者への対応			
	【職員の勤務時間外】 ○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○職員の参集 → ○非常配備態勢の確立 ○臨時非常配備の実施 → ○臨時非常配備態勢の終了 ○指定職員の参集 → 臨時非常配備態勢の確立 ○参集途上の区内被害状況を報告 ○被災者の救助・救出 ○防災拠点の開設準備避難者の受入れ等 ○帰宅困難者への対応			
都本部	○本部の設置 ○情報収集 → ○非常配備態勢の発令		○第1回本部審議（以後、適宜開催） →	

第5 災害発生後の初動対応

1 防災危機管理センター

区役所本庁舎1階に、防災備蓄品の展示やパンフレット配架などの情報提供、普及・啓発コーナーを設け、平時は、区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口としての防災危機管理センターを設置している。災害や大規模事故等の事案が発生した時には、情報収集・連絡の結節点としての機能を発揮する防災危機管理センターとなり、開庁時間帯においては総務部防災危機管理課が、休日、夜間においては警戒勤務の管理職員及び災害応急指令員が防災危機管理センターの初動態勢を立ち上げる。

なお、災害等による被害が拡大し本部を設置した場合においても、災対指令部として本部の一部機能を担うものである。

2 非常配備態勢

本態勢は、職員の勤務時間内外を問わず、本部の決定により適用されるものであり、職員は各態勢の配備基準に従って参集する。

なお、職員の活動態勢を長期間維持する必要がある場合には、本部は適宜職員態勢を検証し、区各部の非常時優先業務が継続して行うことができるよう職員の確保を図る。

《災害時における本部の非常配備態勢》

区 分	時 期	態 勢	配 備 基 準
第1 非常配備態勢	概ね24時間後に災害が発生するおそれがあるとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。	水防その他災害の発生を防ぐための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする。	通信情報活動に必要な人員
第2 非常配備態勢	概ね12時間後に災害が発生するおそれがあるとき、もしくは局地災害が発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。	本部職員の約3分の1をもってこれに当たり、第1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。	本部職員の約3分の1
第3 非常配備態勢	事態が切迫し、相当の地域について災害が発生すると予想されるとき、もしくは発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。	本部職員の半数以上をもってこれに当たり、相当地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。	本部職員の約2分の1
第4 非常配備態勢	災害が拡大し、第3 非常配備態勢では対処できないとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。	本部の全力をもって当たる態勢とする。	本部の全力

※ 休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京23区に発生した場合は、第4 非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。（本部運営要綱第7）

※ 非常配備態勢別動員集計表は、資料編(29ページ)を参照。

3 休日・夜間の態勢

災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときの臨時的な職員態勢は次のとおりとする。

なお、本部の非常配備態勢が確立された場合は、非常配備態勢に移行する。

《非常配備態勢確立前の臨時的な職員態勢》

態 勢	設 置 基 準	指 定 職 員	参 集 場 所
情報収集態勢	区内で震度4の地震が発生したとき	防災危機管理室職員	防災危機管理センター
地震警戒態勢	区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区（千代田区、港区、台東区、墨田区及び江東区）に居住する係長（主査）、防災危機管理室職員	防災危機管理センター
臨時非常配備態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	特別職、管理職、区内・隣接区に居住する係長（主査）、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定した者、防災危機管理室職員	防災拠点 指定された職場 防災危機管理センター

※ 休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京23区に発生した場合は、本部の設置を待たず、第4非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。（本部運営要綱 第7）

※ 本表に定める設置基準は地震における基準であり、その他の災害においても必要に応じてそれぞれの態勢を敷く。

(1) 情報収集態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に災害等が発生した場合に、区内の被害等の情報を収集する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度4の地震が発生したとき、又は、その他災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

防災危機管理室の管理職、係長及び係員各1名程度が参集する。なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

エ 参集場所

防災危機管理センター

オ 職務内容

区施設及び区内の被害等の情報を収集する。

(2) 地震警戒態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に、臨時非常配備に準ずる災害等が発生し、区内でなんらかの被害が発生するおそれがある場合に対応する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する係長（主査）及び防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

指定職員のうち、特別職、各部局長、区内・隣接区に居住する課長、職務上参集が求められる課長、係長（主査）及び防災危機管理室職員が参集する。

参集職員は、緊急時職員参集システムにより、参集の所要時間等を本部へ連絡するほか、参集途上の区内被害状況等を所定のアドレスに適宜報告するとともに、参集時に防災危機管理センターに報告する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

令和6年1月1日時点の指定職員は199人、参集職員73人である。

エ 参集場所

防災危機管理センター

オ 職務内容

(ア) 本部班

- ・各班において収集した情報の整理・分析と対応策の検討
- ・区長等への報告
- ・現地確認班との連絡
- ・情報の記録と管理

(イ) 情報連絡班

- ・庁内及び区内の連絡・指示
- ・都、消防、警察、交通機関、ライフライン事業者等からの情報収集

(ウ) 現地確認班

- ・庁有車等による区内パトロール（建物・道路被害等の確認）
- ・被災情報のあった現場への職員の派遣
- ・区施設の被害状況（人的被害を含む）の把握

(エ) 広報班

- ・災害情報の広報（スピーカー付き庁有車、防災行政無線等）
- ・区民からの問合せ対応
- ・マスコミ対応等

(3) 臨時非常配備態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に地震災害等非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、本部の非常配備態勢が確立するまでの間、非常事態に即応するため、臨時的に職員を配備する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する係長（主査）、区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者及び防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

指定職員のうち、地震発生時における参集職員は、下表のとおりとする。参集職員は、緊急時職員参集システムにより、参集の所要時間等を本部へ連絡するほか、参集途上の区内被害状況等を所定のアドレスに適宜報告するとともに、参集時に防災危機管理センターに報告する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

令和6年1月1日時点の指定職員は、586人である。

区内震度	参集職員
震度5弱	○ 特別職 ○ 各部局長 ○ 区内・隣接区に居住する課長 ○ 職務上参集が求められる課長、係長（主査） ○ 防災拠点に参集する職員のうちあらかじめ指定された者 ○ 防災危機管理室職員
震度5強以上	○ 特別職 ○ 各部局長 ○ 区内・隣接区に居住する課長 ○ 職務上参集が求められる課長、係長（主査） ○ 区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者 ○ 防災危機管理室職員

※ 本表に定める参集基準は地震における基準であり、その他の災害においても必要に応じてそれぞれの態勢を敷く。

エ 参集場所

(ア) 防災拠点

防災拠点を参集場所に指定された職員、学校に勤務する指定職員

※ 防災拠点に参集する職員等の任務については、第2部第7編第2章「第2 防災拠点及び副拠点の開設、管理運営」（240ページ）を参照。

※ 平日の日中に発災した場合であっても、原則として防災拠点を参集場所に指定された

臨時非常配備職員を最初に派遣する。

※ 女性視点での避難所運営を推進していくため、女性職員を一定数指定している。

(イ) 出張所、保健所・保健センター及び情報システム課

日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所、中央区保健所、日本橋保健センター、月島保健センター、晴海保健センター及び情報システム課に勤務する指定職員

(ウ) 福祉センター、子ども発達支援センター

福祉センター、子ども発達支援センターに勤務する指定職員

(エ) 防災危機管理センター

上記以外の指定職員

オ 防災危機管理センターにおける職務内容

- 防災危機管理センターの設置及び本部の開設準備
- 庁内放送及び来庁者の確認・保護
- 防災行政無線等による緊急情報の発信
- 参集職員の集計及び名簿の作成
- 都及び防災関係機関との連絡・報告等
- 区民等からの問合せ対応
- 区民等への災害情報の広報
- 災害情報及び区内の被害情報の収集
- 区施設等の被害確認
- 防災拠点及び福祉避難所の状況確認、開設準備等
- 帰宅困難者一時滞在施設の状況確認
- 区長等への報告

カ 臨時非常配備態勢の終了

指定職員は、本部の非常配備態勢が整い区各部から派遣された職員と交代するまで指定された任務を行う。本部の指示により交代した場合は、各自の所属する区各部の指示に従う。

※ 中央区職員の臨時非常配備に関する規定は、資料編(230ページ)を参照。

第6 災害対策本部の設置及び運営

1 本部の組織

図1 本部組織図(143ページ)を参照。

2 本部の設置

(1) 本部の設置

ア 区長は、区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、非常配備態勢を発令する必要があるとき、本部を設置する。

《地震における本部設置》

- 区内で震度5強以上の地震が発生した場合は、本部を設置する。
- なお、震度に関わらず、被害状況等に応じて本部を設置する。

イ 本部の部長の職に充てられている者(以下「部長」という。)は、本部を設置する必要がある

ると認められるときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。

ウ 防災危機管理室長は、上記イの要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、災害対策本部員の職に充てられている者に協議して本部の設置を区長に申請する。

(2) 本部の設置場所

本部長室は、区役所本庁舎3階庁議室に設置する。

区各部を本庁舎8階大会議室に設置する。

なお、本庁舎に設置することが困難な場合には、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所等に設置する。

(3) 本部設置の通知

ア 防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に本部の設置を通知する。

(ア) 部長

(イ) 中央区防災会議の委員

(ウ) 都知事

(エ) 区長が必要と認める者

イ 部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に周知徹底させなければならない。

(4) 本部長室の開設

ア 区長（本部長）は、原則として第2非常配備態勢を発令したときは、本部長室を速やかに開設し、直ちに構成員（143ページ）を招集する。

イ 区長（本部長）は、特に必要があると認めたときは、本部長室に、区防災会議の委員が属する機関の派遣員、その他本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(5) 本部の廃止

区長（本部長）は、区の地域において災害が発生するおそれがなくなつたと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

(6) 職務代理の考え方

ア 区長（本部長）の職務代理

(ア) 副区長（2名）

（副区長の順位は、中央区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。）

(イ) 教育長

イ 部長の職務代理

(ア) 当該部の庶務担当課長

(イ) 当該部の管理職で組織順

ウ 課長の職務代理

(ア) 当該課の庶務担当係長

(イ) 当該課の係長で組織順

3 本部の運営

(1) 本部長室の所掌事務

本部長室は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議し、策定する。

- 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難の指示に関すること。
- 他の区市町村との相互応援に関すること。
- 部長に対する事務委任に関すること。
- 都本部との連絡に関すること。
- 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- 公用令書による公用負担に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 部長会議の招集に関すること。

(2) 各部の所掌事務

表1 本部長室及び各部の所掌事務（144ページ）を参照。

※ 中央区災害対策本部条例は、資料編（207ページ）を参照。

※ 中央区災害対策本部条例施行規則は、資料編（208ページ）を参照。

※ 中央区災害対策本部運営要綱は、資料編（214ページ）を参照。

第7 応急公用負担

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急公用負担等を命じることができる。

1 応急公用負担の種類

根拠法	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備考
災害対策基本法	○ 土地、建物その他の工作物の一時使用 ○ 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用 ○ 災害を受けた工作物又は物件で応急措置に支障となるものの除去その他の措置	○ 占有者、所有者等	第64条
	○ 応急措置全般	○ 区域内の住民 ○ 現場にある者	第65条

2 応急公用負担の権限

応急公用負担の権限は、区長若しくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員が行使するが、区長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が区長の職権を行使することができる。（災害対策基本法第64条）

3 公用令書の記載事項

災害対策基本法第64条の規定により、応急公用負担の権限を行使するときは、応急公用負担の

対象となる物件、数量、負担内容、期間、適用等必要事項を記載した公用令書（資料編31ページ）を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に手渡す。

ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理する。

4 損害補償等

区は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。

また、従事命令により、応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し若しくは疾病気にかかり、又は障害者となったときは、条例の定めに従い損害補償する。

※ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例は、資料編（223ページ）を参照。

第8 労務需給

災害時においては、職員のみでの労働力では必ずしも十分ではないので、労働力の不足を補い救助作業等の円滑な推進を図るため、労働者の確保に努めるものとする。そのため、平時から必要な労働者を把握し、災害時には直ちに対応し得る態勢を確立しておくものとする。

1 雇上計画

(1) 労務供給の要請

ア 災害時において、労働力の確保が必要なときは、災対総務部は所要人員をとりまとめ、一括して東京労働局に労務供給の要請をする。

イ 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由の上、公共職業安定所に連絡する。

(2) 労働者の引渡し

労務供給を要請し、労働者確保の通知を受けたときは、速やかに輸送等の配車措置を講じ、待機場所において関係職員立会のうえ労働者の引渡しを受ける。また、作業終了後は待機場所又は適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。

(3) 賃金の支払

ア 賃金の日額は、公共事業設計労務単価表に準ずるものとする。

イ 賃金は区において、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに支払うこととする。

2 労務供給計画

(1) 区各部は、労務供給を必要とするときは、次の事項を明示して、災対総務部へ要請する。

ア 労務供給を必要とする事由

イ 作業の内容

ウ 従事場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他の必要事項

(2) 災対総務部は、区各部より労務供給の要請を受けたときは、東京労働局に要請するほか、作業内容に応じて防災関係機関又は民間協力団体に協力を要請することとする。

図1 本部組織図（令和6年4月1日現在）

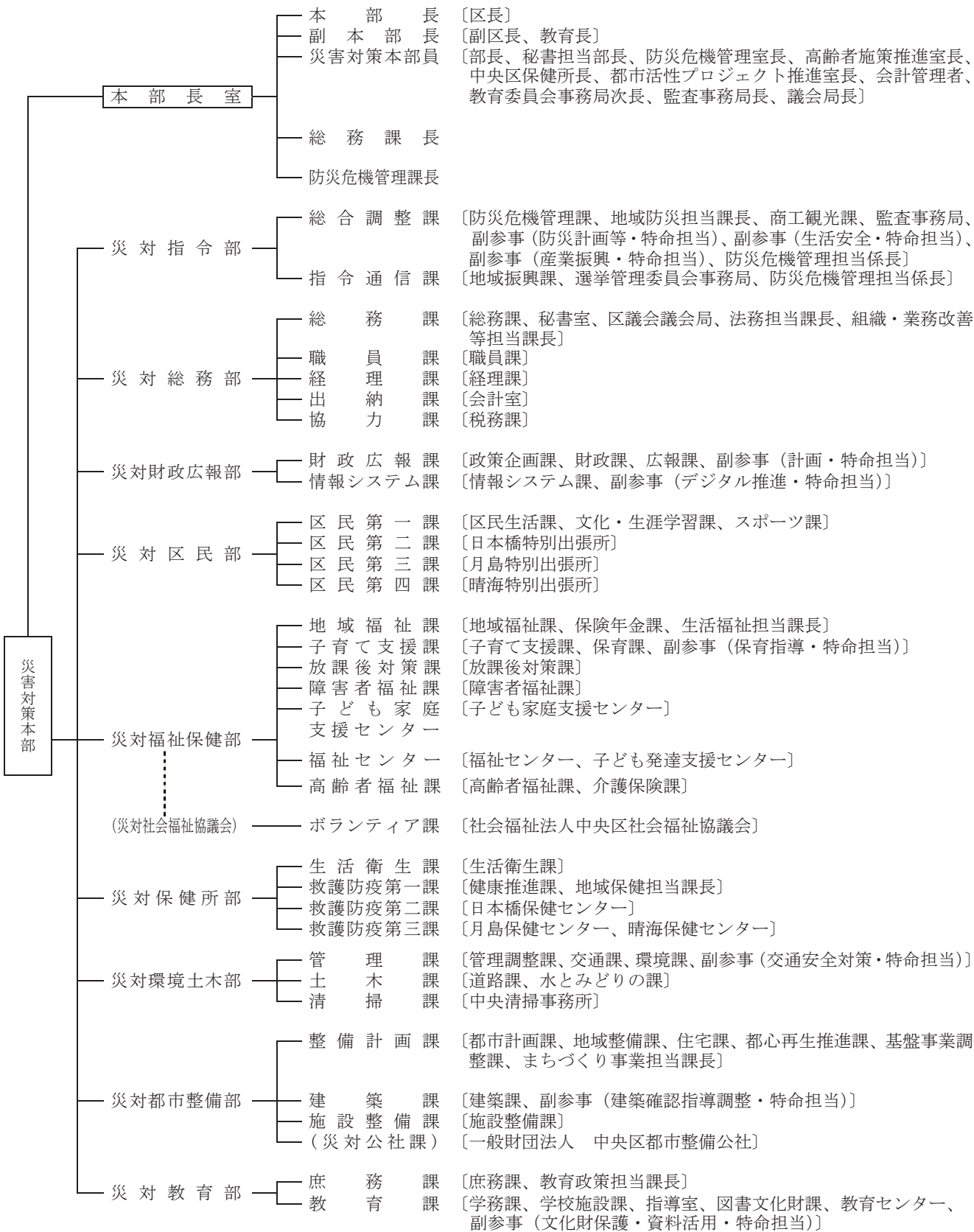


表1 災害対策本部部長室及び各部の所掌事務

部 名	課 名	所掌事務
本部長室		1 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 避難の指示に関する事。 4 他の区市町村との相互応援に関する事。 5 部長に対する事務委任に関する事。 6 都災害対策本部との連絡に関する事。 7 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事。 8 公用令書による公用負担に関する事。 9 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。 10 部長会議の招集に関する事。 11 その他重要な災害対策に関する事。
災害指令部 部長 防災危機管理室長 補佐 監査事務局長	総合調整課 課長 防災危機管理課長 補佐 地域防災担当課長 同 副参事(防災計画等・特命担当) 同 副参事(生活安全・特命担当) 同 商工観光課長 同 副参事(産業振興・特命担当) 同 防災危機管理担当係長	1 災害対策の総合調整に関する事。 2 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 3 災害救助法の適用の要請に関する事。 4 被災者の収容計画に関する事。 5 災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分に関する事。 6 帰宅困難者対策に関する事。 7 他の部に属しないこと。
	指令通信課 課長 地域振興課長 補佐 選挙管理委員会事務局長 同 防災危機管理担当係長	1 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 2 本部長室の指令の伝達に関する事。 3 災害対策活動の記録に関する事。 4 本部長室における情報収集に関する事。 5 災害情報の総括に関する事。 6 情報及び報告の受理並びに本部長室への伝達に関する事。 7 防災行政無線による情報の伝達に関する事。 8 地域防災無線の受発信に関する事。 9 東京都防災行政無線の受発信に関する事。 10 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関する事。 11 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 12 部内他の課への協力に関する事。 13 部内他の課に属しないこと。

部 名	課 名	所掌事務
災対総務部 部長 総務部長 補佐 秘書担当部長 同 会計管理者 同 議会議長	総務課 課長 総務課長 補佐 秘書室長 同 議会議次長 同 法務担当課長 同 組織・業務改善等担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 本部長室及び部長会議の庶務に関する事。 4 議会との連絡その他渉外事務に関する事。 5 来庁者の救護及び避難誘導に関する事。 6 庁内放送に関する事。 7 車両の配車及び運転に関する事。 8 災害対策関係文書事務に関する事。 9 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 10 部内他の課に属しない事。
	職員課 課長 職員課長	1 本部職員の動員及び適正配置に関する事。 2 本部職員の給与及び被服に関する事。 3 本部職員の給食及び宿泊施設の確保に関する事。 4 本部職員の医療救護及び公務災害に関する事。 5 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	経理課 課長 経理課長	1 災害対策に必要な物資及び資材の調達に関する事。 2 災害応急対策に必要な車両、舟艇等の調達に関する事。 3 災害に際し応急措置の業務に従事する者に関する事。 4 区が管理する財産の被害調査の総括に関する事。 5 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	出納課 課長 会計室長	1 災害対策に関する現金の出納及び保管に関する事。 2 災害対策に関する決算調製に関する事。 3 災害対策に必要な物品の出納及び保管に関する事。 4 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	協力課 課長 税務課長	1 り災証明の交付に関する事。 2 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営の協力に関する事。 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4編 応急対応力の強化

部 名	課 名	所掌事務
災害対策広報部 部長 企画部長 補佐 企画部参事（連絡調整・特命担当）	財政広報課 課長 政策企画課長 補佐 財政課長 同 広報課長 同 副参事（計画・特命担当）	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 報道機関との連絡に関する事。 4 災害に関する総合的な調査及び記録に関する事。 5 災害時用ホームページ等による広報及び広聴に関する事。 6 災害対策関係予算事務の総括に関する事。 7 生活復興計画に関する事。 8 部内他の課及び他の部への協力に関する事。 9 部内他の課に属しない事。
	情報システム課 課長 情報システム課長 補佐 副参事（デジタル推進・特命担当）	1 情報機器の保全及び復旧並びに情報処理システムの運用確保に関する事。 2 新富分庁舎の管理及び保全に関する事。 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
災害対策区民部 部長 区民部長	区民第一課 課長 区民生活課長 補佐 文化・生涯学習課長 同 スポーツ課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 4 区内の災害状況の調査及び報告に関する事。 5 災害応急物資及び災害応急食料の配送に関する事。 6 地域内輸送拠点の開設に関する事。 7 区役所管内を中心とする災害状況の調査及び報告に関する事。 8 区役所管内を中心とする被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事。 9 外国人の対応に関する事。 10 安否情報の提供に関する事。 11 語学ボランティアの受入れに関する事。 12 区民第二課、区民第三課及び区民第四課への協力に関する事。
	区民第二課 課長 日本橋特別出張所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 2 日本橋特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事。 3 日本橋特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事。 4 安否情報の提供に関する事。
	区民第三課 課長 月島特別出張所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 2 月島特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事。 3 月島特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事。 4 安否情報の提供に関する事。
	区民第四課 課長 晴海特別出張所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 2 晴海特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事。 3 晴海特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事。 4 安否情報の提供に関する事。

部 名	課 名	所掌事務
災対福祉保健部 部長 福祉保健部長 補佐 福祉事務所長 同 福祉保健部参事 (連絡調整・特命 担当) 同 高齢者施策推進 室長	地域福祉課 課長 地域福祉課 長 補佐 保険年金課 長 補佐 生活福祉担 当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援 護資金の貸付けに関する事 4 応急仮設住宅の入居者の支援に関する事 5 義援金品の受領及び配分に関する事 6 被災者の生活再建の支援に関する事 7 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 8 一般ボランティアの総合調整に関する事 9 身元不明者の調査に関する事 10 被災被保護世帯の援護相談に関する事 11 部内他の課及び他の部への協力に関する事 12 部内他の課に属しない事
	子育て支援課 課長 子育て支援 課長 補佐 保育課長 同 副参事(保 育指導・特命 担当)	1 所管施設の防災並びに利用児童の避難誘導及び保護 者への引渡しに関する事 2 応急保育に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	放課後対策課 課長 放課後対策 課長	1 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者 への引渡しに関する事 2 応急学童に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	障害者福祉課 課長 障害者福祉 課長	1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事 2 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	子ども家庭支援セ ンター 課長 子ども家庭 支援センター 所長	1 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者 への引渡しに関する事 2 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	福祉センター 課長 福祉センタ ー所長 補佐 子ども発達 支援センター 所長	1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事 2 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者 への引渡しに関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	高齢者福祉課 課長 高齢者福祉 課長 補佐 介護保険課 長	1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事 2 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 3 避難行動要支援者の安否の確認に関する事 4 部内他の課及び他の部への協力に関する事

部 名	課 名	所掌事務
(災対社会福祉協議会)	ボランティア課	1 中央区災害ボランティアセンターの設置に関する こと。
災対保健所部 部長 中央区保健所長 補佐 保健衛生担当部 長 同 福祉保健部参事 (保健衛生担当)	生活衛生課 課長 生活衛生課 長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する こと。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する こと。 3 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する こと。 4 食品衛生検査に関する こと。 5 被災地等での環境衛生及び飲食による危害防 止に関する こと。 6 区役所管内を中心とする被災地等での消毒に 関する こと。 7 遺体収容所等の設置、管理及び運営に関する こと。 8 動物の保護に関する こと。 9 中央区保健所等複合施設の管理及び保全に 関する こと。 10 部内他の課への協力に関する こと。 11 部内他の課に属しない こと。
	救護防疫第一課 課長 地域保健担 当課長 補佐 健康推進課 長	1 区役所管内を中心とする医療救護所の開設、管 理及 び運営に関する こと。 2 医療救護に関する こと。 3 医師会等への協力に関する こと。 4 災害拠点病院等への連絡に関する こと。 5 区役所管内を中心とする被災地等での感染 症、防 疫及び健康 管理に関する こと。 6 医療ボランティアの受入れに関する こと。 7 医療機関との調整に関する こと。 8 医薬品及び医療資器材の調達に関する こと。
	救護防疫第二課 課長 日本橋保健 センター所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する こと。 2 日本橋特別出張所管内医療救護所の開設、管 理及 び運営に関する こと。 3 日本橋特別出張所管内被災地等での消毒、感 染症、 防疫及び健康 管理に関する こと。 4 医療救護に関する こと。 5 医師会等への協力に関する こと。
	救護防疫第三課 課長 月島保健セ ンター所長 補佐 晴海保健セ ンター所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する こと。 2 月島特別出張所及び晴海特別出張所管内医 療救護 所の開設、管 理及び運営に 関する こと。 3 月島特別出張所及び晴海特別出張所管内被 災地等 での消毒、感 染症、防疫 及び健康 管理に 関する こと。 4 医療救護に関する こと。 5 医師会等への協力に関する こと。

部 名	課 名	所掌事務
災対環境土木部 部長 環境土木部長	管理課 課長 管理調整課長 補佐 交通課長 同 環境課長 同 副参事(交通安全対策・特命担当)	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 4 応急給水に関する事。 5 被災地等の環境整備に関する事。 6 応急土木資材の調達及び運用に関する事。 7 水防関係機関等との連絡に関する事。 8 気象、水位及び流量に関する情報資料の収集及び伝達に関する事。 9 災対総務部への協力に関する事。 10 部内他の課に属しない事。
	土木課 課長 道路課長 補佐 水とみどりの課長	1 道路、橋りょう、河川、堤防、公園等の点検、整備及び復旧に関する事。 2 公衆便所及び街路灯の被害状況調査及び復旧に関する事。 3 道路管理者等との連絡調整に関する事。 4 工事現場等の防護措置等の技術的指導に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 被災地等の清掃に関する事。 7 遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関する事。 8 河川の水防及び復旧に関する事。 9 排水対策に関する事。 10 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。 11 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 12 災対総務部への協力に関する事。
	清掃課 課長 中央清掃事務所長	1 ごみ及びし尿の処理に関する事。 2 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
災対都市整備部 部長 都市整備部長 補佐 都市活性プロジェクト推進室長	整備計画課 課長 都市計画課長 補佐 地域整備課長 同 住宅課長 同 まちづくり事業担当課長 同 都心再生推進課長 同 基盤事業調整課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 被災住宅の応急措置に関する事。 4 都市復興計画に関する事。 5 住宅の防災性能の強化に関する事。 6 災対総務部への協力に関する事。 7 部内他の課に属しない事。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4編 応急対応力の強化

部 名	課 名	所掌事務
	建築課 課長 建築課長 補佐 副参事（建築確認指導調整・特命担当）	1 建物のり災の程度の調査に関する事。 2 応急建築資材の調達及び運用に関する事。 3 建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関する事。 4 民間被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 応急危険度判定ボランティアの受入れに関する事。 6 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。 7 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	施設整備課 課長 施設整備課長	1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関する事。 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	（災対公社課） まちづくり事業部長	1 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 2 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
災対教育部 部長 教育委員会事務局次長 補佐 教育委員会事務局参事（連絡調整・特命担当）	庶務課 課長 庶務課長 補佐 教育政策担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 応急教育資材の調達に関する事。 4 東京都教育庁との連絡に関する事。 5 部内他の課に属しない事。
	教育課 課長 学務課長 補佐 学校施設課長 同 指導室長 同 図書文化財課長 同 副参事（文化財保護・資料活用・特命担当） 同 教育センター所長	1 所管教育施設、教具設備等の維持及び管理並びに防災に関する事。 2 所管教育施設の幼児及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 4 被災者の収容に関する事。 5 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関する事。 6 被災児童及び生徒の調査に関する事。 7 応急教育資材の配分に関する事。 8 被災学校の保健衛生及び給食指導に関する事。 9 応急教育実施の指導に関する事。 10 応急教育実施者の確保に関する事。 11 文化財の被害状況の調査及び保全に関する事。 12 部内他の課及び他の部への協力に関する事。

※ 災害応急活動における協力に関する協定（都市整備公社）については資料編（269ページ）を参照。

第2章 消火・救助・救急活動

【基本的な考え方】

災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、平時から消火・救助・救急活動体制を整備して訓練を実施するとともに、火災等発生後は消防機関の有する全機能をあげて、火災等の警戒防ぎょ及び被災者の救助救急活動にあたる。

【予防対策】

第1 消火・救助・救急活動体制の整備

1 東京消防庁による消火活動体制の整備

(1) 配備動員体制

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。

(2) 消防に関する法令に基づく消防署による規制、指導

消防法、東京都震災対策条例及び関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱施設等に対して積極的に規制、指導を行う。

ア 建築物の防災

一般建築物の構造、設備について、建築同意事務及び立入検査により、規制及び指導を行い、家具類の転倒・落下・移動防止対策による出火防止と初期消火の徹底を図る。

イ 危険物等の保安

危険物施設の耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により出火防止・流出防止対策の推進を図る。

ウ 火気使用設備・器具の安全化

地震時の火災は、火気使用施設・器具からの出火が原因となることが多い。火災予防条例に基づき、耐震安全装置付きの石油燃焼器類の普及促進と、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具等の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。

エ 防火管理体制の強化

消防法に基づき、事業所等の防火管理体制の徹底の強化及び自衛消防隊の育成強化、更には事業所防災計画の策定等について立入検査等機会をとらえて指導を行う。

オ 事前広報の普及推進

地震発生時の区民への出火防止の呼びかけ、初期消火の励行、被害状況等の把握、更に被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防、電気、ガス等の機能停止に伴う出火防止及び復旧期の復電による通電火災防止の徹底を広報する。

カ 消防水利対策

(ア) 震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。河川、海等あらゆる水源の有効活用等の施策を進める。

(イ) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定、区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る等、消防水利の整備を推進する。

(ウ) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。

(エ) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

キ その他の対策

消防車両をはじめ各種資器材の整備充実に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、建築物、道路、橋りょう、避難所、救護施設、電気、ガス、水道等の状況を各種震災計画に反映させる。

※ 防火水槽等消防水利の現況は、資料編（35ページ）を参照。

※ 消防署の組織・装備は、資料編（34ページ）を参照。

2 区による初期消火体制の整備

区は、地域や家庭の初期消火及び防災行動力の向上を図るため初期消火体制の強化を図る。

(1) 延焼危険度の高い地区を重点にした街頭消火器の設置（令和6年1月1日現在772本）

(2) 火災発生時の初期消火協力消火器（火元除く）の無償交換

(3) 家庭用消火器の防災訓練時の無償による回収と薬剤詰替

(4) 防災区民組織への資器材の供与

(5) 防災区民組織に河川以外の水利である防火水槽を確保している。

※ 防災区民組織の水利は第2部第1編第2章「第1 防災区民組織」（48ページ）を参照。

(6) 防災拠点での訓練や総合防災訓練等の防災訓練を通じ初期消火力を強化する。

(7) 消防団への装備補助及び消防団分団倉庫のスペースの確保

(8) 同時多発火災が発生すると消防署・消防団の消火活動が十分行われない地区が発生する。このため、防災区民組織が消防水利を活用して消火活動を行えるようポンプ接続器具を供与する。また、定期的にポンプの保守点検を実施し、発災に備え、常に良好な状態で管理しておかなければならない。

3 救助・救急活動体制の整備

震災時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊、落下物等により、多数の救助・救急事故が発生することが予想されることから、このような事例に対処するため、各防災機関において、必要な救助・救急体制の強化を図る。

(1) 消防署の体制

ア 救助体制の整備

(ア) 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

(イ) 震災等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、救助資機（器）材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用を図る。

(ウ) 震災時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機(器)材の整備を図る。

イ 救急体制の整備

(ア) 救急救命士等の救急隊員を養成するとともに、教育訓練の充実を図る。

(イ) 高度救急資器材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資器材を増強整備する。

(ウ) 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、救急医療情報システムの整備・耐震化を図り、医療情報収集体制を強化する。

ウ 区内の救急告示医療機関の把握

病 院 名	住 所	病床数	診 療 科 目	電 話
木 挽 町 医 院	銀座4-11-4	19	内・外・整・放・消・脳・救	3541-3800
聖路加国際病院	明石町9-1	520	内・血内・心内・呼内外・腎内・内代内・神内・感・循内・外・心・消内外・胸・形・乳外・脳・小・小外・産婦・整・皮・泌・眼・耳・歯・歯外・精・緩・麻・放・救・腫内・鏡内・血腫内・病診・内外 他	3541-5151

(2) 区民の自主救出活動能力の向上

ア 救出活動技術の普及・啓発

震災時の広域的又は局所的な救助・救急事象の多発に対処するため、防火管理者、自衛消防隊員、防災区民組織の救出救護班員及び一般区民に対する救出活動知識の普及、啓発活動を積極的に推進するとともに、自助・共助体制の充実強化を図るため、町会・自治会、社会福祉施設、事業所等との災害時応援協定締結を促進する。

イ 応急救護知識及び技術の向上

震災時の救急事象の多発に対処するため区民に対し、自らが適切な応急救護措置が行えるよう必要がある。また、防火管理者、自衛消防隊員を始めてとして地域防災組織等の救出救護班員及び一般区民に対し、救助・救急班が軽傷者に対し処置ができるよう応急救護知識、技術に関する普及、啓発活動を積極的に推進する。

ウ 実践的な防火防災訓練の推進

都民防災教育センター(防災館)の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進及び要配慮者を取り入れた防災訓練の推進を図る。特に若年層の参加を促進する。

排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

(3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

ア 各種救助資機材及びMCA無線機、バルーン型照明器具等を有効活用し、現場活動能力の更なる向上を図る。

また、応急手当普及員を養成し、救護体制を強化する。

イ 地域住民に対して実践的な救助救出訓練指導や防火防災意識の啓蒙が図れるように防災リーダーとしての教育訓練を徹底する。

また、消防団と地域防災組織及び東京消防庁災害時支援ボランティア等との連携を一層強化するため、消防団員と地域住民が一体となった救出救護訓練を推進し救出救護能力の向上を図る。

第2 消防防災訓練

震災時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施して、地域住民に対する防災指導を徹底し、消防と住民とが一体となった即応態勢を確立して被害の軽減を図る。

また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対応するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を推進する。

1 個別に実施する防災訓練

(1) 訓練項目等

参加機関等	訓練項目	実施時期及び場所
消 防 署	○ 初動措置訓練 ○ 参集及び部隊編成訓練 ○ 情報通信訓練 ○ 署隊本部運営訓練 ○ 部隊運用訓練 ○ 広報訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成して実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施
消 防 団	○ 情報活動訓練 ・ 参集(情報収集) 及び初動措置(災害対応) 訓練 ・ 情報整理及び通信運用訓練 ○ 部隊編成訓練 ○ 火災現場活動訓練 ○ 救出救護訓練 ○ 応急救護訓練	
京橋・日本橋・臨港各消防ボランティア	○ 応急救護活動 ○ 災害情報提供活動 ○ 消火及び救助・救急活動の支援 ○ 消防用設備等の機能確保の支援 ○ 危険物施設等の安全確保の支援 ○ 火災調査の支援	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成して実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施
住 民	○ 出火防止訓練 ○ 通報連絡訓練 ○ 初期消火訓練 ○ 身体防護訓練 ○ 救出訓練 ○ 避難訓練 ○ 応急救護訓練 ○ その他の訓練	

事業所	○ 出火防止訓練 ○ 避難訓練 ○ 防護訓練 ○ 情報収集訓練 ○ 消火訓練 ○ 救出救護訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成し、実施。また、そのうち一連の訓練を総合訓練として実施
医師会	○ 現場医療救護所の設置・運営訓練 ○ 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練	防災週間における総合防災訓練にて実施するほか、火災予防運動期間中において連携した訓練を実施
協定締結等の民間団体	○ 消火用水の搬送及び消火活動支援訓練 ○ 消防部隊輸送支援訓練 ○ 救助犬等による救助活動支援訓練 ○ 救急救助資器材の搬送、活用訓練	防災週間における総合防災訓練にて実施するほか、火災予防運動期間中において連携した訓練を実施

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

ア 地震動に伴う室内の安全対策として、取付講習等を実施し、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

イ 地震から身を守るため「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る7つの問いかけ」等を活用した意識啓発を図る。

緊急地震速報時及び地震発生時には、身の安全を最優先とすること及び地震後は、危険な場所にいる人に対し確実に避難することを広報する。

ウ 防火防災訓練参加者（体験者）の増加を図る。

(ア) 住民自身による身体安全確保・出火防止・初期消火対策の普及を図るため、地域の町会・自治会・事業所等が実施する防火防災訓練の開催促進を図る。

(イ) 地域密着の防災リーダーである消防団員が主体となる地域コミュニティをベースとした防火・防災指導の推進を図る。

エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしや断確認など出火防止の徹底を図る。

オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティアと協働した救命講習会を実施する。

カ 避難所における防災安全対策の指導、推進を図る。

(3) 風水害等に関する教育・訓練の主な指導事項

ア 東京消防庁の都民防災教育センター等を活用した暴風雨体験訓練等の推進

イ 災害履歴や浸水予測区域図、また洪水ハザードマップ等を参考とした地域の防災対策等について、情報を提供する。

ウ 家庭で容易に入手できる物品を利用した、簡易的な水防工法等の普及啓蒙を図る。

2 総合的な消防訓練

(1) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、区民、事業所等が一体となった総合（連携）訓練を毎年1回、9月1日を中心とする防災週間に他機関と合同で実施する。

(2) 救助・救急訓練については、区内医師会等関係機関と連携して実施する。

第3 消防署による広報

1 広報内容

関係機関と協力し、次の事項を重点に広報活動を実施する。

- (1) 火災警報の発令、伝達
- (2) 出火防止、初期消火の広報
- (3) 救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ
- (4) 火災及び水災に関する情報
- (5) 避難指示等の伝達
- (6) その他区民が必要としている情報

2 広報手段

テレビ、ラジオ等の報道機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、ホームページ、SNS、消防アプリ等を介しての情報提供及び消防車両による巡回、又はインターネット、X（旧Twitter）等により広報活動を行う。

第4 要配慮者対策の確立

高齢者や障害者等の要配慮者は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難が困難である。このため、要配慮者及び社会福祉施設等に対する地域協力体制への指導の充実を図る。

1 要配慮者に関する地域協力体制づくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった共助体制づくりを推進する。

- (1) 要配慮者を近隣で助け合う地域共助体制づくりを推進する。
- (2) 社会福祉施設等の被災に備え、周辺地域の町会・自治会、防災区民組織、ボランティア、事業所等による共助体制づくりを推進する。

2 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者と地域の連携

社会福祉施設等における地震時の避難については、当該施設職員により構成される自衛消防組織によって対応を図ることとなるが、自力避難の困難な高齢者等が入居する施設特性から一刻も早い対応が必要である。このためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠であることから、社会福祉施設相互間や当該施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間に災害時相互応援協定の締結促進、各施設の自衛消防訓練機会をとらえ、適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

(2) 要配慮者のための防災訓練の実施

社会福祉施設等の防災訓練は、施設の使用実態に沿った早期通報、避難、救出・救護、総合防災訓練等の実施が極めて重要であり、要配慮者に十分配慮した訓練を指導する。

(3) 要配慮者に対する防災指導等

要配慮者家庭に地震時の出火防止等の指導を行うとともに、区及び関係機関との連携による緊急通報（火災安全）システムの設置や設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理など住宅用防災機器の普及促進を図る。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
消 防 署	○震災非常配備態勢の発令 ○震災消防活動態勢の確立 ○情報収集等 ○消防活動路の確保 ○消火・救助・救急活動 ○東京消防庁災害時支援ボランティアの活用			○各種相談に対応
	○居住地付近の住民に出火防止と初期消火の呼びかけ ○情報収集 ○消火活動 ○消防署隊への応援 ○救出活動、負傷者への応急救護・搬送 ○避難場所への誘導等			

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

【応急対策】

第5 消火・救助・救急活動態勢

1 消防署の態勢

(1) 震災署隊本部の設置等

消防署には、災害活動組織の中核として署隊本部を常設しており、平時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。

(2) 配備動員態勢

消防署に署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立するため、次の配備態勢等により災害活動を実施する。

項 目	活動態勢
震災第一非常配備態勢	○ 東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事案が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	○ 東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事案が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非 常 招 集	○ 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参加する。 ○ 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

2 消火活動態勢

(1) 活動の基本

ア 火災が多発した場合は、全消防力をあげて消防活動を行う。

イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 活動内容

ア 火災規模、地域及び消防力を総合的に判断して住民の安全確保にあたる。

イ 火災規模により、署、方面、警防本部等の部隊運用による。

(3) 部隊運用

ア 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

イ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等を活用し、効率的な部隊運用を図る。

(4) 情報収集等

ア 署隊本部は所定の計画に基づき、119番情報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職団員情報、東京消防庁災害時支援ボランティア情報等、積極的な災害情報収集を行う。

イ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換・分析を行う。

ウ 震災消防対策システム、ヘリコプターテレビ電送システム、画像伝送装置、早期災害情報システム等を活用し、円滑な情報収集、伝達及び管理を行う。

(5) 消防活動路の確保

ア 道路情報を収集し、消防活動上障害物除去を要する道路を把握して、民間の重機を調達して障害物除去活動を行う。

イ 火災・救助・救急活動に必要な道路が確保できない場合は、道路管理者に道路を指定して優先的に障害物除去を要請し、早期に消防活動路の確保を行う。

ウ 消防車両が災害出場等により緊急通行する際に、道路上の車両その他の物件により緊急通行ができない場合は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づく道路障害物除去措置命令又は道路障害物除去措置を行い消防活動路の確保を行う。

(6) 消火活動が困難な地域への対策

震災時には道路の狭隘に加え、道路周辺建物等の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、道路の拡幅、防災水槽の充足、消防隊用可搬ポンプの活用、消防団体制充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の判定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努めている。

3 救助・救急活動態勢

(1) 消防署による救助・救急活動

ア 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。また、震災により多発する救助活動や消火活動に迅速に

対応するため、救助資器材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。

イ 救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

なお、区は、災害における建築物その他の工作物の崩壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業のため、東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部及び東京都製本工業組合京橋・日本橋支部と災害時における応急対策活動支援に関する協定を締結した。

ウ 救急活動にあたっては、医療救護所（以下「救護所」という。）が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し共助体制を確立するとともに、救急資器材（非常用資器材）等を有効に活用して負傷者の救護にあたる。

エ 多数の負傷者の発生が予想され、又は発生した場合で救護所の設置を必要とする場合は、区災害対策本部長又は区内医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(2) 東京DMA Tの活動

東京DMA Tは、救出救助部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等の救護活動にあたる。東京DMA Tの出場、活動要領は「東京DMA T運営要領」による。

第6 消防団活動

消防団は、震災時には消防署隊と連携し、消防活動に当たるとともに、平時には地域住民と連携しスタンドパイプ、排水栓等を活用した実践的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。東京消防庁では、都市の特性に対応した事業所団員、学生等、消防団員の確保を推進している。さらに可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強し、震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

なお、消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備、救助資機(器)材及び携帯通信機器の整備に努める。

※ 消防団の態勢（組織・装備等）は、資料編（35ページ）を参照。

1 出火防止広報

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止と初期消火の広報と住民指導を行う。

2 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、参集時に被害状況や消防活動上必要な情報収集を行いMC A無線機等又は早期災害情報システムを活用し消防団本部に伝達する。

3 消火活動

消防団は、管轄区域内の同時多発火災の拡大防止を図るため、分団受持区域内の消火活動及び避難道路防護活動を消防署隊と連携して行う。

4 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

5 救出・救護

救助器具等を活用して、消防団員がリーダーとなり地域住民とともに一体となった救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急手当を行い安全な場所へ搬送する。

6 避難場所への誘導等

避難のための指示が出された場合は、地域住民に伝達するとともに防災機関と連携をとりながら、避難者の安全確保を図る。

7 避難場所の防護等

避難のための指示が出された場合には、これを地域住民に伝達するとともに防災機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

※ 消防団の表彰等に関する要綱等については、資料編(232～240ページ)を参照。

第7 東京消防庁災害時支援ボランティアの活用

1 震災等の災害による被害の拡大を防止するためには、区及び防災関係機関の迅速、的確な対応とともに、ボランティアによる自主的かつ、専門的な知識技術を有する活動の協力が必要である。

2 京橋・日本橋・臨港各消防ボランティアの活用

災害時における消防隊の現場活動の後方支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した京橋・日本橋・臨港各消防ボランティアの受入体制を確立する。

また、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、消防ボランティアの充実強化を図る。各消防ボランティアは、東京消防庁管内における震度6弱以上の地震が発生した場合や大規模な自然災害が発生した場合に、自発的に東京消防庁管内の消防署へ参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動等を実施する。

【復旧対策】

第8 被災者の生活相談等の支援

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

第3章 警察署による秩序の維持

【基本的な考え方】

防災機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与するよう努めるとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災機関の防災活動に協力する。

災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救助に努めるほか、人心の安定を図るための現場広報を活発に行うとともに、適切な部隊運用により、交通規制、犯罪の予防等の応急対策を実施し、もって区民の生命、身体及び財産の保護並びに災害地における秩序の維持にあたる。

【予防対策】

第1 災害に対する警察署の体制の整備

- 1 災害に対する警察の任務は、都防災計画、警視庁災害警備実施計画及びその他関係規程により実施するが、その内容は概ね次のとおりである。
 - (1) 危険地域（箇所）の調査等実態把握
 - (2) 避難収容施設、避難場所及び誘導路の調査等実態把握
 - (3) 訓練の実施
- 2 救助体制の整備
 - (1) 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な救助活動体制を整備する。
 - (2) 発災時に迅速な救助活動が実施できるよう、警察署に平時から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
 - (3) 発災直後から、道路交通法に基づき緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機材の整備を図る。

第2 警備訓練

警視庁本部計画による大震災、風水害等の警備訓練及び所轄署独自の計画による警備教養訓練を実施するとともに、区又は都の主催する総合防災訓練に参加し、災害時における警備態勢の万全を期するものとする。

- 1 警視庁本部が行う訓練
本部計画により実施要領を定めて実施する。
- 2 警察署が行う訓練
 - (1) 訓練内容
 - ア 水防工法、筏、土のう作り、その他
 - イ 舟艇操法
 - ウ 救助活動
 - エ 避難誘導
 - オ 報告連絡

カ その他、突発的な災害警備訓練

(2) 実施の時期及び規模

毎年5月～9月の間に、所属警備職員に上記項目について実施する。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
警 察 署	○警備本部の設置			
	○警備体制の確立			
	○情報の収集			
	○負傷者の救助等			
	○警備部隊の編成			
			○犯罪の予防・検挙等	
	○交通規制			

第3 災害時における警察署の態勢

1 警備本部の設置

天災地変等非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、警視庁警備規程に定める「警備本部の設置基準」により、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第一方面本部及び方面区内各警察署には、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。

2 警備要員の措置

(1) 非常事態の発生を知った警備要員は、直ちに所定の任務に従事する。

(2) 非常事態が発生し、又は発生が予想されることを知った非番員は、直ちに自所属あるいはあらかじめ定められた所属に参集し所定の配置につく。

3 警備部隊の配備運用

(1) 各警察署においては、特に最高警備本部長又は第一方面本部長から別命のない限り、所定の計画に基づき、自動的に警備要員を配備し警戒にあたる。

(2) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるときは、一般事務処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し警備にあたる。

(3) 大規模な災害が発生して、長期間警備を必要とする場合は、勤務を臨時変更して部隊を編成し警備にあたる。

(4) 第一方面本部長は、比較的被害の少ない警察署又は長期警備を必要としない警察署員をもって方面警察隊を編成し、状況に応じて方面区内の警備及び応援派遣に備える。

4 警備態勢

災害警備に際し、各警察署は警備部長の命により、次の段階に応じた配備態勢をとるものとする。ただし、命令がない場合であっても各警察署長は、管内情報又は所掌事務に応じて各段階の

態勢をとることができるものとする。

(1) 大震災時の警備態勢

大地震が発生し相当の被害が生じた場合は、次の風水害時の警備態勢のうち非常態勢をとり、全部隊をもって警備活動にあたる。

(2) 風水害時の警備態勢

ア 準備態勢

台風が概ね定型的に転向点に達して、その進路が東海ないし関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

(ア) 情報の入手と情報の伝達

(イ) 台風進路図の掲出、進路の表示

(ウ) 警備資機材の点検整備

(エ) 借上げ車両、舟艇、資材の確保

(オ) 警察施設の防護と休養施設の準備

(カ) 招集事務の準備

(キ) 初動態勢の確立

(ク) 管内情勢の把握

イ 注意態勢

台風の進路が概ね関東地方に向い、その規模から判断して、管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

(ア) 夜間の警備係幹部、その他による宿直の強化

(イ) 警備要員の待機（日勤員の待機、寮員の在寮待機又は招集待機）

(ウ) 休養施設と給食の準備

(エ) 通信の優先確保

(オ) 整備資機材の携行準備と装備の必要箇所への配置

(カ) 情勢判断と管内情勢の把握

(キ) 危険箇所の視察、警戒

(ク) 警備部隊の編成準備

(ケ) 避難誘導準備

ウ 警戒態勢

東京地方に暴風・大雨警報が発令された場合、利根川、荒川、多摩川等に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合、降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

(ア) 警備員を招集（参集）し最小限度の事務要員を除き警備部隊を編成

(イ) 現場警備本部の設置

(ウ) 警察施設の防護強化

(エ) 部隊（警戒員）事前配置

(オ) 車両、舟艇、資機材の借上げ

- (カ) 通信機の配置活用
- (キ) 管内情勢の把握と関係機関に対する連絡
- (ク) 避難誘導體制の確立
- (ケ) 部隊の応援要請又は派遣
- (コ) 浸水等の措置
- (サ) 広報活動の強化

エ 非常態勢

台風の通過により、高潮の来襲又は河川の増水により堤防の決壊、溢すい、洪水の流下、内水の氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合発令し、概ね次の警備活動にあたる。

- (ア) 危険区域の指定
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 避難立退地域の警戒
- (エ) 埋没者等の救助及び身元確認
- (オ) 交通秩序の確立
- (カ) 被害調査
- (キ) 広報活動
- (ク) 関係機関との連絡と協力
- (ケ) 犯罪の予防及び取締り
- (コ) 情報の収集
- (サ) 必要により相談所の開設

第4 災害における警察の活動

1 災害応急対策

- (1) 警備体制の確立
- (2) 災害に関する情報の収集
- (3) 避難のための勧告及び指示並びに誘導
- (4) 負傷者の救助等
- (5) 河川及び沿岸水域、その他危険個所の警戒
- (6) 警報等の通報伝達
- (7) 警戒区域の決定
- (8) 被害調査
- (9) 交通規制及び交通取締り
- (10) 交通秩序の確保
- (11) 交通信号施設等の維持
- (12) 犯罪の予防・検挙、その他社会秩序の維持
- (13) 危険物の保安
- (14) 行方不明者の搜索及び死者の検視並びに死体処理協力

- (15) 流言飛語の防止
- (16) 広報活動
- (17) 水防活動等に対する協力
- (18) 応急的障害物の除去
- (19) 漂流物等の応急処理

2 事後措置

- (1) 関係機関との対策協議
- (2) 被害地域の警戒
- (3) 道路応急復旧対策の促進
- (4) 被害者救援対策の協力
- (5) 巡回連絡の強化と被害実態の把握
- (6) 結果報告
- (7) 実施結果の反省検討

第5 災害時における交通規制

※ 道路交通規制については、第2部第3編第3章「第3 道路交通規制」（111ページ）を参照。

第4章 自衛隊への災害派遣要請

【基本的な考え方】

区長（本部長）は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、区民の生命、身体及び財産を保護のため、自衛隊派遣について緊急性、非代替性及び公共性があると認められる場合には、直ちに都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。また、区長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、派遣部隊の撤収を都知事に要請するものとする。

【予防対策】

第1 自衛隊との連携体制の強化

災害発生時、防災機関と連携して地震災害応急対策を講じることができるよう、平時から自衛隊及び他の防災機関との連携を密にするとともに、訓練等を通じた連携体制を強化する。

1 自衛隊の受入体制の整備

- (1) 発災直後に第1普通科連隊及び東京地方協力本部から区との情報共有及び連絡調整のため派遣される連絡員が円滑に活動できるよう執務、宿泊等の施設の確保、自衛隊無線機等装備品の設置協力要領の調整等の受入れ体制を整備する。
- (2) 派遣される部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舍等必要な設備の計画や災害時における使用要領について、平時から自衛隊と認識の共有を図る。

2 自衛隊との協力体制の強化

区は、自衛隊との情報共有や意見交換の場づくりのほか、式典や行事等の参加の機会を通じて、平時から連携体制の確認を行い、災害時に迅速かつ緊密な連携・協力体制の強化を図る。

3 防災訓練等への参加依頼

区が計画する防災訓練等に自衛隊の参加依頼を行い、自衛隊及び他の防災機関との合同訓練を実施するなど、区と防災機関との連携態勢の維持・強化を図る。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
本部		○自衛隊派遣要請の決定（災対指令部） ○都への自衛隊派遣要請等（災対指令部） ○災害派遣部隊等の受入れ ○災害派遣部隊等との情報共有・連絡調整		都への自衛隊撤収要請○
都本部		○自衛隊への災害派遣要請		自衛隊への撤収要請○
陸上自衛隊	○非常勤務態勢発令 ○災害情報の収集	○都からの災害派遣要請受理 ○連絡員による情報収集・連絡調整 ○災害派遣部隊による救援活動	○状況により災害派遣部隊の増援	災害派遣部隊の撤収○

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

第2 自衛隊が災害派遣される場合

1 都知事の要請による災害派遣

- (1) 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長（本部長）が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

2 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- (1) 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、区長（本部長）または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行

う必要があると認められる場合

- (4) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (5) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- (6) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

第3 災害派遣部隊の活動内容

下表は、被災地域全域に対して自衛隊が行う可能性のある活動の全部であり、当時の状況（被害状況、防災機関の状況等）により、自衛隊の活動の内容・地域・程度を調整する。この際、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

区 分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合に必要があるときに避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
避難者等の捜索援助	安否不明者、負傷者等が発生した場合に、通常他の救援活動に優先して捜索活動を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を実施
消防活動	火災に対しては利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火を実施（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路・水路の障害物除去	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合にそれらの障害物を除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を実施（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員・物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施。この場合において航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて実施
被災者生活支援	被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施
救援物資の無償貸付・譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与
危険物の保安・除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置。また、災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置を実施

第4 災害派遣要請の手続き

大規模な災害が発生し、区長が自衛隊派遣の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、口頭又は電話をもって都本部に要請し、後日速やかに所定の手続きをとるものとする。

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

※ 災害時の混乱した状況下においても、その時点において知り得た情報から都知事が自衛隊派遣の要請の必要性を判断し得る理由を案出

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となる事項

※ 派遣を希望する自衛隊の人員、車両、航空機等の概数を明らかにできる場合は、その他参考となるべき事項に含める。

5 区内に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合、又は緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合には直接関係自衛隊に通報する。この場合、できる限り速やかに都知事との連絡手段を確保し自衛隊に通報した内容を通知して事後所定の手続きを速やかに実施する。

《緊急の場合の連絡先》

部隊等名（駐屯地名）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第1師団 司令部（練馬）	第3部長又は 同部防衛班長	司令部当直長 （内線：2708・2709）	（3933）1161 内線：2750・2753
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊（練馬）	第3科長又は 運用訓練幹部	部隊当直司令 （内線：2505）	（3933）1161 内線：2530・2531・ 2532 FAX：2534

6 都知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊が区に派遣された場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を確認し、都本部に通知する。

第5 自衛隊との連絡

1 区は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自衛隊と各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の共有を図る。この際、発災直後又は平時の連絡先は陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊（練馬）として、状況により上級部隊（第1師団、東部方面総監部等）が一元的に実施することがある。

2 区は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊長に対し、都を通じて本部への連絡員の派遣を調整する。

3 区は自衛隊からの要求により、派遣要請等の接受及び必要な資器材等の措置を実施するため、区の連絡責任者（連絡員）を自衛隊の主要な活動地区に派遣する。

第6 災害派遣隊の受入れ態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるように、受入れに万全を期する。

- 1 連絡調整のために早期に派遣される連絡員を本部に受け入れ、被災状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領・作業計画・派遣部隊の進入経路・活動拠点・宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。
- 2 派遣を要請した場合、応援を求める作業（救援活動内容）について速やかに作業計画を調整・策定するとともに、必要な資器材の確保に努め、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるように準備する。
- 3 区の連絡責任者（連絡員）を派遣部隊が救援活動を行う現地へ派遣し、派遣部隊の指揮官と所要の調整を行う。併せて、派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
- 4 災害救援活動の基地等

- (1) ヘリコプター活動拠点の確保

※ 第2部第4編第6章「広域活動拠点の構築」（176ページ）を参照。

- (2) 舟艇等の接岸可能時点

河川等の名称	接岸可能地点	平均水位（m）	限界t数（t）	備考
月 島 川	月島3-32-16	2.1	20	
	月島4-20-16	2.1	20	
	勝どき2-2-16	2.0	20	
東 京 港	晴海4・5丁目	9.0～10.0	10,000～20,000	晴 海 埠 頭
朝 潮 運 河	晴海3・5丁目	3.0～5.0	700	公 共 物 揚 場

- 5 災害派遣部隊の宿泊等

- (1) 派遣部隊の宿泊施設及び野営施設（地域）並びに車両（重車両含む。）の保管場所を確保する。
- (2) 広域活動拠点に指定されている中央清掃工場（晴海5-2-1）が使用できない場合は、必要最小限の期間、区立小中学校を利用する。この場合、学校教育に支障のないように留意し、使用条件は救援活動に必要な条件に基づき、区災害対策本部と教育委員会との調整による。
- (3) 派遣が長期に及ぶ場合、国及び都の施策に基づき、当時の状況により再調整し準備するものとする。

第7 災害派遣部隊の撤収要請

- 1 区長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、派遣部隊の撤収を都知事に要請するものとする。
- 2 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は都防災計画に基づき、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定められるものとする。

- 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
連絡責任者（連絡員）を派遣部隊が救援活動を行う現地へ派遣し、派遣部隊の指揮官と所要の調整を行う。併せて、派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 天幕等の管理換に伴う修理費
- 救援活動に係る輸送料等
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第5章 海上保安庁への支援要請

【基本的な考え方】

区長（本部長）は海上保安庁の支援を必要とする場合には支援を要請する事項を明らかにして、都知事に対し支援を要請をするものとする。

【予防対策】

第1 災害対応体制の整備

災害発生時、防災機関と連携して災害応急対策を講じることができるよう、平時から関係機関との連携を密にするとともに、訓練等を通じた連携体制を構築しておくものとする。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
本部		○都への海上保安庁支援要請（災対指令部） ○支援部隊等との情報共有・連絡調整		
都本部		○海上保安庁への支援要請		
東京海上保安部		○情報の収集及び伝達 ○流出油、流木等の応急対策 ○海上交通安全の確保 ○海上緊急輸送 ○海上における行方不明者の捜索、死体の検視等		

第2 情報の収集及び伝達

- 1 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

- (1) 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し拡声器、横断幕等により周知する。

- (2) 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知する。
 - (3) 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
 - (4) 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等による関係者及び在泊船舶に伝達する。
 - (5) 東京湾内湾に大津波警報が発令された場合等には、海上保安庁長官による非常災害発生周知措置が発令され、必要に応じて港内又は港の境界線付近にある船舶に対し、航行の制限、禁止、停泊場所・方法の指定、移動制限、港外退去等について命令する。
- 2 航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じる。
 - 3 東京海上保安部は、大量の油等の流出により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じる。

第3 震災に関する情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都及び関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- 1 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- 2 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- 3 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- 4 危険物施設の状況
- 5 流出油等の状況
- 6 水路及び航路標識の異常の有無
- 7 港湾等における避難者の状況

第4 支援要請の手続き

区長（本部長）は、都知事に対し海上保安庁の支援を依頼するものとするが、都知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、東京海上保安部に要請するものとし、都知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

《支援要請事項》

- 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- その他、区が行う災害応急対策の支援

第5 支援内容

1 流出油、流木の応急対策

(1) 災害発生時の作業態勢

ア 船艇及び航空機による状況確認を実施するとともに、防災機関との情報連絡体制を密にし救助・防除態勢を確立する。

イ 人命救助

防災機関と協力し、負傷者、被災者等の救助、避難誘導にあたる。

ウ 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。

(ア) 流出箇所閉鎖

(イ) 原因者が手配した資器材による防除活動

(ウ) 積荷油の抜き取り又は移送

エ オイルフェンスの展張

流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近への展張の指導を行う。

オ 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。

カ 消火及び延焼防止

海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。

キ 警戒及び立入制限等

(ア) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。

(イ) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

ク 応急資器材の調達輸送

油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。

ケ 遭難船の移動等

遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船及びえい航の指導、助言を行う。

コ タンカー及びバージによる残油瀬取りの指導、助言を行う。

サ 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。

シ その他の応急処理

原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。

2 船舶交通の制限

(1) 油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限又は禁止する。

(2) その他必要な交通整理を行う。

3 その他

(1) 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。

(2) 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の

巡回により、航行船舶に対し広報を行う。

(3) 漁業組合等に対する防災措置の指導や協力要請を行う。

4 海上交通安全の確保

東京海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 船舶交通の整理指導・制限等

船舶交通がふくそうする海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し又は禁止する。

ア 海難の発生

イ 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊

ウ 大量の危険物等の海上への流出

エ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

(2) 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、所有者又は占有者に対し、これらの除去を命じる。

なお、所有者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

船舶航行の障害となる、漂流障害物のうち所属巡視艇により除去できるものは除去し、東京港管理事務所に引き継ぐ。

(3) 航路標識等の復旧

航路標識及び管制施設が損壊又は流出した場合は、速やかにその復旧を行い、必要に応じて応急標識を設置し水路の安全を図る。

5 海上緊急輸送

都本部等から傷病者、医者及び避難民又は救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、必要な支援を実施する。

6 行方不明者の搜索、死体の検視等

(1) 東京港内及びその周辺に行方不明者及び死体が漂流する事態が発生した場合は、巡視船艇・航空機等により搜索を実施する。

(2) 東京海上保安部が収容した海上漂流死体は、検視（見分）後、区に処理を引き継ぐ。

第6章 広域活動拠点の構築

【予防対策】

第1 大規模救出救助活動拠点等の確保

- 1 東京都震災対策条例では、災害発生時、広域連携により他道府県から派遣される警察、消防、自衛隊、ライフライン各機関等の応急復旧活動のため、事前に活動拠点等となる土地及び確保に努めることを定めており、都は、公園などの整備等を推進し、大規模救助活動拠点の充実を図る。

また、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村、関係機関と協議の上、具体的な使用方法等を確立する。

- 2 都は、大規模な都立公園や河川敷などの屋外施設ほか清掃工場等屋内施設を候補地としており、区内においては、ごみの収集が本格的に行われるまでの間の活動拠点として中央清掃工場（晴海5-2-1）を指定している。当該施設は24時間稼働しているため、休日・夜間の発災にも対応可能で、清掃工場の煙突が他道府県から派遣される応援部隊が集結する際のランドマークとなる。清掃工場敷地内に車両の駐車スペースを確保し、建物内の会議室等を待機場所として使用する。

第2 ヘリコプター活動拠点の確保

災害時は、道路障害又は交通渋滞により応援職員や緊急物資の輸送及び重傷者の災害拠点病院等への搬送が困難になる事態も想定されるため、災害拠点病院（聖路加国際病院）から5km以内に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定している。

名 称	所在地	着陸展開面	着陸可能機種	
月 島 運 動 場	晴海1-3-29	100m×130m	警 視 庁	中 型
			東京消防庁	全 機 種
			陸上自衛隊	大 型

【応急・復旧対策】

第3 応急活動拠点の調整

地震発生後、都本部はオープンスペースの被害状況、使用可否について関係機関等から情報収集し、状況を把握する。区は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出し、都本部は、自衛隊、他県の警察・消防の応援部隊の使用の調整を行う。

第7章 受援体制の構築

【基本的な考え方】

災害が発生し、区の体制が十分確保できない場合や区の体制のみでは災害活動ができないと見込まれるなどの場合、都や協定自治体等に速やかに応援を要請する。

また、避難所生活者に必要となる飲料水や食料、生活必需品について、発災後3日間は備蓄物資及び現地調達等による対応としているが、その対応が困難な場合、もしくは発災4日目以降に必要な物資は直ちに都に要請する。

【予防対策】

第1 人的受援

本区のほか、国や都などにおける人的支援の基本的な枠組みは、次のとおりである。

《人的受援の枠組み》

基本的な枠組み	応援の種類・その主体
区の協定による枠組み	他市町村との応援協定や事業者との協定に基づく応援
	特別区相互支援・協力計画に基づく応援
都道府県による枠組み	都道府県間相互の応援協定や都と民間事業者等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援
	全国市長会等の調整による応援
	被災市区町村対応応援職員確保システムによる応援
国や指定公共機関等による枠組み	東京消防庁、警察庁、陸上自衛隊、国土交通省、厚生労働省、環境省等による定型化された応援

1 特別区相互支援・協力関係

被災区独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない大規模災害時に、支援区（被災を免れた区又は被災の軽微な区）が連携して被災区を支援するための相互支援・協力体制を特別区間で確立する。

(1) 支援の方法

被災区への支援が必要と認められたときは、支援区内に特別区支援対策本部を設置し、支援区は、被災区に対して応援職員の派遣、備蓄物資の提供及び被災区の負担を軽減するために必要な活動を積極的に行う。

(2) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

迅速な支援活動を行うため、東京23区間で協定を締結している。今後も引き続き応援業務の共通マニュアル化、書式の標準化等に努める。

○ 平成26年3月 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定を締結

※ 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定は、資料編(270ページ)参照。

2 他区市町村との協力関係

- (1) 災害時における応急対策の万全を期するため、他区と平時より協力態勢の確立に努めるものとする。さらに、遠隔地に存する市町村との災害時における相互応援協力態勢を拡充する。

- 平成7年7月 山形県東根市と災害時相互援助協定を締結
- 平成8年7月 岡山県玉野市と災害時相互援助協定を締結
- 平成19年1月 千葉県銚子市と災害時相互援助協定を締結
- 平成24年4月 宮城県石巻市と災害時相互援助協定を締結
- 平成26年11月 山梨県富士河口湖町と災害時相互援助協定を締結

※ 東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定書は、資料編(273ページ)を参照。

※ 東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定書は、資料編(274ページ)を参照。

※ 東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定書は、資料編(276ページ)を参照。

※ 東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定書は、資料編(278ページ)を参照。

※ 東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定書は、資料編(280ページ)を参照。

- (2) 災害対策基本法第67条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について協議しておくものとする。

第2 物的受援

1 物的受援に関する基本的な考え方

(1) 発災直後から発災後3日間

ア 区及び都の備蓄物資で対応する。

イ 備蓄物資に不足が生じる場合は、協定事業者や相互援助協定自治体から物資を調達する。

ウ さらに不足が生じるなど自ら物資の調達ができない場合は、都に要請する。

(2) 発災後4日目以降

ア 区及び都の備蓄のほか、協定事業者や相互援助協定自治体からの調達により対応するが、不足が生じる場合には都に要請する。

イ 国は、区及び都の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を都に輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）計画となっている。都は、国からの支援物資で区の要請に対応する。対応が困難な場合には、協定事業者や道府県等に対し支援要請を行う。

(3) 都からのプッシュ型支援

都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する。また、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組み（プル型支援）に切り替えるものとする。

2 防災関係機関の役割

区は、平時から各防災関係機関との連携を図っておくとともに、災害時には速やかに物資の受入体制を構築するものとする。

《救援物資の要請・受入れに関する防災関係機関と役割》

	名 称	役 割
区	災対指令部	○ 不足物資の集約 ○ 救援物資の要請
	災対区民部	○ 地域内輸送拠点の開設・運営 ○ 救援物資の輸送
	災対教育部	○ 防災拠点の不足物資の要請
	災対福祉保健部	○ 福祉避難所の不足物資の要請
都 ※カウンターパート 団体決定まで	災対本部物資・輸送調整チーム	○ 救援物資の調達、輸送
相互援助協定自治体	東根市、玉野市、 銚子市、石巻市、 富士河口湖町	○ 救援物資の調達、輸送
協定事業者 (精米・麺類)	東京都米穀小売 商業組合中央支部	○ 精米の供給
	東京都麺類協同組合 区内4支部	○ 麺類の供給
協定事業者 (輸送・物流関係)	東京都トラック協会 中央支部	○ 物資の輸送協力
	F－L－I－N－E株式会社 株式会社エコ配 佐川急便株式会社 日本通運株式会社 ヤマト運輸株式会社	○ 物資の輸送協力 ○ 地域内輸送拠点の運営への協力
	東京都印刷工業組合 東京都製本工業組合	○ 運搬作業用資器材の提供

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対指令部			○都への人的応援要請（D I S） ○人的応援の調整→受入れ ○不足物資の集約 ○救援物資の要請 ○物資配分計画の作成	○物資配分計画の作成
災対総務部	○各部の勤務（参集）	状況確認 ○不足人員の把握	○人的受援の調整→区各部に応援人員の振分け	
災対福祉保健部			○福祉避難所運営の不足人員の要請（災対総務部へ） ○福祉避難所の不足物資の要請（災対指令部へ）	○災害ボランティアセンター の設置・運営
災対区民部	○地域内輸送拠点の被害状況等確認・報告		○物資輸送態勢の構築 ○地域内輸送拠点の開設・運営 ○救援物資の受入れ・仕分け・輸送	
災対教育部			○防災拠点等運営の不足人員の要請（災対総務部へ） ○防災拠点の不足物資の要請（災対指令部へ）	
都本部		○人的応援の調整	○救援物資の調達 ○救援物資の輸送	

第3 人的受援体制

1 受援対象業務

災害対応においては多くの対応すべき事案や業務が発生するが、そうした状況にあっても混乱することなく、円滑に応援職員を受け入れられるよう、事前に人的支援の対象業務を計画しておくことが重要である。

《本区において想定される主な業務》

- 避難所運営
- 物資仕分け・荷下ろし等
- 住家被害認定調査
- り災証明交付
- 被災建築物応急危険度判定
- 災害廃棄物の処理
- 道路・橋りょう等応急復旧

この他にも、被害状況によってさまざまな業務が受援対象となることが想定される。今後、各業務における応援要請時期の目安や優先度等の詳細について整理していく。

2 応援職員の要請

区の体制のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合には、速やかに応援要請を行う。

(1) 都本部への応援要請

避難所の運営や物資の仕分けなど都が広域応援協定を締結している全国知事会や九都県市等との応援派遣スキームに基づく業務については、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、次の手順で応援要請を行う。

- ① 各業務担当者は、不足する人員を算出し、区各部でその情報をとりまとめ、災対総務部に報告する。
- ② 災対総務部は、区各部からの情報をとりまとめて、区全体で不足する人員を把握し、都本部（人員調整部門）に人員を要請する。（D I Sでの要請は災対指令部）
- ③ 災対総務部は、都からの応援要請結果（カウンターパート団体の決定等）の通知を受けた後、区各部に応援職員を振り分ける。
※ 応援職員に対しては、被災状況、業務内容等に係るガイダンスを行う。
- ④ 災対総務部は、都及びカウンターパート団体の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

(2) 都各機関及び国等への応援要請

民間住宅等の応急危険度判定や保健師の派遣など都各局との個別協定等による要請手続きが定められている業務や、災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など国が所管する専門分野に関する業務などの受援については、各業務を担当する災対部から、直接都各機関や国等に応援要請を行う。

(3) 協定自治体等への応援要請

災害時相互援助協力協定を締結した自治体については、災対総務部が必要人員を取りまとめ、全体の調整をしたうえで、各自治体に応援要請を行う。

(4) 応援職員の受入れ環境の確保

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等の執務スペースや業務に必要な文具、資器材などの環境を可能な限り確保する。また、応援職員等の宿泊場所は、応援側で準備することが基本であるが、宿泊場所の確保が困難な場合もあることから、可能な限り、紹介可能な宿泊場所等をリスト化しておくこととする。

3 応援職員の処遇及び経費負担

応援職員の処遇及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び地方自治法第252条の17に定めるところによる。

- (1) 国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに都道府県、他区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、下記表のとおりである。(災害対策基本法施行令第18条、地方自治法第252条の17（派遣職員）)
- (2) 指定公共機関等が区に協力した場合の経費負担については、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

表 経費負担方法一覧

ア 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法一覧

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
俸給 俸給の特別調整額 本府省業務調整手当 初任給調整手当 専門スタッフ職調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 研究員調整手当 住居手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの 共済制度による給付で、国が負担した負担金のうち派遣職員に係る額	国	区
退職手当 共済制度による給付	国	区

イ 都道府県、区市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料 手当（退職手当を除く） 旅費	派遣した都道府県、区市町村	区
退職手当 退職年金又は退職一時金		派遣した都道府県、区市町村

4 災害ボランティアとの連携

※ ボランティアについては、第2部第1編第7章「災害ボランティアとの連携」(66ページ)を参照。

第4 物的受援体制

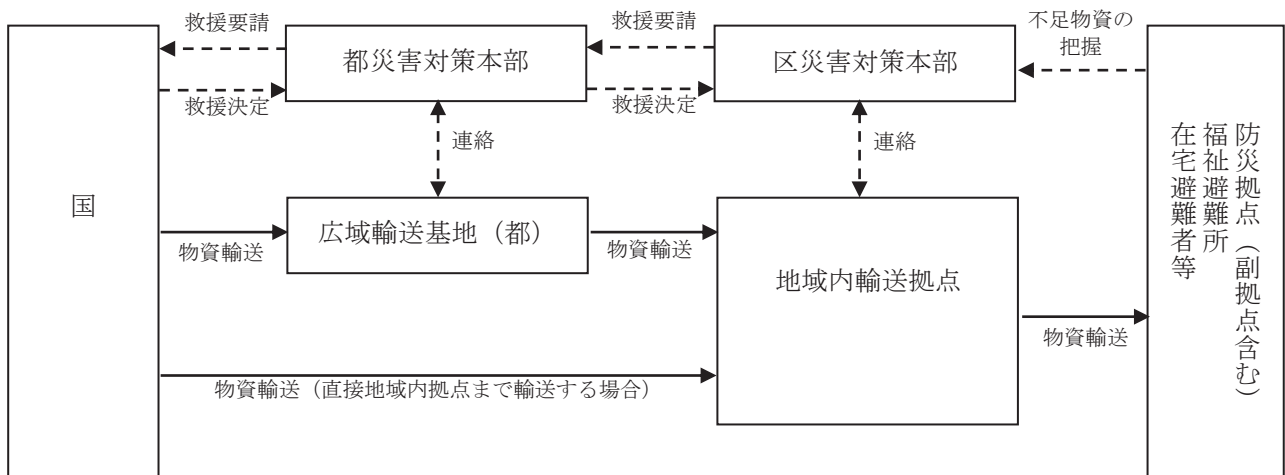
1 救援物資の調達要請

- (1) 災対教育部は各防災拠点（副拠点含む）の不足物資を、災対福祉保健部は各福祉避難所の不足物資をとりまとめ、災対指令部に報告する。
- (2) 災対指令部は、各防災拠点・福祉避難所のほか、防災拠点等に情報を集約した在宅避難者分も含め区内全体で不足する物資の把握に努め、都や協定自治体等に救援物資を要請する。
 ※ 区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。
 ※ カウンターパート団体決定後は、要請先は、都からカウンターパート団体に変更になる。
 ※ 今後、在宅避難者への物資供給体制を整備していく。
- (3) 要請した救援物資のほか、国や都からのプッシュ型支援の受入れに備えて、災対区民部は地域内輸送拠点の開設などの準備を行う。
 ※ 地域内輸送拠点については、第2部第9編第3章「輸送」(274、277ページ)を参照。

2 物資の受入れと輸送

- (1) 災対指令部は、要請後も適宜、都や協定自治体等と調整を図るとともに、救援物資の輸送が決定（品目、数量、配送日時等）した場合には、その内容を災対区民部経由で地域内輸送拠点に情報提供する。
- (2) 都や協定自治体等からの救援物資は地域内輸送拠点で受け入れる。救援物資は、品目ごとに整理して配置するとともに、出入庫状況を管理する。
- (3) 災対指令部は、地域内輸送拠点における救援物資の受入状況を踏まえ、各防災拠点等への物資配分計画を作成する。
- (4) 災対区民部は、物資配分計画に基づき、協定事業者（輸送・物流関係）との調整を図りながら、物資輸送のために必要な車両及び運転手等を調達する。
- (5) 地域内輸送拠点において救援物資を車両に積み込み、各防災拠点等へ輸送する。

《都からの救援物資受入れの流れ》



第5編 情報通信の確保

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第1章 区及び防災関係機関相互の情報通信体制		
区	(災対指令部)	○ 区における指定電話及び連絡担当者の設定 ○ 防災関係機関との円滑な情報通信体制の整備 ○ 防災行政無線による情報伝達 ○ 地域防災無線の整備 ○ 発災時から応急・復旧対策が完了するまでの都への報告 ○ 防災用ネットワークカメラや緊急時職員参集システム等を活用した区内被害状況等の情報収集体制の整備 ○ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用
	(災対区民部)	○ 災害地調査の実施
	(各部)	○ 被害状況等報告
都	(総務局)	○ 東京都防災行政無線や東京都災害情報システム（DIS）等の整備・運用
防災関係機関		○ 区災害対策本部との円滑な情報通信体制の整備・情報共有 ○ 防災関係機関における指定電話及び連絡担当者の設定
第2章 区民等への情報伝達体制		
区	(災対財政広報部)	○ 誰もが見やすい区ホームページ（防災ポータルサイト）の整備・運用、SNS等を活用した情報発信 ○ 報道機関や新聞社との連絡体制の整備・協力 ○ 広聴活動の実施
	(災対指令部)	○ 複数の情報伝達手段による区民への情報提供

第1章 区及び防災関係機関相互の情報通信体制

【基本的な考え方】

区は、被災状況などの災害関連情報を防災関係機関と迅速に共有し、応急対策などの具体的な活動を展開していくことが重要である。発災時、確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や情報伝達手段の多角化など、区の情報通信体制の強化を図っていく。

【予防対策】

第1 情報通信連絡体制の整備

1 指定電話及び連絡責任者

情報の錯綜を避けるため、区及び各防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め窓口の統一を図る。

※各機関の指定電話及び連絡責任者は、資料編(36ページ)を参照。

2 区の通信連絡体制

本部設置前は、総務部防災危機管理課を総括窓口とする。

3 通信訓練

(1) 目的

災害時において、現有通信機を最大限に活用し、災害通信の円滑かつ確実な疎通を図るため、通信系統、通信要領、無線機の操作等災害時に必要な通信技術の修得を目的として実施する。

(2) 訓練内容

ア 災対指令部に属する職員及び警察、消防などの防災機関を対象とした地域防災無線の訓練（月2回）

イ 区各部と各部の出先機関との地域防災無線の訓練（月1回）

ウ 東京都防災行政無線、D I S 及び東京都画像定期通信訓練（月3回程度）

エ 災害時における連絡態勢の確立と強化を図るための地域防災無線設置機関を対象とした地域防災無線の防災情報連絡通信訓練（年1回）

第2 防災無線の整備

災害時の情報伝達態勢を確保するため、次の無線設備の整備を進めている。

1 地域防災無線

平成3年4月から運用を開始、平成20年、21年にデジタル化し、基地局2局、防災関係機関など314局の無線局を整備している。なお、総務省が定める「地域防災無線通信を行う無線局の免許方針」に基づき、地域防災無線システムの適切な運用を確保することを目的として、中央区地域防災無線協議会を設置している。

※中央区地域防災無線配置表は、資料編(37ページ)を参照。

※中央区地域防災無線協議会会員名簿は、資料編(43ページ)を参照。

2 東京都防災行政無線

昭和54年4月から運用を開始し、都区間の情報伝達用として、音声、ファクシミリ、画像、データ等の各無線通信設備を整備している。

第3 通信連絡手段の多角化

1 災害時優先電話の活用

区は、災害時の応急・復旧活動のために必要な通信機能を確保するため電波通信事業法による災害時優先電話を確保している。

現在、140回線（本庁34回線）を確保している。また、携帯電話についても、災害時優先電話として12回線を確保している。

その他、防災拠点・副拠点・福祉避難所にも災害時優先電話を確保しており、避難者が使用する以外にも本部等との連絡手段として活用することとしている。

2 防災マップアプリ等の活用

文字や画像による情報共有がリアルタイムで可能となる通信連絡手段として、防災マップアプリや電子メール等を活用していく。

3 新たな情報伝達手段の検討

今後、通信技術進展等の動向を注視しつつ、新しい情報伝達手段の導入を検討していく。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対指令部	○災害情報の収集 ○防災機関への通報			
警察署	○災害情報の収集 ○住民等に情報の伝達（広報車・警察署・交番等を通じて）			
消防署	○災害情報の収集 ○住民等に情報の伝達			
災対区民部	○災害情報の収集・報告 ○災害地調査			
区各部	○庁内等区施設の安全点検等報告 ○その他被害状況収集 ○（第1回本部会議にあわせて）活動状況報告			

第4 情報通信連絡態勢

1 区の通信連絡態勢

- (1) 本部設置後は、災対指令部を総括窓口とし、無線等により防災関係機関との通信を行う。
- (2) 災害の状況を踏まえ必要に応じて、都その他防災機関に区職員を連絡員として派遣する。

2 区の休日・夜間等の連絡態勢

休日・夜間等職員の勤務時間外に発生する地震災害等の非常事態に対応するため、区では次のとおり連絡態勢を設けている。

(1) 警戒勤務職員の情報連絡

災害に関する情報を収集し、直ちに防災危機管理室長等へ通報する。
防災危機管理室長から指示があった場合はその指示に従う。

(2) 災害応急指令員の情報連絡

警戒勤務職員の指示を受け、災害に関する情報の収集及び整理を行う。

(3) 緊急時職員参集システム

全職員を登録対象とし、それぞれの参集（待機）条件に該当する災害が発生した場合、災害情報と安否・参集確認のメールを自動で配信する。また、状況に応じて手動でメール配信を行う。

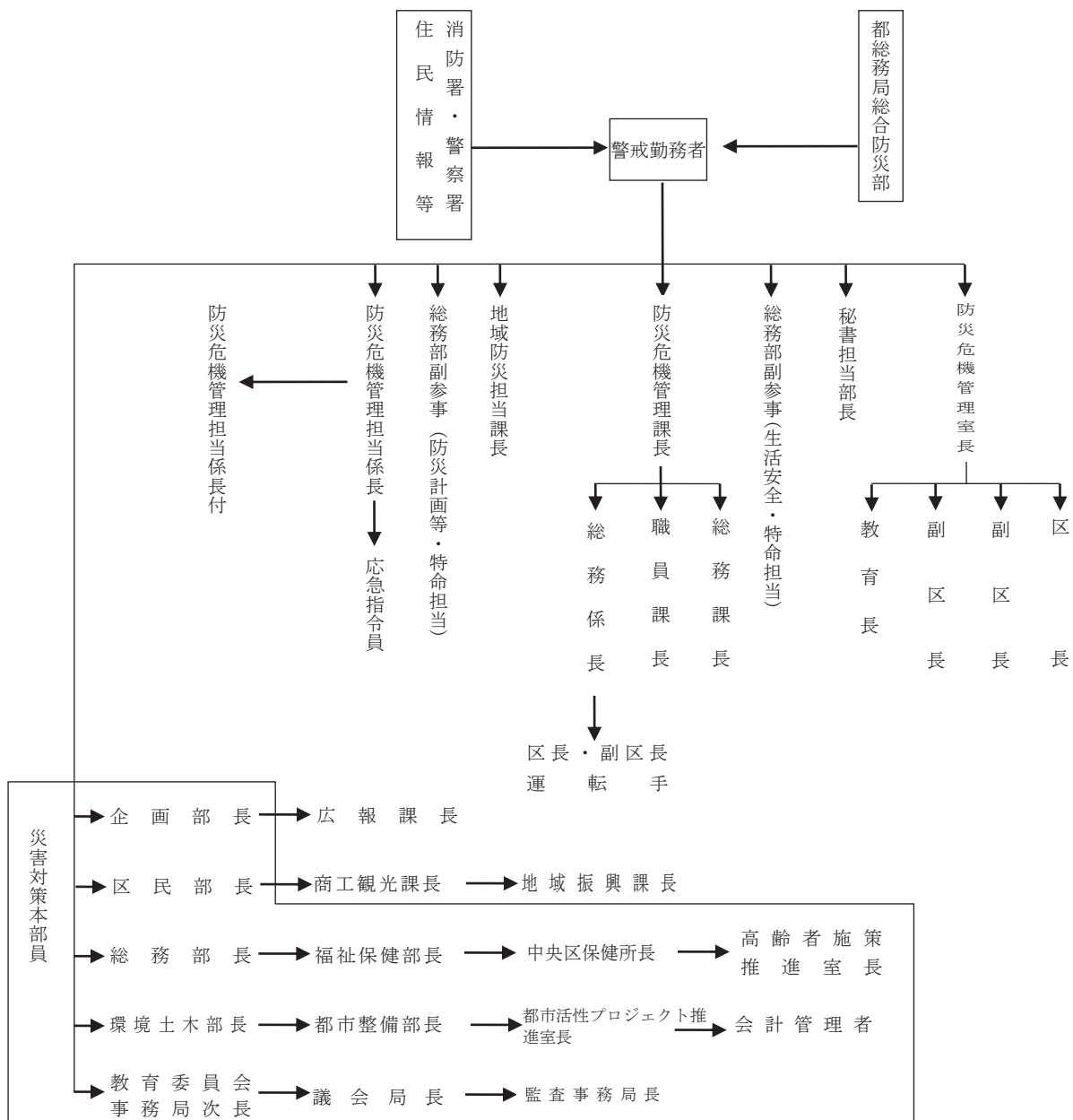
※ 第2部第4編第1章「第1 職員による初動対応体制の確立」（130ページ）を参照。

3 防災拠点との情報連絡態勢

災害時、防災拠点と区の情報連絡は、原則として電話を利用する。電話が不通のときは、防災拠点に配備する地域防災無線または防災マップアプリを活用する。

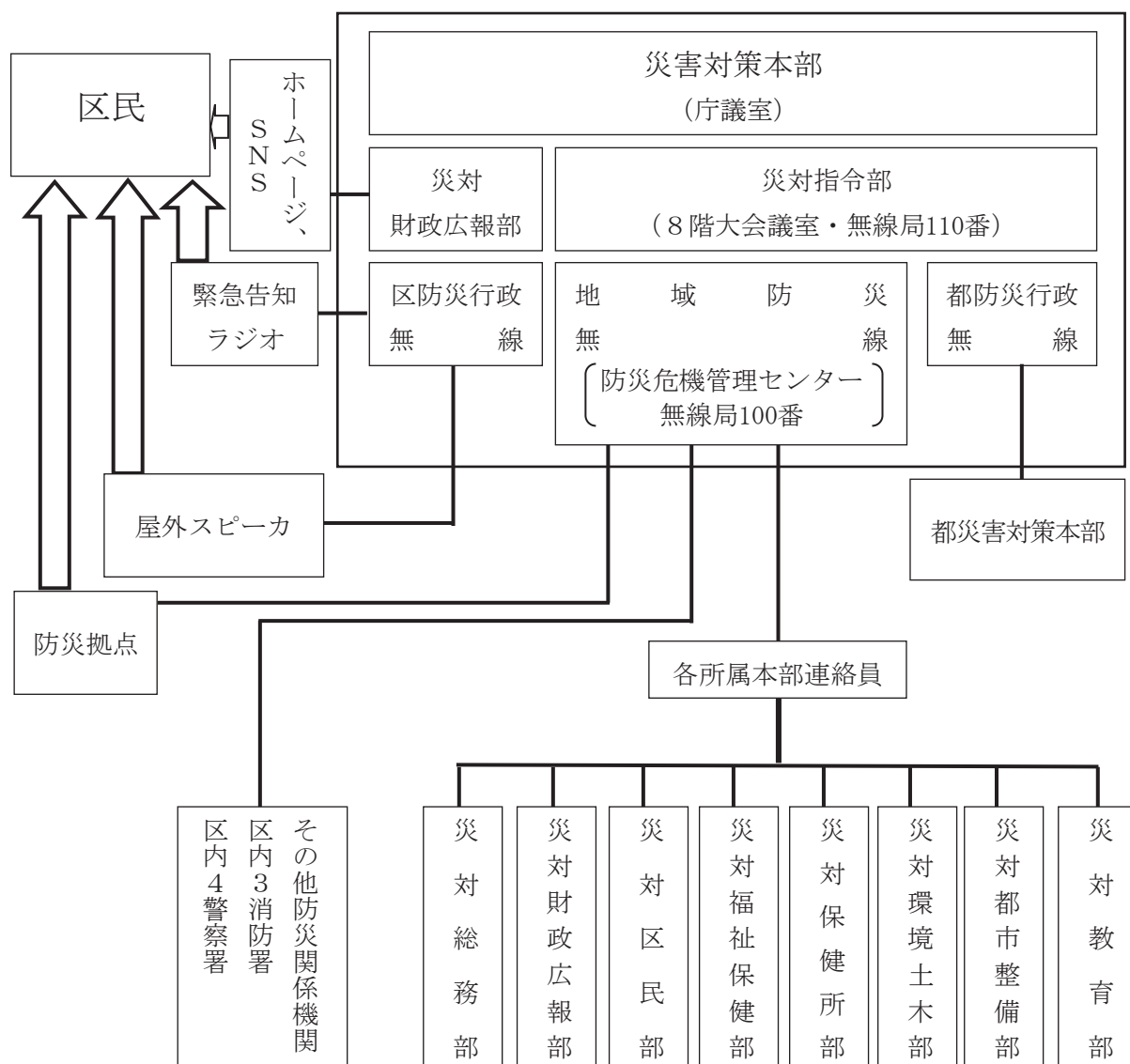
4 情報連絡態勢

(1) 警戒勤務中、災害等が発生した場合の情報連絡経路は次のとおりである。



※社会福祉協議会管理部長、都市整備公社まちづくり事業部長は各部から連絡する。

(2) 本部が設置された後の本部の通信連絡系統は次のとおりである。



(3) 本部設置時は、地域防災無線がふくそうするおそれがあることから、通信の統制を行う。通信統制時の無線通信は次の優先順位に基づき実施する。

- ア 人命に関わる重大事項
- イ 避難指示
- ウ 情報収集班等移動局への下命事項
- エ 情報収集班等移動局からの応援要請
- オ 被害状況の報告
- カ 防災拠点等における避難者情報

(4) 収集した情報の報告、伝達及び情報収集班等への下命等は、全て情報伝票や必要な伝達手段により処理する。

5 警察署の情報連絡態勢

(1) 昼間は警備課長又は警備係長、夜間は宿直責任者が責任者となり、防災機関との連絡通報にあたる。

- (2) 各交番・駐在所勤務員は、管内の状況の把握、報告にあたるほか必要な情報の伝達を行う。

6 消防署の情報連絡態勢

- (1) 昼間は警防課長又は防災安全係長、夜間は署隊本部班長が責任者となり、防災機関との連絡通報にあたる。
- (2) 消防署員及消防団員は、管内の状況の把握、報告にあたるほか必要な情報の伝達を行う。
- (3) 消防署の通信連絡系統は資料編（46ページ）を参照。

第5 被害状況等の収集・報告、災害地調査

1 被害状況等の収集

(1) 区の収集計画

ア 収集担当者

- (ア) 原則として災対区民部が災害地へ職員を派遣して行う。
- (イ) 勤務時間中に発災した場合、学校等を含む区施設の管理者は、施設周辺のできるだけ多くの被災状況の調査に努め、施設の被害状況とあわせて本部へ報告する。
- (ウ) 休日、夜間等に発災した場合は、非常参集した臨時非常配備職員が行う。
- (エ) 上記(ウ)の臨時非常配備職員は、参集途上においてできるだけ多くの区内被害状況等を所定のメールアドレスに随時報告する又は参集した後直ちに防災危機管理センターに報告する。
- ※ 臨時非常配備職員については、第2部第4編第1章「第5 災害発生後の初動対応」（138ページ）を参照。
- (オ) 災害時の被害状況等を確認できる防災用ネットワークカメラを区内8カ所に整備している。また、災害情報の収集のほか分析・整理に必要となる地図製品等の供給について、株式会社ゼンリンと協定を締結している。
- ※ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)は、資料編(419～421ページ)を参照。

イ 次の事項について重点的に収集する。

- (ア) 災害発生の原因及び経過
- (イ) 区内の被害に関する情報
- (ウ) 区として実施した措置状況
- (エ) 人命に関わる突発的な事象等

ウ 報告・連絡

災害情報の報告及び連絡は、有線電話（一般電話が不通の場合は災害時優先電話、携帯電話、公衆電話等を活用する。）又は、移動系無線機及び地域防災無線を活用し、迅速かつ適正に行うようにする。

なお、災害情報の報告に当たっては、「2 被害状況等の報告」（192ページ）に定める「報告主管部」と密接な連携を図るものとする。

(2) 警察署の収集計画

ア 収集内容は概ね次のとおりである。

- (ア) 家屋の倒壊状況

- (イ) 死者、負傷者等の状況
- (ウ) 主要道路、高速道路、橋及び交通機関の状況
- (エ) 住民の避難状況
- (オ) 堤防、護岸等の損壊状況
- (カ) 重要防護対象の状況
- (キ) 電気、水道、ガス及び通信施設の状況等

イ 報告連絡

災害情報の収集及び報告連絡は、無線自動車、携帯無線並びに有線を活用し、責任者の指揮に従って迅速適正に行うようにする。

(3) 消防署の収集計画

収集内容は概ね次のとおりである。

ア 震災時

- (ア) 火災の概要（出火場所・延焼状況・消防活動状況・出火原因）
- (イ) 家屋、その他の施設物の被害状況
- (ウ) 道路（橋りょう）被災状況と交通障害の有無
- (エ) 避難状況
- (オ) 救急病院等救護施設の受入態勢
- (カ) その他、消防活動上必要な事項

イ 風水害時

- (ア) 河川及び港湾の水位状況
- (イ) 水防施設物の状況、危険の有無
- (ウ) 災害発生種別
- (エ) 災害発生場所（地域）
- (オ) 災害規模と被害状況
- (カ) 避難の必要性の有無

2 被害状況等の報告

区各部は災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部へ報告するものとする。

(1) 報告すべき事項及び主管部

区分 報告事項	報告項目	報告主管部		
		発生報告	中間報告	決定報告
被害状況	人・家屋被害	災対指令部	災対指令部	災対指令部
	商工業被害	災対指令部	災対指令部	災対指令部
	公共土木施設被害	災対環境土木部	災対環境土木部	災対環境土木部
	教育施設被害	災対教育部	災対教育部	災対教育部
	区有財産被害	各部	各部	各部
	氾濫河川（海岸）報告	災対環境土木部	災対環境土木部	災対環境土木部
活動状況	職員動員数	各部	各部	各部
	水防活動状況	災対環境土木部	災対環境土木部	災対環境土木部
	避難収容状況	災対指令部	災対指令部	災対指令部
	救助物資等供給状況	災対指令部	災対指令部	災対指令部
	物資経理状況	災対総務部	災対総務部	災対総務部
	その他の活動	関係部	関係部	関係部

(2) 報告内容

報告の内容は所定の様式に従い行う。

※ 被害状況報告書様式は、資料編(47ページ)参照。

(3) 報告の区分

報告の時期により、発生報告（速報）、中間報告及び決定報告に区分する。

ア 発生報告

(ア) 被害状況

被害の大小にかかわらず、状況を把握次第、直ちに報告する。

(イ) 活動状況

災害応急対策の実施のつど報告する。

イ 中間報告

(ア) 被害状況

災害発生後、被害状況が確定するまでの間、随時状況を取りまとめて報告する。

(イ) 活動状況

災害応急対策を実施している間、毎日、前日分を取りまとめて報告する。

ウ 決定報告

(ア) 被害状況

被害状況が確定したときは、直ちに電話又は口頭により報告し、以後3日以内に文書により報告する。

(イ) 活動状況

災害応急対策活動が完了したのち、速やかに文書により報告する。

(4) 都に対する報告

区は、DISの端末入力により都に報告する。

3 災害地調査要領

災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、調査班による災害地調査を実施する。

(1) 調査班の編成

調査班は、災対区民部があたることとする。区長（本部長）は事態に即した編成を行うこととし、各防災関係機関は調査班の活動に協力することとする。

(2) 調査内容

- ア 災害原因
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況及び救助活動状況
- エ 災害地住民の動向及び要望事項
- オ 現地活動の問題点
- カ その他必要事項

(3) 実施要領

調査は、防災関係機関の協力を得て実施し、調査の結果を区長（本部長）に報告するほか各機関に通知する。調査中に重要な情報を得たときは、直ちに区長（本部長）に報告するものとする。

第6 通信途絶に対する措置

- 1 災害により有線電話が途絶したとき又は無線による通信が必要となったときは、区は通信者を配置し、地域防災無線により災害現場又は防災関係機関との連絡を図る。
- 2 都・区間は、東京都防災行政無線により連絡を図る。同無線が途絶した場合は、京橋消防署に赴き、消防電話回線により連絡を図る。

※京橋消防署との非常通信の運用に関する協定書は資料編(417ページ)を参照。

- 3 災害時、区は、区内のアマチュア無線局に協力を要請する。

第2章 区民等への情報伝達体制

【基本的な考え方】

区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区及び防災関係機関は緊密な連携を図り、災害情報の収集・伝達及び広報に万全を期するものとする。加えて、家族の安否確認のための情報通信環境を確保する。

また、広聴活動を展開して区民等の動向と要望事項の把握に努めるとともに関係機関の協力を得ながら混乱と動揺を防ぎ復旧作業の推進に努める。

【予防対策】

第1 区民等への情報伝達手段の整備

1 区の伝達計画

(1) 区民等に対する重要な情報の伝達手段

ア 区防災行政無線

地域住民等に対する情報伝達用として昭和56年4月から運用を開始、平成29年から31年にかけてデジタル化し、87局の屋外スピーカーを整備している。

23区内で震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の緊急地震速報や地震の発生、津波警報、気象の特別警報、避難指示などの緊急情報等について、屋外スピーカー及び戸別受信機から放送を行う。

※ 中央区防災行政無線屋外スピーカー設置場所は、資料編(54ページ)を参照。

※ 中央区防災行政無線位置図は、資料編(57ページ)を参照。

※ 無線関連の要綱、規定等は、資料編(250～268ページ)を参照。

※ 平成23年7月より運用している全国瞬時警報システム(Jアラート)で受信した緊急情報については、区防災行政無線、緊急告知ラジオ、区ホームページ、安全安心メール、区公式SNSを通して自動配信し、迅速に情報提供する。

※ 23区内で震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の緊急地震速報の場合、次の通報内容を2回放送する。

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

※ 区内震度5弱以上の地震が発生した場合、次の通報内容を2回放送する。

「こちらは、ぼうさいちゅうおうです。中央区役所からお知らせします。中央区役所からお知らせします。ただ今、東京地方に大きな地震がありました。皆さん、落ち着いて火の始末をしてください。また、テレビ・ラジオの放送に充分注意して落ち着いて行動してください。」

イ 緊急告知ラジオ

区防災行政無線の放送と同様の情報について、ラジオの端末を自動起動させて区民等に情報伝達する。

ウ ホームページ

区ホームページのトップページを災害用ページに切替え、防災ポータルサイトにて情報提供する。

エ 安全安心メール

気象情報・注意報、地震情報等を登録者にメールで配信する。

オ 緊急速報メール

区民、事業者、来街者等の生命に影響を及ぼす緊急な情報について、各携帯電話事業者のサービスを利用し、区内全域にメール配信を行う。

カ SNSの活用

LINEやX（旧Twitter）、Facebookを用いて、迅速かつ的確な情報提供を行う。

キ 防災マップアプリの活用

防災拠点等の開設情報や災害時に必要な情報をプッシュ通知でお知らせする。

ク Yahoo!防災速報アプリの活用

Yahoo!防災速報アプリを活用して避難指示等の緊急情報を配信する。

ケ スピーカー付き庁有車

区のスピーカー付き庁有車を活用し周知する。

コ FMラジオ放送

災害時の協定を締結している地域コミュニティFM局の中央エフエム株式会社を活用し、区からの災害情報を提供する。

サ ケーブルテレビ

災害時の協定を締結している東京ベイネットワーク株式会社を活用し、区からの災害情報を提供する。

シ デジタルサイネージ（電子看板）

開発事業者等が設置するデジタルサイネージに対し、区ホームページに掲載する地震情報をはじめとする災害情報の提供方法について研究・検討を進める。

ス さまざまな情報伝達手段の検討

国、都、他自治体等の動向や通信技術の進展等に注視しつつ、要配慮者への対応に配慮しながら新たな情報伝達の導入を検討する。

(2) 多言語での情報伝達

区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリにより、重要な災害情報を利用者に外国語で情報伝達する。

(3) 情報発信ツールの一元化

区ホームページ、安全安心メール、緊急速報メール、LINE、X（旧Twitter）、Facebook、防災マップアプリ及びYahoo!防災速報アプリについては、災害情報一斉送信システムにより配信を行う。今後も、災害時の迅速な情報発信を実現するため、情報発信ツールの一元化について検討を進める。

※ 災害に係る情報発信に関する協定（ヤフー株式会社）については資料編（422ページ）を参照。

(4) 収集した情報を整理のうえ、都及びその他防災関係機関に通報する。

2 放送要請

(1) 区は災害により、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できな

い場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に対し放送要請をする。

- (2) 区が放送要請をする場合は、原則として都（総務局総合防災部又は夜間防災連絡室）を経由（都知事に要請依頼）するものとする。

3 警察署の伝達計画

重要な情報の伝達は広報車を用いるほか、警察署、交番等を通じて、管内の住民に周知する。

4 消防署の伝達計画

重要な情報の伝達は広報車、消防車両等を用いるほか、消防署、消防出張所及び消防団を通じて管内の住民に周知徹底を図る。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 財 政 広 報 部		○区ホームページのトップページを災害用ページへ切り替え ○災害広報情報の収集 ○二次被害防止のための注意喚起 ○区民等への広報	○報道機関への発表	○広聴活動の実施

第2 区による災害広報・広聴活動

1 広報広聴事項

- (1) 災害情報
- (2) 防災体制及び措置状況
- (3) 避難誘導その他注意事項（初期消火等）
- (4) 電気、ガス、水道、通信等ライフラインの被害及び復旧状況
- (5) 道路状況、交通規制及び交通機関の運行状況
- (6) 事故防止及び防疫についての注意
- (7) 災害に関する要望、苦情、相談等
- (8) 区民に協力を要請すること等

2 災害広報情報の収集

本部長室は、各種情報について検討し、区民等への広報及び報道機関への発表等に備える。そのため、防災関係機関との連携を緊密に行い、災害の発生状況、復旧対策、交通機関の運行状況、交通規制の状況、火災の発生状況、危険物箇所等の情報収集に万全を期する。

3 区民等への広報

本部との緊密な連絡のもとに、災害の予想又は状況、警戒態勢、注意事項、避難誘導、医療機関開設状況等について、区ホームページ、SNS、安全安心メール、防災マップアプリ、区防災行政無線、FMラジオ、ケーブルテレビ等の適切な手段により広報を行う。また、区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリでは、多言語により情報提供を行う。

なお、区ホームページによる広報については、トップページを災害用ページに切替え、防災ポータルサイトにて情報提供を行う。

《主な情報提供内容》

- 災害状況の最新情報（地震の規模、津波・気象、道路・交通情報、電気・ガス・水道・通信等ライフラインの被害及び復旧状況、建物倒壊・火災発生状況、浸水状況等）
- 防災拠点等開設状況（被災者の収容情報）
- 医療救護活動（医療機関活動状況・医療救護所開設状況）
- 災害応急飲料水・食料等の供給情報

4 報道機関への発表

災害に関する情報、災害対策の実施状況及びその他区民に周知すべき事項は、災対財政広報部長が災対指令部と協議のうえ、災対財政広報部が必要に応じて報道機関へ発表する。

なお、口頭説明により発表を行うときは、関係部長が立ち会うものとする。

5 報道機関との協力・連携

災害時における報道機関の役割は重要であるが、一方で本部や防災拠点等に報道機関が殺到すると混乱が生じることも想定される。

この場合、区と報道機関との協力を前提に、報道機関による情報収集と区からの情報提供については、災対財政広報部に窓口を一元化し、時間・場所等を指定して行う。

6 コミュニティFM局等との連携

地域に密着したニュースや情報を提供するコミュニティFM局(中央エフエム株式会社)及び区内で事業展開しているケーブルテレビ局(東京ベイネットワーク株式会社)と連携し、避難指示、被害状況、交通情報、ライフラインの復旧状況等の情報を区民等にきめ細やかに提供する。

また、区内に配信しているケーブルテレビ局とも連携を図っていく。

○「中央エフエム株式会社」

平成10年5月「災害・防災情報等の放送に関する協定」締結

○「東京ベイネットワーク株式会社」

平成23年7月「災害・防災情報等の放送に関する協定」締結

※ 災害・防災情報等の放送に関する協定は、資料編(424～425ページ)を参照。

7 中央区法曹会及び三弁護士会との協定

災害発生後、必要に応じて中央区法曹会、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と連携し、災害に起因する土地、家屋、相続、金銭消費貸借、保険金請求及び婚姻等法律問題全般に対し、十分な相談体制を整える。

○ 平成13年3月に「災害発生時における特別法律相談に関する協定」を締結

※ 災害発生時における特別法律相談に関する協定は、資料編(426ページ)を参照。

8 広聴活動

被災地、防災拠点等における相談、苦情等を関係部と連携して聴取し、速やかに実状の把握と早期解決に努める。

第3 消防署による広報

1 広報内容

関係機関と協力し、次の事項を重点に広報活動を実施する。

- (1) 火災警報の発令、伝達
- (2) 出火防止、初期消火の広報
- (3) 救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ
- (4) 火災及び水災に関する情報
- (5) 避難指示等の伝達
- (6) 救急告示医療機関等の診療情報

(7) その他区民が必要としている情報

2 広報手段

テレビ、ラジオ等の報道機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、ホームページ、SNS、消防アプリ等を介しての情報提供及び消防車両による巡回、又はインターネット、X（旧Twitter）等により広報活動を行う。

第4 津波情報の種類と伝達

津波による被害を軽減・防止するため、津波等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

1 津波予報の種類

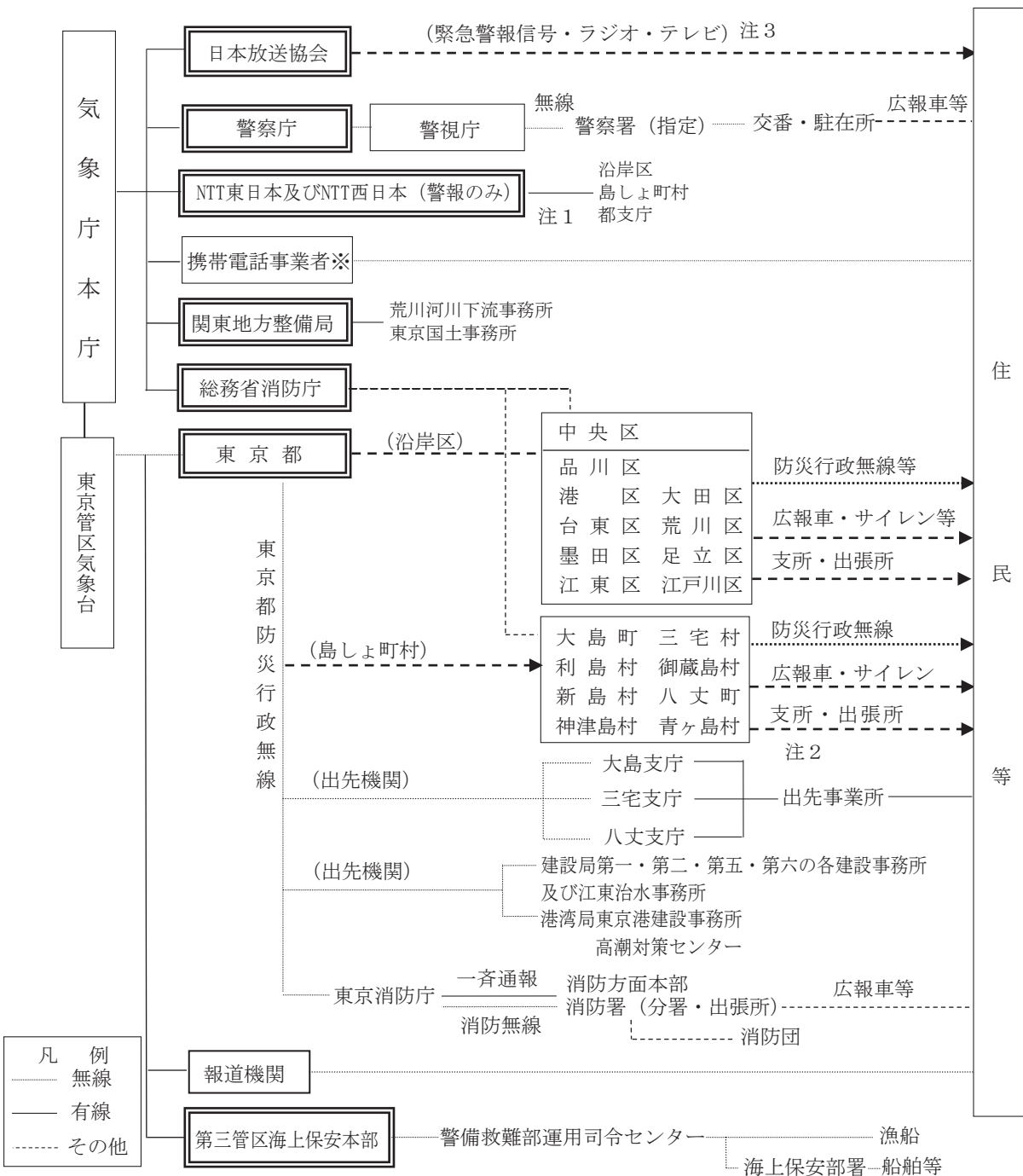
※ 第4部第3編第3章「第2 気象情報と情報伝達」（364ページ）を参照。

2 津波予報の伝達

機関名	伝達方法
区	1 大津波警報・津波警報・注意報等の通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、安全安心メール、緊急告知ラジオ、LINE、X（旧Twitter）、緊急速報メール、防災マップアプリ等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。 津波警報等の伝達系統は別表（201ページ）のとおりである。 2 全国瞬時警報システム（Jアラート）など、地上通信網以外にも多様な通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。
警察署	1 各署等は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトロールカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報する。 2 各署等の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知する。
消防署	各署等は、津波予報を受けたときは、直ちにその旨を消防団本部へ伝達するとともに関係各機関と連携し、正確な情報収集に努め住民等に対して、広報車等を活用した広報を実施する。
東京海上保安部	津波予報の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。 1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知する。 3 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。 4 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在泊船舶に伝達する。 5 東京湾内湾に大津波警報が発令された場合等には、海上保安庁長官による非常災害発生周知措置が発令され、必要に応じて港内又は港の境界線付近にある船舶に対し、航行の制限、禁止、停泊場所・方法の指定、移動制限、港外退去等について命令する。

別 表

津波警報等の伝達系統図



- ※ 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表された時に気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信する。
- (注) 1 気象庁本庁から「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
- (注) 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
- (注) 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。
- 4 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9号の規定に基づく法定伝達先
- 5 矢印付きの経路は、気象業務法施行令第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第5 災害時における公衆Wi-Fiの利用

災害時、住民相互の情報伝達及びインターネット回線を使用した災害情報の収集が可能となるよう無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）サービスを提供する。災害時にはエントリー操作を省略して情報通信インフラとして利用できるものとなっている。

《設置場所》

- 中央区観光情報センター
- 区内歩行者用観光案内標識周辺（12カ所）
- 公衆電話ボックス（2カ所）
- 築地魚河岸小田原橋棟
- 防災拠点（24カ所）

第6編 医療救護・保健衛生等対策

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第1章 初動医療体制等		
区	(災対保健所部)	○ 医療機関及び医師会等との連絡体制の確立 ○ 医療救護活動拠点の設置・管理運営、区災害医療コーディネーターの任用 ○ 災害薬事センターの設置・管理運営、災害薬事コーディネーターの選任 ○ 医療救護所、緊急医療救護所の開設・管理運営 ○ 負傷者等の搬送
医師会		○ 災害時の医療救護活動についての協定締結
歯科医師会		○ 医療救護活動拠点、災害薬事センターの運営協力
薬剤師会		○ 医療資源の確保 ○ 傷病者に対するトリアージ
都	(保健医療局)	○ 東京都災害医療コーディネーター等の設置 ○ 区災害医療コーディネーターと連携し情報集約 ○ 日赤東京都支部等から血液製剤の調達
第2章 医療品・医療資器材		
区	(災対保健所部)	○ 医療品・医療資器材等の備蓄・供給 ○ 災害時における医薬品・医療資器材確保に向けた体制整備
薬剤師会		○ 災害薬事センターの運営協力
第3章 防疫及び保健衛生		
区	(災対保健所部)	○ 防疫資器材の備蓄 ○ 都、獣医師会等と連携した動物救護体制の整備 ○ 保健相談活動
都	(保健医療局)	○ 防疫、消毒、保健活動、食品衛生・環境衛生指導等
第4章 遺体の取扱い		
区	(災対保健所部)	○ 遺体収容所、遺体安置所の設置・管理運営
	(災対区民部)	○ 死亡届の受理、火葬許可証の交付
	(災対環境土木部)	○ 遺体の搜索、遺体収容所へ遺体の搬送
	(災対指令部)	○ 都へ広域火葬の応援・協力を要請
警察署		○ 遺体の搜索・収容に協力 ○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等実施
都	(保健医療局)	○ 区の要請に基づき、遺体収容所の設置・運営支援、広域火葬の調整

第1章 初動医療体制等

【基本的な考え方】

大規模災害により、地域の医療機関が通常の診療能力を超えるほど多数の死者・傷病者が発生した場合、医療機関が大きな被害を受けて診療能力が大幅に低下して医療の空白が生じた場合等には、医療関係団体との連携のもと、医療の確保を図る。

【予防対策】

第1 医療救護体制の構築

1 情報連絡体制の整備

災害時に効果的かつ効率的な医療活動を行うためには、救護活動ができる医師等の確保と情報収集、一元的な指示系統の構築が必要である。そのため、災害状況に柔軟かつ迅速に対応できるよう、速やかに情報を集約し、発信する体制を整備する。

2 医療救護班の整備

医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と協定を締結し、医療救護活動の体制を確保している。

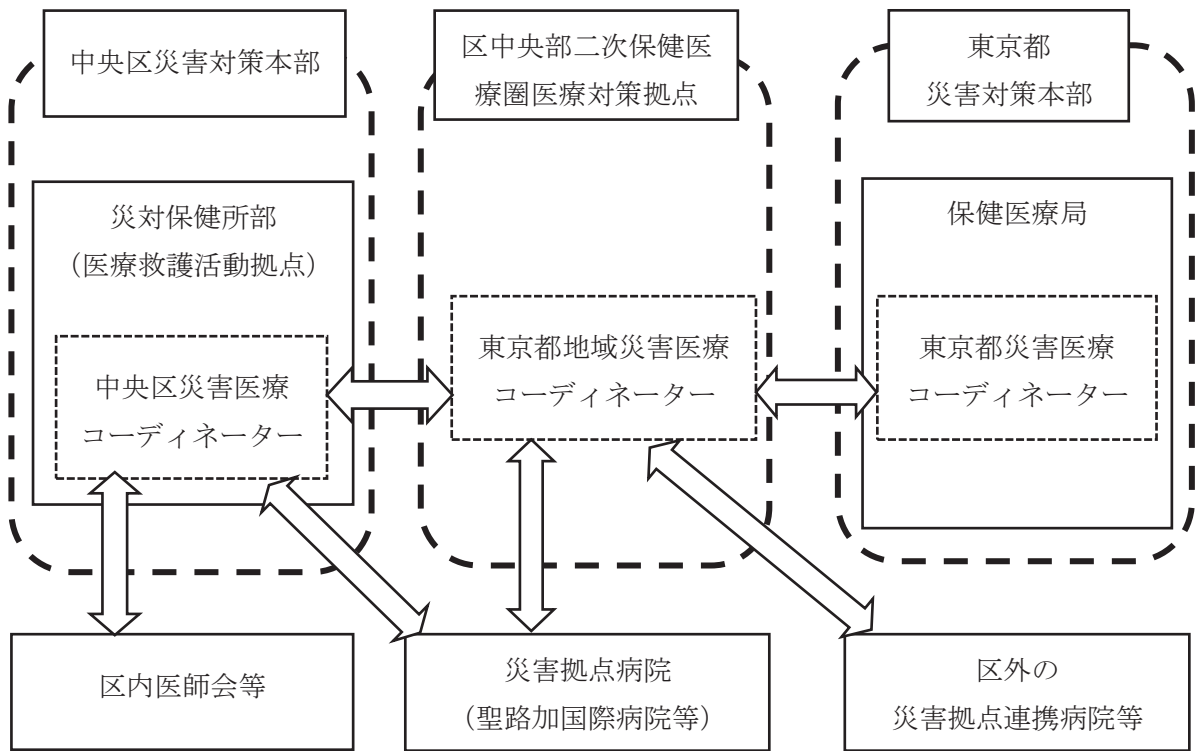
- 昭和52年6月「災害時の医療救護活動についての協定」を中央区医師会、日本橋医師会と締結
- 平成9年6月には、京橋歯科医師会、お江戸日本橋歯科医師会、京橋薬剤師会及び日本橋薬剤師会と同協定を締結
- 平成15年8月には、東京都柔道整復師会千代田・中央支部との間に「災害時における応急救護活動に関する協定書」を締結
- 平成27年10月には、国立がん研究センター中央病院との間に「災害時の医療救護活動についての協定書」を締結
- 令和2年12月には、聖路加国際病院の開設者である聖路加国際大学と「災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書」を締結

※ 医師会等との災害時の医療救護活動についての協定等については、資料編(317～342、349～355ページ)を参照。

3 災害医療コーディネーターの任用

- (1) 地域医療及び防災医療に精通した者を中央区災害医療コーディネーターとして任用する。
- (2) 区は、東京都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーターと連携した情報連絡体制を構築する。

《災害医療コーディネーターの役割》



- 4 災害薬事センターコーディネーターの選定
災害薬事センター長となる災害薬事コーディネーターを区内薬剤師会から選任する。
- 5 医療救護所等の開設予定場所
医療救護所及び緊急医療救護所（以下、本編において「救護所」という。）の開設場所を定めている。
- 6 医療救護活動拠点の設置
発災後、医療救護活動拠点を設置し、災害医療コーディネーターを中心に医療救護活動方針の確認や情報交換等を行えるよう体制を整える。

《救護所及び医療救護活動拠点》

名 称	説 明
医療救護所	○ 防災拠点内に開設・管理運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
緊急医療救護所	○ 災害拠点病院の近接する場所に開設・管理運営する救護所で、傷病者のトリアージや軽症者に対する治療を行う場所
医療救護活動拠点	○ 医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ 防災拠点一覧は、(248ページ) を参照。

- 7 負傷者等の搬送体制の整備
あらかじめ、負傷者の搬送方法や、救護所から災害拠点病院（聖路加国際病院等）、区外の災害拠点連携病院等までの搬送体制を整える。

《災害拠点病院等》

名 称	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院

8 ボランティアの登録

区は、区内在住・在勤で区内医療関係団体の会員以外の医療従事者をあらかじめ災害時医療救護活動従事スタッフとして登録している。平時には、本スタッフは中央区総合防災訓練での医療救護活動訓練やトリアージ講習会に参加している。

9 区内医師会等との連携

災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会等関係機関及び区で構成される応急救護連携会議や中央区災害医療運営連絡会などの場を通じて日頃から連携を図っている。

※ 中央区災害医療運営連絡会設置要綱については、資料編（225ページ）を参照。

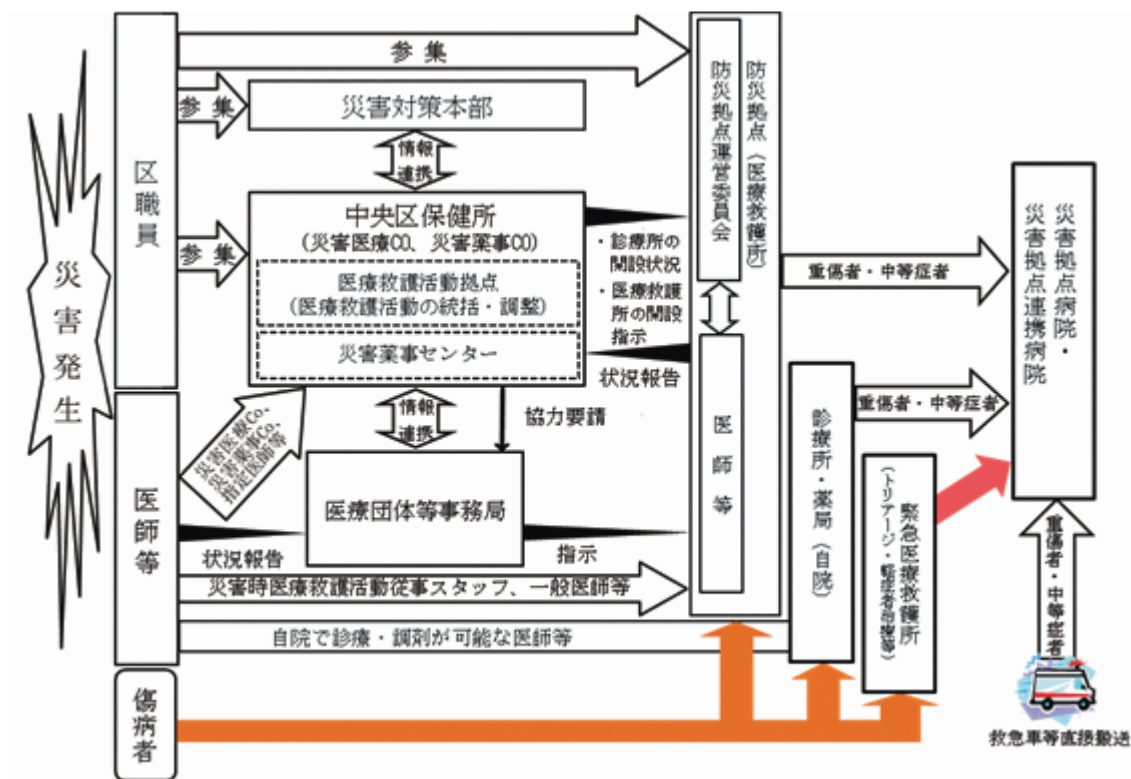
【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災害保健所部		○都・防災関係機関・医師会等との連絡調整		
		○情報収集		
		○医療救護活動拠点の設置・管理運営		
		○緊急医療救護所の開設、管理運営		
		○医療救護所の開設、管理運営		
		○医師会等への協力要請		
		○中等症者・重症者の災害拠点病院等への搬送		
			○透析患者・在宅難病患者への対策	
			○医療系応援職員、医療系ボランティアの要請・受入れ	
薬剤師会 歯科医師会 医師会		○医療救護活動拠点の運営協力		
		○一次トリアージの実施		
		○軽症者に対する治療及び中等症者・重傷者に対する搬送までの間の応急処置		
			○死亡の確認	
都保健医療局		○災害医療コーディネーターによる二次保健医療圏内及び都内の医療体制の確立		

第2 医療情報の収集・伝達

《災害発生から応急救護体制構築までの流れ》



- ※ 図上の「医師等」には、医科・歯科の医師、薬剤師、看護師、柔道整復師等の医療従事者を含む。
- ※ 医療救護所等では、主に軽症者の治療及び災害拠点病院等への搬送までの応急処置を行う。
- ※ 医療救護活動拠点は、災害医療コーディネーターを中心に医療ニーズ・医療救護活動方針の確認や情報交換を行う。
- ※ 緊急医療救護所は震度6弱以上、72時間以内を目安に開設。トリアージと軽症者の治療を実施する。重症者等は災害拠点病院等へ搬送する。

1 医療情報の提供

医療救護所や医療機関等の診療状況等を医療救護活動拠点で取りまとめ、区ホームページへの掲載、区主要施設への掲示により情報を提供する。

2 都保健医療局への報告

東京都防災行政無線等の活用により、人的被害、救護所に関する情報、医療機関等の被害状況や活動状況等の把握・集約に努め、適宜、都保健医療局に報告する。

第3 区の活動態勢・医療団体等の役割

区は管理班等による救護活動を行うとともに医師会等に医療救護班の派遣を要請する。

1 区は次に掲げる班を編成して救護活動を行う。

(1) 管理班

ア 都・防災関係機関・医師会等との連絡調整

イ 情報収集・連絡

ウ 医師会等への協力要請

エ 医療救護活動拠点・災害薬事センターの管理運営

オ 医薬品・医療資器材等の調達・搬送

カ 災害時医療救護活動従事スタッフ・医療系応援職員・医療系ボランティアの要請・受入

(2) 救護所班

ア 救護所の設営及び管理運営

イ 医療救護所から災害拠点病院等への負傷者搬送

ウ 医療救護所における備蓄医薬品等の運搬等、医療救護班の支援

エ 緊急医療救護所における受付、場内整理、負傷者誘導等及び聖路加国際病院の医師等の支援

2 医師会等の役割

(1) 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の指定された医師等は、地震等の影響により、多くの傷病者が見込まれる場合は、区内の医師等医療資源の情報収集を行うとともに、救護態勢を統括する。

(2) 指定されていない医師等については、可能な限り自身が所属する診療所等で医療行為を行う。
なお、区が医療救護所を開設した場合の救護態勢として、診療所等での診療ができない医師等により医療救護班等を編成する。

《医療救護班の業務》

(1) 一次トリアージ

(2) 軽症者に対する治療及び中等症者・重症者に対する搬送までの間の応急処置

(3) 死亡の確認

3 都医療救護班の派遣要請

区内医師会等に、医療救護班の派遣を要請してもなお、区内の医療救護活動が十分でないと認められるときは、都保健医療局に都医療救護班の派遣を要請する。

4 薬剤師班の活動

(1) 医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導

(2) 医療救護所における医薬品の仕分け、管理

(3) 一般医薬品を活用した被災者の健康管理支援

(4) 防災拠点等の衛生管理・防疫対策への協力

5 聖路加国際病院の役割

聖路加国際病院は、震度6弱以上の地震が発生した場合、区の要請により緊急医療救護所の開設協力及び医師等の派遣を行う。

6 災害医療コーディネーターの設置

区は、区災害医療コーディネーターの医学的な助言のもと、区内の被害状況や医療情報を集約し、医療救護活動を統括・調整する。

また、都内の医療資源の活用は、都が任用する東京都災害医療コーディネーターを通じて行う。

7 医療救護活動拠点の設置

区は発災後、医療救護活動拠点を設置し、災害医療コーディネーターを中心に医療救護活動方

針の確認や情報交換等、次の業務を行う。

- (1) 区内の医療資源に関する情報収集（医療機関の開設状況、各防災拠点での医療関係者の参集状況や医薬品の在庫状況）
- (2) 各防災拠点での救護活動状況等の取りまとめ
- (3) 各防災拠点での救護活動に対する指揮伝達
- (4) 医療救護所の連絡調整

8 災害薬事センターの設置

区は発災後できるだけ速やかに災害薬事センターを設置し、区内の薬事に関する情報を集約する。

災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーター等に協力し、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、薬事に関する調整等、次の業務を行う。

- (1) 医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理など
- (2) 薬剤師班の差配、支援要請など
- (3) 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

9 救護所の活動範囲

救護所における救護活動は、医療救護所については区の要請により区内医師会等で編成した医療救護班が行い、緊急医療救護所については区の要請により派遣された聖路加国際病院の医師等が行う。

救護所での活動範囲は、一次トリアージを実施し、その結果を基に軽症者を治療するとともに中等症者・重症者や特殊な医療を要する者（以下「重症者等」という。）が災害拠点病院等に搬送されるまでの間の応急処置を行う。

第4 負傷者等の搬送

1 災害拠点病院等

救護所において対応できない重症者等は、災害拠点病院（聖路加国際病院等）、区外の災害拠点連携病院等に搬送する。

2 搬送体制

- (1) 救護所又は防災拠点等において医療施設での医療を必要とする重症者等が発生した場合は、区は東京都地域災害医療コーディネーターと調整し、災害拠点病院等に対し、その受入れを要請する。
- (2) 原則として被災現場から救護所までは区で対処し、救護所から災害拠点病院等までは区及び都が対処する。

3 搬送は、あらかじめ搬送順位を定めて、次の方法により行う。ただし、交通が途絶している場合はヘリコプター、船舶による搬送等を都に要請する。

- (1) 消防救急隊（119番）への搬送
- (2) 医療救護班が使用している車両による搬送
- (3) 区庁有車又は調達した車両による搬送

第5 透析患者及び在宅難病患者への対応

1 透析患者対策

透析患者の多くは、1人1回の透析に約200ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平時と同様の医療を要する。このため区は、区内医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。また、必要に応じて近隣の区市町村への患者の移送を行う。

2 在宅難病患者対策

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などで救護する必要がある。このため区は、平時から患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣の区市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努めることとする。

第6 保健相談活動

避難が長期にわたる場合には、被災者の健康相談体制を確保するとともに、メンタルヘルスクアを行う。

※ 本編第3章「第3 保健衛生活動」（215ページ）を参照。

第7 医療ボランティア等の活用

1 医療救護活動への従事を要請する。

2 医療救護活動が十分に行えないときは、区は、区災害医療コーディネーターと調整のうえ、自衛隊医療班、他区市町村、日本赤十字社東京都支部医療班及び民間医療系ボランティアの協力を要請する。

3 民間ボランティアの協力要請は、必要に応じて、マスコミ、インターネット等を活用する。

4 災害時医療救護活動従事スタッフ、医療系応援職員及びボランティアの受入れは、災対保健所部で行う。

第2章 医療品・医療資器材

【基本的な考え方】

都と連携し、円滑な都内医療施設の利用や医薬品、医療資器材の安定した供給体制を確保することにより、被災者の救援に万全を図る。

【予防対策】

第1 医薬品及び医療資器材の確保

1 医薬品等の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品や医療資器材は区が区内小中学校等にあらかじめ配備している。
- (2) 区内にあらかじめ配備している医薬品等は、発災後から3日目までに必要となる医薬品とし、医師会等の関係機関及び区で構成される応急救護連携会議等を通じ適宜見直しを行う。
- (3) 区の備蓄医療等で不足が生じた場合、区内薬剤師会から円滑に医薬品等の供給を受けるため、平成15年8月に京橋薬剤師会、日本橋薬剤師会との間に「災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定」を締結した。

※ 災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書については、資料編(343～348ページ)を参照。

- (4) また、発災後区が設置する災害薬事センターを通じて、卸売販売業者に医薬品等を調達できるよう、平成27年3月に卸売販売業者との間に「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」を締結した。

※ 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書については、資料編(356～363ページ)を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 保 健 所 部		○災害薬事センターの設置・管理運営 ○都への医薬品等供出要請 ○医薬品等の区内搬送		
薬 剤 師 会		○災害薬事センターの運営協力 ○医療資源の確保及び医療救護班等の編成 ○医薬品等の在庫管理・服薬指導等		
都 保 健 医 療 局			○日赤東京都支部等からの血液製剤の調達	

第2 医療品・医療資器材の供給

1 医療品・医療資器材の供給

- (1) 区内小中学校等の災害対策用医療救急箱及び佃備蓄倉庫の補充医薬品等を優先的に使用する。
- (2) 不足が生じたときは、区内薬剤師会に医薬品等の供給を要請し、又は都に都備蓄分の供出を要請する。
- (3) それでも不足が生じるときは、区が設置する災害薬事センターを通じて、卸売販売業者に医薬品等を発注し、又は都に調達要請をする。

※ 防災用備蓄品現在高調などについては、資料編（76ページ）を参照。

※ 佃備蓄倉庫内医薬品及び器具一覧については資料編（108ページ）を参照。

2 医薬品等の搬送

医薬品等の区内搬送は、第2部第9編第3章「輸送」（276ページ）により、救護所を開設したとき、又は医療救護班から搬送要請があったときに薬剤師会の協力のもと災対保健所部が行う。

なお、災害薬事センターを通じて発注し、又は調達要請した医薬品等は、卸売販売業者が救護所へ直接納品する。

3 医薬品等の管理

医薬品等の在庫管理、服薬指導等は、区内薬剤師会の協力を得て行う。

4 血液製剤の供給

血液製剤が必要な場合、区は都保健医療局に要請する。都は、日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団を通じて供給する。

第3章 防疫及び保健衛生

【基本的な考え方】

災害発生時における防疫措置は、生活環境が悪化し、また、被災者の病原菌に対する抵抗力が低下するなどの悪条件下に行われるものであるため、感染症が発生した場合は患者を早期に発見し、迅速かつ的確に必要な措置を講じる。

また、感染症の発生と拡大を防止するため、予防措置を行うとともに、家屋・防災拠点等の消毒を必要に応じて実施するなど災害地における飲食に起因する危害発生の阻止に努める。

【予防対策】

第1 防疫用資器材の確保

防疫用資器材の備蓄に努めるとともに、調達及び配布計画の策定に向け検討を進める。なお、区の実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局に要請する。

第2 獣医師会等との協定

災害時に被災動物を救護するため、東京都獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結している。さらに、区内開業獣医師とも具体的な救護対策について協定を締結し細目を整備する。

※ 災害時における動物救護活動に関する協定(獣医師会)については、資料編(364ページ)を参照。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	3時間		24時間	72時間
	初動対応期		応急対応期	復旧対応期
災 対 保 健 所 部			○汚染地域等での消毒活動	→
			○ペット類の救護要請	→
			○被災者等の健康相談	→
			○被災施設等の調査・指導	→
			○感染症予防のための広報	→

【応急対策】

第3 保健衛生活動

1 区の活動態勢

区は都に協力し、相互に連携を図りつつ、次に掲げる班を編成して防疫及び保健衛生活動を行う。

活動の主な班編成は次のとおりであるが、各班は情報の共有化を図り、随時連携して任務に当たるものとする。なお、必要に応じて各班長の指示により他班の任務の遂行を補助するものとする。

(1) 保健活動班

ア 分担任務

- (ア) 被災者等の健康相談及びメンタルヘルスケア
- (イ) 被災者等の感染症予防のための保健指導
- (ウ) 医療機関等の健康に関する情報提供、巡回訪問
- (エ) 感染症予防のための広報
- (オ) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施

イ 感染症発生時

感染症の急速なまん延防止のため、次の早期措置を行う。

- (ア) 感染症発生状況に関する情報収集と把握
- (イ) 健康相談及び発生した感染症の正しい知識の普及啓発
- (ウ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫措置
(健康診断、行動制限、入院勧告・措置、消毒対応等)

(2) 衛生監視班

ア 分担任務

- (ア) 被災した環境衛生施設及び食品衛生施設の調査と指導
- (イ) 受水槽等給水施設の簡易検査と消毒方法の实地指導
- (ウ) 被災地や救護所での飲料水や食品による危害の防止指導
- (エ) 医薬品に起因する危惧発生の防止
- (オ) 毒物劇物に起因する危惧発生の防止

イ 水質検査用資材及び消毒薬等の備蓄

(3) 消毒班

ア 分担任務

(ア) 防災拠点等の防疫・衛生指導及び不潔箇所の消毒

(イ) 被災地域の衛生指導及び消毒

イ 感染症発生時

(ア) 消毒活動への協力

(イ) 感染症指定医療機関への患者の移送及び感染症の病原体に汚染された場所等の消毒

(4) 検査班

ア 分担任務

(ア) 水質検査

(イ) 食品検査

(ウ) 感染症検査

(5) 動物管理班

ア 飼い主不明のペット類について、都保健医療局や都獣医師会等関係団体が協働して設置する動物救援本部への一時保護要請及び都が行う活動への協力

イ 負傷したペット類について、動物救援本部への救護要請及び連絡調整

ウ 逸走した危険動物の情報提供及び住民の避難誘導

エ 避難したペットの適正飼育指導

オ 防災拠点における飼育場所の設定等指導

カ 動物による危害防止や保護受入情報の広報

2 各班の活動

(1) 保健活動班の活動

災害時における被災者の健康維持のための相談やメンタルヘルスカをを行う。また、感染症の急速なまん延を防止するために、患者を早期に発見・処置するとともに、防災拠点等における保健活動を行う。

ア 被災地の全域に対しては、感染症の発生調査及び健康相談を計画的に行う。特に、被災初期においては、防災拠点等を中心に行う。

イ 被災中期においては、風邪などのまん延防止などを主な目的として手洗いやうがいの保健指導等を重点的に行う。

ウ 被災中期から、エコノミークラス症候群の発生防止やメンタルヘルス対策を十分に行う。

エ 感染症の発生調査及び健康調査、健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員・環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

オ 感染症の流行状況や都による指導を踏まえ、予防接種を実施する。

(2) 衛生監視班の活動

被災地や救護所における飲料水や食品による危害を防止するため、施設の調査指導及び被災者の衛生指導を行なう。

ア 受水槽等給水施設の簡易検査及び消毒方法の現地指導

イ 被災した環境衛生施設及び食品衛生施設の調査と指導

ウ 被災地や救護所での飲料水や給食による危害の防止指導

エ 被災地や救護所での医薬品に起因する危惧発生の防止指導

オ 被災した毒物劇物取扱施設の調査と危惧発生の防止指導

(3) 検査班の活動

被災地や救護所の飲料水等、食品及び感染症について必要に応じ検査を行う。

(4) 動物管理班の活動

東京都獣医師会、中央区動物との共生推進員、動物愛護団体やボランティア等の協力を得て、飼い主不明のペット類や負傷したペット類の救護要請や逸走した危険動物に関する情報提供等を行う。また、被災者と同行避難したペットの管理について必要な衛生指導を行う。

ア 飼い主不明のペット類については、動物救援本部に一時保護要請を行う。必要に応じて、動物救援本部が行う活動に協力する。

イ 負傷したペット類については、動物救援本部に救護要請を行う。円滑に応急手当が行われるよう、必要に応じて動物救援本部及び協定動物病院との連絡調整を行う。

ウ 危険動物逸走の通報があった場合には、必要に応じて住民の避難指示や情報提供等を行う。

エ 避難したペットについては、被災者とは別の場所にて保護管理を行うが、必要に応じて衛生指導を行う。

オ 避難したペットの適正な飼育指導を行うとともに、防災拠点における飼育場所の設定等指導を行う。

カ 動物の危害防止や保護受入情報について広報活動を行う。

【復旧対策】

第4 防疫活動

1 消毒班の活動

感染症発生地域や浸水地域の衛生指導を行うとともに、被災地域や防災拠点等の不潔場所の消毒を行う。

(1) 必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条に規定する消毒作業を行う。

(2) 浸水地域の世帯に対し消毒薬を配付し、汚染部分の水洗と乾燥及び手洗いの消毒励行などの指導を徹底する。また、必要がある場合は消毒薬の噴霧作業を行う。

(3) 防災拠点等の開設と同時にトイレその他不潔場所一帯へ必要に応じて消毒薬の噴霧作業を行う。また、用便後の手洗いと消毒を励行するよう指導する。

第4章 遺体の取扱い

【基本的な考え方】

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区は都及び警視庁その他関係機関等と相互に連携を緊密にして、遅滞なく対応し、人心の安定を図る。

【予防対策】

第1 遺体収容所等の設置場所

総合スポーツセンター（中央区日本橋浜町2-59-1）地下2階第2競技場外とする。
（遺体収容所は、1体あたり8㎡以上を確保）

第2 遺体収容に係る資器材等の確保

- 1 区は、遺体収容所等の設置・運営に必要な資器材を備蓄する。
 - 2 都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。
- ※ 必要な資器材一覧については、資料編（76ページ）を参照。

第3 検視・検案・身元確認訓練

遺体の検視・検案、身元確認、死亡届の受理、火葬許可証の交付等について、区内医師会、区内歯科医師会、区内各警察署等と連携した訓練を実施している。

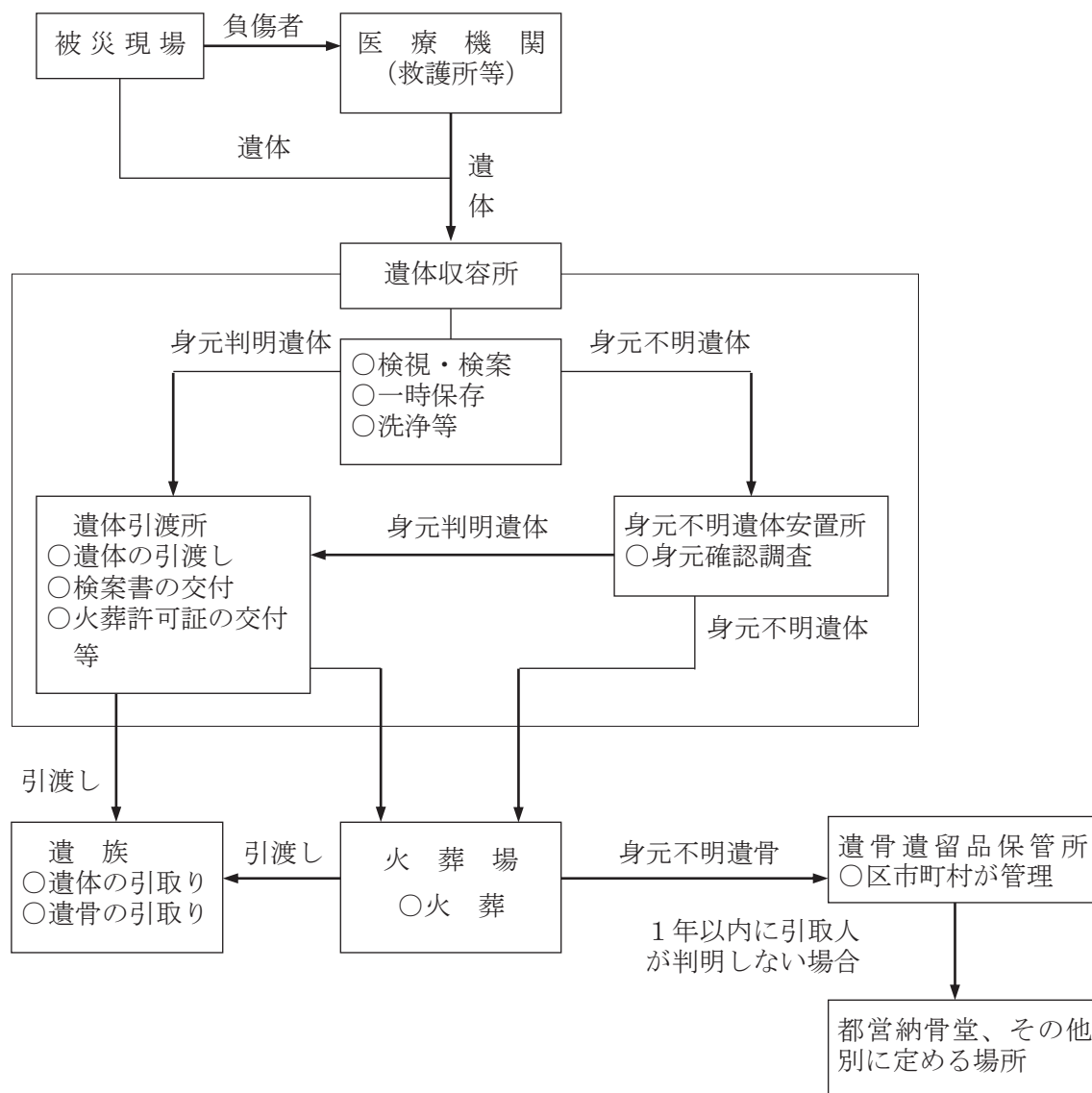
応急・復旧活動フロー

機関名	発災			
	3時間		24時間	
	初動対応期		応急対応期	復旧対応期
災対保健所部			○遺体収容所、遺体安置所の設置・管理運営	→
災対区民部			○遺体の遺族等への引渡し ○死亡届の受理 ○火葬許可証の交付	→ → →
災対環境土木部			○遺体の捜索 ○遺体収容所への遺体の搬送	→ →
災対指令部			○都へ広域火葬の応援・協力要請	
警察署			○遺体の捜索協力 ○検視班等の編成・派遣・検視 ○検案の要請 ○検視・検案に必要な資器材等の調達 ○遺体の身元確認 ○遺体の引渡し	→ → → → → →
都保健医療局			○検案班の編成・派遣・検案等 ○検視・検案に必要な資器材等の調達 ○広域火葬の調整	→ → →

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

【応急対策】

第4 遺体取扱いの流れ



第5 遺体の搜索・収容等

1 区・災対環境土木部

行方不明の状態にあり、周囲の事情から現に死亡していると推定される者の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容は、区が警察署等関係機関と連携して実施する。

その際、状況に応じて都及びその他関係機関並びに民間団体等の協力を得るとともに、作業員の雇上げ等を行う。

2 警察署

- (1) 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
- (2) 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- (3) 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
- (4) 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

3 搜索の期間等

- (1) 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして、区長（本部長）は都知事（都本部長）に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

エ その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

4 必要帳票等の整備

区は、行方不明者の搜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 死体の搜索状況記録簿
- (4) 死体搜索用関係支出証拠書類

※ 災害救助法については、第2部第10編第11章「第3 災害救助法の適用」（326ページ）を参照。

第6 遺体収容所の設置等

1 遺体収容所の設置

- (1) 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容し、開設状況について都及び警察署に報告する。
- (2) 遺体収容所の開設・運営に関して対応能力を超える場合、都及び関係機関に応援を要請する。

2 遺体収容所での活動

- (1) 遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務（身元の確認、検視・検案、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続きや遺体の引渡し、遺体の洗浄及び一時的な保存等）を一括して円滑に実施できるように遺体収容所に管理責任者を設置する。
- (2) 検視・検案が未実施の遺体等で一時的保存が必要である場合は、都及び警察署と密接な連携のうえ、その取扱いに適正を期する。
- (3) 泥土、汚物等が付着した遺体については、都保健医療局と連携し、執り行う。
- (4) 遺体の身元を確認し、死体取扱票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- (5) 災対保健所部は、災対財政広報部をはじめ、都及び警察署と連携の上、遺体収容所の設置状況、遺体収容状況等に関し、報道機関への情報提供等により区民等に対する広報に努める。
- (6) 遺体取扱いの期間は、災害発生の日から10日以内とする。11日以降も遺体の取扱いを必要とする場合は、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして、区長（本部長）は都知事（都本部長）に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

- ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- エ その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）

(7) 区は、遺体の処理に必要な次の帳票等を作成、整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 死体処理台帳
- ウ 死体処理費支出関係証拠書類

※ 災害救助法については、第2部第10編第11章「第3 災害救助法の適用」(326ページ)を参照。

第7 遺体収容所への遺体の搬送

- 1 遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
- 2 遺体の搬送では、警察署への通報を行い、状況に応じて、都及び関係機関へ協力依頼する。
なお、遺体の搬送等について、「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」を締結している区内土木業者の協力（97ページ）を得る。
- 3 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見の状況及び遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。

第8 検視・検案・身元確認等

区は、都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等が迅速かつ適切に行える態勢を確立する。

- 1 検視・検案に関する機関別活動

(1) 機関別活動内容

機関名	活動内容
都保健医療局	1 都知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 2 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 3 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	1 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と連絡調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 2 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 3 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 4 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警 視 庁	1 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 2 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 3 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

(2) 検視班等の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

(3) 検案班の編成・出動

都保健医療局（編成責任者は監察医務院長）は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整した後、検案活動を進める。

2 検視・検案に関する機関別協力内容

機関名	協力内容
都 医 師 会	都の要請により、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	都及び警視庁の要請に基づき、遺体の身元確認に協力する。
日赤東京都支部	都の要請により、遺体の検案に協力する。
日本法医学会	都の要請により、検案医の確保・派遣に協力する。

関係機関が協力する検視・検案活動については、警視庁及び都福祉健康局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

3 検視・検案・身元確認活動の場所

検視・検案は、区が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合は、医療機関等の死亡確認場所において行う。

4 区民等への情報提供

(1) 災害発生時における検視・検案及び遺体の引渡しを円滑に行うため、都総務局は区をはじめ関係機関と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(2) 死亡者に関する公報

区は、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、区民等への情報提供を行う。

5 遺体の身元確認

(1) 警視庁の編成による「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。

なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長（災対保健所部）に引き継ぐ。

(2) 都歯科医師会は、警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。身元確認班は、警視庁の検視責任者の指導に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(3) 区は、身元不明者及び身元不明遺体の保管について周知する。

6 遺体の遺族等への引渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁（所轄警察署）及び区が協力して行う。

区職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

7 死亡届の受理、火葬許可証の交付等

- (1) 区（災対区民部）は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
- (2) 区（災対区民部）は、死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を交付する。

第9 遺体安置所の設置

検死・検案を終えた遺体を保管しておくために遺体収容所に遺体安置所を設置し、責任者を配置して、遺体に関する名簿の作成、遺体の管理、災害死体送付票の作成、遺体の搬出入等必要な業務を円滑に実施する。

【復旧対策】

第10 火 葬

- 1 被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない都内及び近隣県の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が想定されるため、都は広域火葬実施計画に基づき災害規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。
 - 2 火葬場への搬送
遺族等による搬送・火葬が困難な遺体又は死亡した者の遺族がいない遺体を火葬場に搬送し、火葬に付する。
 - 3 広域火葬の実施
 - (1) 都は、区からの応援・協力要請に対し、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部（保健医療局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
 - (2) 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。
 - ア 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
 - イ 区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあたることを周知する。
 - ウ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
 - エ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
 - オ 区は、埋葬（火葬）を実施した場合等は、次の帳票を整備する。
 - (ア) 救助実施記録日計表
 - (イ) 埋葬台帳
 - (ウ) 埋葬費支出証拠書類
- ※ 災害救助法については、第2部第10編第11章「第3 災害救助法の適用」（326ページ）を参照。

(3) 身元不明遺体の取扱い等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区は都及び警察等の関係機関と緊密な連携を図る。

ア 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、埋葬(火葬)台帳、埋葬費支出関係根拠書類等を作成・保管する。

イ 身元不明の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に移管する。

第7編 避難者対策

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第1章 避難体制		
区	(本 部)	○ 避難指示等発令 ○ 避難誘導（区各部）
	(災対指令部)	○ 都へ避難指示等発令を報告 ○ 避難場所・避難所等の指定
都	(総務局)	○ 広域避難誘導に関する検討
警察署		○ (区長が避難指示できない等の場合) 警察官による避難指示 ○ 区民等の避難誘導
消防署		○ (避難指示が出された場合) 関係機関に通報 ○ (避難が開始された場合) 区民等の避難誘導
第2章 防災拠点の管理・運営体制等		
区	(災対指令部)	○ 防災拠点運営委員会の活動支援 ○ 食糧備蓄や必要な資器材の整備 ○ 防災拠点活動マニュアル作成・更新
	(災対教育部)	○ 避難所（防災拠点・副拠点）の開設、管理運営
	(災対保健所部)	○ 同行避難したペットの飼養場所の確保
	(災対福祉保健部)	○ 区災害ボランティアセンターにて必要なボランティアを派遣
	(災対区民部)	○ 避難者の安否情報集約
都	(福祉局)	○ 避難所及び福祉避難所の開設状況の把握及び避難所管理運営に関する支援 ○ 被災者の他地区への移送支援
第3章 福祉避難所の管理・運営体制等		
区	(災対福祉保健部)	○ 福祉避難所の開設・運営
	(災対区民部)	○ 避難者の安否情報集約
第4章 避難行動要支援者対策		
区	(災対福祉保健部)	○ 災害時地域たすけあい名簿の作成・管理

【基本的な考え方】

区では、災害発生時において、自宅が安全な場合は自宅での生活を継続する「在宅避難」を推奨している。一方、倒壊や火災等の危険から命を守るための避難が必要になる場合も想定し、事前に避難場所や避難所を指定するとともに、区、防災機関及び区民が連携を密にし、一体となって住民を避難収容できる態勢を整備する。

第1章 避難体制

【予防対策】

第1 避難指示等の基準

1 避難指示の権限等

(1) 災害対策基本法第60条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、区長は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

また、立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要する場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

(2) (1)の場合において、区長が立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないとき、又は区長から要請があったときは、同法第61条の規定に基づき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 避難指示の発令時期の考え方

(1) 火災による延焼拡大等のおそれがあるとき

(2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき（例：津波警報等）

(3) 危険物の流出拡散、又は爆発のおそれがあるとき

(4) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

3 津波の避難指示発令

地震発生後、全国瞬時警報システム（Jアラート）又は報道機関により大津波警報・津波警報の伝達や放送があったときは、危険地域から一刻も早く避難する必要があることから、区長は、直ちに住民等に対し避難指示を発令する。なお、津波が来襲している状況において、指定緊急避難場所等への避難が危険であると避難者自ら判断する場合、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する等緊急安全確保措置をとるよう指示する。

※ 津波予報の種類については、第4部第3編第3章「第2 気象情報と情報伝達」（364ページ）、伝達については第2部第5編第2章「第4 津波情報の種類と伝達」（200ページ）を参照。

第2 避難所等の役割

1 避難所等の種別

(1) 一時（いっとき）集合場所

震災時に大規模な火災が発生する場合の避難方式は、防災区民組織を核として、一定の地域、事業所単位で集団を形成し、避難場所へ避難する集団避難方式が有効である。

一時集合場所は、避難場所に至る前の中継地点として一時的に集合する場所であり、区が警察、消防及び防災区民組織と協議のうえ選定している。避難者は一時集合場所において集団を形成したのち、区職員、警察官、防災区民組織のリーダー等の誘導により避難を行う。

《一時集合場所の効果》

- 情報伝達をはじめ、各種連絡が効率的に行える。
- 要配慮者をはじめ、避難者相互の助け合いが可能である。
- 警察官等の指示で避難するため、整然とした行動の確保が期待できる。

(2) 広域避難場所

都は、大規模な延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所として、東京都震災対策条例第47条第1項に基づき、公園等のオープンスペースを「避難場所」に指定している。避難場所の見直しは概ね5年毎に行われ、その結果を都民に公表しており、本区においては、当該避難場所を「広域避難場所」と称している。

また、火災が拡大するおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、「地区内残留地区」に指定されている。

(3) 防災拠点（避難所）

発災時に地域防災活動の拠点となる「防災拠点」は、自宅の損壊等により住み続けることが困難になった区民が一時的に避難できる避難所としての機能も有していることから、区では、防災拠点である区立全小中学校、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを災害対策基本法に基づく避難所として指定している。

なお、防災拠点（避難所）では、食料や資器材を備蓄するために必要な倉庫を整備している。

《防災拠点の4つの機能》

区 分	内 容
避難所としての機能	○ 自宅での生活が困難になった方の一時的な受け入れ ○ 避難所開設及び避難生活に必要な物資等の備蓄
地域活動拠点としての機能	○ 初期消火や救出・救助に必要な防災資器材の配備 ○ 避難行動要支援者の安否情報の収集 ○ 救援物資の受け入れ・配布
医療救護所としての機能	○ 軽症者の応急手当て ○ 救護活動に必要な医薬品等の備蓄
情報拠点としての機能	○ 災害時でも使用できる特設公衆電話やWi-Fi環境の整備 ○ 地域の被害状況や生活関連情報等の収集・提供

(4) 副拠点

防災拠点の収容力を超えた場合に、これを補完する公共施設等であり、防災拠点の機能のうち、基本的に避難所のみの機能を有している。

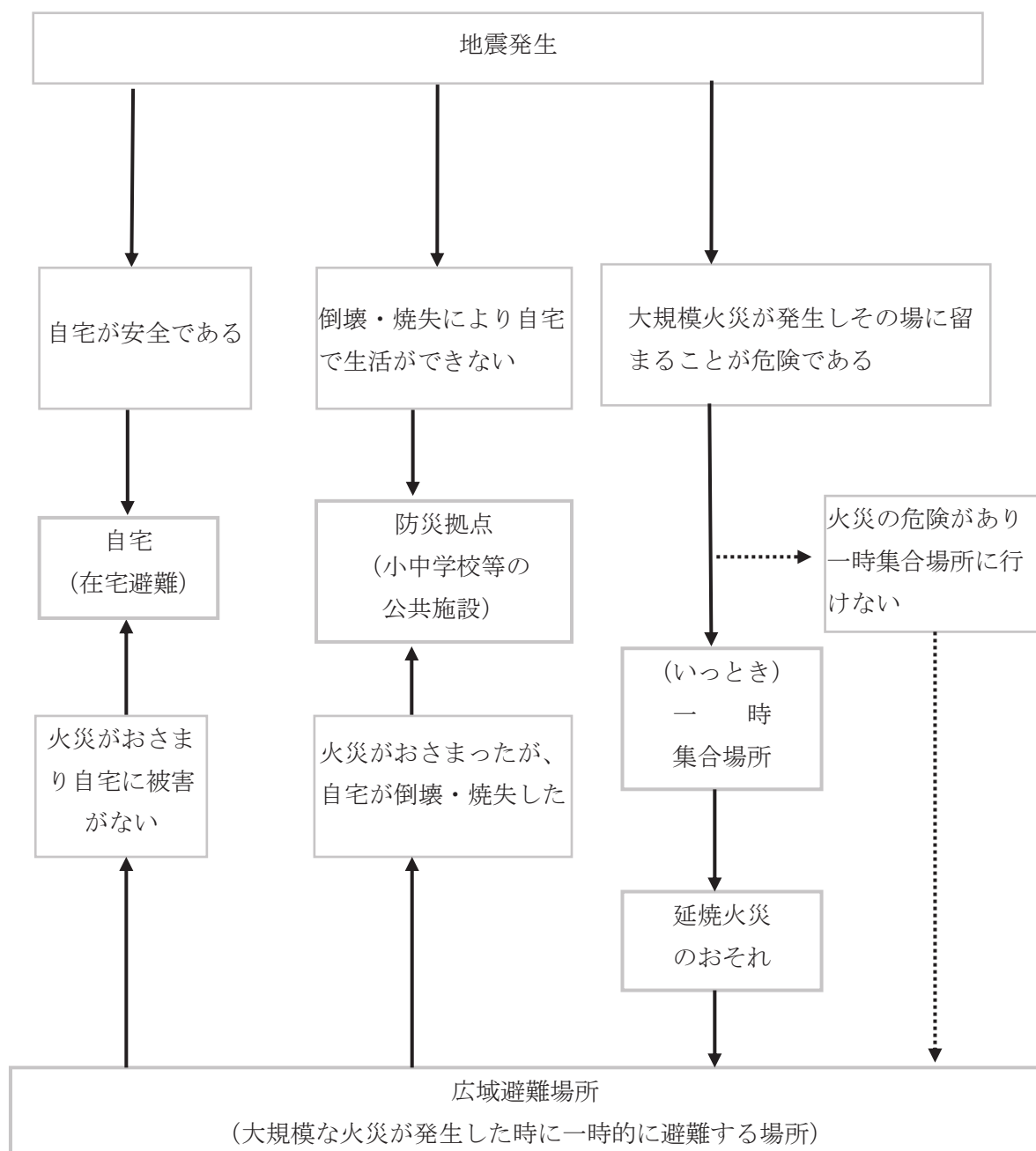
※ 防災拠点及び副拠点については、本編第2章「防災拠点の管理・運営体制等」（237ページ）を参照。

(5) 福祉避難所

要配慮者のうち、防災拠点において避難生活をするのが困難な高齢者や障害者を対象にした施設をいう。福祉避難所は、受入れ態勢を整えた後に開設するため、原則として要配慮者は、最初は防災拠点に避難する。

※ 福祉避難所については、本編第3章「福祉避難所の管理・運営体制等」（244ページ）を参照。

2 地震発生時の避難の流れ



3 区民や地域への避難方法等の周知

区民が適切に避難できるよう、区ホームページや中央区防災マップ等により防災拠点をはじめ、一時集合場所や広域避難場所の役割等を周知する。

4 避難行動要支援者の避難

区は、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や適切な避難誘導等を行うため、防災区民組織等関係機関と連携・協力し、避難支援体制の整備を進める。

※ 避難行動要支援者の避難支援体制等については、本編第4章「避難行動要支援者対策」(252ページ)を参照。

5 施設利用者等の避難

(1) 区立小中学校等の避難

保育園、児童館、幼稚園及び小中学校における避難については、施設ごとに避難計画を策定し、平時より保護者との連絡を密にして避難方法等の周知徹底を図るものとする。

また、区内の私立学校等についても、施設ごとに避難計画を策定し、生徒等の安全かつ迅速な避難の指導に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設等の避難

区内の社会福祉施設等における避難については、施設ごとに避難計画を策定し、施設を利用する高齢者、心身障害者及びその他施設利用者の保護に万全を期するものとする。

第3 避難所等の選定及び指定、安全性の確保

1 一時（いつとき）集合場所の選定

一時集合場所は、平成3年8月から町丁目又は町会・自治会等を集合単位として選定している。

※ 一時（いつとき）集合場所一覧表・位置図は、資料編（58～59ページ）を参照。

2 指定緊急避難場所の指定

根拠法令	災害対策基本法第49条の4
避難場所	異常な自然現象等の種類ごとに指定 【地震】 ※ 防災拠点（避難所）一覧は、表1（248ページ）を参照。 【大規模な火災】 東京都震災対策条例47条第1項に基づいて本区内に指定される避難場所（広域避難場所） ※ 広域避難場所は、（232ページ）を参照。 【洪水・浸水及び高潮】 ※ 洪水・浸水及び高潮の指定緊急避難場所については、第4部第2編第2章「第1 指定緊急避難場所の指定」（346ページ）を参照。 【津波】 佃島小学校、佃中学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校及び月島区民センター ※ 被害想定では、津波による住宅地等への浸水被害は無いと想定されている。 一方で、最大級の地震動によって防潮堤や水門が損傷等により機能不全に陥った場合には、想定を超える浸水被害の発生も考えられる。このため、前回の被害想定で示された津波浸水想定区域（佃一丁目・三丁目、月島、勝どき一丁目～四丁目、）を考慮し、避難所となる予定施設（防災拠点）を引き続き指定する。

3 指定避難所の指定

根拠法令	災害対策基本法第49条の7
避難所	※ 防災拠点（避難所）一覧は、表1（248ページ）を参照。 ※ 副拠点一覧は、表2（250ページ）を参照。 ※ 福祉避難所等一覧は、表3（251ページ）を参照。

4 指定の基準等

(1) 一時（いっとき）集合場所

ア 選定の考え方

- 地域住民の日常生活圏地域内で、住民に広く知られており、目標となる場所
- 適度な参集スペースが確保できる場所（集合次第、順次避難することとなるため、地域住民全員を一度に収容できる広さは必要としない。）
- 周辺の状況から、火災、倒壊、落下物等の危険が少ない場所
- 周囲の状況から、避難場所への経路の安全が確保できると考えられる場所

イ 地区内残留地区における一時集合場所

避難の必要性がない地区内残留地区における一時集合場所については、当面の間、指定を解除せず、防災区民組織の集合場所や初動活動場所など地域活動の場として使用する。

(2) 広域避難場所

ア 指定の考え方

- 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し算定した利用可能な空間として、収容人員に対して、原則1人当たり1㎡を確保できること。
- 避難場所内部には、震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

イ 広域避難場所の地区割当

避難に当たっては、区部全域の人々の一斉避難が必要となる場合も想定し、また、町丁、町会・自治会区域も考慮して、広域避難場所ごとに避難のための地区を割り当てている。

ウ 広域避難場所の地区割当

広域避難場所名等	町名等	地区内退避人口等
あかつき公園一帯	築地四丁目8～16番、築地六丁目1～19番・21～26番、築地七丁目	8,048人
新川ツインビル地区	入船、湊	11,777人
佃リバーシティ地区	佃	17,106人
晴海地区	月島、勝どき一～四丁目、晴海	53,513人
地区内残留地区	八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一～三丁目、築地四丁目1～7番、築地五丁目、築地六丁目20・27番、浜離宮庭園、八丁堀、新川、日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋富沢町、日本橋人形町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋中洲、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町、勝どき五・六丁目、豊海町	518,022人

※ 出典「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定」（令和4年7月 東京都都市整備局）

※ 広域避難場所図は、資料編(59ページ)を参照。

エ 避難道路

本区においては、避難場所までの距離がすべて3km未満であることから、東京都震災対策条例に基づく避難に際しての道路は指定されていない。避難指示等が発せられた場合、原則として、避難場所までのより安全な道路を選択して避難する。

(3) 防災拠点（避難所）

ア 指定基準

原則として学校区域等を単位として設置し、被害想定や区の人口推移、避難の容易さを勘案し、避難のための地区を割り当てる。防災拠点（避難所）としては、鉄筋構造で2階建以上の公共建物（耐震・耐火構造一学校等）を利用する。

《災害対策基本法施行令第20条の6に定める基準》

- 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合すること。

イ 収容基準

防災拠点（避難所）の収容基準はおおむね居室3.3㎡当たり2人とする。

なお、防災拠点（避難所）受入可能人員の想定においては、次の数値を採用する。

長期避難	居室	3.3㎡当たり	2人
一時避難	居室	3.3㎡当たり	4人

ウ 防災拠点（避難所）の整備

区は、発災時、地域における防災活動の拠点となる防災拠点（避難所）において、施設や設備に係る必要な整備を行っている。

施設の整備	【耐震化】 ○ 昭和56年（1981年）以前に竣工した校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じ補強している。 【ガラス飛散防止対策】 ○ 窓ガラスの飛散による被害を防ぐため、ガラス飛散防止フィルムを貼付している。 【屋外排水管の耐震化】 ○ 災害時でも防災拠点内においてトイレが使用できるよう、一部の防災拠点を除き敷地内の下水管を耐震化するとともに、トイレとして使用可能なマンホールを整備している。
-------	---

設備の整備 及び資器材 の充実	ライフラインの停止時を想定し、代替手段として次の対応を行っている。 【電 気】 ○ 施設に自家発電機を設置するとともに、倉庫にポータブル発電機及び可搬型蓄電池を配備している。 【ガ ス】 ○ 学校の調理室に、ガス会社で保有する非常用移動式ガス発生設備に接続する「非常用移動式ガス発生設備接続口」を設置している。また、倉庫にカセットコンロ、カセットガスを配備している。 【水 道】 ○ 生活用水を確保するために防災用井戸を整備している。また、飲料水を確保するため、ろ過器等を配備するとともに、受水槽に緊急遮断弁を設置している。 ※ 防災用井戸一覧は、資料編(60ページ)を参照。 ※ 防災用井戸の使用に関する覚書（人形町一丁目芳人防災会）は、資料編(284ページ)を参照。 【電 話】 ○ 端子盤につなぐだけで使用可能な特設公衆電話（災害時優先電話）を設置している。 【Wi-Fi】 ○ 無線によりインターネット回線を使用できるWi-Fi環境を整備している。
-----------------------	---

(4) 副拠点

副拠点は、防災拠点(避難所)における避難者が収容人数を超えた場合に防災拠点(避難所)に近い公共施設等に設置する。

人口増への対応や感染症対策の観点も踏まえ、再開発事業等における民間建物等の活用などにより避難施設の確保を進めていく。

(5) 福祉避難所

福祉避難所としては社会福祉施設等を指定している。

今後、高齢者の人口が増加することが見込まれているので、施設整備の際などの機会を捉え、さらなる福祉避難所の指定を検討していく。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
本 部	○避難指示等 ○都知事へ報告（災対指令部） ○避難誘導 → （区各部）			
警 察 署	○避難誘導 →			
消 防 署	○避難指示等の伝達 ○避難誘導 →			

第4 避難誘導

1 避難指示等の発令及び伝達

機関名	発令に係る権限、対策等
区	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難を要する地域の居住者等に対し避難先を決めて避難指示を発令し、速やかに都本部に報告する。 ○ 緊急を要する場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の緊急安全確保措置を指示し、速やかに都本部へ報告する。 ○ 区長は住民の生命、身体を保護するために必要と認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずることができる。 ○ 避難指示等の伝達は、警察署及び消防署の協力を得て、当該住民に対し迅速かつ的確に行う。 ※ 伝達方法は、第2部第5編第1章「第4 情報通信連絡態勢」（188ページ）を参照。
警察署	○ 避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に実施する。 ○ 現地において危険が切迫し、区長が避難や緊急安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請のあった場合は、警察署長が住民等に避難又は緊急安全確保措置を指示する。 ○ 避難の指示等を行った場合、警察署長は直ちに区長に対し、避難の指示等を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。 ○ 速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。

消防署	○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区及び関係機関に通報する。 ○ 災害の状況の程度により住民を避難させる必要がある場合、区長へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合は、避難の指示等を行い、区長へ通報する。 ○ 避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力し避難誘導を行う。 ○ 津波の危険が予想される場合の消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。 ○ 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。
都本部	○ 区から求めがあった場合は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をする。
東京港建設事務所	○ 「東京港海岸保全施設操作規程」「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、水門の操作を行う。 ※ 操作基準については、第4部第3編第2章「第1 水門、排水機等の操作」（358ページ）を参照。

2 避難誘導の流れ

- (1) 地域又は町会単位で防災拠点へ誘導し、防災拠点には「○○防災拠点」と標示する。
- (2) 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、立入禁止対応をするほか誘導員を配置し事故防止に努める。夜間の場合は、照明資器材を活用して適正な誘導を行う。
- (3) 避難誘導に際し、財産確保のため残留している者等について特に留意し、避難指示等に従うよう説得に努めるほか、状況に応じて警察署は強制措置をとるものとする。
- (4) 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、延焼拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を防災機関に通知するとともに、区、警察署及び消防署（消防団）が密接な連携のもとに、防災区民組織、町会・自治会等の民間協力団体の協力を得て避難誘導を行う。
- (5) 津波警報等が発表されている時は、念のため水辺から離れた場所へ避難するよう誘導するとともに、鉄筋コンクリート造建物の2階以上などへ避難を行う。

3 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認

区は、防災区民組織等関係機関と連携・協力し、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の発災時における安否確認や避難誘導等が適切に行えるよう努めるものとする。

※ 避難行動要支援者の支援体制等については、本編第4章「避難行動要支援者対策」（252ページ）を参照。

4 避難者の他地区への移送

- (1) 区内の防災拠点等のみでは収容できない場合は、特別区相互支援体制により支援区の協力を要請し、避難者を移送する。
- (2) 他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）に移送するときは、都知事に要請する。
- (3) 避難者の他地区への移送を依頼したときは、区長（本部長）は職員の中から移送先避難所の管理者を定め、移送先区市町村へ派遣し被災者の救護に従事させる。また、移送にあたっては、引率者を添乗させる。

第2章 防災拠点の管理・運営体制等

【予防対策】

第1 防災拠点及び副拠点の運営体制等の整備

1 防災拠点運営委員会の活動支援

(1) 防災拠点運営委員会

防災拠点運営委員会は、防災拠点の円滑な運営を行うことを目的に、防災拠点ごとに平時より設置されている会議体である。区は委員会が主体的かつ持続的に活動できるよう委員会への支援を行っている。

(2) 防災拠点運営委員会訓練

区は、災害時に各防災拠点において住民による迅速な救出・救助活動が行われるよう、防災拠点倉庫に配備された応急対策用資器材の操作訓練等の実施を支援している。

(3) 在宅避難者への支援体制

全世帯の9割以上がマンション居住者であるという区の特性を踏まえ、防災区民組織やマンション管理組合等を通じた在宅避難者の状況把握や物資の配布、必要な情報の提供などの仕組みづくりを進めていく。

※ 防災拠点運営委員会について、第2部第1編第2章「第3 防災拠点運営委員会」(49ページ)を参照。

2 避難者の収容スペースの確保

避難者の収容スペース等はあらかじめ各学校等と協議の上、決定する。また、応急教育に必要なスペース及び防災拠点用管理スペース（本部、物資の保管、医療救護所等）を確保する。

3 物資や資器材等の備蓄

(1) 各防災拠点にあらかじめ倉庫（以下「防災拠点倉庫」という。）を整備し、防災拠点の開設や避難生活の初期に必要な飲料水、食料、生活必需品、応急対策用資器材等を備蓄する。

※ 物資備蓄については、第2部第9編「物資・給水・輸送対策」(263ページ)を参照。

(2) 発災直後の救護活動に必要な医薬品及び医療救護班等が使用する医薬品等をあらかじめ防災拠点倉庫に備蓄する。

※ 第2部第6編第2章「医薬品・医療資器材」(212ページ)を参照。

4 防災拠点活動マニュアル等の配備

(1) 防災拠点の開設、避難者の受入れ等に関する手順が記載された防災拠点活動マニュアルや難者名簿など必要な書類を各防災拠点倉庫に配備する。

(2) 発災直後に防災拠点等に配備される区職員（臨時非常配備職員）へ「防災拠点活動マニュアル」を配布し、拠点運営の習熟度の向上を図る。

5 女性の視点等の配慮

東日本大震災の教訓を踏まえ、女性リーダーの育成や女性の視点等に配慮した防災拠点活動マニュアルの見直しを随時行っている。引き続き、女性委員の参画拡大をはじめ、女性の意見等を反映した備蓄物資の充実、さらには、プライバシーの確保や防犯対策、メンタルケア等相談窓口の開設などに努めていく。

6 ペット同行避難

防災拠点において、飼い主とペットの同行避難を円滑に行うための体制を整備していく。整備にあたっては各防災拠点運営委員等と協議をし、各防災拠点の特性を踏まえたものとする。

また、同行避難の対象とするのは、ケージ等内で飼養管理ができ、脱走されない状況が確実に確保でき、なおかつ、毒性がない等、危険性が低い動物（犬、猫、その他小動物）とする。

なお、ケージ等で飼養できない大型犬は築地川公園わんわん広場など閉鎖管理できる場所での避難の受入体制を整備していく。

7 防災拠点の感染症対策

(1) 区では、感染症への対策として、防災拠点における感染者等の受入手順や専用スペース、動線の確保などについての対応方法を示したマニュアル及び施設利用計画図を整備している。

今後も、国内で感染症が流行している場合など、防災拠点内で感染症対策を要する状況も想定し、一人当たりの避難スペースを拡充するほか、感染者等の専用スペース及び動線の確保、衛生物資等の備蓄を進めていく。

(2) 災害発生時に多数の被災者が防災拠点に集まり、感染拡大を引き起こすことがないように、在宅避難をはじめ、親類宅や知人宅への避難などさまざまな避難行動を周知するほか、防災拠点以外の公共施設や民間宿泊施設などのさらなる確保に努めるものとする。

8 学校の協力

災害時、学校には、児童・生徒等の安全確保、保護者等への引渡し、安否確認、災害応急教育の準備等果たすべき役割がある。

一方、特に夜間・休日等に災害が発生した場合においては、区職員（臨時非常配備職員）だけでは十分な応急活動ができない事態も想定される。

学校長は、こうした場合における教職員の参集計画、役割分担等をあらかじめ定めておくとともに、発災時において、教職員は自主的に勤務校に参集する。その上で、区の非常配備態勢が整うまでの間、学校長は区職員、防災拠点運営委員会と連携し、学校施設の安全確認及び避難者受入体制の整備等防災拠点の開設準備に向けた協力を行う。

区は、非常配備態勢が整った場合又は学校において授業再開の準備に入る場合は、区職員が防災拠点の運営に従事する。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対教育部		○防災拠点の開設、管理・運営		
		○副拠点の開設、管理・運営		
			○防災拠点での飲料水、食料、生活必需品の供給	
			○不足物資の要請（災対指令部へ）	
災対指令部			○都へ防災拠点等開設状況を報告（DIS）	
			○不足物資の集約	
			○都へ救援物資の要請	
災対区民部		○避難者情報の集約		
			○安否情報名簿の整理・更新・管理	

第2 防災拠点及び副拠点の開設、管理運営

1 防災拠点及び副拠点の開設

(1) 開設基準

ア 防災拠点は、地区の被害状況に応じて開設する。

イ 防災拠点への避難者が多く、収容能力を超えた場合は、副拠点を開設する。

ウ 防災拠点及び副拠点を開設しても収容できない場合は、協定に基づき都立高校（都立晴海総合高等学校）及び東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設を避難所として開設する。

エ 被害状況によっては、日本橋プラザを短期的な避難所として利用する。

※ 避難所施設利用に関する協定書は、資料編(397～400ページ)を参照。

(2) 設置予定施設と受入人員

表1、表2(248～250ページ)を参照。

(3) 開設対応

ア 区及び防災拠点運営委員会は、相互に連携を図り、防災拠点及び副拠点を開設するものとする。

イ 開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

(4) 開設報告

ア 防災拠点及び副拠点を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、防災

拠点周辺の状況等を、速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。

イ 都福祉局への報告は、原則としてDISへの入力等により行う。

2 防災拠点等の運営

(1) 区の態勢

ア 防災拠点の管理・運営は災対教育部が災対総務部の応援を得て行うものとし、運営要員の確保が必要な場合には、他部の応援を得るものとする。

イ 本部の非常配備態勢が確立するまでの間は臨時非常配備態勢の職員がこれを行うこととし、あらかじめ指定された者は指定の防災拠点に直接参集する。

(2) 防災拠点等へ派遣される区職員の任務

防災拠点等に派遣された区職員は、その施設の管理者と施設利用について綿密な連絡をとり、防災拠点等の安全確保及び管理運営を行う。

《防災拠点等における区職員の任務》

一般的事項	○ 防災拠点開設の掲示（〇〇防災拠点） ○ 収容者の受付 ○ 収容者を適正数（班）に編成し、一定の場所（体育館、教室等）に収容する。
記録事項	○ 日誌の記入 ○ 勤務状況 ○ 食料物資等の受払 ○ 収容者名簿等の作成 ○ 避難行動要支援者の安否情報の集約 ○ その他必要事項
本部への報告事項	○ 防災拠点の開設（閉鎖） ○ 防災拠点の状況 ○ 給食人員等 ○ その他必要事項

※ 防災拠点開設に必要な書類は、資料編(61ページ)を参照。

(3) 防災拠点の生活環境の保全

区は、防災拠点運営委員会の自主的な運営を支援するとともに、防災拠点における生活環境を常に良好に保つよう努める。

(4) 防災拠点の防火安全対策

火災の発生を防止するため「防火担当」を定め、防災拠点における防火管理上必要な対策を講じる。

(5) 食料・生活必需品等の供給・貸与

※ 食料・生活必需品等は、第2部第9編第1章「第4 食料・生活必需品等の供給」（267ページ）を参照。

※ 飲料水・生活用水は、第2部第9編第2章「第2 飲料水等の供給」（271ページ）を参照。

(6) トイレ機能の確保

※ 第2部第10編第4章「トイレの確保及びし尿処理」（292ページ）を参照。

第3 避難生活への支援

1 健康・衛生管理に係る配慮

- (1) 区は、防災拠点等における健康相談及びその他必要な保健活動を行う。避難が長期化する場合などにおいて、適宜、避難者や防災拠点に係わる運営スタッフ等の健康状態および保健師等による巡回の必要性を把握し、所要の措置を講じるよう努める。
- (2) インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時には感染拡大防止対策を実施する。
- (3) プライバシーの確保とともに、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (4) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (5) 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- (6) 区民の防災拠点等への適正誘導および収容とともに過密状況を把握する。

2 要配慮者への配慮

- (1) 要配慮者の心身の健康状態に十分に気を配り、障害特性や個々の状態、ニーズの把握に努め、必要に応じて福祉避難所への移送等を行う。
- (2) 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
※ 災害時における手話通訳活動に関する協力協定書は、資料編（428ページ）を参照。
- (3) 区は外国人に対しては「やさしい日本語」や多言語化などにより分かりやすい案内表示を行うとともに、中央区文化・国際交流振興協会及び都との連携により防災拠点等に語学ボランティアを派遣する。

3 女性の視点等に係る配慮

乳幼児・妊産婦優先居室の設置や女性用品の配布方法への配慮、トイレ・更衣室における防犯対策など、多様なニーズを踏まえた対応を実施する。

4 ペットの適正な飼養

防災拠点運営委員会において避難したペットの飼養に関するルールを定めている場合、防災拠点の開設後は、ペットの飼養場所を必要に応じて確保し、ボランティア等の支援・助言等の協力を得ながら飼い主による自主管理、または、飼い主同士の協力により清掃・給餌などペットの管理を行う。

第4 被災者の安否情報

区は、防災拠点等に避難した被災者の安否情報を把握するとともに、警察、消防、医療機関等と連携して死者、負傷者等の情報収集に努め、安否情報名簿を作成し、被災者の家族等からの照会に対応する。

1 区の態勢

- (1) 本部が設置されている場合は災対区民部が所管する。ただし、本部が設置されているものの発災初期において施設間の連携が取れない段階においては、防災拠点及び副拠点は災対教育部

が所管する。また、福祉避難所は災対福祉保健部が所管する。

(2) 本部が設置されていない場合は、総務部防災危機管理課が所管する。

2 安否情報の収集・集約

(1) 防災拠点、副拠点及び福祉避難所

防災拠点、副拠点及び福祉避難所に配備されている職員は、避難者名簿（資料編 70ページ）等を使用して、避難者情報の集約を行う。

ア 発災初期

避難者本人又は家族が記載した避難者名簿等を、安否情報の提供について同意が「ある」と「なし」に分け、安否情報名簿として「紙媒体」で整理する。

イ 発災後期

安否情報名簿を「電子媒体」で整理する。

安否情報名簿は適時更新し、災対区民部に1日1回報告を行い、災対区民部は安否情報名簿の集約を行う。

(2) 死者及び負傷者

災対区民部は、次の防災関係機関と連携し、死者及び負傷者の情報を調査のうえ安否情報名簿を整理する。

ア 警察署

イ 消防署

ウ 自衛隊

エ 医療機関

3 安否情報名簿

災対区民部は、安否情報名簿に次の内容を整理し、適時更新のうえ管理する。安否情報名簿は、災害対策本部、防災拠点、副拠点及び福祉避難所で共有する。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 住所（電話番号）

(5) 勤務先（電話番号）

(6) 居所（電話番号）

(7) 負傷・疾病の状況（死亡を含む。）

(8) 安否情報提供の可否

(9) 情報の更新年月日

4 照会への対応

(1) 照会者本人の確認

照会者本人のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード等の提示又は提出により、照会者本人の氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項について確認を行う。

(2) 照会に必要な事項の確認

照会する被災者について次の内容の確認を行う。

ア 照会対象となる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、被災者との関係

イ 照会理由

(3) 提供情報

照会者の区分に応じて、次に定める情報を提供する。ただし、避難者本人の同意が得られていないものについては、「安否情報は不明」として回答する。

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	安否情報、負傷・疾病の状況、居所及び連絡先
被災者の親族、職場の関係者	安否情報、負傷・疾病の状況
被災者の知人等	安否情報

(4) 照会対応の場所

ア 発災初期

防災拠点、副拠点及び福祉避難所において、各場所に配備されている職員が各場所の情報についてのみ対応を行う。

イ 発災後期

本部、防災拠点、副拠点及び福祉避難所において、区内全体の安否情報名簿を共有する。本部においては災対区民部が対応を行い、防災拠点、副拠点及び福祉避難所においては、各場所に配備されている職員が災対区民部の指示により対応を行う。

(5) 照会内容の記録

照会者本人の情報、その他照会に必要な事項、提供した情報等を記録する。

※ 安否情報の照会記録は、資料編(71ページ)を参照。

5 照会の手数料

無料とする。

第5 ボランティアの受入れ

- 1 区災害ボランティアセンターを通じて派遣されたボランティアを防災拠点で受け入れる。
- 2 ボランティアの受入れは、防災拠点運営マニュアルや災対福祉保健部が作成した災害ボランティア活動支援マニュアル等の業務手順に従って行う。
- 3 ボランティア活動においては、性別や年齢等により役割を固定しないよう配慮する。

第6 学校及び施設再開に向けた防災拠点の閉設

区は、学校及び施設の早期再開のため、おおむね7日程度で避難者を移送できるよう、区立施設や民間施設の活用について検討する。

第3章 福祉避難所の管理・運営体制等

【基本的な考え方】

区は、要配慮者のうち、防災拠点（避難所）（以下、本章において「一般の避難所」という。）において生活することが困難な高齢者や障害者を対象に福祉避難所を設置する。

【予防対策】

第1 福祉避難所の運営体制等の整備

区は、対象となる要配慮者の状態に応じて適切な対応ができるよう、備蓄品や受入態勢等の整備を進めていく。

1 福祉避難所の概要

(1) 福祉避難所の種類

種 類	開設時期	対象者
主に緊急入所を行う施設 （特別養護老人ホーム等）	受入態勢が整い次第速やかに開設	寝たきり等で常時専門的な介護等が必要な方で、自宅での療養が困難な方
（通常の）福祉避難所	概ね発災から3日後	虚弱や認知症等、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方
障害者向け福祉避難所	概ね発災後12時間以内	障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方のうち、一般の避難所では、本人の状態の悪化、あるいは本人や他の避難者の生活に支障が生じるため、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方

(2) 収容基準

区は、1人当たり6.25㎡（2.5m×2.5m）を目安に、要配慮者の状況等に応じ、福祉避難所において必要なスペースを確保する。

(3) 福祉避難所の予定施設

区は、災害の規模等により予定施設のうち必要な数の福祉避難所を順次開設するとともに、収容者の状況や収容者数等に応じ、他の施設等の活用も検討する。

※ 福祉避難所等となる施設は、表3（251ページ）を参照。

第2 平時の取組

1 福祉避難所の開設・運営に関する周知

区は、福祉避難所の運営マニュアルを随時改定し、関係部署の区職員や福祉避難所指定施設の職員等に開設・運営に関する手順等について周知を行う。

2 福祉避難所備蓄品の整備

区は、要配慮者の特性に応じて必要となる備品、消耗品等の備蓄を進めていく。

※ 災害時における応急物資の供給に関する協定書（セツカートン）は資料編（430ページ）を参照。

3 福祉避難所の開設運営訓練

区は、関係部署の区職員や福祉避難所指定施設の職員、住民等と連携して、福祉避難所の開設運営訓練を実施する。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対福祉保健部		○福祉避難所運営担当本部の設置 ○障害者向け福祉避難所の開設・運営 ○福祉施設等で緊急入所による対応等 (通常の)福祉避難所の開設・運営○		
災対区民部		○避難者情報の集約 ○安否情報名簿の整理・更新・管理		

第3 福祉避難所の開設、管理運営

1 福祉避難所運営担当本部の設置

発災後直ちに、福祉避難所の開設及び運営を行うため、災対福祉保健部内に関係部署で構成する「福祉避難所運営担当本部」を編成する。

2 福祉避難所の開設

福祉避難所運営担当本部は、予定施設の安全や受入態勢が整ったことを確認したうえで、各福祉避難所の種類に応じた開設時期を目途に開設する施設を決定し、災対福祉保健部が福祉避難所を開設する。

3 福祉避難所への受入れ

区は、一般の避難所に避難している要配慮者等のうち、保健師等による相談対応によって福祉避難所での生活が適当と認められた場合、収容状況等を考慮しながら福祉避難所で受入れを行う。

また、一般の避難所に避難している要配慮者については、一般の避難所職員と福祉避難所運営担当本部で随時情報共有を行う。

なお、特別養護老人ホーム等への入所が望ましいと認められた入所対象者については、原則として緊急入所による対応を行うものとする。

4 福祉避難所への移送

区は、避難者の介助者だけでなく、防災拠点運営委員会や一般の避難者、地域の支援者、協定事業者等の協力を得て、適切な移送手段により福祉避難所への移送を行う。

※ 災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書は、資料編(401ページ)を参照。

5 福祉避難所の運営

福祉避難所は、区の責任の下、福祉避難所運営担当本部の指示に基づき、その分類に応じて区

職員や当該福祉避難所指定施設の職員が、避難者の受付や収容、福祉避難所の維持管理、運営記録の作成等の運営に係る業務を行う。

また、福祉避難所における避難者の心のケアや相談等については、学校法人聖路加国際大学の協力を得て行う。

※ 福祉避難所等の開設・運営に関する協定等については、資料編(403～406ページ、409ページ)を参照。

※ 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する協定書は、資料編(407ページ)を参照。

表1 防災拠点（避難所）一覧

（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地	電話	構造	受入人員		区域
				一時	長期	
城東小学校	八重洲2-2-1	(3272) 1611	鉄筋	人 2,480	人 1,240	八重洲、京橋、日本橋
京橋プラザ	銀座1-25-3	(3561) 5163	鉄筋	1,038	519	銀座一丁目～四丁目の各一部、新富
泰明小学校	銀座5-1-13	(3571) 1765	鉄筋	2,270	1,135	銀座一丁目～八丁目の各一部
銀座中学校	銀座8-19-15	(3545) 8011	鉄筋	5,020	2,510	銀座五丁目～八丁目の各一部、築地五丁目、浜離宮庭園
中央小学校	湊1-4-1	(3551) 0565	鉄筋	2,953	1,476	入船一・二丁目、湊一・二丁目
明石小学校	明石町1-15	(3541) 8335	鉄筋	4,029	2,014	入船三丁目、湊三丁目、明石町
京橋築地小学校	築地2-13-1	(3541) 0642	鉄筋	3,200	1,600	築地一丁目～四丁目、築地六・七丁目
京華スクエア	八丁堀3-17-9	(3546) 5487	鉄筋	2,460	1,230	八丁堀
明正小学校	新川2-13-4	(3551) 5812	鉄筋	5,105	2,552	新川
常盤小学校	日本橋本石町 4-4-26	(3241) 1910	鉄筋	2,922	1,461	日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町一・二丁目、日本橋本町三・四丁目の各一部
十思スクエア	日本橋小伝馬町 5-1	(3666) 4560	鉄筋	1,332	666	日本橋本町三・四丁目の各一部、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋小舟町
日本橋小学校	日本橋人形町 1-1-17	(3668) 2361	鉄筋	3,109	1,554	日本橋人形町一・三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目の一部、日本橋人形町二丁目の一部
有馬小学校	日本橋蛸殻町 2-10-23	(3666) 5702	鉄筋	4,053	2,026	日本橋蛸殻町一丁目の一部、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町三丁目の一部、日本橋中洲
久松小学校	日本橋久松町7-2	(3661) 6016	鉄筋	4,186	2,093	東日本橋一丁目の一部、日本橋富沢町、日本橋人形町二丁目の一部、日本橋久松町、日本橋浜町一・二丁目、日本橋浜町三丁目の一部

施 設 名	所 在 地	電 話	構 造	受入人員		区 域
				一 時	長 期	
日本橋中学校	東日本橋 1-10-1	(3851) 4074	鉄 筋	4,187	2,093	日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋一丁目の一部、東日本橋二・三丁目
阪本小学校	日本橋兜町15-18	(3666) 0044	鉄 筋	2,943	1,471	日本橋茅場町、日本橋兜町
佃島小学校	佃 2-3-1	(3531) 7208	鉄 筋	4,358	2,179	佃、月島一丁目の一部
佃中学校	佃 2-3-2	(3531) 7214	鉄 筋	4,733	2,366	同 上
月島第一小学校	月島 4-15-1	(3531) 7285	鉄 筋	3,431	1,715	月島一丁目の一部、月島二～四丁目
月島第二小学校	勝どき 1-12-2	(3531) 7268	鉄 筋	3,783	1,891	勝どき一丁目～四丁目
月島第三小学校	晴海 1-4-1	(3531) 7225	鉄 筋	4,552	2,276	晴海一・二丁目
晴海中学校	晴海 1-5-3	(3531) 6308	鉄 筋	4,523	2,261	同 上
晴海西小学校 晴海西中学校	晴海 5-3-5	(5560) 1640 (5560) 1270	鉄 筋	8,410	4,205	晴海三～五丁目
豊海小学校	豊海町 3-1	(3534) 1251	鉄 筋	5,750	2,875	勝どき五・六丁目、豊海町
計	24カ所	—	—	90,827	45,408	——

- (注) 1 日本橋プラザ（日本橋 2-3-4）は、防災拠点ではないが、災害の状況によって、施設の一部（3階）を日本橋プラザ前に一時集合した区民の短期間の避難施設として利用する。
- 2 東京都立晴海総合高等学校（晴海 1-2-1）及び東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設（晴海 5-2-1）は、防災拠点ではないが、災害の状況によって、施設の一部を地域住民等の避難施設として利用する。
- 3 小中学校の収容可能対象室は、体育館・普通教室等であり、机等の物品を考慮し、当該対象室面積の4/5を有効面積として、受入人数の計算をしている。
- 4 各施設の受入人員は、事前の施設利用計画の定めに関わらず、避難者の最大受入人員を計算している。

第2部 施策ごとの具体的計画

第7編 避難者対策

表2 副拠点一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	電話	構造	受入可能人員		対象避難所
				一時	長期	
新川区民館	新川1-26-1	(3551) 7000	鉄筋	人 366	人 183	明正小学校
日本橋公会堂集会室	日本橋蛸殻町 1-31-1	(3666) 4255	鉄筋	579	289	有馬小学校
月島児童館 月島社会教育会館※	月島4-1-1	(3533) 0885 (3531) 6367	鉄筋	2,026	1,013	月島第一小学校
勝どき区民館 勝どき敬老館	勝どき1-5-1	(3531) 0592 (3531) 3258	鉄筋	515	257	月島第二小学校
勝どき児童館	勝どき1-8-1	(3531) 3250	鉄筋	1,235	617	
GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきサウス	勝どき4-6-1	(5166) 3570	鉄筋	714	357	
GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきミッド	勝どき4-6-2	(3532) 1169	鉄筋	1,224	612	

※ 月島社会教育会館は、発災直後は避難所として運用し、避難者の帰宅等状況により避難所を閉鎖して福祉避難所として開設する。

※ パークタワー勝どき（勝どき東地区市街地再開発事業（A街区：令和5年度竣工、B街区：令和10年度竣工予定）により整備）の受入可能人数については、整備が完了しているA街区の人数のみ記載している。

表3 福祉避難所等一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	構造	種類
特別養護老人ホーム「マイホーム新川」	新川2-27-3	鉄筋	(特別養護老人ホーム等) 主に緊急入所を行う施設
特別養護老人ホーム「新とみ」	新富1-4-6	鉄筋	
特別養護老人ホーム「わとなーる桜川」	入船1-1-13	鉄筋	
特別養護老人ホーム「ケアサポートセンター十思」	日本橋小伝馬町5-19	鉄筋	
特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」	晴海1-5-1	鉄筋	
特別養護老人ホーム「ケアサポートセンターつきしま」	月島1-5-2	鉄筋	
高齢者総合福祉施設「晴海苑」	晴海1-1-26	鉄筋	
介護老人保健施設「リハポート明石」	明石町1-6	鉄筋	
知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」	明石町1-6	鉄筋	
築地社会教育会館	築地4-15-1	鉄筋	(通常の)福祉避難所
桜川敬老館	入船1-1-13	鉄筋	
日本橋社会教育会館	日本橋人形町1-1-17	鉄筋	
浜町敬老館 浜町児童館 浜町区民館	日本橋浜町3-37-1	鉄筋	
佃児童館 シニアセンター	佃1-11-1	鉄筋	
月島社会教育会館	月島4-1-1	鉄筋	
月島社会教育会館 晴海分館「アートはるみ」	晴海1-4-1	鉄筋	福祉避難所 障害者向け
福祉センター 子ども発達支援センターゆりのき 教育センター	明石町12-1	鉄筋	

第4章 避難行動要支援者対策

【基本的な考え方】

区は、あらかじめ災害時に支援が必要と思われる対象者を把握し、日頃からの備えに対する啓発等を行うとともに、地域において住民等が互いに助け合うことができるよう、防災区民組織、自主的な防災活動を行うマンション管理組合、民生・児童委員、ボランティア、介護サービス事業者等の関係機関との連携を図り、避難行動要支援者に対する支援に努めるものとする。

なお、発災直後の安否確認、避難支援等については、第三者の支援がなければ避難できない方を対象とする。

【予防対策】

第1 避難行動要支援者

区は、災害対策基本法に基づき、区内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を把握するとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

第2 災害時地域たすけあい名簿の作成・管理

区は、災害対策基本法に規定された「避難行動要支援者名簿」にあたる名簿として、「災害時地域たすけあい名簿（以下、本章において「たすけあい名簿」という。）」を作成し、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に、平時から避難支援等関係者（「3 名簿情報等の提供先」参照）にたすけあい名簿の情報（以下、本章において「名簿情報」という。）を提供する。提供を受けた避難支援等関係者は、災害時における地域の協力体制の確立や避難支援等に活用する。

1 登録対象となる者

区は、次のいずれかに該当する者をたすけあい名簿に登録する。ただし、介護保険施設入所者、障害者施設入所者及び長期入院患者等は登録対象外とする。

- (1) 75歳以上でひとり暮らしの者
- (2) 介護保険における要介護3から5に該当する者
- (3) 身体障害者手帳（第1種の記載があるもの）を所持する者。言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体の1級から3級に該当する者
- (4) 愛の手帳の1度から2度に該当する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者
- (6) その他災害時の支援が特に必要な者

2 記載する情報

区は、原則として区で保有する情報に基づき、登録する避難行動要支援者について次の内容をたすけあい名簿に記載する。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所 (※)
- (5) 電話番号その他の連絡先 (※)
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 世帯状況 (※)
- (8) 避難に関する事項 (※)
- (9) 緊急時の連絡先 (※)
- (10) 災害時の支援に際し配慮を要する事項 (※)

※ 居所、電話番号その他の連絡先、世帯状況、避難に関する事項、緊急時の連絡先、災害時の支援に際し配慮を要する事項については、本人又は代理人からの申し出に基づいた内容を記載する。

3 名簿情報等の提供先

区は、避難行動要支援者本人の同意に基づいて、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ警察、消防、民生・児童委員、防災区民組織、マンション管理組合等、介護サービス事業者（以下、本章において「避難支援等関係者」という。）に名簿情報を提供する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると区が認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等に必要な限度で、たすけあい名簿を提供する。

4 情報の更新

区は、原則として年1回、避難支援等関係者に対して、古い名簿情報を回収し新しい名簿情報を提供する形で、名簿情報を更新する。なお、区が管理する名簿情報については、可能な限り実態に即したものとなるよう努める。

5 名簿情報の管理

区は、情報漏洩を防止するため、避難支援等関係者に対して、名簿情報の提供に際し次の措置を求める。

- (1) 登録者の個人情報を他人に漏らさないこと。
- (2) 名簿情報の紛失がないように、適正な管理のもとで保管すること。
- (3) 登録者の個人情報を目的外に使用しないこと。
- (4) 登録者の個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 名簿情報の複写・複製をしないこと。

6 事前の備え

区は、避難行動要支援者への支援が的確に行われるよう、避難行動要支援者本人やその家族、地域住民に対して、災害時における自助・共助の重要性や防災知識の向上に向けた啓発等を図る。

(1) 日常的な見守り活動の推進

区は、地域における支援活動が迅速かつ円滑に行われるために日頃から支援する側と支援される側が互いを知り理解していることが大切であることを踏まえ、地域の協力団体等による地域見守り活動等の拡大を進める。

(2) マンション管理組合等へ名簿情報提供の推進等

区は、マンション管理組合等へ名簿情報提供にあたり、必要に応じて、マンション管理組合等に対してたすけあい名簿についての説明を行う。また、区と協定を締結し、名簿情報の提供を受けたマンション管理組合等とそのマンション管理組合等が所在する地域の防災区民組織等との連携に配慮するよう努める。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の啓発等

区は、地震による家具類の転倒・落下・移動防止を図るため、避難行動要支援者に対して家具類転倒防止器具の設置の重要性について啓発するとともに、緊急時の対応が困難な高齢者や障害者世帯等に対し器具の設置助成を行う。

(4) 食料等の備蓄の啓発

区は、避難行動要支援者本人やその家族に対し、水や食料の備蓄等の必要性について啓発する。

(5) 防災訓練の実施促進

区は、防災拠点運営委員会や防災区民組織等に対し、発災時の安否確認や避難誘導、避難所や自宅での生活支援等、避難行動要支援者の避難支援等に関する訓練の実施を促すものとする。

(6) 関係機関との協定の締結等

区は、避難行動要支援者への適切な支援に備え、関係機関との協定締結等に努めるものとする。

※ 災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書は資料編(441ページ)を参照。

7 避難情報の伝達体制の整備

区は、関係機関と連携・協力し、災害時に避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人、その家族及び個別に避難の支援を行う者（「第3 個別避難計画」参照）等に伝達する体制の整備に努めるものとする。

避難行動要支援者は避難に時間を要することから、水害や延焼拡大のおそれ等がある場合は、警察、消防、消防団及び防災区民組織等により高齢者等避難の情報を伝達する。

第3 個別避難計画

区は、災害対策基本法に基づき、災害発生時における避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を推進する。避難行動要支援者本人又はその家族による作成が困難な場合は、避難行動要支援者と関わりのある居宅介護支援事業所や相談支援事業所等に委託して進めることで、円滑な計画整備に努める。

1 作成対象となる者

区は、たすけあい名簿の登録者を作成対象とする。

2 記載する情報

個別避難計画には作成対象者について次の内容を記載する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 同居家族等
- (7) 日常生活での配慮事項、心身の状況
- (8) 緊急時の連絡先
- (9) 避難の支援を行う者
- (10) 在宅避難時の留意事項
- (11) 避難場所
- (12) 避難場所に避難する際の留意事項
- (13) その他特記事項

3 計画の共有

作成した計画は、避難行動要支援者本人の同意に基づき、区、避難行動要支援者本人、前2(9)に掲げる避難の支援を行う者及び計画作成者の間で共有する。

4 計画の管理

区は、情報漏洩を防止するため、前3に掲げる共有者に対して、個別避難計画の提供に際し次の措置を求める。

- (1) 対象者の個人情報を他人に漏らさないこと。
- (2) 情報の紛失がないように、適正な管理のもとで保管すること。
- (3) 対象者の個人情報を目的外に使用しないこと。
- (4) 対象者の個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 情報の複写・複製をしないこと。

5 避難情報の伝達体制の整備（再掲）

区は、関係機関と連携・協力し、災害時に避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人やその家族及び個別に避難の支援を行う者等に伝達する体制の整備に努めるものとする。

避難行動要支援者は避難に時間を要することから、水害や延焼拡大のおそれ等がある場合は、警察、消防、消防団及び防災区民組織等により高齢者等避難の情報を伝達する。

※ 高齢者等避難については第4部第3編第5章「第1 避難行動の分類」（377ページ）を参照。

第4 要配慮者対策の確立（消防署）

※ 消防署における対策については、第2部第4編第2章「第4 要配慮者対策の確立（156ページ）」を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
区	○避難行動要支援者の安否状況の把握			
防災拠点運営委員会	○安否確認の集計及び情報を活用した支援			
防災区民組織等	○名簿情報を活用した安否確認			

第5 避難行動要支援者の安否確認・避難支援等

1 安否確認・避難支援等

防災区民組織やマンション管理組合等を中心とする避難支援等関係者は、発災時において、可能な範囲で避難行動要支援者の安否確認を行い、その際に必要に応じて避難所への避難の支援等を行う。

防災拠点運営委員会は、避難支援等関係者が実施した安否確認の結果をもとに、区職員と協力して安否確認の集計を行うとともに、避難行動要支援者の避難誘導、避難所や自宅での生活支援等を適切に行う。

2 避難支援等関係者の安全確保

区は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて無理のない範囲で避難行動要支援者への支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者の支援体制構築や災害発生時の安否確認等に関して、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを避難支援等関係者及び避難行動要支援者の双方に周知する。

第8編 帰宅困難者対策

対策内容と役割分担

機関名	主な対策内容
第1章 一斉帰宅抑制・一時滞在施設等による帰宅困難者対策	
【一斉帰宅抑制・利用者保護】	
区	○ 事業所等における一斉帰宅の抑制の普及・啓発 ○ 駅施設・大規模集客施設等における利用者保護の普及・啓発 ○ 区ホームページ、SNS等を活用した情報提供
都	○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及・啓発 ○ 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 ○ 東京都帰宅困難者対策フォーラムの開催
事業所	○ 事業所の耐震化、オフィス家具類の転倒・落下・移動防止 ○ 従業員及びその家族の安否確認体制の確立 ○ 従業員等の一斉帰宅の抑制及び施設利用者・顧客等の保護態勢の確立
【一時滞在施設等による帰宅困難者対策】	
区	○ 再開発事業等の機会を通じた一時滞在施設等の確保 ○ 帰宅困難者支援施設運営協議会への支援 ○ 一時滞在施設の開設要請 ○ 一時滞在施設への情報提供 ○ 防災マップアプリでの一時滞在施設との連携 ○ 区ホームページや防災マップアプリによる一時滞在施設の開設状況の周知
都	○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 都有施設における一時滞在施設の開設
一時滞在施設	○ 帰宅困難者受入れ態勢の構築 ○ 一時滞在施設の開設・運営 ○ 防災マップアプリによる他の一時滞在施設や駅、区等との連携 ○ 帰宅困難者への情報提供・地域との連携
第2章 帰宅支援	
区	○ 都が実施する帰宅支援状況の情報収集 ○ 区ホームページやSNS等を活用した情報提供 ○ 一時滞在施設への情報提供
都	○ 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 ○ 徒歩帰宅者の支援 ○ 代替輸送手段の確保 ○ 帰宅支援に関する情報提供

【基本的な考え方】

平成23年3月11日の東日本大震災における本区の被害は、震度5弱で直接の被害は僅少であったものの、交通機関の停止により多くの帰宅困難者が発生し、区内の一部の防災拠点では近隣事業所の従業員等を含め区内で合計2,000人を超える帰宅困難者を受け入れた。被害想定では、都心部全体で約453万人の帰宅困難者が発生するものとしており、このうち昼間人口が60万人を超える本区では約34万人の帰宅困難者が発生するものとしている。

災害発生時に大勢の帰宅困難者が一斉に移動した場合や、駅周辺、路上に滞留した場合には、緊急車両による救急救命活動の妨げとなり、併せて群衆雪崩の発生やがれき落下による二次災害が発生する恐れがある。

都では、平成24年3月に「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、自助・共助・公助の視点に立ち、事業所からの一斉帰宅の抑制と施設利用者等の保護、安否確認体制の構築、帰宅支援などの取組を進めている。

区では、被害想定や東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、従業員の一斉帰宅の抑制や駅・大規模集客施設等の利用者保護を促進し、行き場のない帰宅困難者の発生を抑制する取組を進めていく。併せて、旅行者、買い物客等の来街者を保護する一時滞在施設及び一時待機場所（以下「一時滞在施設等」という。）の更なる拡充を進め、路上に滞留する行き場のない帰宅困難者の抑制に向けた取組を図っていく。さらに一時滞在施設等の運営において、運営要員の配備態勢の充実に加え、女性や子どもなどの要配慮者の視点に立った備蓄や感染症対策を踏まえた対応を図るよう施設管理者に対し、普及・啓発を推進していく。

第1章 一斉帰宅抑制・一時滞在施設等による帰宅困難者対策

【予防対策】

第1 一斉帰宅抑制・利用者保護の周知

- 1 事業所における一斉帰宅の抑制及び学校等における生徒等の安全確保の周知
帰宅困難者対策のうち、身の寄せ所のある通勤・通学者が事業所や学校内に留まることが重要である。
都では、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、事業所・学校等における従業員の待機及び児童・生徒に対する安全確保について、普及・啓発を図っている。
本区においても、市街地開発事業指導要綱の届出時に従業員等が3日間留まるための備えについて協議・指導しているほか、チラシ、パンフレットを防災イベントや町会等で配布することにより、事業所防災対策の普及・啓発を進めている。
- 2 駅施設・大規模集客施設等における利用者保護の周知
発災時において駅や大規模集客施設等は、利用者にとっての身の寄せ所となっていることから、事業者等は施設内で保護することが重要である。東京都帰宅困難者対策条例においても努力義務としていることから、事業所従業員等に準じて保護するよう、普及・啓発を進めていく。

第2 一時滞在施設等の確保

旅行者や買い物客、移動中の方々などの来街者は区内に身の寄せ所がないことから、行き場のない帰宅困難者を安全に保護するため、一時滞在施設等の確保が必要となる。

都では、都有施設を活用するなど、一時滞在施設の整備を進めている。

区においても、「中央区まちづくり基本条例」及び「中央区市街地開発事業指導要綱」による指導・協議を通じて、事業所による一時滞在施設等の確保を進めていく。

なお、事業所が整備した一時滞在施設等については、民間事業者において、帰宅困難者が留まるために必要な飲料水、食料、簡易トイレ等の備蓄及び災害時における一時滞在施設等の運営を行うこととしている。

※ 帰宅困難者一時滞在施設等一覧は、資料編(72ページ)を参照。

※ 災害時における帰宅困難者対策活動への協力に関する協定は、資料編(443ページ)を参照。

第3 帰宅困難者支援施設運営協議会の設置

一時滞在施設等運営事業者が施設を円滑に開設・運営し、かつ、地域の防災対策を総合的に推進するため、一時滞在施設等の施設管理者や周辺事業所等が主体となって運営する「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」（以下「協議会」という。）を平成24年10月に設立した。

協議会では、帰宅困難者受入訓練の実施のほか、一時滞在施設等の運営マニュアルの作成、災害時の各機関の役割分担等の検討を行っている。また、令和元年度に実施した帰宅困難者対策現況調査の結果や協議会会員の取組状況を踏まえつつ、京橋地区・銀座地区・日本橋駅周辺地区委員会の3地区における連携を図りながら各種取組内容の強化に取り組んでいる。

帰宅困難者対策に資する対策強化とともに協議会の会員拡充や事業所防災対策の普及・啓発等の協議会活動に対する区の支援を継続していく。

1 組 織

協議会は、学識経験者、民間事業者、鉄道事業者、関係機関等により組織する。

2 協議会と区の役割

(1) 協議会（民間事業者等）の役割

ア 施設運営計画、マニュアル等の作成・改定

イ 防災備蓄倉庫の整備と備蓄品の管理・更新

ウ 災害発生時の受入れ、情報提供、物資提供、応援要員の派遣等

エ 協議会員相互の情報共有と会員の拡充

オ 地域との連携

(2) 区の役割

ア 協議会活動の支援（協議会運営への支援、一時滞在施設等の周知、協議会員の拡充等）

イ 地域防災無線の設置や防災マップアプリの運用による情報伝達体制の整備

ウ 災害発生時の開設要請、情報提供等

応急・復旧対策活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対指令部		○一時滞在施設開設要請 ○防災マップアプリ等での情報提供	○帰宅支援情報等の収集	
災対広報部		○一斉帰宅の抑制の周知 ○一時滞在施設の開設状況	○帰宅支援情報等の周知	
都		○一時滞在施設開設・運営	○帰宅支援情報等の周知	○帰宅支援
一時滞在施設		○情報収集 ○施設点検・運営態勢の構築 ○一時滞在施設開設・運営 ○帰宅困難者の施設間調整・誘導 ○帰宅困難者への情報提供		

【応急対策】

第4 一時滞在施設等の開設・運営

1 一時滞在施設開設等の要請

区は帰宅困難者一時滞在施設の管理者に対し、防災マップアプリや地域防災無線等により開設要請を行う。

2 一時滞在施設等の開設

施設管理者は区の要請に基づき、発災後6時間を目途に開設する。具体的な開設手順等については、各施設に配備している「帰宅困難者対応マニュアル」に基づき実施する。

併せて、防災マップアプリ等の活用により協議会員相互の協力体制を構築する。

3 一時滞在施設等開設の周知

区は、「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」と連携し、帰宅困難者に対して一時滞在施設等の開設について、区ホームページ、X（旧Twitter）、Facebook等の来街者が把握可能な情報伝達手段を活用し周知する。また、各防災拠点においては、防災マップアプリや入口掲示用ポスター、一時滞在施設等案内マップ等を活用して、帰宅困難者を適切に誘導するよう努める。

4 一時滞在施設等の運営

一時滞在施設等の施設管理者は、「帰宅困難者対応マニュアル」に基づき、近隣の一時滞在施設や駅等の施設管理者と連携を図りながら帰宅困難者の保護を図るとともに、災害情報の提供を行う。受入れ定員に達した際は、防災マップアプリにより、施設間で調整し、適切に誘導する。

また、運営にあたっては、女性や子どもなどへの配慮や感染症対策の実施に努めていく。

第2章 帰宅支援

【復旧対策】

第1 区 の取組

区は、都が実施する帰宅支援に係る取組の実施状況等の情報を収集し、防災マップアプリ、区ホームページ、X（旧Twitter）、Facebook等で周知を行う。

第2 都 の取組

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

- (1) 事業所防災リーダー・帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。
- (2) 国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援態勢を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダー・帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (3) バス・船舶による代替輸送手段を確保する。バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。また、調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

2 徒歩帰宅者の支援

- (1) 円滑かつ安全に徒歩での帰宅がされるよう、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援態勢を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダー・帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に情報提供を行う。
- (2) 帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に情報提供を行う。

《帰宅支援対象道路》

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、主要な幹線道路16路線を帰宅支援対象道路として指定する。

ア 第一京浜	イ 第二京浜	ウ 中原街道	エ 玉川通り	オ 甲州街道
カ 青梅街道、新青梅街道	キ 川越街道	ク 中山道	ケ 北本通り	
コ 日光街道	サ 水戸街道	シ 蔵前橋通り	ス 井の頭通り	セ 五日市街道
ソ 環状7号線	タ 環状8号線			

- (3) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設等において帰宅支援を実施する。

第3 一時滞在施設管理者等の取組

一時滞在施設管理者等は、受け入れた帰宅困難者が円滑かつ安全に帰宅できるよう、交通機関の運行状況や災害情報等を帰宅困難者に周知する。

第9編 物資・給水・輸送対策

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第1章 食料・生活必需品等		
区	(災対指令部)	○ 食料・生活必需品等の備蓄 ○ 協定締結等による物資調達体制の確保 ○ 備蓄倉庫の整備 ○ 不足物資の集約、救援物資の要請
	(災対教育部)	○ 避難所での食料、生活必需品等の供給
	(災対福祉保健部)	○ 不足物資の要請（災対指令部へ）
都	(本部・各部)	○ 救援物資の調達
第2章 応急給水		
区	(災対指令部)	○ 飲料水の備蓄、給水設備の管理 ○ 応急給水の要請
	(災対環境土木部)	○ 給水拠点の設営 ○ 応急給水の実施
都	(水道局)	○ 給水拠点の設営 ○ 車両輸送等による給水 ○ 仮設給水栓の設置
第3章 輸 送		
区	(災対区民部)	○ 地域内輸送拠点の開設・運営 ○ 救援物資の受入れ・仕分け・輸送 ○ 物資輸送態勢の構築
	(災対指令部)	○ 物資等輸送車両の要請
	(災対総務部)	○ 区所有車両の配車
	(災対福祉保健部)	○ 要配慮者移送車両の要請
都	(本部・各部)	○ 救援物資の輸送

第1章 食料・生活必需品等

【基本的な考え方】

発災直後において、食料、生活必需品等を調達することは困難であることが予想されるため、発災後3日間は区内の備蓄により対応する。発災後4日目以降の食料、生活必需品等については、防災関係機関等に対し救援物資を要請する。また、応急対策を円滑に実施するため、救助救出活動や防災拠点運営に必要となる資器材等を整備する。

【予防対策】

第1 食料・生活必需品等の備蓄

1 食料

物流機能が停止するなどの影響により食料の調達が困難になることを想定し、都との役割分担に基づき災害用食料等を備蓄するとともに、被災者に迅速かつ的確に供給できる体制を整備する。

(1) 備蓄方針

食料の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、区は避難所における想定避難者数の1日分（調製粉乳については、3日分）を目標に備蓄し、都は2日目以降の分について備蓄、調達のうえ対処するという役割分担になっている。

本区では、被害想定における3日後の避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）を基準として3日分の食料を備蓄するとともに、区内居住人口の増加等に対応して、適宜必要数を確保していく。

区 分		主な品目
食 料	主 食	バランス栄養食、クラッカー、ライスクッキー、サバイバルフーズ、アルファ化米、お粥（主に乳幼児、高齢者用）
	副 食	缶詰、レトルトカレー
	乳幼児用	調製粉乳（アレルギー用含む）、液体ミルク

※ 上記以外に、都よりアルファ化米及びライスクッキーが寄託されている。

※ 東京都寄託物資（都福祉局）は、資料編(75ページ)を参照。

(2) 要配慮者への配慮

調製粉乳については、2歳未満を対象に3日分（1日5食）を目標に備蓄し、また、アレルギー用の調製粉乳も併せて備蓄していく。

乳幼児、高齢者等が摂取しやすいお粥等についても備蓄していく。

(3) 有効活用

賞味期限が近づいた食料については、防災意識の普及・啓発及び食品ロス削減の観点から、地域の防災訓練や区のイベント等において配布するとともに、NPO法人等へ提供するなど有効活用を図っていく。

※ 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書（一般社団法人日本非常食推進機構）は、資料編(282ページ)を参照

2 生活必需品

生活必需品を調達できない被災者に対し、速やかに生活必需品を配布していくための体制整備を図るとともに、災害用生活必需品の備蓄の拡充に努めていく。

(1) 備蓄方針

被害想定における最大避難所避難者数を基準として、避難所に必要な生活必需品を備蓄する。

妊産婦や乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の視点に加え、感染症対策等にも考慮し、避難者の良好な生活環境の確保に向けて品目の充実を図っていく。

区 分	主な品目
生活必需品	毛布、ござ、簡易エアマット、肌着、タオル、歯ブラシ、携帯トイレ、哺乳びん、紙おむつ、生理用品

※ 上記以外に、都より毛布、カーペット、簡易トイレが寄託されている。

※ 東京都寄託物資（都福祉局）は、資料編(75ページ)を参照。

(2) 要配慮者及び女性への配慮

紙おむつ、生理用品のほか、哺乳びん（消毒剤含む。）やおしりふきなどを備蓄していく。

(3) 有効活用

使用期限の近づいた生活必需品は適宜更新する。また、使用期限が定められていない生活必需品についても、劣化状況を確認のうえ適切に更新していく。

更新に当たっては、NPO法人等へ提供するなど有効活用を図っていく。

3 応急対策用資器材

救助救出活動や防災拠点運営に必要な資器材等については、必要数を防災拠点等に配備する。

また、緊急時に活用できる状態にしておく必要があることから、定期的に点検を実施するとともに、適宜更新していく。

※ 防災用備蓄品現在高調などは、資料編(76ページ)を参照。

※ 佃備蓄倉庫内医薬品及び器具一覧は、資料編(108ページ)を参照。

第2 協定に基づく食料・生活必需品の確保

1 精米の優先供給

区は、東京都米穀小売商業組合中央支部と災害時に精米の優先供給を受ける協定を締結している。

※ 災害時における米穀供給協力に関する協定書(米穀小売商業組合)は、資料編(295ページ)を参照。

※ 災害救助法適用後の米穀等配給系統図は、資料編(109ページ)を参照。

2 麺類の供給

区は、東京都麺類協同組合区内4支部と災害時に麺類等の供給を受ける協定を締結している。

※ 災害時における麺類等供給協力に関する協定書(麺類協同組合)は、資料編(296ページ)を参照。

3 応急物資の供給

区は、セッツカートン株式会社と災害時に段ボール製簡易ベッド等の供給を受ける協定を締結している。

※ 災害時における応急物資の供給に関する協定書(セツカートン)は資料編(430ページ)を参照。

4 協定締結の検討

発災後1週間程度は交通機能の停止等により流通経路が混乱し、区における物資調達が困難になる事態も想定されることから、今後も食料等の優先供給に係る協定締結を検討していく。

第3 備蓄倉庫の整備

1 方針

食料等の物資や応急対策用資器材の保管場所として備蓄倉庫の整備拡充を図っている。

今後も備蓄物資の多様化や被災想定人口の増加、効率的な分散配置に対応するため、区施設等の整備・改築・改修や民間事業者による再開発事業等の機会を捉えて、備蓄倉庫の確保に努める。

※ 倉庫一覧は、資料編(111ページ)を参照。

2 区保有備蓄倉庫

防災拠点となる学校や区施設等に、備蓄物資や応急対策資器材等を保管するための備蓄倉庫を整備している。

なお、備蓄物資等については、災害時に効率的な活用ができるよう分散して配備していく。

3 民間協力による備蓄倉庫

総合設計制度、特定街区制度及び地区計画制度などの開発事業の事前協議等を通じて、区が災害対策用として備蓄・管理する食料や資器材等の保管スペースの設置、さらには帰宅困難者一時滞在施設等の運営に必要な資器材等の保管スペースの整備について協力を求めている。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対指令部			○不足物資の集約 ○救援物資の要請	→ →
災対福祉保健部 災対教育部		○避難所での食料、 ○不足物資の要請	生活必需品等の供給 (災対指令部へ)	→ →
都本部・各部			○救援物資の調達	→

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

第4 食料・生活必需品等の供給

1 食料

(1) 食料の供給、在宅避難者への支援

防災拠点において、避難所避難者に食料を配布する。また、在宅避難者に対しては、近くの防災拠点において町会・自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等を通じて提供する。

なお、実施責任者は「炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿」を整理し、保管する。

※ 炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿については、資料編(114ページ)を参照。

(2) 給食順位及び炊出しの実施

ア 給食の順位

(ア) ①備蓄食料（調理が必要ないもの：バランス栄養食、クラッカー、ライスクッキー）

②備蓄食料（調理が必要なもの：サバイバルフーズ、アルファ化米）

(イ) 協定により調達した米穀や麺類による炊出し

(ウ) お粥、調製粉乳等必要とする避難者が限定されるものについては、随時提供する。

イ 炊出しの実施

防災拠点に配備しているカセットコンロ、かまどセット、組立式煮炊きレンジを活用して炊出しを行う。

また、防災区民組織等の協力を得ながら、公園等に設置されているかまどベンチなども適宜活用する。

※ 公園等の防災機能については第2部第2編第1章「第3 公園等の防災機能強化」(74ページ)を参照。

2 生活必需品

(1) 生活必需品の配布

防災拠点において、避難所避難者に生活必需品を配布する。また、在宅避難者に対しては、近くの防災拠点において町会・自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等を通じて提供する。

なお、実施責任者は「炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿」を整理し、保管する。

第5 物資の調達要請

発災から3日間は区の備蓄物資により対応するが、4日目以降については、区備蓄及び協定により調達した物資に不足が生じる場合に、災対指令部が災対教育部(防災拠点等)及び災対福祉保健部(福祉避難所)等からの要請をもとに、都などの防災関係機関に対し必要となる救援物資を要請する。

1 相互援助協定自治体への要請

区の備蓄に不足が生じる場合は、第2部第4編第7章「第2 物的受援(178ページ)」に定める相互援助協定自治体に対し救援要請する。

2 都への要請

区の備蓄及び協定により調達した物資に不足が生じる場合は、都に対し救援要請する。

区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。

なお、都は必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。

3 救援物資の受入れ・輸送

救援物資については、地域内輸送拠点(総合スポーツセンター)で受け入れた後、各防災拠点へ必要数を輸送する。

第6 義援物資の取扱い

※ 義援物資の取扱いについては、第2部第10編第10章「第3 義援物資の取扱い」(322ページ)を参照。

第2章 応急給水

【基本的な考え方】

水道の使用が不能又は困難になった場合は、被災者及び在宅避難者に対する飲料水等の確保を図るため、区は直ちに都水道局に対し応急給水を要請し、都と協力して応急給水態勢を確立する。

また、大地震発生時には広範囲にわたり給水が困難になることが想定されるため、区は都水道局の応急給水を補完する独自の給水対策を講じるよう努める。

【予防対策】

第1 飲料水及び生活用水の確保

1 給水拠点

都は、災害時において飲料水等を確保するため、区民の居住場所からおおむね半径2km程度の範囲内に災害時給水ステーション(給水拠点)を整備するとともに必要な資器材を配備している。

また、区と都は、給水施設の維持管理及び運用に関する協定に基づき、応急給水についての相互協力体制を構築している。

※ 給水施設の維持管理及び運用に関する協定は、資料編(285～288ページ)を参照。

(1) 応急給水槽又は給水所

施設名	確保水量
区立あかつき公園内 震災対策用応急給水施設	1,500m ³
区立堀留児童公園内 震災対策用小規模応急給水施設	100m ³
晴海給水所	1,300m ³

(2) 中央支所保有の応急給水資材

給水タンク	角形容器	給水袋	応急給水栓	ホース
1m ³ : 6基 0.3m ³ : 2基	100用 : 10個	60用 : 400袋	6基	20m : 3本 5m : 7本 1m : 5本

(3) 応急給水施設の応急給水資器材現行数

施設名	給水 タンク	布ホース			応急 給水栓	エンジン ポンプ	投光器
		20m	5m	1m			
晴海給水所	2基	3本	5本	7本	8基	—	—
あかつき公園	—	3本	15本	—	17基	1台	3基
堀留児童公園	—	—	3本	—	1基	2台	—

2 防災拠点における応急給水栓

防災拠点において応急給水活動が行えるよう、都水道局は防災拠点の敷地内に応急給水栓を整備した。

※ 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書は資料編(289ページ)を参照。

応急給水栓が設置されている防災拠点 (13拠点)	泰明小学校、銀座中学校、明石小学校、京華スクエア、 常盤小学校、十思スクエア、日本橋小学校、有馬小学校、 佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、 晴海中学校
-----------------------------	--

3 防災拠点における備蓄飲料水

避難所避難者数の3日分（一人一日3ℓ）の飲料水を確保することとし、学校など区施設の受水槽等の活用とあわせて、防災拠点に飲料水（ペットボトル）を備蓄している。

さらに旅行者や買い物客など行き場のない帰宅困難者に配布するための飲料水（ペットボトル）も備蓄している。

※ 防災用備蓄現在高調などは、資料編(76ページ)を参照。

4 区立公共施設及び区立小中学校の受水槽（令和6年4月1日現在）

○ 区立公共施設 39カ所 903.7m³

○ 区立小中学校 20カ所 663.0m³

※ 区立公共施設内受水槽は、資料編(115ページ)を参照。

区立公共施設及び区立小中学校の受水槽に取水器具、緊急遮断弁を設置している。

5 学校等のプール

プールの水を生活用水や飲料用としても活用するため、各学校にろ過器等を配備している。

※ 学校プール及び区立プール一覧表は、資料編(116ページ)を参照。

6 防災用井戸の整備

生活用水を確保するため、防災拠点等に防災用井戸を整備している。

※ 防災用井戸一覧は、資料編(60ページ)を参照。

7 スタンドパイプ等の配備

消火栓等を活用した地域における応急給水を実施するため、区は都からスタンドパイプ等を借用し防災拠点に配備している。

8 民間施設による確保

区、防災区民組織及び民間施設の受水槽所有者の三者間で「災害時における飲料水の供給協力協定」を締結し、地域における災害時の飲料水の確保を図っている。

※ 災害時における飲料水供給協力協定締結状況は、資料編(117ページ)を参照。

※ 災害時における飲料水供給協力に関する協定書(防災区民組織)は、資料編(293ページ)を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対指令部			○都へ応急給水の要請	
災対環境土木部			○給水拠点の設営 ○応急給水の実施	
都水道局			○給水拠点の設営 ○車両輸送等による給水 ○仮設給水栓の設置	

第2 飲料水等の供給

1 都と区の役割分担

災害時の応急給水は、次の役割分担に従い都と区が協力して行う。

- (1) 応急給水槽及び給水所における応急給水は、区が行う。
- (2) 防災拠点の応急給水栓を活用し、区が給水を行う。
- (3) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要があると認められる場合に、都が仮設給水栓を設置し、区と協力して給水を行う。
- (4) 医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設については、関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合、都が車両輸送等により給水を行う。
- (5) 消火栓等を活用した応急給水は、地域の協力を得て区が行う。

なお、スタンドパイプ等については防災拠点に配備している。

2 給水目標

災害時には、一人一日当たり最小限の必要量を3ℓとして給水するものとする。

3 給水拠点における活動

給水拠点における飲料水の取水及び配布は、都の協力を得て区が行う。

初動期の応急給水は災対環境土木部が所管し、他の区各部は必要に応じてこれを補助する。

(1) 給水拠点の設置

区立あかつき公園、区立堀留児童公園においては、区が応急給水資器材により給水拠点を設

営し、給水を実施する。晴海給水所においては、敷地の一部を柵で区切った応急給水エリアの鍵を区又は都が解錠し、給水栓（蛇口）及び給水口（資器材を使用）から区が給水を行う。

なお、区立あかつき公園内震災対策用応急給水施設については、隣接する築地あかつきコミュニティルームの備蓄倉庫に配備している連続飲料水袋詰機（1袋1ℓ。毎時2,000ℓの袋詰が可能）も活用する。

このほか、都水道局所管の都内給水所配水池等からの確保を図る。

(2) 本部への報告

災対環境土木部は、給水拠点の設営が完了し、区民への給水態勢が整ったときは災対指令部へその旨報告する。

(3) 応急給水の実施

区は、設営が完了した給水拠点において応急給水を実施する。

4 防災拠点における給水活動

備蓄している飲料水（ペットボトル）のほか、受水槽やプール、応急給水栓等を使用し、避難者等の飲料水及び生活用水を確保する。

5 在宅避難者への給水活動

(1) 給水場所の決定

区は、断水区域、断水による避難者、在宅避難者等の状況を踏まえ、該当する地域の町会等と連携のうえ給水場所を決定し、周知を図る。

(2) 給水活動の実施

災対環境土木部は庁有車に給水タンクを積載し、給水場所において給水活動を実施する。

第3章 輸 送

【基本的な考え方】

人員や救援物資等の輸送は災害応急対策の根幹となることから、必要な車両、舟艇等を迅速に調達する必要がある。区は防災関係機関と連携を図り、災害応急対策の実施に要する車両、船舶等の調達及び適切な配分、輸送基地の活用を通じて、災害時の輸送体制に万全を期することとする。

なお、広域物資輸送については、都が講じる災害時の緊急輸送ルート確保と連動し対応するものとする。

【予防対策】

第1 輸送車両等の確保

1 区の所有車両

災害応急対策の実施に当たっては、区が所有する車両のほか、区所有の車両が使用できない場合でもその他の輸送手段が確保できるよう対策を講じる。

なお、区所有の車両は、東京都公安委員会に対し「緊急通行車両等の届出制度」による届け出をしている。

※ 「災害応急活動期」に従事する車両については、資料編(119ページ)を参照。

※ 緊急通行車両様式一覧については、資料編(120ページ)を参照。

2 協定事業者からの調達

(1) 区は、協定事業者（一般社団法人東京都トラック協会中央支部及び物流事業者）と救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定を締結している。

なお、物流事業者との協定においては、地域内輸送拠点における物資の受入れ、仕分け、入出庫管理業務等に関する協力に関しても協定業務の対象としている。

※ 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先供給に関する協定書（トラック協会）は、資料編(301ページ)を参照。

※ 災害時における救援物資の輸送等に関する協定（物流事業者）は、資料編(303～312ページ)を参照。

(2) 緊急人命救助活動のための障害物の除去や救援物資等の運搬作業の実施における作業用資機材等の提供に関し、東京都印刷工業組合及び東京都製本工業組合の京橋・日本橋支部と災害時における応急対策活動支援に関する協定を締結している。

※ 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）は、資料編(393ページ)を参照。

※ 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）は、資料編(394ページ)を参照。

(3) 被災者（滞留者を含む。）やボランティアなど、災害応急対策の実施のために必要な人員、携行する資器材等の輸送に関し、日立自動車交通株式会社及び日の丸自動車興業株式会社とバス輸送の協力に関する協定を締結している。

なお、日立自動車交通株式会社については、傷病者の搬送に関しても、協定業務の対象としている。

※ 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書（日立自動車交通株式会社）は、資料編（313ページ）を参照。

※ 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書（日の丸自動車興業株式会社）は、資料編（315ページ）を参照。

- (4) 福祉避難所への要配慮者の移送等が必要となる車両を調達するため、東京福祉バス株式会社及び大和自動車交通ハイヤー株式会社と災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定を締結している。

※ 災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書は、資料編（401ページ）を参照。

3 燃料の確保

車両及び施設・設備等に必要な燃料等を確保するため、東京都石油商業組合千代田・中央支部と優先供給の協定を締結するとともに、日本橋本石町の太陽光発電システムを設置している災害対応型給油所とも同様の協定を締結している。

※ 災害時における石油類等の供給に関する協定書（石油商業組合）は、資料編（298ページ）を参照。

※ 災害発生時における災害対応型給油所の協力に関する協定書（隅田商事）は、資料編（299ページ）を参照。

第2 輸送基地

1 地域内輸送拠点の指定

他自治体からの救援物資を受け入れ、区内の避難所等へ配送するための地域内輸送拠点として、総合スポーツセンター（日本橋浜町2-59-1）2階主競技場を指定するとともに、状況に応じて隣接する浜町運動場も活用していく。

総合スポーツセンター等が使用できない場合には、晴海臨海公園など十分な物資保管スペースがありトラック等による搬入が可能な施設を活用することとする。

なお、区内に地域内輸送拠点を確保できない場合は、特別区相互支援体制により支援区に協力を求めることとする。

2 ヘリコプター発着可能地点の選定

災害時、道路障害等により陸上輸送が困難となることも予想されるため、区及び都はヘリコプターによる支援物資や人員の緊急空輸を考慮し、ヘリコプター発着可能地点を選定する。

名 称	所在地	着陸展開面
月島運動場	晴海1-3-29	100m×130m

3 防災船着場の整備

水辺環境が豊かな本区においては、災害により陸上交通が遮断された場合等の代替・補完として水上輸送を活用することも有効である。このため、避難者・傷病者等の搬送や被災者に対する食料・医療品など救援物資を輸送するための水上輸送基地として防災船着場を整備している。

(1) 防災船着場の現況

《災害時に区が運用主体となる防災船着場》

船着場名称	所在地	整備年度	河川名	設置者	管理者	船着場の長さ
明石町	明石町	平成12年度	隅田川	都	都	約40m
新川	中央区新川2	平成元年度	隅田川	都	都	約24m
常盤橋※	日本橋本石町2	平成11年度	日本橋川	都	区	約28m
箱崎町	日本橋箱崎町	平成14年度	隅田川	都	都	約40m
浜町	日本橋浜町1	平成3年度	隅田川	都	都	約30m
日本橋	日本橋1	平成22年度	日本橋川	区	区	約20m
朝潮運河	勝どき4	令和5年度	朝潮運河	区	区	約60m

※ 日本橋川常盤橋防災船着場は、船着場が2段構造となっており、長さ約28mのうち、15m（潮の高いとき）と9m（潮の低いとき）に分かれている。

※ 上記以外に、都が運用主体となる防災船着場（月島ふ頭）が整備されている。

※ 今後、まちづくり基本条例に基づき市街地再開発事業施行者が月島三丁目に、都においては築地地区及び晴海五丁目の朝潮運河側に防災船着場を整備予定である。

なお、都が管理する防災船着場の運用については、統一的な対応が必要となるため、都防災計画に次のとおり定められている。

機関名	災害対策本部設置期間中	災害対策本部立ち上げ時
区本部	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として引継ぎを受け、都本部に報告する。
都本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区本部に運用の指示をする。)	都本部は、区本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場の利用が可能となったことを防災関係機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	防災船着場の損傷等の点検を行い、安全を確認し、区本部へ引継ぐ。
都港湾局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	防災船着場の損傷等の点検を行い、安全を確認する。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対区民部			○物資輸送態勢の構築 ○地域内輸送拠点の開設・運営 ○救援物資の受入れ・仕分け・輸送	
災対指令部			○物資等輸送車両の要請	
災対総務部		○区所有車両の配車		
災対福祉保健部				○要配慮者移送車両の要請
都本部・各部				○救援物資の輸送

第3 輸送車両等による輸送

1 車両の調達

原則として、次の車両を緊急車両として確保する。

(1) 区の所有車両

区所有の車両は、第2 非常配備態勢の発令とともに、災対総務部が一括管理するものとし、各部からの要請によって配車するものとする。

※「災害応急活動期」に従事する車両については、資料編(119ページ)を参照。

(2) 協力協定に基づく車両調達

ア 物資輸送

物資輸送に必要となる車両や作業用資機材の調達については、災対指令部が協定事業者(一般社団法人東京都トラック協会中央支部、物流事業者、東京都印刷工業組合及び東京都製本

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

工業組合の京橋・日本橋支部）に協力要請し、その後の具体的な調整業務については災対区民部が引き継いで行う。

なお、物流事業者に対しては、地域内輸送拠点における救援物資の受入れや仕分け、入出庫管理業務等に関する協力についても併せて要請する。

イ 被災者等のバス輸送に関する支援については、災対指令部が協定事業者（日立自動車交通株式会社及び日の丸自動車興業株式会社）に協力要請するとともに、併せて輸送調整を行う。

また、福祉避難所への要配慮者移送等に必要となる車両の調達については、災対福祉保健部が協定事業者（東京福祉バス株式会社及び大和自動車交通ハイヤー株式会社）に協力要請するとともに、併せて移送調整を行う。

(3) 都への調達あっせん

区の所有車両や協定により調達した車両以外にも車両が必要になった場合、災対総務部は、都知事（財務局）に対し調達のあっせんに要請するとともに、発注により必要車両数を調達するものとする。

(4) 配車計画

協定等により調達した車両については、災対指令部、災対総務部、災対区民部、災対福祉保健部等が必要とする各用途（被災者や資器材等の輸送、物資輸送、福祉避難所への要配慮者移送等）に応じて配車するものとする。

なお、用途別配車計画は、区所有車両とともに災害時において別途定めるものとする。

2 人員及び救援物資等の輸送

- (1) 被災者の他地区への移送は災対区民部が行う。（バス輸送に係る車両の調達は災対指令部が行う。）
- (2) 福祉避難所への要配慮者の移送は災対福祉保健部が行う。
- (3) 救援物資等の輸送は災対区民部が行う。

第4 地域内輸送拠点の運営

1 運営態勢の構築

地域内輸送拠点における救援物資の受入れや仕分け等については、災対区民部が、協定事業者（物流事業者）との連携のもと、他自治体からの応援職員やボランティアなどの協力を得て行う。

2 輸送態勢の構築

地域内輸送拠点からの救援物資等の輸送については、災対区民部が、協定事業者（東京都トラック協会中央支部、物流事業者）との連携のもと、車両及び運転手の提供を得て実施する。

第5 水上輸送

都、区などの防災関係機関により構成される「発災時における水上ルートの確保に向けた検討会」では、水上輸送の活用を目的として、防災船着場の運用ルール等に係るマニュアルを整備している。

災害時には当該マニュアルに基づき、各防災関係機関との役割分担のもと被災者や救援物資等を輸送する。

《被災者等輸送の手順》

- (1) 災対環境土木部は防災船着場の点検を実施する。点検結果については、災対指令部が都に報告する。
- (2) 被災者や救援物資等の輸送に必要な船舶の確保については、災対指令部が都に要請する。
なお、物資輸送の際には、船着場において必要となる荷役体制を構築しておく。
- (3) 防災関係機関との連携を図りながら、被災者や救援物資等の輸送を行う。
なお、都が管理する防災船着場については、都防災計画において発災時の統一的な運用が定められている。（本章第2-3(1)防災船着場の現況（275ページ）を参照。）

第10編 区民生活の早期再建

対策内容と役割分担

機関名		主な対策内容
第1章 被災住宅の応急危険度判定		
区	(災対都市整備部)	○ 応急危険度判定の実施体制の整備 ○ 応急危険度判定及び必要な措置を実施
都	(都市整備局)	○ 被災住宅の応急危険度判定支援本部の設置 ○ 応急危険度判定員の派遣
第2章 り災証明書		
区	(災対都市整備部)	○ 住家被害認定調査実施体制の構築
	(災対総務部)	○ り災証明書交付体制の構築
消防署		○ 火災調査実施体制の構築
第3章 応急仮設住宅の設置		
区	(災対都市整備部)	○ 応急仮設住宅の設置 ○ 被災住宅の応急修理 ○ 建築資材等の調達
都	(住宅政策本部)	○ 応急的な仮設住宅の供与
第4章 トイレの確保及びし尿処理		
区	(災対環境土木部)	○ 災害対応型トイレの整備 ○ 仮設トイレ等の設置状況の把握、災害廃棄物処理実行計画（し尿発生量の推計等）の策定・更新、収集体制の整備
	(災対指令部)	○ 防災拠点ごとの生活用水の確保 ○ 防災拠点における携帯トイレ等の確保
都	(環境局)	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等
	(下水道局)	○ 水再生センターや指定マンホールでのし尿の受入れ・処理
第5章 災害廃棄物処理		
区	(災対環境土木部)	○ 災害廃棄物の収集・運搬体制の整備・実行 ○ 災害廃棄物処理実行計画（がれき処理）・生活系ごみ処理計画の策定・更新 ○ 災害廃棄物の排出方法等の周知 ○ 道路啓開に伴う建物等の撤去
	(災対都市整備部)	○ 解体・撤去申請の受付窓口の設置・手続き等の周知 ○ 解体・撤去作業の委託
都	(環境局)	○ 東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、被災状況等を把握 ○ 区からの要請に応じて広域的支援を国や他県等に要請

第6～8章 応急教育・応急保育・応急学童育成		
区	(災対教育部)	○ 応急教育（活動再開準備・実施）
	(災対福祉保健部)	○ 応急保育（活動再開準備・実施）
		○ 応急学童（活動再開準備・実施）
第9章 被災者の生活確保		
区	(各 部)	○ 被災者生活再建支援金の受付 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 職業のあっせん ○ 区税等の徴収猶予及び減免 ○ 各種資金の貸付
消防署		○ 消防相談所の開設
第10章 義援金品		
区	(福祉保健部)	○ 中央区災害義援金配分委員会の設置、義援金の募集・受付・配分
都	(福祉局)	○ 東京都義援金配分委員会の設置、義援金の募集・受付・区への配分
日赤東京都支部		○ 受け付けた義援金を東京都義援金配分委員会へ送金
第11章 災害救助法等		
区	(本 部)	○ 都本部へ被害状況の報告（災対指令部）

【基本的な考え方】

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本編では、り災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、災害廃棄物処理等区民の生活再建についての対策を示す。

第1章 被災住宅の応急危険度判定

【基本的な考え方】

余震等による建築物の倒壊等二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を実施するとともに、住家が滅失又は破損した被災者に対する被災住宅の応急修理、一時提供住宅の供給及び応急仮設住宅の設置を行う。

【予防対策】

第1 応急危険度判定員の確保

- 1 都は平成7年度より応急危険度判定員ボランティアの養成に努めてきたところである。
さらに、平成14年度から応急危険度判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、応急危険度判定員（防災ボランティア）の確保を図っている。
- 2 区は、建築物応急危険度判定連絡協議会設置要綱に基づき、区ホームページ等で募集している。
※ 応急危険度判定…震災後の余震等による被災民間住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度を判定・表示を行うこと。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機関名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対都市整備部			被災住宅の応急危険度判定の実施○ ○都へ応急危険度判定員派遣の要請	
都都市整備局			○被災住宅の応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定員の派遣	

第2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定の実施について、都防災計画に次のように定められている。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅等	○ 区市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 ○ 都知事は、区市町村長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 ○ 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 ○ 都知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅等	○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。 ○ 都住宅政策本部及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
都市再生機構等が管理する住宅	○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

第3 応急危険度判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

第2章 り災証明書

【基本的な考え方】

区は、被災者の速やかな生活再建に向けて、住家被害認定調査、り災証明書交付、被災者台帳作成などの生活再建支援業務において、総合的かつ効果的な支援体制を構築していく。

【予防対策】

第1 体制の整備

1 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会

生活再建支援業務の標準化及び電子化を目的として、平成28年11月に都が設置した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会（以下「協議会」という。）」への参画を通じて、区は、生活再建支援業務に係る基本的方針やフローを確立していくとともに、課題の共有や対策の検討、訓練の実施など、協議会との緊密な連携を図りつつ被災者支援に向けた体制整備を推進していく。

2 被災者生活再建支援システム

区は、住家被害認定調査、り災証明書交付、被災者台帳作成に必要な機能を備えた「被災者生活再建支援システム」の活用により、迅速かつ効果的な被災者支援に努める。

なお、システム運用に係る情報提供等について、都と協定を締結している。

※ り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都）は、資料編(447ページ)を参照。

※ り災証明書発行に係る情報提供等に関する協定実施細目（東京都）は、資料編(449ページ)を参照。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	3時間		24時間	72時間
	初動対応期		応急対応期	復旧対応期
災対都市整備部				○住家被害認定調査 実施態勢の構築
災対総務部				○り災証明書交付 態勢の構築
消防署				○火災調査実施態勢 の構築

【復旧対策】

第2 リ災証明書の交付

1 対応方針の決定

関係機関による「り災証明書交付に関する調整会議」を開催し、住家被害認定調査、り災証明書交付、被災者台帳作成等の対応方針を決定する。

《参加が想定される関係機関》

- 東京都総務局（復興本部）
- 東京消防庁など

2 住家被害認定調査の実施

災対都市整備部は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、住家の被害認定調査を実施する。

対象地域や順番など調査方針を決める際には、状況に応じて応急危険度判定の結果を活用する。

3 火災調査

火災被害に係るり災証明書を交付するに当たり、その根拠となる火災調査は東京消防庁が行う。

※ 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書（東京消防庁）は、資料編（451ページ）を参照。

4 り災証明書の交付

区は被災者からの申請を受け、り災証明書を交付する。

（1）対象者

次のいずれかに該当する者

ア 区に居住実態のある個人又は世帯

イ 区内に住家を有している個人又は法人

(2) 体制等の整備

ア 所 管

本部が設置されている場合は、災対総務部協力課が所管する。

なお、本部が設置されていない場合は、総務部防災危機管理課が所管する。

イ 交付の体制

(ア) り災証明書の交付に必要な人員や物品を確保する。

(イ) 交付会場の候補地は、本庁舎のほか、築地社会教育会館、日本橋区民センター、月島区民センター、晴海区民センターとする。

(ウ) 交付会場には相談窓口を設置する。

(エ) 交付体制の準備状況に応じて、適宜交付日時・会場等の広報を行う。

ウ システムの運用

次の情報をシステム上で統合し、運用する。

(ア) 世帯・人：住民基本台帳

(イ) 住 家：家屋課税台帳

(ウ) 被 害：住家被害認定調査の実施結果

(3) 交 付

ア 証明の内容

(ア) 全壊（全焼・全流失）

(イ) 大規模半壊

(ウ) 中規模半壊

(エ) 半壊（半焼・半流失）

(オ) 準半壊

(カ) 準半壊に至らない（一部損壊）

(キ) 床上浸水

(ク) 床下浸水

(ケ) 無被害

イ 証明手数料

無料とする。

ウ 証明書の様式

※ 資料編(121ページ)を参照。

(4) 住家被害認定の第2次調査

被災者からの申請があった場合、又はり災内容の同意が得られない場合、区は被災者等の立会いを要請し、住家被害状況の第2次調査を実施する。第2次調査により、り災内容に変更が生じた場合は、り災証明書を再発行する。

第3 被災者台帳の活用

被災者ニーズに応じた支援をしていくためには、「誰が（世帯・人）」、「何に（住家）」、「どんな被害（全壊、半壊など）を受けたか」を把握することが重要である。

区は、被災者生活再建支援システムを用いて住民基本台帳、家屋課税台帳及び住家被害認定調査結果（被災者の同意が得られたもの）から被災者台帳を作成し、関係部署において情報共有を図りながら、迅速かつ的確な被災者支援を実施していく。

第4 被災届出受理証の交付

非住家（事務所、店舗、倉庫、工場など）の被害認定については、所有者に対して被災届出受理証を交付する。

※ り災証明書と被災届出受理証の整理については、別表（287ページ）を参照。

1 所 管

本章第2 4 (2)「ア 所管」（285ページ）と同様。

2 対象者

区内に非住家を有している個人又は法人

3 交付要領

(1) 被災届出の受付

被災者の自己申告に基づく被災届出を受理する。

(2) 建物被害認定調査

災対都市整備部が、届出の建物が記載通りの被害であるか現地調査する。このほか、被災者が自ら手配した専門家による調査結果書類を確認する方法もある。

(3) 交付

建物被害認定調査に基づき、被災届出受理証を交付する。

(4) 証明の内容

建物被害認定調査により、被災者が自己申告する被害のうち確認できた内容を記載する。

(5) 証明手数料

無料とする。

(6) 証明の様式

別途定める。

別表：り災証明書と被災届出受理証の整理

		建物被害		
		住家		非住家 (店舗、倉庫、工場など)
発行対象者		居住者 ※住民登録世帯又は 住登外世帯 ※法人は対象外	所有者 ※家屋課税台帳に登 録された所有者 (個人又は法人)	所有者
発行証明書		り災証明書		被災届出受理証
認定対象		主たる居宅	区内にある住家	区内にある非住家
認定根拠		住家被害認定調査 ※火災は消防による調査		建物被害認定調査 ※火災は消防による調査
証明 の 内 容	暴風、豪雨、 豪雪、洪水、 高潮、地震、 津波、噴火、 その他の異常 な自然現象	全壊（全流失） 大規模半壊 中規模半壊 半壊（半流失） 準半壊 準半壊に至らない（一部損壊） 床上浸水 床下浸水 無被害		被災者が自己申告する被 害のうち確認できた内容
	火 災	全焼 半焼 部分焼 ぼや		全焼 半焼 部分焼 ぼや

※ 住家と非住家から構成される併用住宅の取扱いについては、居住実態のある部分を住家とし、それ以外の部分は非住家とする。よって非住家部分は考慮に入れず、住家被害認定調査により判定する。

第3章 応急仮設住宅の設置

【基本的な考え方】

災害のため住家が滅失又は破損し、自己の資力によって居住する住家を確保することができない被災者を入居させるため、区又は都は応急仮設住宅を設置する。

【予防対策】

第1 設置主体

- 1 災害救助法が適用されないときは区が設置する。
- 2 災害救助法適用後は都が設置する。

第2 設営地の選定

応急仮設住宅の建設候補地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、一時避難場所等の利用計画の有無などを考慮のうえ、あらかじめ区として次の公園及び運動場を指定し、不足する場合には、国・都の所有地又は民間空地进行を建設候補地として検討する。

なお、区は、常に最新の建設候補地の状況を把握するとともに、年1回都に状況を報告する。

施設名	所在地	敷地面積	有効面積	所有者
あかつき公園	築地7-19-1	12,174m ²	6,401m ²	区
浜町公園 (浜町運動場)	日本橋浜町2-59-1	47,452m ²	20,127m ²	区
坂本町公園	日本橋兜町15-3	5,192m ²	3,385m ²	区
新月島公園 (月島運動場)	晴海1-3-29	18,949m ²	10,272m ²	区

※ 敷地面積は、その施設の土地面積とする。

※ その施設において樹木や建物などにより利用することが出来ない面積を除いた面積とする。

また、災害救助法が適用された場合で、本区の区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対都市整備部			被災住宅の応急修理○ 応急仮設住宅等の供与○	→
都住宅政策本部			○応急仮設住宅等の確保 応急仮設住宅等の供与○	→

【復旧対策】

第3 応急仮設住宅等の供与

1 建築の型式及び規模等

建物の型式は災害の状況に応じて、その都度定めるものとするが、規模等は都の設置基準に準じたものとする。なお、都の設置基準は次のとおりである。

(1) 設置戸数

都は、応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する。

(2) 建物の構造

平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

(3) 規 模

1戸当たりの住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定し、建設型応急住宅の供給に努める。

2 実施方法

区が設置する場合は災対都市整備部において実施する。この場合、設置開始時点及び戸数については区長（本部長）が定める。なお、応急仮設住宅の設置は災害発生の日から20日以内に着工し、入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

災害救助法適用後は、区長（本部長）は必要があると認めたときは、直ちに都知事（都本部長）に対して設置の要請をする。

応急仮設住宅の設置に必要な人員及び資器材を確保するとともに、区内建築・設備・管業者の民間団体から協力を得るために、平成7年12月中央区災害対策建築協力会と協定を締結した。

※ 災害時における応急対策業務に関する協力協定書（建築協力会）は、資料編（395ページ）を参照。

3 入居者の選定

(1) 入居資格

- ア 住居が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者であること。

※ 使用申込みは1世帯1カ所限りとする。

(2) 入居者の募集及び選定

ア 災害救助法適用後

入居者の募集及び選定は区が実施する。なお、入居者の選定は都が策定する基準に基づくものとする。

入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間で融通しあう。なお、区は高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者やひとり親世帯の優先的入居に努めることとする。

イ 災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じる。

4 住宅の管理

- (1) 区が管理する場合には、入居期間、使用条件、その他必要な事項等を定め、災対都市整備部が管理する。
- (2) 都が管理するものについては、区はこれに協力するものとする。
- (3) 区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

5 まちづくり支援用施設、区立住宅等の提供

応急仮設住宅を補完するため、まちづくり支援用施設（仮住宅、仮店舗）及び区民住宅の空き室等を活用する。

6 都営住宅・区営住宅等の供給

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅として供給する。

都は、都営住宅の空き住戸の確保、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き住戸の提供を求めるとともに、関係団体と協力し、借り上げによる民間賃貸住宅を提供するよう努める。

入居資格及び入居者の募集・選定については、原則、応急仮設住宅として行う。

区は、都の要請を受け、区営住宅の空き住戸を確保・提供するとともに、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

第4 被災住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法の改正（令和5年6月）により、被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないよう、被災者の住宅に対する緊急の修理について定められた。

(対象例)

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による雨風の侵入の防御
- 損傷した住宅前の歩行者の安全確保を目的としたアパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない人及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した人に対して、被災をしながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うものとする。

(1) 実施主体

ア 災害救助法が適用されないときにおいては区が実施する。

イ 災害救助法適用後は都が実施する。場合により、都は、区に事務を移管する。

(2) 実施方法

ア 修理は、原則、都が一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、一般社団法人全国災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者及び中央区災害対策建築協力会の協力により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことが出来ない部分の修理を行う。場合により、都は、区に事務を移管する。

イ 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

ウ 期間は、災害発生の日から3カ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内）に完了する。

※ 災害時における応急対策業務に関する協力協定書（建築協力会）は、資料編（395ページ）を参照。

(3) 修理住宅の選定

区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区長（本部長）が発行する災害証明書等に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定事務を行う。

(4) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

第4章 トイレの確保及びし尿処理

【基本的な考え方】

- 1 災害時、上下水道の機能に支障が生じた際、区は直ちに防災関係機関の協力を得ながら防災用井戸や河川等を活用し、トイレ機能に必要な生活用水の確保を図る。
- 2 避難場所や防災拠点において、仮設トイレの設置やマンホールトイレの活用などにより、トイレ機能を確保する。
- 3 区は日頃から区民や事業所に対して、携帯トイレ等の備蓄について普及・啓発を行っていく。

【予防対策】

第1 災害用トイレ確保対策

1 備蓄の現況

種 類	備蓄数	発災後の設置場所	し尿処理方法	容 量	備 考
地下タンク式 仮設トイレ	○ 地下タンク 3基 ○ 仮設トイレ 6基×3カ所	○ 浜町公園(5) ○ 新月島公園(5) ○ 京橋公園(5) ()の数は、マンホール数	公園地下に設置しているタンクに貯留し、収集車で下水道投入施設に搬入	地下タンク1基の容量約12,000ℓで、約20,000人分の貯留が可能	脱臭剤付き
便槽式 仮設トイレ	○ 大便所 30台 ○ 小便所 30台 (予備便槽 50台)	○ 広域避難場所 ○ 防災拠点等	大便所・小便所共用の便槽に貯留し、収集車で下水道投入施設に搬入	便槽1個の有効許容量は320ℓで約270人分の貯留が可能	脱臭剤付き
マンホール トイレ	250台	○ 防災拠点 ○ 下水道局指定の区内マンホール ○ 明石町河岸公園 ○ 晴海臨海公園	下水管に直接排泄するため処理の必要なし	—	明石町河岸公園は、環境土木部が公園内に備蓄
組立式簡易 トイレ	1,207個	○ 防災拠点	汚物の入った使用済みポリ袋は可燃ごみとして処理	ポリ袋1枚の容量18ℓで最大10人分の貯留が可能	脱臭剤付き
簡易トイレ 既設洋式用	80セット	同上	同上	同上	同上
携帯トイレ	86,040枚	—	—	—	

2 し尿投入下水道施設

- (1) 芝浦水再生センター（港区港南1-2-28）
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合大井作業所（品川区八潮1-4-1）
- (3) 指定マンホール
 - ア 日本橋浜町3-4
 - イ 日本橋箱崎町44-9（東京都下水道局箱崎ポンプ所内）
- (4) 民間し尿処理施設

3 防災拠点における屋外排水管の耐震化等

防災拠点（避難所）となる施設の排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。また、既設排水管等の耐震化が困難な施

設については、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用トイレシステムを整備している。

4 災害時対応型公衆便所

災害時に給排水ができなくなった場合、床下のピットを便槽として利用する。現在、区内公衆便所54カ所設置済みで、1カ所あたりの容量は、10～60m³程度で、約5,000～30,000人分、54カ所合計で約1,370m³、約69万人分の貯留が可能である。し尿の処理は、地下便槽に貯留したものを収集車で下水道投入施設に搬入する。

《災害時対応型公衆便所の設置場所》

(令和6年4月1日現在)

京橋地域(22カ所)	日本橋地域(20カ所)	月島地域(12カ所)
○ 新京橋際 ○ 京橋際 ○ 水谷橋公園内 ○ 元豊玉橋際 ○ 数寄屋橋公園内 ○ 元木挽橋際 ○ 出雲橋際 ○ 元八通八橋際 ○ 桜川公園内 ○ 佃大橋西詰 ○ 築地川公園内 ○ 中央市場脇 ○ 門跡橋東 ○ 元備前橋際 ○ 元南明橋際 ○ 久安橋際 ○ 湊橋際 ○ 霊岸橋際 ○ 越前堀児童公園内 ○ 新川公園内 ○ 亀島橋際 ○ あかつき公園内西側	○ 常盤公園内 ○ 江戸桜通り地下 ○ 日本橋際 ○ 江戸橋際 ○ 堀留児童公園内 ○ 十思公園内 ○ 小網町二丁目 ○ 蛸殻町公園内 ○ 箱崎川第二公園内 ○ 箱崎町 ○ 左衛門橋際 ○ 久松児童公園内 ○ 浜町公園内西側 ○ 浜町公園内南側 ○ 西河岸橋際 ○ 茅場橋際 ○ 新亀島橋際 ○ 坂本町公園内 ○ 浜町川緑道内 ○ 豊海橋際	○ 石川島公園内 ○ 相生橋際 ○ 元新月橋際 ○ 西仲橋際 ○ 月島第一児童公園内 ○ 月島第二児童公園内 ○ 勝どき四丁目 ○ 豊海運動公園内 ○ 黎明橋公園内 ○ 晴海五丁目ターミナル内 ○ 佃大橋東 ○ 月島三丁目児童遊園内

第2 災害時における事業者団体等との協定

災害時には23区及び東京二十三区清掃一部事務組合は事業者団体等に対し、し尿の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。

※ 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）は、資料編(376ページ)を参照。

※ 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）は、資料編(378ページ)を参照。

※ 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（京葉興業）は、資料編(380ページ)を参照。

※ 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（太陽油化）は、資料編(382ページ)を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対環境土木部			○下水機能の活用 ○仮設トイレ等の設置 災害廃棄物処理実行計画書（し尿処理）の策定○ 協定業者によるし尿収集車等の確保○	
災対指令部			○携帯トイレ等を要請	
都環境局			し尿の収集、運搬に関する広域的な調整等○	
都下水道局			し尿の受入れ・処理○	

第3 トイレの確保及びし尿処理

1 避難場所等における対応

(1) 避難場所における対応

防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保するとともに、避難場所にある水洗トイレの活用により対応を図る。水洗トイレが不足する又は使用できない場合は、仮設トイレの設置等により対応する。

なお、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等の状況により、上記対応の必要性を判断する。

(2) 防災拠点における対応

学校のプール、防災用井戸等により生活用水を確保するとともに、可能な限り水洗トイレを使用する。水洗トイレが不足する又は使用できない場合は、防災拠点に備蓄されている携帯トイレやマンホールトイレの活用により対応する。

なお、備蓄が不足する場合には、速やかに都に要請する。

※ マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書は、資料編(384ページ)を参照。

(3) 家庭・事業所における対応

家庭・事業所において排水管の安全確認をした後、水洗トイレを使用する。水洗トイレの安全確認ができない場合又は使用できない場合は家庭・事業所において備蓄している携帯トイレ等により対応を図る。

(4) 要配慮者等への安全性の確保

災害用トイレの設置に当たっては、要配慮者等の安全性を確保するよう配慮するものとする。

2 処理計画

(1) 災害がおさまり次第、避難場所等の水洗トイレ及び仮設トイレ等の状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画（し尿処理）を策定し迅速な処理に努める。

(2) し尿収集車等の確保に当たっては、協力協定団体である東京都環境保全協同組合に協力要請を行うとともに、必要に応じて都に応援を要請する。

※ 災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書は、資料編(387ページ)を参照。

(3) 仮設トイレ等から収集したし尿は、原則として下水道施設(水再生センター及び主要管きよの指定マンホール)などへの投入により処理する。

携帯トイレ等により排出されるし尿は、清掃工場で焼却処理する。

※ 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書は、資料編(386ページ)を参照。

(4) 計画の実施後も、定期的にし尿の貯留状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

第5章 災害廃棄物処理

【基本的な考え方】

- 1 災害時には、一般生活により発生するごみに加えて、壊れた家財等のごみが大量に発生し、区民の生活環境に重大な影響を及ぼすことが懸念される。さらに、被災地では道路障害物等により、一時的に通常の態勢によるごみの処理が困難になることも予想される。
こうした状況に適切に対応し、発生したごみの処理を速やかに行い、区民の生活環境の保全に努める。
また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理し、その後の復旧・復興活動を円滑に進める。
- 2 被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材、コンクリートがら、金属くず等（以下「がれき」という。）の再利用、適正処理を実施する。
- 3 発災後、区は「がれき処理対策班（以下、本章において「対策班」という。）」を設け、都等と連携して地域のがれき処理を行う。

【予防対策】

第1 災害廃棄物処理体制の整備

- 1 区の体制
都等と協力して、災対環境土木部及び災対都市整備部で行う。
- 2 清掃事務所の活動体制
(1) 清掃車区所有台数

新大型特殊車	4台（軽油）
小型プレス車	2台（軽油）
軽小型車	7台（ガソリン）
ライトバン	1台（ガソリン）
軽1BOX	3台（ガソリン）

- (2) 器具器材

角スコップ	角型コンテナ
31丁	84個

- 3 災害時における事業者団体等との協定
災害時には各区等は事業者団体等に対し、災害廃棄物の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。
※ 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）は、資料編(366ページ)を参照。
※ 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）は、資料編(368ページ)を参照。
※ 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）は、資料

編(370ページ)を参照。

※ 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）は、資料編(372ページ)を参照。

第2 災害廃棄物の共同処理体制

災害による災害廃棄物が東京23区内で発生した場合、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）が、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定を令和2年4月に締結した。

1 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

東京23区内の1カ所以上で震度6弱以上の地震が観測された場合または初動本部の設置の必要があると認められた場合は、発災後1週間を目途に特別区災害廃棄物処理初動本部を設置し、各区等の被害情報の集約・共有等を行う。

災害廃棄物の共同処理が必要な場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部を設置し、災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定をはじめ、車両の配車、二次仮置場、広域処理、国庫補助等の調整を行う。

※ 災害廃棄物の共同処理等に関する協定は、資料編(374ページ)を参照。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 環 境 土 木 部	【ごみ処理】			○ 生活系ごみ処理計画の策定 ○ 地区集積所の設置 ○ 臨時配車要請 ○ 器具機材等の確保 ○ ごみの処理 → ○ 分別・集積・収集についての広報
	【がれき処理】		災害廃棄物処理実行計画を策定 ○ 適正処理の指導事務 ○ →	
災 対 都 市 整 備 部	【がれき処理】		解体・撤去申請の受付窓口の設置 ○ → 解体・撤去作業の委託 ○ →	
都 環 境 局			東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置 ○ 広域的支援の調整 ○ →	

第3 災害廃棄物処理

1 清掃事務所の活動態勢

車 種	区所有・ 民間借上 の別	台 数	燃 料	積載基準（1 t / 1 台）				計画処理量
				可燃（t）	不燃（t）	ペ ット ボ トル	プラ	（一日当たり t / 日）
新大型特殊車	区所有	2	軽油	2.24	2.33			可燃 127.5
	民間借上	3	軽油					ペットボトル 3.6
小型プレス車	区所有	1	軽油	1.30	1.32			プラ 2.4
	民間借上	16	軽油			0.45	0.4	

小型排出車	民間借上	4	軽油		0.57			不燃	6.8
小型ダンプ車	民間借上	2	軽油	粗大ごみ	0.40				4.4
中型プレス車	民間借上	1	軽油	粗大ごみ中継	1.75				6.0
平ボディ車	民間借上	13	軽油	古紙1.5 びん・缶0.35					30.5
軽小型車	区所有	6	ガソリン	狭小路地、現場指導					
ライトバン	区所有	1	ガソリン	排出指導用					
軽1BOX	区所有	2	ガソリン	現場指導、不法投棄対応					
合計		51							

2 ごみ処理

(1) 排出推定量

災害時には、一般生活により発生するごみに加えて、壊れた家財等が極めて大量に排出されるという状況が3カ月程度続くと推定される。その結果、この期間に排出されるごみの推定量は区全体で約53,000 t（区通常年間収集量の約1.5倍）に達すると見込まれる。

(2) 処理方法

ア 災害がおさまり次第、被害状況の把握に努め、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と連携して、生活系ごみ処理計画を策定し迅速な処理に努める。

イ 収集運搬に際しては、衛生上の観点から燃やすごみを優先する。

ウ 災害時のごみを排出するための地区集積所を設ける。

エ 東京二十三区清掃協議会への臨時配車要請を行うとともに、「災害時における石油類等の供給に関する協定」に基づく燃料の優先供給を受けるなどして、収集運搬に必要な清掃車や器具機材等の確保に努める。

オ 必要に応じて他都市からの応援を要請することにより、収集運搬体制の早期確立を図る。

カ 処理施設への短期間での大量搬入が困難である場合には、幹線道路に面した公園、運動場等の公有地を中継所として活用し、収集の効率化を図る。

キ 被災者及びその他の区民、事業者に対し、地区集積所の場所、ごみの分別、収集予定等について区ホームページ、広報車等を活用して周知及び指導を行う。

ク 終末処分は、都が管理する海面埋立地及びその他の処理施設に搬入し、埋立または焼却をする。

(3) 民間業者への協力要請

事業活動に伴って排出されるごみは事業者の自己処理責任の原則に則り、一般廃棄物処理業者が収集を行うか、有料にて区が収集している。しかしながら、災害時にはこの原則が守られず、事業系ごみが家庭ごみと区別されずに排出されるおそれがある。

そこでまず、災害時に排出される事業系ごみを円滑に処理するため、一般廃棄物処理業者への協力要請を行う。併せて、ごみを排出する事業者に対しても、適切に排出するよう呼びかけ

を行う。

3 がれき処理

(1) 排出推定量

被害想定では、都心南部を震源とするマグニチュード7.3の地震が起きたとき、本区で発生する震災廃棄物は99万tと想定されている。

(2) 処理方法

ア 災害廃棄物処理実行計画（がれき処理）の策定

区は、下記の事項を考慮し、所管の区域におけるがれき処理に係る計画を策定する。

(ア) 被害状況を確認し、がれき発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

(イ) がれき処理推進体制を整備する。

(ウ) 発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、仮置場の必要面積を推計する。

イ 都への報告

所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量とともに都へ報告する。

ウ 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬送

がれき仮置場（応急集積場所）に搬送し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

エ がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、対策班において区民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。

オ 事務の内容

(ア) 区民への周知

対策班は、発災後できるだけ早い段階において、区ホームページ等を通じて区民にがれき処理の手続き等を周知する。

(イ) 受付事務

対策班は、発災後速やかに区民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。

(ウ) 確認事務

申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうかを判断する。

(エ) 民間業者との契約事務

解体・撤去することが適当と認められたものについて、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しながら、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(オ) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、アスベスト等の有害物質については、飛散防止を図るため所定の方針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指

導を徹底する。搬出したがれきは、対策班の指示する仮置場に搬入する。また、廃材等の野焼き防止に努める。

カ 仮置場の確保

仮置場は、積み替えによるがれきの輸送効率の向上と分別徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として使用する。

(ア) 応急集積場所

緊急道路障害物除去により収集したがれきを処理体制が整うまでの間仮置きするために、区が指定する。道路障害物除去終了後は引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積替用地として使用する。

(イ) 一次仮置場

緊急道路障害物除去終了後、建物の解体により発生したがれきの積替用地として、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなどして、区が指定する。

(ウ) 二次仮置場

応急集積場所・一次仮置場から搬出した廃木材、コンクリートがら等はできる限り再利用するが、その際に中間処理、再利用施設が円滑に機能するまでの間の貯留用地として特別区が指定する。

なお、用地の確保が困難な場合は、都に支援を要請する。

キ がれきの中間処理、再利用、最終処分

応急集積場所・一次仮置場から分別して搬出したがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」に基づいて次の品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なもの（瓦、モルタル、ガラス等）に限り、できるだけ減容・減量化したうえで環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

(ア) 廃木材

破碎処理した後チップ化し、製紙用・ボード用・燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処分する。

(イ) コンクリートがら破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事材料等に再利用するか、震災復興需要が旺盛になるまで積み置く。

(ウ) 金属くず

製鋼材料等の再利用のため資源として売却する。

3 住宅関係障害物除去

(1) 除去の対象

住家に運びこまれた土石、竹木等の除去に関しては、災害救助法に基づき、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
- 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊又は床上浸水したもの○ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの |
|---|

(2) 実施方法

ア 災害救助法適用前は、区において区長（本部長）が除去の必要を認めたものを対象として実施する。

イ 災害救助法適用後は、上記「(1) 除去の対象」に基づき、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告する。都建設局は、区と協力して除去作業を実施する。この場合、区は保有の器具、機械等を提供するなど都の活動に協力するものとする。

ウ 障害物の集積場所として交通に支障のない路上及び公園等に一時集積する。

第6章 応急教育

【基本的な考え方】

1 活動方針

教育に関する防災事務を総括的かつ計画的に推進し、学校教育及び社会教育の目的の達成を期する。

2 計画目標

- (1) 区立小学校、中学校、幼稚園及び宇佐美学園等の災害予防、応急対策等の確立を通じて、幼児・児童・生徒（以下、本章において「児童等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する。
- (2) 上記の目標を達成するため、年次計画により全区立小中学校及び幼稚園に帰宅困難な児童等の食料及び災害対策用備品等（学用品、ヘルメット等）を整備する。

【予防対策】

第1 事前準備

- 1 学校長及び幼稚園長（以下、本章において「学校長等」という。）は、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導方法等についても明確にする。
- 2 学校長等は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育態勢に備えて、次の措置を講じる。
 - (1) 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を随時見直す。
 - (2) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (3) 学校長等は、勤務時間外の所属職員の所在、非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 3 学校長等は、児童等に対し、地震から身を守る行動力を体得させるため、起震車による災害疑似体験や緊急地震速報が発表された際の対応など、地震発生時の状況に即した訓練を行い、発達段階に応じた防災教育を推進する。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対教育部	○ 児童等の安全確保 ○ 施設の安全確認 ○ 被害状況の報告 ○ 保護者への連絡 ○ 児童等の引渡し		学用品の調達・配分○ 応急教育の実施○	

【応急対策】

第2 災害時の態勢

- 1 学校長等は、児童等に対して適切に避難を指示する。
- 2 学校長等は、児童等の安全を確保するとともに、職員及び施設の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に状況を報告する。
- 3 学校長等は、災害用伝言ダイヤル・伝言板、電子メール、SNSなど、各種メディア・ツールを活用し、保護者に災害情報を連絡する。
- 4 学校長等は、家庭・通学路等の安全確認ができるまでの間、児童等を学校の安全な場所に一時保護し、確実に保護者等への引渡しができる場合に帰宅させる。
 また、保護者が一斉帰宅抑制により事業所内等に留まらざるを得ない等の理由で引渡しの時間が大きく遅れることが見込まれる場合、学校長等は学校施設の一部を開放するなど、児童等を適切に保護するための態勢を整える。
 これ以外の方法による時は、教育委員会に協議する。
- 5 学校長等は、避難所の開設など、施設管理に必要な職員を確保する。
- 6 学校長等は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うとともに、速やかに教育委員会にその内容を報告し、児童等及び保護者に周知を図る。
- 7 災対教育部は、通信途絶の場合、区立小学校、中学校、幼稚園等への情報継送を地域防災無線により行うものとする。

第3 学用品の調達及び支給計画

学用品の調達及び支給は東京都の災害救助法施行細則に基づいて行われるが、その内容はおおむね次のとおりである。

1 給与の対象

災害により住家に被害をうけ、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の期間

災害の発生日から教科書については1カ月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、特に都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

3 給与の方法

学用品は原則として都知事（都本部長）が一括購入し、区長（本部長）が被災児童及び生徒に対して配分する。なお、学用品の給与を迅速に行うため都知事から職権の委任を受けた場合は、区長（本部長）が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。このため、区は学用品の一部を各学校に備蓄する。

4 費用の限度（災害救助法施行細則）

(1) 教科書代

教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

(2) 文房具及び通学用品

限度額については、都が定める基準による。

【復旧対策】

第4 災害復旧時の教育態勢

- 1 学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の点検を行い、被災状況を教育委員会に報告するほか、教科書及び教材の給与の協力態勢に努める。
- 2 教育委員会は、被災学校（園）ごとに担当指導主事を定め、災害情報の伝達について万全を期する。
- 3 上記については、連絡網を確立し、伝達事項の徹底を図る。
- 4 応急教育計画に基づき、学校（園）への収容可能な児童等は学校（園）において指導する。その際、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育及び生活指導・相談に重点を置く。
- 5 登校しない児童等については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行う。
- 6 学校（園）を避難所に提供し長期間学校（園）が使用不可能な場合には、教育委員会と連携し他の公共施設等の確保を図るなど、早急に授業の再開に努める。
- 7 学校長等は、教育委員会と連携し、災害情報に基づき平常授業を行うよう努める。

第7章 応急保育

【基本的な考え方】

災害発生の際、園児の安全を確保するとともに、応急対策及び復旧活動を速やかに実施し、被害状況に対応した保育を行うことにより、保育行政の万全を期することを目的とする。

【予防対策】

第1 事前準備

- 1 保育園長（以下、本章において「園長」という。）は、保育園の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策並びに応急保育計画を策定する。
- 2 園長は、災害の発生に備えて次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 園児に対する避難訓練及び防災指導の実施
 - (2) 災害時の事後処理について具体的な計画の策定
 - (3) 施設の窓ガラス飛散防止及び備品等の転倒防止措置
 - (4) 保護者に園児を引き渡すまでに必要な食料、飲料水の備蓄
 - (5) 必要な設備、備品等の保全措置
 - (6) 保護者との連絡及び園児の引渡し方法の検討・周知
 - (7) 区、警察署及び消防署等関係機関との連絡体制の確立
 - (8) 勤務時間外における所属職員の非常招集方法の策定・周知

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 福 祉 保 健 部	○園児の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○園児引渡し			○応急保育の実施

【応急対策】

第2 災害時の態勢

- 1 園長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。
- 2 園長は、保育児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、関係機関との緊密な連携のもとに災害対策にあたり、保育園の管理に万全を期する。
また、保護者が一斉帰宅抑制により事業所内等に留まらざるを得ない等の理由で引渡しの時間が大きく遅れることが見込まれる場合、園児を適切に保護する態勢を整える。
- 3 園長は、園近隣の火災の発生、津波のおそれなど、園舎での保育の継続が困難な場合、園児を避難場所等へ避難させる。その際、園児の歩行能力等勘案し、安全な避難経路を選択するなど、状況に応じた避難措置をとる。
- 4 園長は、保育児童の安全確保、施設の被害状況等について、保護者連絡ツールでの配信、災害用伝言ダイヤルへの登録、園舎への掲示など保護者への周知を図る。
- 5 園長は、臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を速やかに実施する。

【復旧対策】

第3 災害復旧時の保育態勢

- 1 園長は、職員を掌握し、園舎及び設備等の被災状況を調査するとともに、保育の再開のために必要な物品について、福祉保健部子育て支援課長に要請する。
- 2 園長は、園児の安否確認を行うとともに、登園児数の把握に努める。その際、登園の安全の確保に留意する。
- 3 保育園舎が使用できないときは、福祉保健部長と協議し、他の施設を確保し早急に保育の再開を期する。
- 4 長期にわたり園舎の使用が不能で、かつ他の施設の確保が困難な場合は、自宅待機の措置をとる。この場合、保護者との連絡を密にする。
- 5 園長は、災害復旧の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に戻るよう努力し、その時期を保護者に連絡する。
- 6 災害により保護者が病気、けが、親族の介護等、家庭での保育が困難となった場合、一時保育などの既存事業で対応するものとする。ただし、既存事業での受入れを超える場合、保育園での

保育の実施を検討する。

- 7 災対福祉保健部は、災対教育部と連携し、防災拠点、保育園等における災害遺児の状況を把握し、都福祉局に報告するとともに、災害遺児が適切な施設へ早急に入所できるよう児童相談所等関係機関と連携を図る。

第8章 応急学童育成

【基本的な考え方】

災害発生の際、学童クラブや子どもの居場所（プレディ）の児童の安全を確保するとともに、応急復旧の速やかな実施と被害状況に対応した育成を行うことを目的とする。

【予防対策】

第1 事前準備

- 1 児童館及びプレディプラス責任者（プレディ責任者も含む）（以下、本章において「施設長」という。）は、施設の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策並びに応急学童育成計画を策定する。
- 2 施設長は、災害の発生に備えて次に掲げる措置を講じる。
 - （1）児童に対する避難訓練及び防災指導の実施
 - （2）災害時の事後処理について具体的な計画の策定
 - （3）施設の窓ガラス飛散防止及び備品等の転倒防止措置
 - （4）保護者に児童を引き渡すまでに必要な食料、飲料水の備蓄
 - （5）必要な設備、備品等の保全措置
 - （6）保護者との連絡及び児童の引渡し方法の検討・周知
 - （7）区、教育委員会、警察署及び消防署等関係機関との連絡体制の確立
 - （8）勤務時間外における所属職員の非常招集方法の策定・周知

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災 対 福 祉 保 健 部	○児童の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○児童引渡し			○応急学童の実施

【応急対策】

第2 災害時の態勢

- 1 施設長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。
- 2 施設長は、児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、関係機関との緊密な連携のもとに災害対策にあたり、施設の管理に万全を期する。
また、保護者が一斉帰宅抑制により事業所内等に留まらざるを得ない等の理由で引渡しの時間が大きく遅れることが見込まれる場合、児童を適切に保護する態勢を整える。
- 3 施設長は、近隣の火災発生、津波のおそれなど、施設での児童指導の継続が困難な場合、児童を避難場所等へ避難させる。その際、児童の歩行能力等勘案し、安全な避難経路を選択するなど、状況に応じた避難措置をとる。
- 4 施設長は、児童の安全確保、施設の被害状況等について、災害用伝言ダイヤルの登録、施設への掲示など保護者への周知を図る。
- 5 施設長は、区と教育委員会と調整し、臨時の運営態勢をとるなど、状況に応じた措置を速やかに講ずる。

【復旧対策】

第3 災害復旧時の学童育成態勢

- 1 施設長は、職員を掌握し、施設・設備等の被災状況を調査するとともに、福祉保健部子ども家庭支援センター放課後対策担当課長（以下、本章では「課長」という。）に連絡し、施設の運営態勢の維持に努める。
- 2 課長は、被災施設ごとの情報及び指導の伝達について万全を期する。
- 3 課長及び施設長は、児童の安否確認を行うとともに、応急学童育成計画に基づき、育成可能な児童は、施設において育成する。その際、登下館の安全の確保に留意する。
- 4 課長は、施設が使用できないときは、福祉保健部長と協議し、他の施設を確保し早急に学童育成の再開を期する。
- 5 施設長は、災害復旧の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ平常育成に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第9章 被災者の生活確保

【基本的な考え方】

職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
区各部			被災者生活再建資金支給事務○	→
			職業あっせん依頼○	→
			区税等の徴収猶予・減免○	→
			各種資金の貸付○	→

【復旧対策】

第1 被災者生活再建資金支給事務等

1 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(1) 実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については、区で行う。）

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ ア又はイの区市町村を含む都道府県の区域内で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万未満に限る。）の区域に係る自然災害

オ ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万未満に限る。）の区域に係る自然災害

カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における区市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の区市町村にあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(3) 支給要件等

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金の額

ア 複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅を除く）	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅を除く）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅を除く）	—	25	25

イ 単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅を除く）	—	18.75	18.75

(5) 適用手続

区長（本部長）は、当該自然災害にかかる次に掲げる事項について都福祉局あてに速やかに報告する。

ア 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。）、半壊（半焼を含む。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

エ その他必要な事項

2 災害弔慰金の支給等

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給するほか、住居等に被害を受けた世帯の世

帯主に対して生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。(災害弔慰金の支給等に関する条例)

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡したときは、その者の遺族に対し生計維持者の死亡の場合500万円、その他の者の死亡の場合は250万円の災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

区民が自然災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次の表に掲げる程度の障害があるときは、その当時においてその属する世帯の生計維持者に対し250万円、その他の者は125万円の災害障害見舞金を支給する。

障害の程度	1 両眼が失明したもの そしやく
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	6 両上肢の用を全廃したもの
	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	8 両下肢の用を全廃したもの
	9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金

貸付対象	自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の所得が次の額に満たないものの世帯主（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合は前前年の所得） 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上は、1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 2 世帯主の1カ月以上の負傷、かつ家財等に損害がある場合 ア 家財の1/3以上の損害 250万円 イ 住居の半壊 270万円 ウ 住居の全壊 350万円 3 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失または流失 350万円 4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災住居の建て直しに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア 2のイの場合 350万円 イ 3のイの場合 250万円 ウ 3のウの場合 350万円

貸付条件	1 据置期間	3年
	2 償還期間	据置期間経過後7年
	3 貸付利率	年0.4%（据置期間中は無利子）
	4 保証人	不要
	5 償還方法	原則として元利均等年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
	6 違約金	延滞元利金額の年5%

(4) 義援金

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、区に寄せられた義援金について、中央区災害義援金配分委員会を設置し、被災した区民に対して適正・公平に配分する。詳細は、本編第10章「第4 義援金の配分」（323ページ）を参照。

第2 職業のあっせん

区は、被災者の職業あっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

また、必要により被災者の職業のあっせんについて公共職業安定所に直接あっせんを依頼する。

第3 租税等の徴収猶予及び減免等

1 区の租税等緩和措置

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下、本章において「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2カ月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合、区長（本部長）が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、区長（本部長）が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減 免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(イ) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険

ア 保険料の減免等

(ア) 減 免

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

イ 一部負担金の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予又は減免する。

(3) 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な事情にあるときは、免除申請を受け付け、日本年金機構宛て送付する。

(4) 後期高齢者医療

ア 保険料の減免等

(ア) 減 免

火災等被災による著しい損害を受けた被保険者から減免申請を受け付け、東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

火災等被災による損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請を東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

イ 一部負担金の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予又は減免する。

(5) 介護保険

ア 保険料の減免等

災害その他特別の事情により生活が著しく困難になった世帯の被保険者に対し、猶予又は減免を行う。

イ サービス利用者負担額の減免

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、介護保険サービスを受けるための自己負担額を減額又は免除する。

(6) 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった利用者負担があ

る方に対し、軽減措置を講じる。

(7) 保育園徴収金等の減免

災害等により著しい損害を受けた場合は、「中央区保育の提供等に関する条例」に基づき、その損害に応じて減免する。

(8) 災害ごみの処理手数料等の減免

災害等により被災された場合など特別な理由があると認めるときは、廃棄物処理手数料等の減額・免除を行う。

(9) 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当について、所得制限が適用されないなどの特例措置を講じる。

(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払いを猶予するなどの特別措置を講じる。

(11) 中央区女性福祉資金貸付金の特別措置

災害により被災した女性に対し、償還金の支払いを猶予するなどの特別措置を講じる。

2 公共料金の免除等

(1) 郵便葉書等の無償交付

日本郵便は、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付することができる。

(2) 郵便物の料金免除

日本郵便は、被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

(3) 救助用郵便物の料金免除

日本郵便は、被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除することができる。

(4) 受信料の免除

日本放送協会は、災害が発生した場合に、被災者の受信料を免除することができる。また、避難所等への受信機を貸与することができる。

(5) 電話料金の減免

NTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。

料金等の減免を行ったときは、サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

第4 区の各種資金の貸付

1 応急小口資金

資 格	1 災害等により住宅又は家財に被害を受けた場合等で、応急に資金を必要とし、その資金を他から借り受けることが困難であること。 2 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。 3 区内に3カ月以上引き続き住所を有すること。 4 世帯主又は主としてその者の収入により生計が維持されていること。 5 現にこの資金の貸付けを受け、又はこれの連帯保証人となっていないこと。 6 10万円を超える貸付けを受ける場合は、区内に住所を有し、保証能力が十分である連帯保証人（1名）があること。
貸付金額	原則として1世帯30万円以内（1万円単位）
貸付条件	1 償還期間 貸付けの翌月から30カ月以内 2 利 子 無利子 3 償還方法 均等月賦償還

2 住宅修繕等資金融資あっせん

資 格	1 修繕しようとする住宅に居住し、又は修繕後居住しようとしていること。 （ただし、65歳以上の高齢者又は心身障害者の1親等親族が高齢者等の利便のために行う場合は、23区内に1年以上居住していること） 2 特別区民税を滞納していないこと。 3 融資返還金及びその利子の支払能力があること。 4 この制度による資金の融資を受け、償還中の者でないこと。 5 返済完了時の年齢が80歳未満であること。
融 資 額	20万円から1万円を単位として700万円まで
貸付条件	1 償還期間 10年以内 ただし、融資金額が200万円以下のときは5年以内 2 融資利率 年1.8%（令和5年4月1日現在） 3 償還方法 元金均等又は元利均等の月賦償還
融資の対象となる住宅等	1 区内に所在するもの。 2 建築基準法上適法のもの。 3 居住部分の床面積が240㎡以下であるもの。 4 融資の対象となる修繕の範囲は、住宅の居住性、安全性、耐久性を高める工事（増築又は改築工事で建築確認申請を必要とする工事を除く）であること。区分所有に係る建物の共用部分を含む。

3 災害復旧資金（商工業融資）

融資対象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること 6 火災及び風水害等により損害を受け、り災証明等の交付を受けた者 （災害救助法の適用を受けた場合を除く）
融資金額	1,000万円（代表者が区民の場合は1,200万円）以内
融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内（据置期間6カ月以内を含む） 3 融資利率 0.3%（令和5年4月1日現在の借受人負担利率） ※ 町会加入等の優遇利率適用の場合は0.2% 4 保証人及び担保 （1）保証人 信用保証協会の規定に準ずる （2）担 保 原則として保証合計残額 8,000万円までは無担保 5 信用保証 原則として、信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる （保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり） 7 返済方法 元金均等月賦返済又は、一括返済

第5 都の各種資金の貸付

1 生活福祉資金（災害援護）

貸付対象	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることが困難な者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯。
貸付金額	1世帯 150万円（住宅の増改築・補修等との重複貸付可：貸付可能額350万円）
貸付条件	1 据置期間 6カ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利 率 保証人有：無利子、保証人无：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 保 証 人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 5 償還方法 月賦 6 延滞金 延滞元金額の年3% 7 提出書類 住民票、収入証明、官公署の発行するり災証明書、資金便途に応じた見積書等

2 生活福祉資金(住宅の増改築・補修等)

貸付対象	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼・流出、床上浸水等の被害を受け、当該住宅の補修、保全、増築、改築等に資金を必要とする低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）、高齢者世帯（同2.8倍以内）、障害者世帯。
貸付金額	1世帯 250万円
貸付条件	1 据置期間 6カ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利 率 保証人有：無利子、保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 保 証 人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者、等 5 償還方法 月賦 6 延 滞 金 延滞元金額の年3% 7 提出書類 住民票、収入証明、工事費用見積書（複数社分）、工事前後の見取り図、工事前の現状がわかる写真等

3 東京都母子及び父子福祉資金（住宅資金）

貸付対象	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受け、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に資金の貸し付けを必要とする母子・父子・寡婦世帯。
貸付金額	1,500,000円（災害による増改築及び建設・購入の場合2,000,000円）
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6カ月 2 償還期間 6年以内（災害による増改築及び建設・購入の場合7年以内） 3 利 率 原則、連帯保証人を立てて無利子。（立てられない場合年1%） 4 保 証 人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 貸付の日の6カ月前から都内に住所を有すること。 ② 一定の職業を持ち、又は独立した生計を営んでいること。 ③ 本制度について他に保証していないこと。 5 償還方法 元利均等払（年賦、半年賦、月賦） 6 延 滞 金 延滞元利金額につき年3～10.75% 7 申込方法 原則として官公署の発行するり災証明書を添付し区、子育て支援課に申し込む。

第6 借地借家の特例の適用申請

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々問題が起り住宅の復興を阻害するおそれがあるときは、区長（本部長）は「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」の適用手続きをとる。

この法律は、借地・借家をめぐる諸問題について臨時の処置を定めて関係者の権利の調整をはかり、混乱の発生を未然に防止しようとする法律で、被災者がそれまで住んでいた場所にできるだけ住み続けられるように保護することを目的としている。

第7 その他

1 中央区小災害り災者見舞金

(1) 目 的

災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害を受けた区民に対し見舞金又は弔意金を支給し、災害見舞の意を表する。

(2) 見舞金

種 類		り災の程度	見舞金 (単身世帯)
全 全 全	焼 壊 失 流	住宅の70パーセント以上を焼損し、損壊し、又は流失したもの	6 万円 (3 万円)
半 半 半	焼 壊 失 流	住宅の20パーセント以上70パーセント未満を焼損し、損壊し、又は流失したもの	4 万円 (2 万円)
床 上 浸 水		浸水が、住宅の居室の床に達した程度のもの	
部 一 部 一 部	焼 損 壊 出 流	住宅の20パーセント未満を焼損し、損壊し、又は流出し、一時的に居住することができないもの	2 万円 (1 万円)
水 損		火災等の消火等のため、住宅の内部が冠水し、一時的に居住することができないもの	2 万円 (1 万円)

区民が重傷を負ったときに、重傷者一人につき3万円を支給する。

(3) 弔慰金

区民が死亡したときに、死亡者一人につき6万円を支給する。

※ 中央区小災害り災者見舞金等支給要綱は、資料編(227ページ)を参照。

具 施
体 策
的 ご
計 と
画 の

第10章 義援金品

【予防対策】

第1 義援金の配分事務

1 中央区災害義援金配分委員会

(1) 中央区災害義援金配分委員会の設置

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により、被災した区民に対する義援金の配分を適正に行うため、中央区災害義援金配分委員会設置要綱に基づき、中央区災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 所掌事務

委員会は、区に寄せられた義援金（都から区に配分された義援金を除く。）の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

ア 配分対象者に関する事項

イ 配分基準に関する事項

ウ 配分時期に関する事項

エ 配分方法に関する事項

オ 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項

(3) 組 織

委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

ア 副区長（福祉保健部を所管する者）

イ 福祉保健部長

ウ 総務部防災危機管理室長

エ 中央区社会福祉協議会事務局長

オ 京橋・日本橋・月島各地域の民生・児童委員協議会会長

(4) 庶 務

委員会の庶務は、災対福祉保健部において処理する。

※ 中央区災害義援金配分委員会設置要綱は、資料編(229ページ)を参照。

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
災対福祉保健部			中央区災害義援金配分委員会の設置○ 義援金の募集・受付○ →	口座開設○ → 義援金の受領書の発行○ → 義援金の配分○
都福祉局			東京都義援金配分委員会の設置○ 義援金の募集・受付○ →	区への義援金配分○

【復旧対策】

第2 義援金の募集・受付

1 義援金の募集

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により、区内に甚大な被害が生じた場合等には、区は義援金の募集を検討する。

2 口座の開設

区に寄せられる義援金及び都から区に配分される義援金について、災対福祉保健部長名義の普通預金口座（以下「区義援金保管口座」という。）を開設し、払出まで預金保管する。

3 受付の方法

義援金に関する受付窓口を設け、現金を直接受け付けるほか、区義援金保管口座への振込みも受け付ける。

4 義援金の受領書の発行

区は、義援金の寄託者に対して受領書を発行する。ただし、区義援金保管口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

※ 義援金品に係る様式は、資料編(247～249ページ)を参照。

第3 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

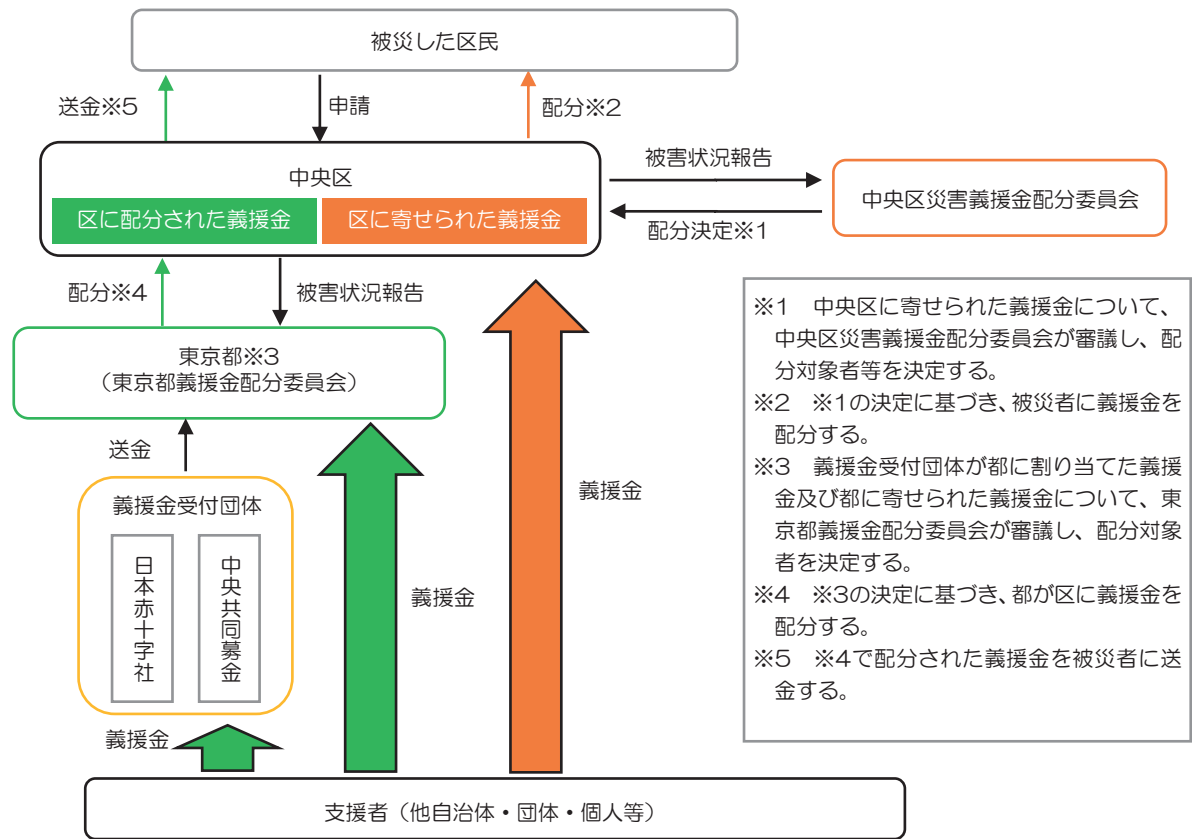
義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第4 義援金の配分

1 義援金配分の流れ

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、区に寄せられた義援金及び都から区に配分された義援金については次の流れで、被災した区民に対して配分を行う。

図：義援金配分の流れ



2 配分

区に寄せられた義援金については、委員会の審議を経て決定された配分方法に基づき、対象者に配分する。なお、都から区に配分された義援金については、東京都義援金配分委員会が決定した配分方法に基づき対象者に送金する。

第11章 災害救助法等**【基本的な考え方】**

災害により区内に大きな被害が発生したときは、区長（本部長）は、都知事（都本部長）に災害救助法の適用を申請（被害の報告）し、応急的な救助により被災者の保護と社会秩序の保全を図るとともに、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下、本章において「激甚法」という。）の指定を受け、応急・復旧活動体制を確立する。

【予防対策】**第1 災害救助法**

災害救助法では、国が地方公共団体等との協力の下、応急的に必要な救助を行い被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として、救助の対象や種類、費用の支弁等について定めている。

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本区における具体的な適用基準（令和2年10月1日国勢調査時点）は、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 区の区域内の住家の滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- (2) 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、うち区の区域内の住家の滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- (3) 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合であって、区の区域内の被災世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、関係法令で定める基準に該当するとき。

2 滅失世帯の算定基準**(1) 滅失世帯数の算定**

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合（以下、本章において「損害割合」という。）で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又はその住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が

40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又はその住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住 家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第2 激甚法

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区として迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による財政援助等を受けることが必要である。

激甚法では、著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別助成措置について定めている。

【応急・復旧対策】

応急・復旧活動フロー

機 関 名	発災	3時間	24時間	72時間
		初動対応期	応急対応期	復旧対応期
本 部		○都本部へ被害状況の報告	（災対指令部） ○災害救助法の適用要請（災対指令部）	○災害救助法の運用

第3 災害救助法の適用

1 都知事への報告

災害に際し、区における災害が、本章第1「1 適用基準」（324ページ）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長（本部長）は直ちにその旨を都知事に報告する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事（都本部長）による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置について都知事の指揮を受けなければならない。

2 都総務局への要請

区長（本部長）は、災害救助法の適用を要請する場合、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、差し当たり口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を必要とする理由
- (4) 適用を必要とする地域
- (5) 適用を必要とする期間
- (6) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (7) その他必要な事項

3 災害救助法の適用

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し救助活動を実施する。

(1) 災害救助法による救助内容

- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (イ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災した住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 死体の捜索
- (ク) 死体の処理
- (シ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (ス) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、資料編(122ページ)を参照。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、区長（本部長）は各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事（都本部長）に報告するものとする。

※ 救助実施記録日計票等の様式については、資料編(131ページ)を参照。

第4 激甚災害の指定

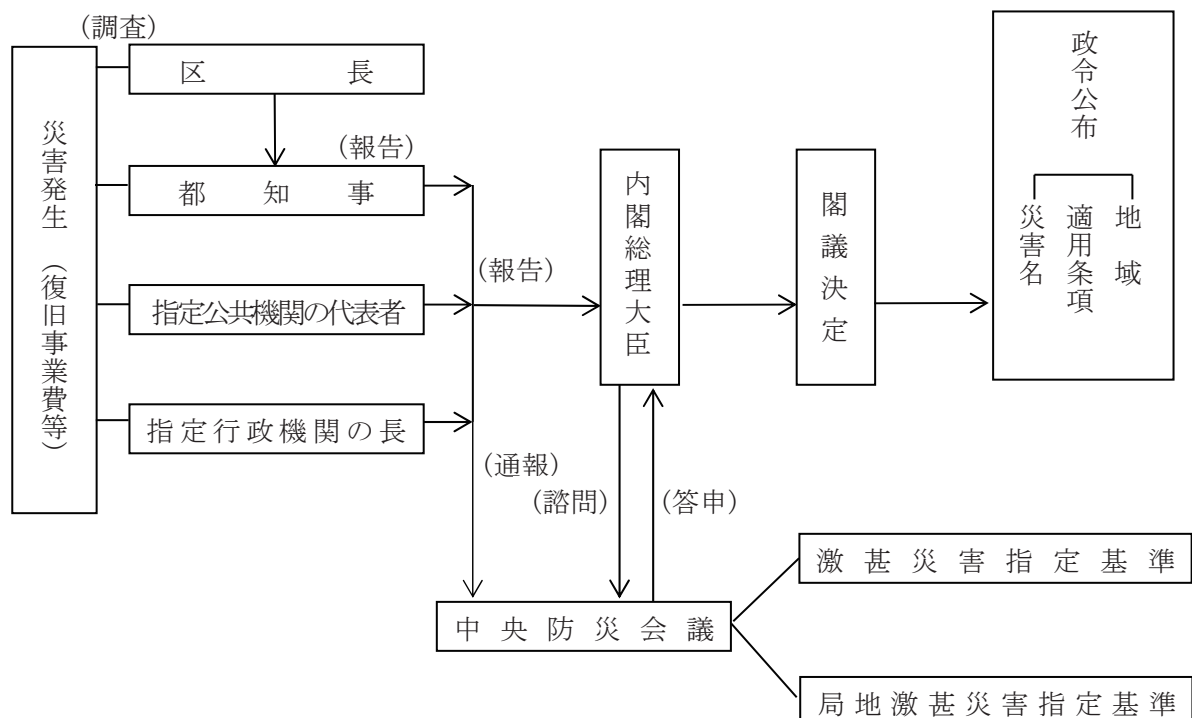
1 激甚災害指定手続

大規模な災害が発生した場合、区長（本部長）は速やかにその被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事（都本部長）に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣はこの報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申する際、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。

※ 激甚災害指定基準については、資料編（134ページ）を参照。

※ 局地激甚災害指定基準については、資料編（136ページ）を参照。

《激甚災害指定の手続フロー図》



2 激甚災害に関する被害状況等の報告

(1) 区長（本部長）は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。

(2) 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

オ 災害に対しとられた措置

カ その他必要な事項

3 特別財政援助額の交付手続

区長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出しなければならない。

第 3 部 災害復興計画

第 1 編	復興計画の目的		332
第 2 編	復興体制の構築		333
第 3 編	復興計画策定への取組		333

第3部 災害復興計画

大規模災害が発生した場合、そこに生活する人びとの日常の暮らしそのものや社会・経済活動に必要な都市機能が一瞬にして崩壊する。

このことは、区民の生命・安全・健康の確保を使命とする地方公共団体において、災害予防対策や被災直後の応急対策並びに復旧対策を講ずるだけでは不十分であり、災害を被った場合に区民の一日も早い生活の安定と都市機能の回復を図るため、円滑で計画的な復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

第1編 復興計画の目的

【基本的な考え方】

区民の生活及びさまざまな社会・経済活動を支える都市機能の一日も早い復興を図るとともに、より安全で安心して住み続けることができるまちづくりに取り組むことを目的とする。

本区においては、都の復興計画と整合性を図るとともに、都が区市町村向けに策定した「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月修正）」をもとに迅速かつ円滑な復興を推進していく。

項目	復興の基本的考え方
生活復興	1 生活復興の目標 (1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 2 生活復興の推進 (1) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 (2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	1 都市復興の理念 世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。 そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。 (1) 安全でゆとりある都市 (2) 世界中の人から選択される都市 (3) 持続的な発展を遂げる都市 (4) 共助、連携の都市 2 都市復興の目標 「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」 ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。 ・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

※ なお、都防災計画をはじめ、震災復興マニュアル等の改定があった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2編 復興体制の構築

【基本的な考え方】

区は、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは別に、区民の生活及び都市機能の復興を円滑に行うため、被災後早い時期に災害（震災）復興本部を設置する。

災害（震災）復興本部は、復興方針及び計画を策定し、復興事業を長期的な視点に立って速やかにかつ計画的に実施していく。

なお、災害（震災）復興本部設置までの間は、災害対策本部の本部長室がその所掌事務を担う。

第3編 復興計画策定への取組

【基本的な考え方】

被災後、迅速かつ円滑に区民生活の復興（暮らし、住宅、雇用・産業の復興）や都市機能の復興を図るため、発災後なるべく早い時期に復興計画及び事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、具体的な工程の作成に努める。

第 4 部 風水害対策計画

第 1 編 総則	337
第 2 編 風水害予防対策	341
第 3 編 風水害応急・復旧対策	350

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に基づき中央区防災会議が作成する計画の一環として、区の地域に係る風水害に関し、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、予防対策、応急・復旧対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 風水害に関する動向

(1) 国の動向

ア 大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じた平成27年の関東・東北豪雨によって、明確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性が課題として挙げられ、平成29年6月に水防法等が改正された。

国土交通省は、水防法の施行にあわせて、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実行性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめた。これを受け、国直轄河川では大規模氾濫減災対策協議会が設置された。

イ 西日本で甚大な被害を生じた平成30年7月豪雨等を踏まえ、平成31年1月に、「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、上記計画を改定した。

同年3月には「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民等が情報の意味を直観的に理解できるよう5段階の警戒レベルを用いた避難指示等の発令基準を定めた。

ウ 令和元年5月に防災基本計画を修正し、水害に係る避難対策に関する修正を行い、「自らの命は自ら守る」という『自助』の考え方を踏まえた住民主体での防災対策の方向性を示した。

エ 令和元年房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等に関する課題や教訓を踏まえ、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が令和3年5月から施行され、「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

(2) 都の動向

ア 平成29年6月の水防法改正に伴い、都道府県においても大規模氾濫減災協議会が創設された。東京都管理河川では区市町村等関係機関が減災のために協力・連携する「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を設置し、平成30年6月には、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために都や区市町村等の関係機関が取り組む事項について「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」として取りまとめた。

イ 平成30年7月豪雨等の被害を受け、防災事業の緊急総点検を実施するとともに、令和元年の台風第15号及び19号等の被害を受け、「大規模風水害検証会議」（期間：令和元年11月6日から28日まで）を設置し、風水害対策について検証を行うなど、これらの動向を踏まえて地域

防災計画（風水害編）を策定した。

ウ 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改正を踏まえ、令和3年に地域防災計画（風水害編）を修正した。

(3) 区の動向

ア 荒川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会及び東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会等に参画し、命を守る避難行動や被害軽減の取組等について情報共有を図っている。

イ 国や都の動きを踏まえ、令和6年の区防災計画の修正では、令和3年5月に改正された災害対策基本法及び水防法との整合性を図った。

3 計画の前提

区の地域では、これまで時間雨量50mm程度の降雨に対処できるよう、中小河川及び下水道施設の整備が進められており、現在では区内を流れる河川の氾濫による水害の恐れは少なくなっている。

一方で、都区部においては地面の大部分が建物やアスファルトで覆われており、集中豪雨の際、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害の発生が懸念されるほか、近年の異常気象等により、大規模な河川氾濫や高潮が発生するおそれがある。

この計画では、予測し難い気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、近年の風水害の実績に加え、国や都が作成した浸水想定（予想）区域図を基に、各防災機関等が可能な限り有効かつ適切に対処することを前提とする。

第2 近年の本区の風水害被害

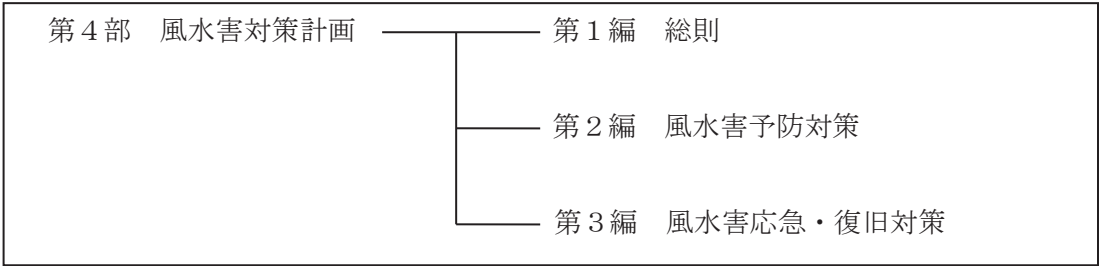
発生年月日	災害の原因	降雨量（mm）		最大瞬間風速 （m/s）	被害状況
		総雨量	最大1時間 降 雨 量		
平成12年7月4日	集中豪雨	331.0	82.5	—	建物浸水 21件 道路冠水 4件 倒木 1件
平成12年7月7日	台風3号	189.0	28.5	25.4	道路冠水 3件 倒木 4件
平成14年7月10日	台風6号	60.5	18.0	27.4	道路冠水 1件 倒木 4件
平成14年10月1日	台風21号	66.5	18.5	33.2	倒木 19件
平成15年8月9日	台風10号	24.5	6.5	26.8	道路冠水 2件 倒木 24件
平成16年6月21日	台風6号	16.0	9.0	25.8	倒木 2件
平成16年8月30日	台風16号	38.5	14.5	34.9	倒木 3件
平成16年9月7日	台風19号	89.0	4.4	33.5	倒木 3件

発生年月日	災害の原因	降雨量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被害状況
		総雨量	最大1時間 降雨量		
平成16年10月9日	台風22号	282.5	69.5	28.0	半地下浸水 2件 道路冠水 7件 倒木 7件
平成16年10月20日	台風23号	214.5	38.0	27.8	半地下浸水 1件 道路冠水 1件 倒木 1件
平成17年5月23日	集中豪雨	37.0	34.5	—	道路冠水 5件 倒木 8件
平成18年12月26日	集中豪雨	154.5	18.0	—	道路冠水 1件
平成19年7月15日	台風4号	128.0	16.5	21.7	倒木 1件
平成19年9月6日 9月7日	台風9号	107.5	23.5	29.0	人的被害 1件 倒木 55件 建物被害 2件
平成21年10月8日	台風18号	127.0	51.0	30.2	倒木 10件
平成22年9月8日	台風9号	102.0	68.0	12.3	道路冠水 1件
平成23年8月19日	台風6号	57.0	31.5	13.9	道路冠水 3件
平成23年8月26日	台風12号	88.5	55.0	13.5	道路冠水 3件
平成23年9月21日	台風15号	124.0	28.0	36.0	倒木 144件
平成24年6月19日	台風4号	72.5	20.5	32.7	倒木 9件
平成24年9月30日	台風17号	13.0	10.5	29.6	倒木 3件
平成25年9月16日	台風18号	16.5	8.5	32.5	倒木 9件
平成25年10月15日	台風26号	69.5	14.5	11.6	道路冠水 3件
平成26年10月5日	台風18号	148.5	17.0	10.9	倒木 2件
平成26年10月13日	台風19号	49.0	15.5	19.3	倒木 1件
平成27年7月16日	台風11号	63.5	28	17.4	倒木 1件
平成28年8月22日	台風9号	106.5	24.5	22.9	倒木 9件
平成28年9月20日	台風16号	91.5	18	12.4	倒木 1件
平成29年9月17日	台風18号	52	5.5	22.5	倒木 8件

発生年月日	災害の原因	降雨量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被害状況
		総雨量	最大1時間 降雨量		
平成29年10月22日	台風21号	147.5	15	29.9	倒木 17件
平成30年7月28日	台風12号	52	16	19.3	倒木 1件
平成30年8月8日	台風13号	41	5	14.8	倒木 1件
平成30年9月4日	台風21号	14.5	8	26.8	倒木 5件
平成30年10月1日	台風24号	18	19	39.3	倒木 69件
令和元年9月9日	台風15号	119	36.5	31.4	倒木 136件 建物被害 8件
令和元年10月12日	台風19号	209.5	27.5	41.5	倒木 38件 建物被害 15件
令和3年7月11日	集中豪雨	17.5	17.0	9.0	建物被害 1件

※ 降雨量、最大瞬間風速の数値は、気象庁（大手町観測所（平成26年以前分）、北の丸観測所（平成27年以降分））のデータを使用。

第3 計画の構成



第2章 河川、港湾及び下水道等の整備概要

第1 河川の現況

区内の河川を水系別に大別すると、荒川水系と独立水系に分けられる。管理体系別にみると国土交通省が管理する一級河川は荒川水系の隅田川があり、神田川・日本橋川及び亀島川が合流しながら、また月島川は隅田川から分流し、いずれも東京湾に注いでいる。都（建設局）が管理する二級河川は独立水系の築地川・汐留川が指定されている。

なお、一級河川の管理は国が都に委任しており、隅田川を除く区内河川の維持管理等の一部を「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の範囲内において、区で処理している。

第2 河川、港湾及び下水道等の整備概要

※ 河川、港湾及び下水道等の整備概要については、第2部第3編第1章「第2 河川・港湾」（91ページ）を参照。

第2編 風水害予防対策

第1章 風水害への対応

【基本的な考え方】

近年、全国で記録的な豪雨が頻繁に発生する中、河川氾濫や高潮による被害のほか、河川流域における市街化の進展と相まった都市型水害も多く発生している。水害の被害を最小限にとどめていくためには、河川や防潮堤、下水道の整備等多大な費用と時間を要するハード面での水害対策のみでは十分とはいえず、防災関係機関による水防活動に加え、区民等一人一人が風水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を整えていくことが重要である。

区は、治水事業の推進をはじめとするハード対策とともに、水害防止に関わるさまざまな情報を区民等に積極的に周知しながら各関係機関との協力・連携のもと、水害の防止や、被害の軽減を図るための方策を講じていく。

第1 「地域ぐるみ」の防災力向上

1 自助による区民の防災力の向上

- 自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は防災拠点等に行く必要はなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、風水害の予報が出た場合は、こまめに気象情報等を収集する。
- 区の洪水ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴等を把握し、室内外の安全対策及び備蓄、側溝や建物の排水溝を清掃するなど必要な災害への備えを行う。
- 水、食料、衣料品、携帯用ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、あらかじめ風水害時の防災行動や避難のタイミング等について家族で話し合っておく。

2 区等による取組

- 区民等がいつでも必要な情報を入手できるよう、豪雨時の危険性などを紹介したリーフレットや、想定される浸水の範囲及び避難所などの情報を掲載した洪水ハザードマップを窓口で配布するとともに、ホームページやLINE等のSNSを通じて風水害への注意を喚起している。
- 防災拠点での訓練や町会等への防災出前講座等を通じて、風水害に関する知識や意識の向上を図っている。
- 小中学校において、過去からの教訓を踏まえた防災学習を実施し、防災行動の大切さについて普及啓発を図っている。

3 各防災機関の取組

- 都は、防災ブック等の作成や防災機関と連携した普及イベントの開催のほか、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。また、ホームページで区のハザードマップの基とな

る浸水予想区域図や、水防災総合情報システムによる河川水位・雨量などの情報を提供している。

- 消防署による防災教育等については、第2部第4編第2章（155ページ）を参照。
- 鉄道施設による防災教育等については、第2部第3編第2章（103ページ）を参照。

第2 浸水想定区域の指定及び水深の公表

1 浸水想定区域図

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日施行）により、国又は都は洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することが義務付けられた。それに伴い、国又は都（建設局）では、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表している。
- (2) 浸水情報は、①「区民が、地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策するための資料とする」②「建築計画を立てる際に、浸水防止を図るための事前資料とする」③「円滑な水防活動を行うための資料とする」などを目的に公表するものであり、区では浸水想定（予想）区域図や浸水実績図を備え、公表している。

《本区に関連する区域》

- 「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成30年9月国土交通省）」
- 「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」
- 「東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」

2 浸水予想区域図

都では、都市型水害対策検討会及び連絡会において、都が管理する河川（島しょ除く）流域ごとに浸水予想区域図を作成・公表しており、いずれも想定し得る最大規模の降雨を対象としている。

《本区に関連する河川》

- 「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月都市型水害対策連絡会（神田川流域）」
- 「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月都市型水害対策連絡会（隅田川及び新河岸川流域）」
- 「江東内部河川流域浸水予想区域図（令和2年3月都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域）」

第3 洪水ハザードマップの作成と公表

「洪水ハザードマップ」とは、浸水想定（予想）区域図をもとに、想定される浸水の区域や深さ、避難場所や避難時の心構えなどの情報をわかりやすくまとめ記載した図面をいう。「洪水ハザードマップ」を事前に周知することは、区民の防災危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減に資する取組について極めて有効とされている。

本区では3河川流域の浸水予想区域図を基にした「中央区洪水ハザードマップ（隅田川・神田川・日本橋川版）」及び「荒川水系荒川流域浸水想定区域図（平成30年9月国土交通省）」を基にした「中

中央区洪水ハザードマップ（荒川版）」を作成・公表している（※）。

※ 隅田川・神田川・日本橋川流域（総雨量690mm、時間雨量153mm）・荒川流域（3日間総雨量632mm）

※ 中央区洪水ハザードマップ（隅田川、神田川、日本橋川版）は、資料編(138ページ)を参照。

※ 中央区洪水ハザードマップ（荒川版）は、資料編(140ページ)を参照。

第4 河川氾濫及び高潮への対策

国土交通省は「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定し、都は「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を取りまとめるなど、円滑かつ迅速な避難の確保や的確な水防活動に向けて、防災機関が連携した取組が進められているところである。

本区においても、国や都が設置した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」に参画し、防災機関との連携強化を図っている。

引き続き、国や都、近隣区などの動向を踏まえながら荒川氾濫時における広域避難や高潮氾濫への対策について、検討を進めていく。

第5 都市型水害への対策

1 内水氾濫による被害

近年、東京では、1時間に50mmを超える集中豪雨に見舞われることが多くなり、100mmに達する最大1時間降雨量も記録されるなど、内水の氾濫による被害が数多く発生している。とりわけ、地下鉄、地下街、ビルの地下室など、地下利用が高度に進んだ都心部では、内水氾濫に伴う地下空間の浸水による甚大な被害が予想されており、今や水防活動における内水氾濫への対応は重要な課題となっている。

内水氾濫は発生箇所の予測が困難であるとともに、随所で同時多発的に生じる可能性がある。そのため、内水氾濫による水害の発生に際して、区及び防災機関は、連携して被害状況等の情報交換に努めるとともに、各々の役割を的確に果たすものとする。

2 総合的な治水対策

区では、地域の特性に合わせた流域対策の一環として、都が策定した「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」に基づき、都による河川や下水道の整備と連携しながら、公共施設を中心に雨水流出抑制施設の設置を推進している。

第6 区及び防災機関の防災訓練等

1 水防訓練

水防法に基づく都水防計画あるいは消防計画中の水災防ぎょ計画を円滑適正に遂行することを目的として、区、都建設局、第一消防方面本部、消防署、消防団等関係機関が緊密な連携をもって、水防工法の習熟を図るとともに実践的災害活動の習熟に努めるものとする。

2 実施要領

(1) 訓練項目

ア 水防事象並びに水防活動に必要な知識の習得

イ 参集及び部隊編成訓練

- (ア) 参集者及び参集時間の把握
- (イ) 先着参集者等による部隊の緊急編成要領
- (ウ) 編成隊員の把握及び資器材等の点検要領

ウ 情報通信訓練

- (ア) 機器の取扱要領
- (イ) 情報の送受信要領
- (ウ) 収集した情報の整理分析要領

エ 本部運営訓練

- (ア) 各係間の連携と任務の推進要領
- (イ) 収集した情報に基づく部隊の運用要領
- (ウ) 状況判断要領
- (エ) 報告、指揮命令の伝達要領

(2) 防ぎょ訓練

ア 各種水防工法

- (ア) 救出、救助要領
- (イ) その他、水災時の活動に必要な訓練等

イ 総合訓練

基本訓練により習得した各種基本技術を一定の想定のもとに総合的に実施することを主眼とし、次の事項も併せ実施する。

- (ア) 状況判断及び部隊運用
- (イ) 防災各機関との連絡、連携

ウ 実施の規模及び期間

区環境土木部、消防署及び消防団が協働して、原則として毎年台風シーズン前に実施するほか、消防署を中心として次のとおり訓練を行う。

- (ア) 区及び関係防災機関は、連携、緊密化を図るため協力又は協働して、総合的な水防訓練を実施する。
- (イ) 関係各機関は、各機関が定める計画に基づき風水害被害を想定した水防訓練を実施する。

2 高潮、津波防ぎょ訓練計画（東京港建設事務所）

(1) 方針

高潮（台風）、地震、津波等における水災を防ぎょするため、当所所管の海岸保全施設（水門、排水機場、陸こう、逆流防止扉、護岸）をもって対処するものである。訓練においては、水防活動の手引（東京港海岸保全施設管理細則）に基づき、訓練要領を作成し、実施する。

(2) 実施要領

訓練想定内容、実施方法については、訓練要領により行い総合訓練とする。

ア 訓練項目

- (ア) 施設の操作
- (イ) 職員の招集・配置
- (ウ) 情報の収集及び関係機関への連絡

(エ) 機器の点検及び安全の確認

(オ) 高潮本部設置運営

イ 実施時期及び場所

(ア) 実施時期

高潮（台風）を想定する訓練 例年7月初旬

地震、津波を想定する訓練 例年9月初旬

(イ) 場 所

東京港建設事務所所管の海岸保全施設所在地

3 警備訓練

※ 第2部第4編第3章「第2 警備訓練」（161ページ）を参照。

第2章 避難体制の整備

第1 指定緊急避難場所の指定

平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）が公布され、区市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が平成26年4月1日から開始された。

災害対策基本法第49条の4の規定では、異常な現象の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定することになっている。

《本区における指定緊急避難場所（洪水・浸水及び高潮）》

- 防災拠点（避難所） ※ 防災拠点（避難所）一覧は248ページを参照。
- 区役所（築地一丁目1番1号）
- 日本橋区民センター（日本橋蛸殻町一丁目31番1号）
- 月島区民センター（月島四丁目1番1号）
- 晴海区民センター（晴海四丁目8番1号）

第2 避難確保計画の作成推進及び訓練の実施

近年の洪水災害等では、外の様子がわからない地下街等の利用者や、避難に比較的時間を要する高齢者・保育園児などが多く被災している。被災を防ぐためには、これらの施設に洪水予報等を確実に伝達するとともに、施設管理者が利用者の避難誘導を迅速に行うことが重要である。

1 避難確保及び浸水防止計画の作成・自衛水防組織の設置

区は、本防災計画に定める地下街等の所有者又は管理者に対して、避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区への報告及び公表を行うこと、また、自衛水防組織を設置し、洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練の実施について指導していく。

本防災計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成し区へ報告すること、自衛水防組織の設置に努めること、洪水時等の避難確保を図るために必要な訓練及びその結果報告を行うことについて指導していく。令和3年水防法改正では、避難確保計画や避難訓練に対し、助言・勧告をすることができるとされた。

2 水防法第15条第1項に基づき定める事項

水防法第15条第1項に基づき、荒川浸水想定区域、神田川浸水想定区域及び高潮浸水想定区域について、区防災計画に定める事項は次のとおりである。

(1) 洪水予報等の伝達方法

区民への重要な情報の伝達は、災対財政広報部により、基本的に区防災行政無線及び広報車を通じて行う。さらに、コミュニティFM局等と連携し、状況に応じて、避難指示等の情報のほか、被害状況、交通情報等きめ細やかな情報を提供する。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

洪水時は、浸水想定区域図上で浸水のおそれがない地域または堅固な建物の3階以上への避難を原則とする。

避難場所は、応急対策計画に示す指定緊急避難場所のうち、水害時に使用可能な施設とする。避難にあたり、地下駅通路やアンダーパス等は急な浸水のおそれがあるため経路としないよう

広報活動を行う。

- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

※ 本編第1章「第6 区及び防災機関の防災訓練等」(343ページ)を参照。

- (4) 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地

浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）で、利用者の洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）における円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等において浸水の防止を図る必要がある施設の名称及び所在地については、資料編(142ページ)のとおりとする。

また、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で、利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称及び所在地については、資料編(143ページ)参照のとおりとする。

第3章 水防資器材の整備

第1 区・環境土木部

水防倉庫、水防用資器材及び土砂採取場所は次のとおりである。

《水防資器材》

品名	保管場所	単位	八丁堀詰所 八丁堀4-1-5	日本橋道路事務所 蛸殻町1-31-1	月島道路事務所 月島4-1-1	計
金 槌		丁	5	5	5	15
バール		丁	2	2	2	6
大ハンマー		丁	2	2	2	6
杉正角		本	10	10	10	30
ベニヤ板		枚	40	60	50	150
たる木		本	10	10	9	29
かつぎ棒		本	14	10	10	34
スコップ		丁	90	90	80	260
つるはし		丁	35	30	30	95
掛矢		丁	10	10	10	30
もっこ		枚	30	60	29	119
な た		丁	5	5	5	15
鋸		丁	16	6	6	28
ラチェットレンチ		丁	8	8	8	24
ペンチ		丁	5	5	6	16
鉄線ばさみ		丁	3	3	3	9
一輪車		台	3	3	3	9
単 管		本	30	30	20	80
単管継手		個	40	60	40	140
フルコン土嚢		枚	550	560	500	1,610
SPパイル		本	120	120	100	340
鎌		丁	20	15	15	50
カスガイ		本	16	40	40	96

なお、他に針金、釘、杉丸太、板、化繊ロープ等を備蓄している。

《土砂採取場所》

場 所			採取可能量 m ³	
京橋地域	入船1-1-1	桜川公園	130	660
	湊1-5-1	鉄砲洲児童公園	90	
	築地7-19-1	あかつき公園	440	
日本橋地域	日本橋堀留町1-1-16	堀留児童公園	40	1,200
	日本橋兜町15-3	坂本町公園	200	
	日本橋浜町2-59-1	浜町公園	960	
月島地域	月島4-2-1	月島第一児童公園	80	3,060
	晴海1-3-29	新月島公園	2,980	

第2 第一建設事務所

《第一建設事務所が所管する倉庫及び水防用備蓄資器材》

- 明石町倉庫 中央区明石町5-21
- 第一建設事務所 水防資器材

土のう 袋	大型 土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量 鋼板 枚	シート m ²	鉄線 kg	杭 本	縄 m	ショ ベル 丁	ツル ハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫 面積 m ²
9,960	50	470	1,526	110	3,486	25	34	12,750	180	15	2	6	2	3	10	2	76.0

第3編 風水害応急・復旧対策

応急・復旧活動フロー

機関名	発災（被害の発生）					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 （相当）	警戒レベル3 （相当）	警戒レベル4 （相当）	警戒レベル5 （相当）	
気象庁	○気象情報の発表 ○気象解説ホットライン ○早期注意情報（警報級の可能性）	○大雨、洪水高潮注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨、洪水警報発表 ○高潮注意報発表 ○氾濫警戒情報発表	○高潮警報発表 ○高潮特別警報発表 ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
防災危機管理センター	○気象情報の収集、分析、提供 ○環境土木部との連携	○都からの注意喚起等	○都へ情報報告 ○各部へ注意喚起等 ○被害状況の収集 ○危機管理対策連絡室の設置検討・設置 ○都等からの情報連絡要員（リエゾン）受入れ		○本部の設置検討・設置 ○非常配備態勢の発令	
水防本部（環境土木部）	○気象情報の収集・伝達 ○防災危機管理センターとの連携		○水防本部の設置		○工事現場・管理施設等の巡視・被害状況収集 ○資器材の調達・搬送 応急復旧要請への対応○ 応急復旧工事調整○ 被災施設等の応急復旧○	

・情報連絡期（警戒レベル3相当）の高潮注意報発表は、警報に切り替える可能性が高い場合

【基本的な考え方】

区は、気象状況により、水防本部を設置するとともに、都第一建設事務所、都港湾局、消防署及び消防団と連携し、状況に応じた水防態勢により、水門、排水機等の操作、監視及び警戒、水防活動を実施して、浸水や強風等による被害の軽減を図る。

大規模な風水害の発生が予測される場合、区は、気象情報や洪水予報の周知や避難指示等の発令を適時に実施して、区民に早めの避難や安全確保を呼びかけるとともに、状況に応じて危機管理連絡室及び災害対策本部を設置し、消防署などの水防機関と連携しながら、浸水地域における救援・救護活動等を迅速かつ適切に実施し、人命の安全を図る。

第1章 水防態勢

第1 区及び都の役割分担

- (1) 区は、水防管理団体（水防管理者は区長）として、水防法第3条の規定に基づき区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

《区の態勢》

○ 水防連絡会議の開催

台風の接近により風水害が発生するおそれがある場合、環境土木部及び総務部防災危機管理課による水防連絡会議を開催し、水防本部の設置や職員の配備態勢など水防態勢の確認を行う。

○ 危機管理対策連絡室の設置

台風が直撃又は本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合、第5部第2編第3章「区の態勢」（386ページ）に定める事案のレベル2として、危機管理対策連絡室を設置し、必要に応じて自主避難所の開設などの対応方針を決定する。

○ 災害対策本部の設置

台風により大雨などの特別警報発令が予想される場合、又は気象庁、荒川下流河川事務所、都とのホットラインにより警戒態勢を準備する旨の連絡があった場合、災害対策本部（143ページ）を設置するとともに、必要に応じて避難指示等の発令、指定緊急避難場所の開設などの対応方針を決定する。

- (2) 都第一建設事務所及び東京港建設事務所は、水防法第3条の6の規定に基づき管内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう必要な情報や、資材の提供及び技術的な援助の実施などの調整を図り、十分な水防を確保する責任を有する。

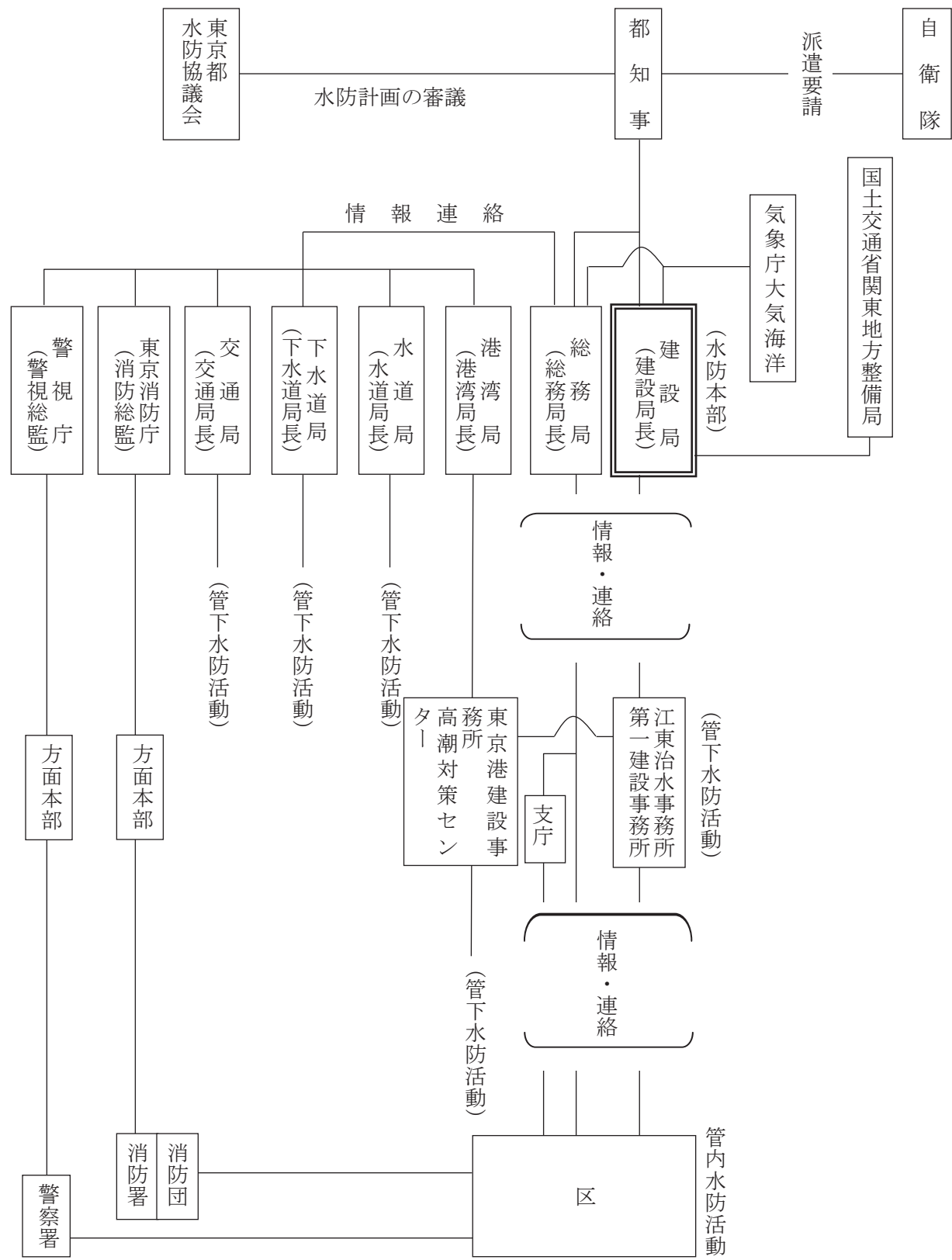
第2 区 域

水防管理団体の水防区域は、その行政区域内とする。

第3 都及び区の水防態勢の位置付け

都における水防組織及び区における各防災機関との水防態勢の位置付けは、図（353ページ）のとおりである。

図 水防態勢の位置付け



(注) 都本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに統合される。

1 区の水防態勢

区は気象状況により、環境土木部長が必要と認めたとき、区水防本部を設置する。

大雨、洪水、津波若しくは高潮等のおそれが消滅し、区内における水防活動がおおむね終了したとき、又は本部が設置されたときは水防本部を廃止する。

2 区・環境土木部の水防態勢

区の水防計画の定めるところにより活動態勢をとる。

班 名	業務分担
本部長 (環境土木部長)	総括指導
庶務班 (管理調整課長) (交通課長) (副参事)	1 配備人員の招集及び掌握に関する事。 2 各班の連絡調整に関する事。 3 各班の応援に関する事。 4 各班に属さないこと。
情報連絡班 (管理調整課長)	1 雨量、水位、潮位、流量等の情報収集、整理に関する事。 2 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 3 関係機関との情報連絡に関する事。 4 水防活動の記録、整理、報告及び対外発表に関する事。 5 地下街等及び要配慮者利用施設への洪水予報の伝達に関する事。 6 各班の応援に関する事。
地域活動班 (道路課長) (水とみどりの課長)	1 水防資器材の購入及び受払、労力、車両等調達、輸送に関する事。 2 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。 3 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。 4 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。 5 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。 6 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。 7 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。 8 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。 9 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。 10 日本橋際ポンプ、人形町共同溝の排水機の点検、操作に関する事。 11 海岸の監視及び水位等の点検に関する事。 12 上記各項の記録、報告に関する事。 13 各班の応援に関する事。

(注) 本業務分担は状況により変更するものとする。

3 第一建設事務所

都の水防計画の定めるところにより活動態勢をとる。

班 名	業務分担
所長・副所長	総括指導
庶務班	1 各班の連絡調整に関すること。 2 水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。 3 各班に属さないこと。
情報連絡班	1 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。(内水を含む)。 2 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。 3 土砂災害警報情報の収集・整理に関すること。 4 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。
技術班	1 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 2 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。 3 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 4 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 5 がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 6 危険箇所の警戒巡視に関すること。 7 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 8 工区班応援に関すること。 9 占用企業者への指示、連絡に関すること。 10 排水ポンプ車の操作応援に関すること。
工務班	1 水防資器材の受払の調整に関すること。 2 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。
工区班	1 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 2 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 3 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 4 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 5 がけ崩れの被害状況調査に関すること。 6 危険箇所の警戒巡視に関すること。

4 東京港建設事務所

(1) 組織と業務分担

班 名		電 話	業務分担
高潮対策センター	情報連絡班 (防災担当)	3521-3013 (内) 210	1 連絡調整及び報告事項の整理保存 2 情報機関との連絡調整 3 局及び関係防災機関との情報連絡並びに通告 4 災害情報の収集及び伝達 5 有線電話設備の管理 6 他の課及び係に属さない事項
	調達班 (防災担当)	3521-2961 (内) 215	1 食料の調達及び配布 2 非常用資器材の調達並びに輸送力の確保 3 医療援護
	指令班 (防災担当)	3521-3013 (内) 210	1 各地区保守係との指令伝達情報連絡、気象状況等収集報告、災害記録作成報告 2 高潮非常配備態勢動員編成 3 水防活動状況、防災施設の被害状況の把握 4 無線設備の管理
	防護第1班 (東部地区保守担当)	3521-2791	1 所管地区内の施設運転操作 2 災害対策資器材等の輸送 3 海岸保全施設の巡回、監視、警戒、決壊及びその他異常発見報告
	防護第2班 (南部地区保守担当)	3471-7818	4 気象海象等観測 5 海岸保全施設災害応急対策 6 海岸保全施設の運転操作に伴う関係官公庁及び関係民間団体への通告 7 海岸保全施設等の巡回点検
施設補修班 (維持保全担当)		3531-3026	1 災害応急復旧対策技術指導

(2) 水防用無線配置状況

※ 高潮対策センターの水防用無線配置状況は、資料編（152ページ）を参照。

第4 防災機関の活動態勢等

1 鉄道施設

※ 鉄道施設については、第2部第3編第2章（104ページ）を準用。

2 ライフライン施設

※ ライフライン施設については、第2部第3編第4章（119ページ）を準用。

3 消防署

※ 消防署の活動については、第2編第4編第2章（157ページ）を準用。

4 警察署

※ 警察署の活動については、第2編第4編第3章（162ページ）を準用。

5 自衛隊

※ 自衛隊の活動については、第2編第4編第4章（167ページ）を準用。

6 海上保安庁

※ 海上保安庁の活動については、第2編第4編第5章（172ページ）を準用。

第2章 水防対策

第1 水門、排水機等の操作

1 東京港建設事務所

高潮・津波等の災害に対処するため、「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、必要な措置をとる。

※ 東京港建設事務所所管陸こう一覧は、資料編(153ページ)を参照。

(1) 水門の操作

施設名	所在地	操作基準
佃水門 (3521-3019)	晴海一丁目 1番26号地先	《警戒態勢時（台風）》 1 辰巳水門の外水位がA.P. +1.85mのとき、水門を閉鎖する。 2 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
朝潮水門 (3521-3019)	晴海五丁目 1番62号地先	《警戒態勢時（地震）》 1 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 2 気象庁が震度4の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度4を表示したとき、及び東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。
浜前水門 (3521-3019)	勝どき三丁目 14番13号地先	3 気象庁が震度5弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 4 安全を確認したとき、水門を開放する。
築地川水門 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号地先	《準警戒態勢時（異常潮位）》 1 辰巳水門の外水位がA.P. +2.50mを超えるおそれのある場合、佃、朝潮、浜前水門については朝潮水門の外水位がA.P. +2.35mのとき、また、築地川、汐留川水門については築地川水門の外水位がA.P. +2.35mのとき水門を閉鎖する。 2 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
汐留川水門 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号地先	

(2) 排水機場の操作

施設名	所在地	操作基準
浜離宮 排水機場 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号先	《警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時》 1 築地川及び汐留川の各水門閉鎖後、築地川水門の内水位がA.P. +2.50mを超えるおそれがあるとき、運転を開始し、排水する。 2 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。 《警戒態勢時（地震）》 1 状況に応じて排水する。

(3) 陸こう及び逆流防止扉の操作

施設名	所在地	操作基準
陸こう及び 逆流防止扉	資料編 (153ページ) 参照	《台風及び異常潮位》 1 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、地盤高など A.P. + 3.5m 以下の陸こうを閉鎖する。(中央区管内では月 G-17, 18, 21) 閉鎖開始は、A.P. + 2.4m 2 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、全陸こう及び全逆流防止扉を閉鎖する。A.P. + 2.8m (中央区管内では月 G-7, 14, 15) 3 外水位が下降し、浸水のおそれのなくなったとき、開放する。

2 下水道局

(1) 東京都下水道局高潮対策防潮扉の操作

ア 施設の目的

隅田川高潮堤(右岸)並びに日本橋川高潮堤にある下水道吐口の防潮扉は、高潮による水災を防ぎ、被害を軽減する目的で設置している。

※ 東京都下水道局高潮対策防潮扉位置図は、資料編(154ページ)を参照。

イ 監視及び警戒

気象状況、水位、潮位等に応じて監視警戒を行う。

ウ 水位は潮位が閉塞水位に達し、なお上昇のおそれがある場合は防潮扉を閉塞する。

※ 東京都下水道局高潮対策防潮扉一覧表は、資料編(156ページ)を参照。

エ 防潮扉の開扉

高潮のおそれが解消したと認められたとき、又は内水が河川水位と同水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき閉塞防潮扉は開扉するものとする。

3 東京都江東治水事務所

(1) 水門の操作

施設名	位 置	操作基準
住 吉 水 門	佃一丁目 地先 (隅田川と旧佃川 支流との合流点)	《平 時》 1 住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA. P. +2.35mに達したとき操作を開始し当該水門の門扉を閉鎖する。 2 その後、外水位が下降して、内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 《警戒体制時》 1 住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA. P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。 2 その後、外水位が下降して内水位(佃支川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。 《地震・津波時(操作の特例)》 1 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA. P. +2.35m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 2 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。 3 その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。
月 島 川 水 門	月島三丁目 地先 勝どき一丁目 (隅田川と月島川 との合流点)	《平 時》 1 月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA. P. +2.35mに達したとき操作を開始し、水門の門扉を閉鎖する。 2 その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 《警戒体制時》 1 月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA. P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。 2 その後、外水位が下降して内水位(月島川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。 《地震・津波時(操作の特例)》 1 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 2 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。 3 その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。
日 本 橋 水 門	日本橋茅場町一丁目 地先 新川一丁目 (日本橋川と亀島川 との分派点)	《平 時》 1 開扉のままとする。 《警戒体制時》 1 日本橋水門の外水位(日本橋川又は隅田川の水位)が上昇してA. P. +2.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 2 その後、外水位が下降して内水位(亀島川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 《地震・津波時(操作の特例)》
亀 島 川 水 門	湊一丁目 地先 新川二丁目 (隅田川と亀島川 との合流点)	1 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA. P. +2.85m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 2 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。 3 その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。

第2 監視及び警戒

- 1 水防管理者は、その管内における河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- 2 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる

第3 水防活動

1 活動内容

- (1) 河川・海岸・堤防・区内道路等の巡視を行い水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- (2) 河川・海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した処置をとり被害の軽減に努める。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

2 担 任

本区においては、水防法にいう水防団は置かないこととし、水防管理者並びに消防機関が水防作業にあたる。

3 技術指導及び訓練

水防作業に必要な技術上の指導については、水防管理者の技術職員がこれに当たり、都建設局及び第一建設事務所の技術員がこれを援助する。

4 準備及び出動

水防管理者は、次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。この場合、直ちに建設局（都水防本部）に報告するものとする。

(1) 準 備

- ア 河川の水位が指定通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると予想されたとき
- イ 気象状況により高潮の危険が予想されるとき

(2) 出 動

- ア 水防に関する注意報・警報が発せられたとき
- イ 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき
- ウ 水位又は潮位が警戒水位に達しなくても、満潮及び気象状況等により危険のおそれがあるとき
- エ その他水防上必要と認めたとき

(3) 活動内容

- ア 河川、海岸、堤防等を随時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- イ 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの立退きを命ずる。

ウ 消防機関の長は、水防上必要があると認めるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者、又は現場にある者を水防活動に従事させる。

エ 堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係防災機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

オ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、各関係防災機関と連携し直ちに出動し水防活動を行う。

カ 消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

5 応 援

(1) 水防管理者は、緊急の必要のあるときは、他の水防管理団体に対し応援を求める。

(2) 応援を求められた者は、応援を求めた水防管理者の下に行動するものとする。

(3) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対して警察官の出動を求める。

(4) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(5) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場にいる者を水防に従事させる。

6 避 難

水防管理者は、著しい危険が迫っていると認められるときは、避難のため立退きを指示する。この場合、所轄の警察署に通知するものとする。

7 通報、通信

(1) 水防管理者は、堤防等の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報する。

(2) 水防管理者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に使用し、又は警察・気象管署・鉄道・電気事業・その他の専用通信施設を使用する。

8 公用負担

水防管理者は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、公用負担等を命じることができる。

根拠法	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備 考
水 防 法	○ 土地の一時使用 ○ 土石、竹木その他資材の使用若しくは収用 ○ 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用 ○ 工作物、その他障害物の処分	○ 占有者、所有者等	第28条
	○ 水防全般	○ 区域内の住民 ○ 現場にある者	第24条

(1) 公用負担の権限

公用負担の権限は、水防管理者又は消防機関の長もしくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員が行使することができる。(水防法第28条)

この場合、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をその他これらの委任を受けた者にあっては、公用負担権限委任証明書を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

(2) 公用令書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担の対象となる物件、数量、負担内容、期間、適用等必要事項を記載した公用令書（資料編 31ページ）を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に手渡す。

ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理する。

(3) 損失補償等

区は、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、水防法第28条に基づき、時価によりその損失を補償する。

なお、従事命令により、応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、条例の定めに従い損害補償する。

※ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例は、資料編 (223ページ)を参照。

9 工 法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して次の工法等を実施する。

積み土のう、月の輪、裏法積み土のう、薄鋼板土留、築廻し、折返し、矢板締切、ベニヤ板、簡易土のう等

10 水防実施状況報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に箇所ごとにとりまとめ、都へ報告する。

※ 水防活動報告書は、資料編 (157ページ)を参照。

第3章 情報収集及び伝達

第1 情報通信連絡態勢

1 防災危機管理センター（総務部防災危機管理課）

- (1) 都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害状況により都に連絡できない場合は、国又は総務省消防庁に対し直接連絡する。
- (3) 防災行政無線又はその他の手段により区内の防災機関や区施設等と通信を確保する。

なお、防災危機管理センターは、災害対策本部が設置された場合に災対指令部において引き続き関係機関との情報通信等一部機能を担う。

※ 防災危機管理センターについては、第2部第4編第1章（134ページ）を参照。

※ 通信連絡系統については、第2部第5編第1章（188ページ）を参照。

2 水防本部（環境土木部）

本部設置前の水防態勢については、本編第1章（352ページ）を参照。

第2 気象情報と情報伝達

気象情報は、水防活動のための基礎的情報であり、区は、気象情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。なお、平成17年10月から日本気象協会より情報の提供を受け、区の気象情報をホームページに掲載している。

1 水防活動用注意報、警報、特別警報等

(1) 種類と発表基準

警報・注意報は、定められた気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）の基準（表 365ページ）に到達すると予想される場合に発表される。

(2) 大雨注意報・警報などの切換え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

(3) 津波に関する情報の種類と発表基準

種 類	発表基準 (予想される津波の最大波の高さ)	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	高いところで3 mを超える場合	10m超 (10 m < 予想高さ)	巨大
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)	
津波警報	高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い
津波注意報	高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)

- ・ 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であり、津波にとって潮位が上昇した高さをいう。

表 《本区についての気象情報発表基準》

(令和5年6月8日現在)

府県予報区		東京都		
地 域		東京地方（23区西部）		
種 類		発表基準		
注 意 報	大 雨	風雨、大雨によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼びかける。		
		表面雨量指数基準※1		土壌雨量指数基準※2
		16		165
	洪 水	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼びかける。		
		流域雨量 指数基準※3	複合基準※	指定河川洪水予報に よる基準
		日本橋川流域＝12.8 隅田川流域＝40 神田川流域＝23.6	日本橋川流域＝（8， 12.8） 隅田川流域＝（13， 39.2） 神田川流域＝（13， 23.6）	—
風	強風によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼びかける。 平均風速 （陸上） 13m/s （海上） 13m/s			
高 潮	東京湾の潮位がT. P. 上2. 0m (A. P. 上3. 1m)と予想した場合			
警 報	大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨の警告を呼びかける。		
		表面雨量指数基準（浸水害）		土壌雨量指数基準（土砂災害）
		30		—
	洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨の警告を呼びかける。		
		流域雨量 指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報に よる基準
		日本橋川流域＝16 隅田川流域＝50	神田川流域＝（26, 28. 1）	神田川 [番屋橋・和田見橋・ 南小滝橋・飯田橋]
風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨の警告を呼びかける。 平均風速 （陸上） 25m/s （海上） 25m/s			
高 潮	東京湾の潮位がT. P. 上4. 0m (A. P. 上5. 1m)と予想した場合			
記録的短時間 大 雨 情 報		1 時間雨量 100mm		

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ・洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の

組み合わせによる基準値を示している。

- ・洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- ※1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数
- ※2 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
- ※3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

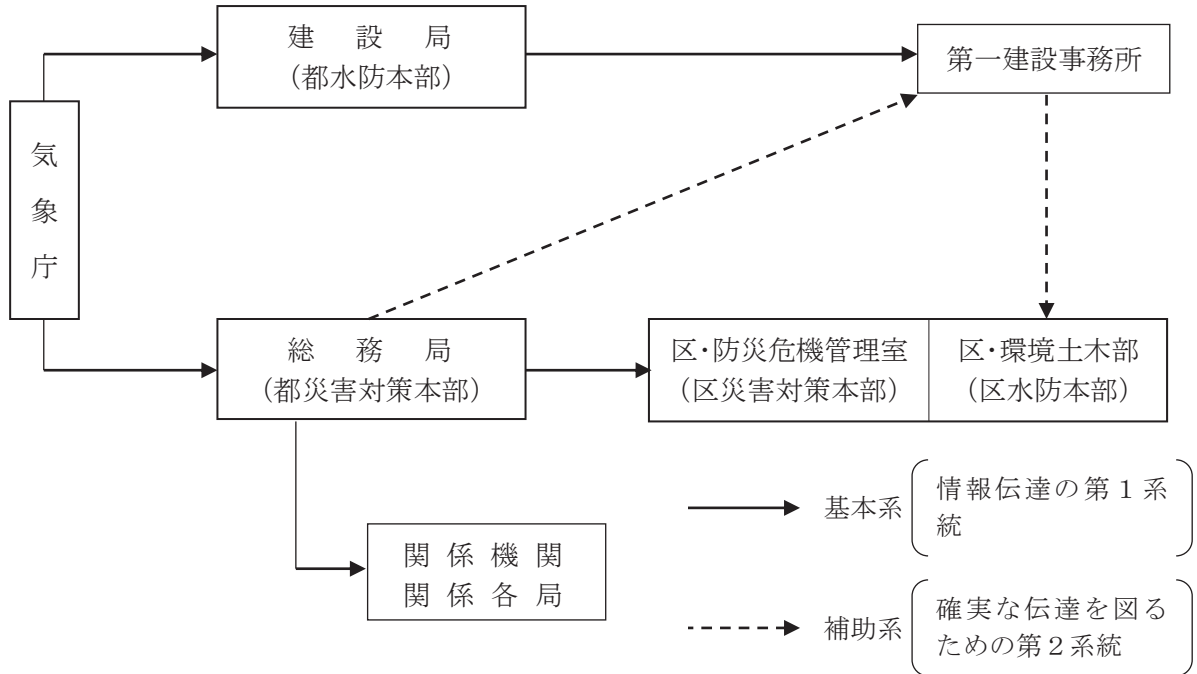
特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）や台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表される。

2 災害予警報等の伝達

(1) 気象情報伝達

《気象情報伝達系統図》



(2) 気象庁とのホットライン

気象庁東京管区気象台では、大雨時等において避難指示等の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの携帯電話等専用電話(ホットライン)を設置し、運用している。

(3) 国や都とのホットライン

都は、平成25年10月に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえて、東京都危機管理監と区市町村長、及び荒川下流河川事務所との間にホットラインを構築し、災害が差し迫った場合で、かつ緊急性や危険度が非常に高い場合は、通常の連絡手段に加えホットラインを活用する体制を整備した。

第3 洪水予報と情報伝達

2つ以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのあるもので、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通省と気象庁は共同で洪水予報を発表する。本区に關係する洪水予報は、荒川洪水予報である。

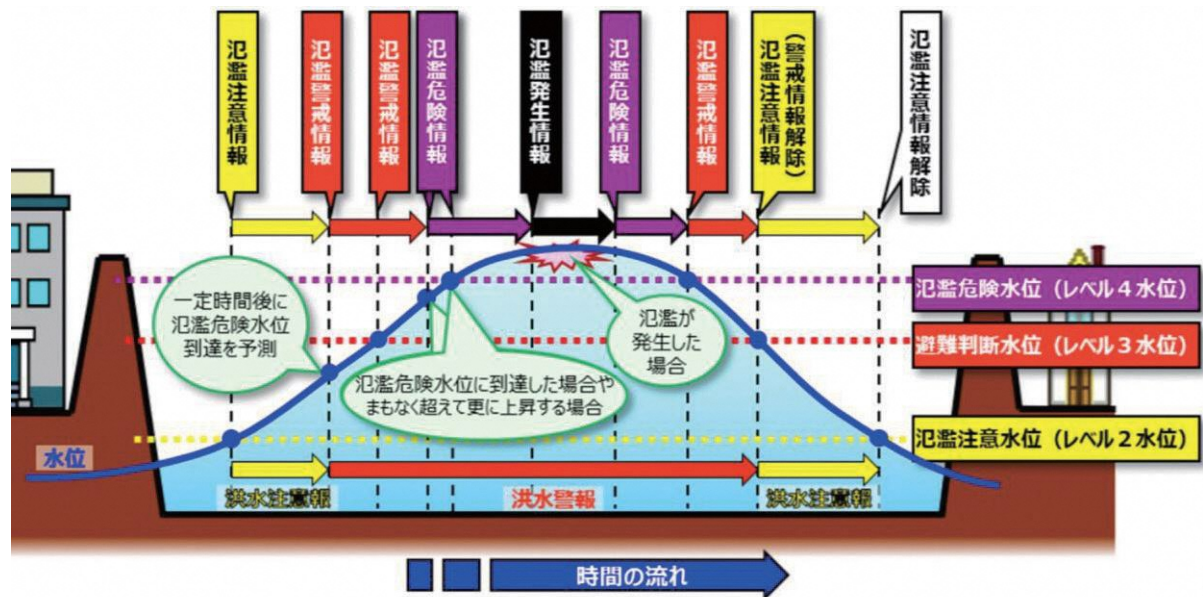
また、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるので、都知事が指定した洪水予報河川について、都と気象庁は共同で洪水予報を発表する。本区に關係する洪水予報は、神田川洪水予報である。

なお、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸として都知事が指定した水位周知海岸について、都は高潮による氾濫危険情報を発表する。

1 種類と発表基準

洪水予報等の種類		基準地点	発表基準
荒川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	熊谷 治水橋 岩淵水門(上)	○ 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	○ 基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫危険情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	○ 基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合
	氾濫発生情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	○ 洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
	氾濫注意情報解除	注意情報の基準地点と同じ	○ 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
神田川洪水予報	氾濫危険情報 (洪水警報)	番屋橋 和田見橋 南小滝橋 飯田橋	○ 基準地点のいずれかの1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫注意情報解除	氾濫危険情報の基準地点と同じ	○ 全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
高潮	高潮氾濫発生情報	辰巳水門	○ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき
	解除	氾濫危険情報の基準地点と同じ	○ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回ったとき

《洪水予報の発表基準（気象庁の公式サイトより引用）》



2 本区に関する予報

(1) 荒川洪水予報

種類	河川及び実施区域	予報地点						
		警戒レベル	1	2	3	4		
		基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難断水	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川洪水予報	荒川（旧川を除く） 左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原5番 の2地先から海まで （旧川を除く）	熊谷	3.0m	3.5m	5.0m	5.5m	7.51m	A. P. +26.457m
	右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤浜字 後古沢218番の18 地先から海まで （旧川を除く）	治水橋	7.0m	7.5m	12.2m	12.7m	14.60m	A. P. -0.229m
		岩淵水門（上）	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m	8.57m	A. P. +0.0m

図：荒川洪水予報 実施区域図



(荒川下流域河川事務所の公式サイトより引用)

(2) 神田川洪水予報

種類	河川及び実施区域	予報地点				
		基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾注水位 (警戒水位)	氾危険水位	氾発生水位
神田川洪水予報	神田川	番屋橋	—	—	34.10m	34.93m
	左岸 三鷹市井の頭3丁目322番地先から隅田川合流点まで	和田見橋	—	—	29.72m	30.59m
	右岸 三鷹市井の頭3丁目322番地先から隅田川合流点まで	南小滝橋	—	—	17.96m	20.10m
		飯田橋	—	—	3.67m	5.27m

図：神田川洪水予報 実施区域図



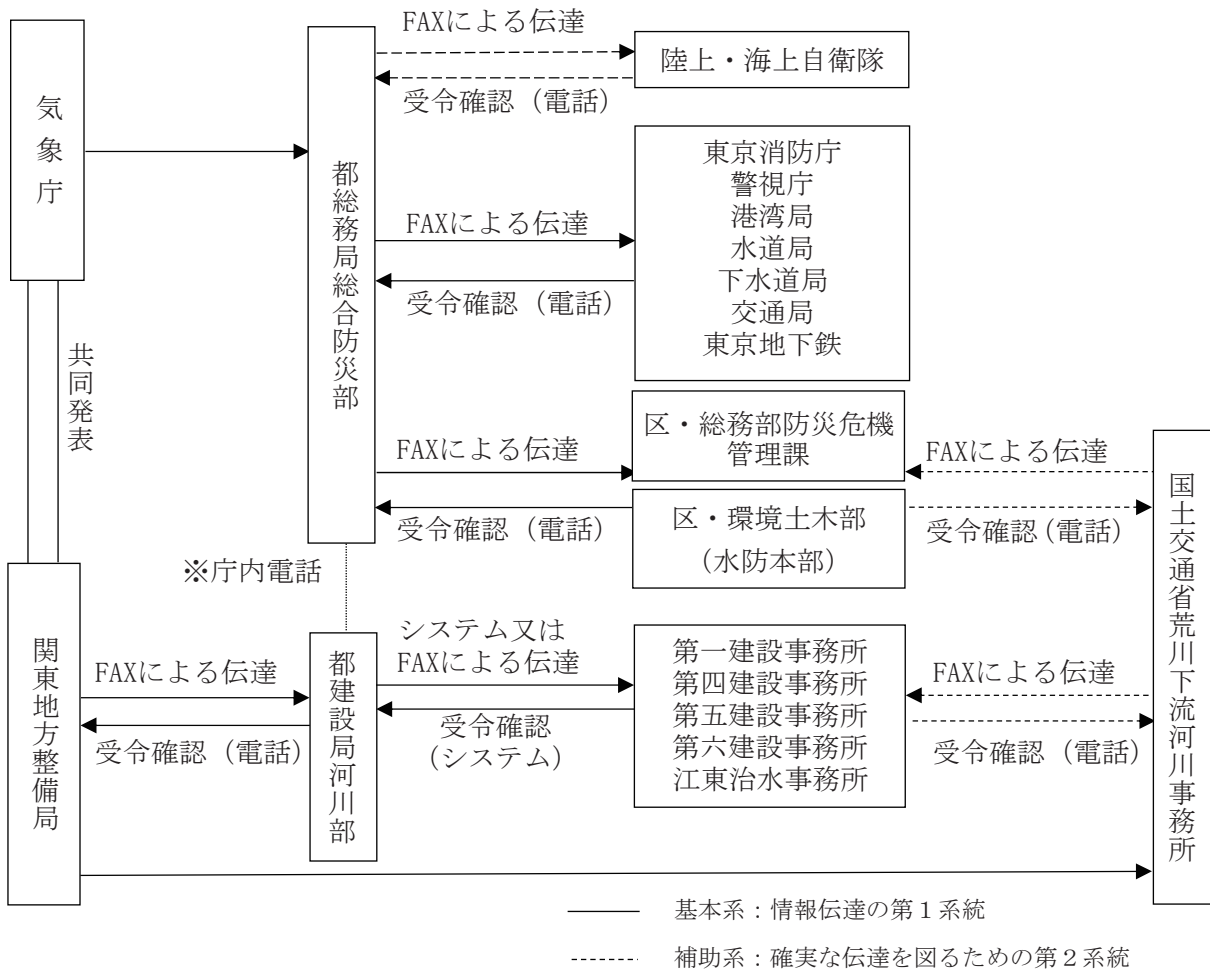
(3) 高潮氾濫発生情報

種類	区域	区間名	基準水位 観測所	高潮氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	水位周知実施区間
高潮氾濫発生情報	東京湾沿岸（東京都区間） 自 大田区羽田6丁目地先の都県界 至 江戸川区臨海町6丁目地先の都県界	A. P. +3.6m区間	辰巳水門	A. P. +3.6m	東京港海岸

3 洪水予報等伝達系統図

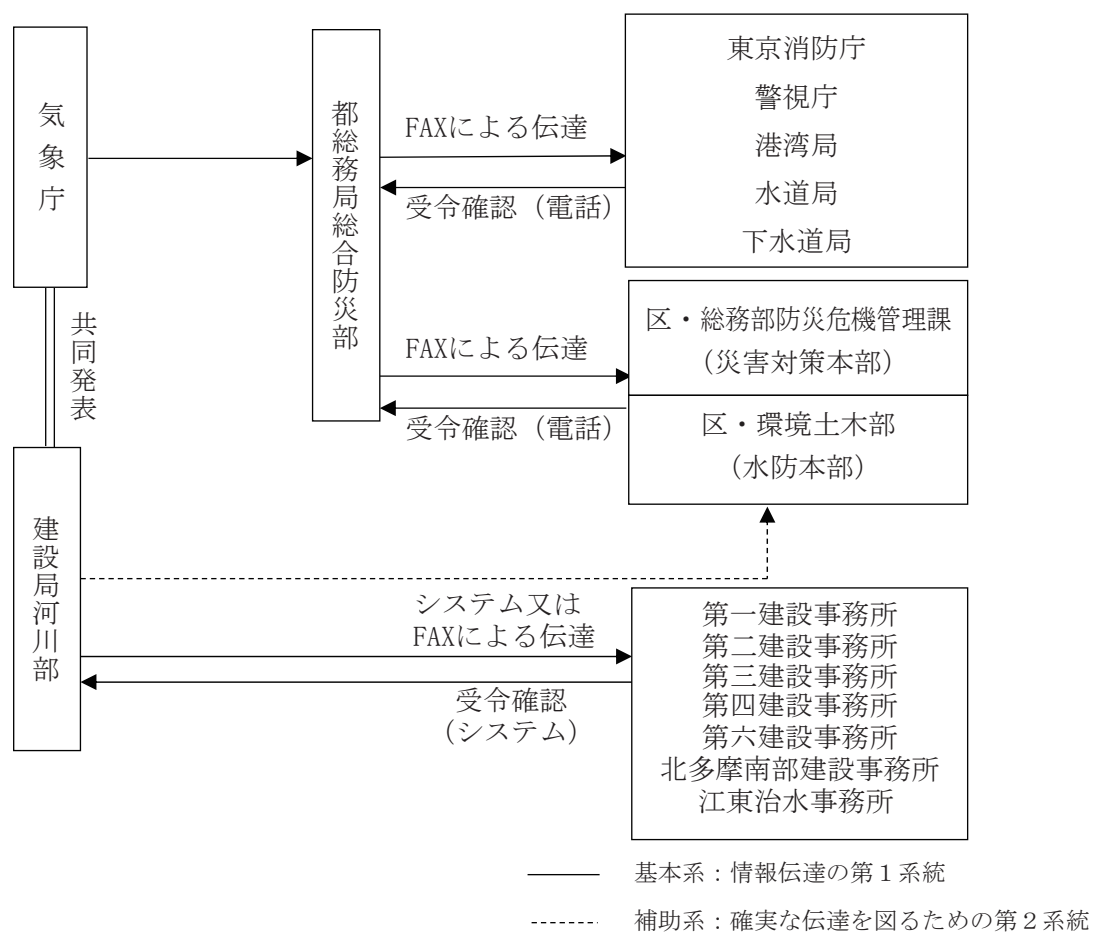
洪水予報等の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、概ね次のとおりである。

(1) 荒川洪水予報



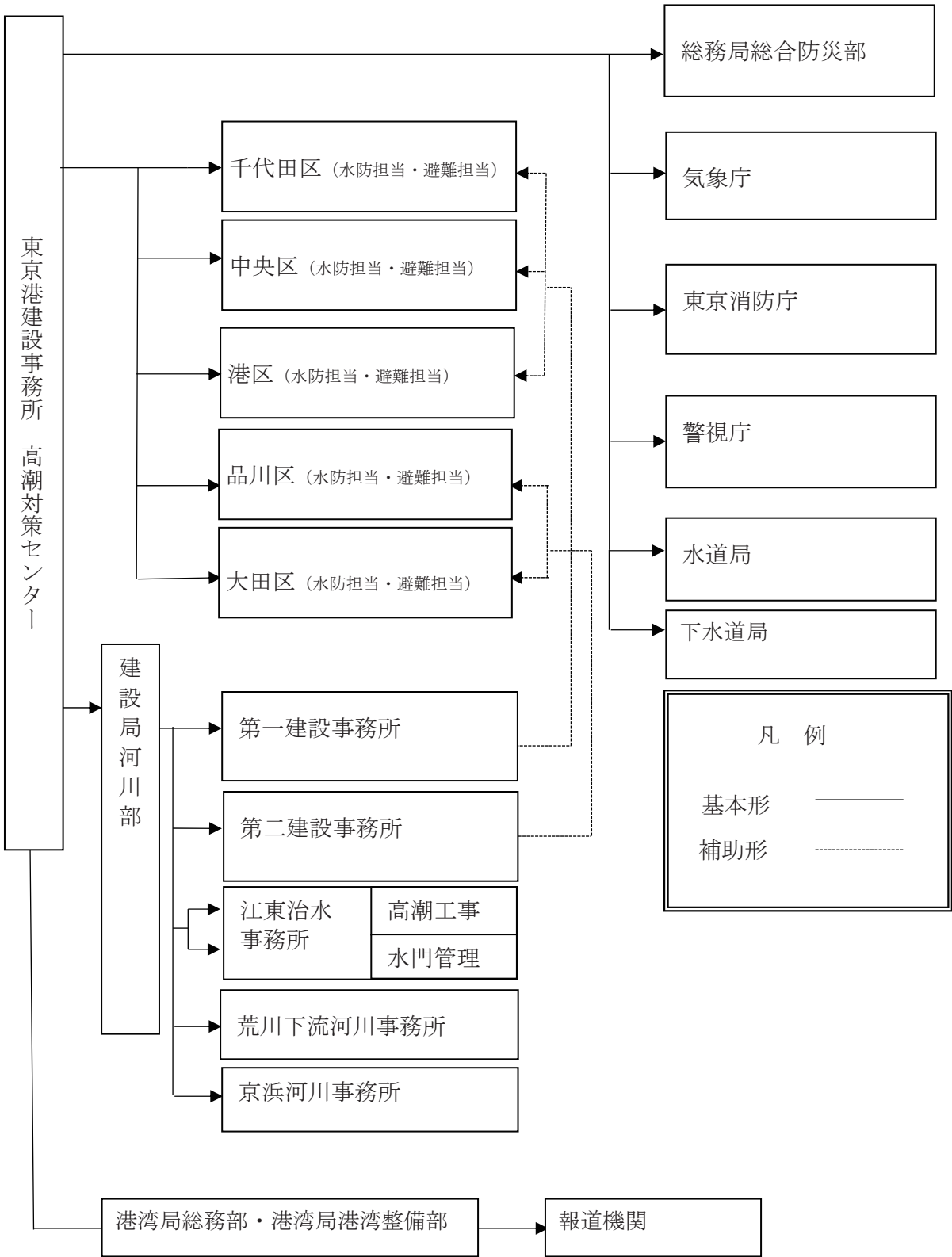
- ・ 総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。
- ・ 洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達

(2) 神田川洪水予報



- ・ 総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。
- ・ 洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達

(3) 東京湾沿岸（東京都区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図



4 洪水予報等の伝達方法

区民への重要な情報の伝達は、防災行政無線、区ホームページやLINE等のSNSを活用して行う。さらに、コミュニティFM局と連携し、状況に応じて、避難指示、被害状況、交通情報等きめ細やかな情報を提供する。

(1) 東京都地下街等浸水対策協議会の取組

東京都は、東京都豪雨対策基本方針の中で、地下空間における浸水対策の更なる充実を掲げ、浸水対策に取り組む大規模地下街等の管理者間の連携を促進するため「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置し、各管理者と行政が協働で計画の策定等に取り組んでいる。

区は、八重洲地区及び銀座地区の2地区において、地下街等を持つビル管理者等を中心とした部会を設け、緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定している。

各部会は、豪雨時に次の状況がいずれか1つでも発生した場合においては非常体制に移行し、緊急連絡体制を活用して構成員同士が浸水の発生状況や浸水対策の実施状況を随時メール及びFAXで共有することとしている。

ア 気象庁から大雨特別警報が発表されたとき

イ 気象庁等から荒川又は神田川の氾濫危険情報が発表されたとき

ウ 地下街等において浸水の危険性が生じたと判断されるとき

エ 地下街等において浸水が発生したとき

オ 中央区等から避難指示が発令されたとき

第4 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を利用して効果的な水防活動に努めるものとされている。

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼及び海岸について、水防警報を発表することになっている。

本区に係わる河川については、国土交通大臣が行う水防警報の指定を受ける河川はない。都知事が管理する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、実態として水防警報を発表することは困難であるとされ、水防警報を行う河川の指定をしていない。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位、潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。都がこのような防災システムを活用した情報伝達を確実にを行うことにより、本区は水防活動に関する判断を的確に行うことができるようになった。本区は、都から配信された災害情報や気象状況等を踏まえて、独自の判断により大雨洪水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときは、直ちに水防本部を設置するとともに、設置した旨を関係機関に通報し、水防活動態勢を整えるものとする。

第5 区による広報活動

1 災害広報情報の収集

水防本部は、各種情報について検討し、区民等への広報及び報道機関への発表等に備える。そのため、警察署、消防署等防災関係各機関との連携を緊密に行い、災害の発生状況、交通機関の運行状況、交通規制の状況等情報収集に万全を期する。

2 区民等への広報

危険が予想される地域に対して、警戒態勢、注意事項、避難指示、避難誘導等について、広報車のほか区ホームページ、SNS、安心安全メール、防災マップアプリ、区防災行政無線、FMラジオ、ケーブルテレビなどの適切な手段により広報を行う。

また、区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリでは、多言語により情報提供を行う。

3 放送要請

※ 都への広報の応援要請については、第2部第5編第2章第1「2 放送要請」(196ページ)を参照。

第6 被害状況の報告体制

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都へ報告する。都へ報告ができない場合には、国(総務省消防庁)へ報告する。

1 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

2 報告の方法

原則として、DISの入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる伝達手段により報告する)。

3 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	DIS入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置 概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定 報 告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

4 災害救助法に基づく報告

※ 災害救助法に基づく報告については、第2部第10編第11章「災害救助法等」(326ページ)を準用。

第4章 警備・交通規制

第1 警備活動

1 警察署

災害が発生した場合には、被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動はおおむね次のとおりである。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害知己における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

2 東京海上保安部

※ 第2部第4編第5章「海上保安庁への支援要請」（172ページ）を準用。

第2 交通規制

- (1) 交通情報の収集に努める。
- (2) 広域的な災害が発生した場合に、道路交通法に基づき行う交通規制においては、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施する。
- (3) 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋の応急補強並びに排水等については、各防災機関に連絡する。

第5章 避難者対策

第1 避難行動の分類

- 1 風水害における避難行動について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）では、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本としている。一方で、既に河川が氾濫している場合など、緊急を要する状況下では、避難所等へ避難する途上で被災することもある。

そのため、避難のための立退きがかえって危険な場合は、自宅等の屋内に留まったり、堅固な建物の上階へ移動（垂直移動）するほうが安全な場合もあり得ることから、災害対策基本法の改正（令和3年5月施行）により「避難のための立ち退き」の指示に加え、「屋内での退避等安全確保措置」の指示ができるようになった。

- 2 本区では、中高層建物の占める割合が高く、かつ、区内に土砂災害警戒区域等の指定もないこ

とから、大雨、高潮、洪水等による風水害発生時においては、警察署等の防災機関と協議の上、屋内に留まったまま安全確保が図れる区民等に対しては、屋内退避を要請する。

《避難指示等一覧》

措 置	根 拠	権限者
○避難のための立ち退きの指示 ○屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項及び第3項	区市町村長
(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき)	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官
○避難のための立ち退きの指示	水防法第29条	水防管理者

3 避難指示等の発令時期の考え方

- (1) 洪水のおそれによる被害が発生するおそれがあるとき
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- (3) 河川の上流地域が水害をうけ、下流地域に危険があるとき
- (4) 集中豪雨等により地下空間等への急激な浸水危険があるとき
- (5) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

※ 津波については、第2部第7編第1章「避難体制」(228ページ)を参照。

4 避難指示等の発令基準

「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)では、具体的でわかりやすい発令基準を設定し、空振りを恐れず、災害が切迫した状態であれば夜間や外出が危険な状態であっても避難指示等を発令するという基本的な考え方が示されている。

本区ではこの考え方を踏まえつつ、総合的な判断のもとに避難指示等を発令する。

《避難指示等の発令基準》

警戒レベル	名称	発令時の状況	区民が取るべき行動
5	緊急安全確保	○ 災害による被害が発生又は切迫した状況 (この状況下では災害状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではない)	○ 避難指示等の発令後で避難中の居住者等は確実に避難を完了 ○ 避難していない居住者等は、避難行動に直ちに移動、もしくはそのいとまがない場合は、命を守る最低限の行動
4	避難指示	○ 災害による被害が発生する可能性が明らかに高まった状況 ○ 危険な場所から全員避難行動を開始しなければならない段階	○ 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)
3	高齢者等避難	○ 災害による被害が予想される状況 ○ 避難に時間を要する要配慮者(避難行動要支援者を含む)は避難行動開始しなければならない段階	○ 避難に時間を要する要配慮者(避難行動要支援者を含む)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)開始 ○ 上記以外はいつでも避難できるよう非常時持出品の用意等準備を開始したり、自主的に避難

※ 警戒レベル2「大雨・洪水注意報等」警戒レベル1「早期注意情報」は気象庁が発表する。

なお、洪水については、本区では荒川の氾濫に伴う浸水被害が想定されるが、本区に浸水が始

まるのは荒川堤防の破堤から12時間後の想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示等の判断をすることとなる。

※「中央区洪水ハザードマップ(荒川版)」は、資料編(140ページ)を参照。

5 都知事に対する報告

避難の指示をした場合、区長(本部長)は直ちに都知事へその旨を報告するものとする。

6 避難指示等の伝達

避難指示等の情報伝達は、防災行政無線、緊急告知ラジオ、安全安心メール、区ホームページ、X(旧Twitter)、Facebook等、ケーブルテレビ、スピーカー付き庁有車等の手段により行う。

なお、避難行動要支援者など特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織等と連携し、高齢者等避難開始の情報を伝達する。

第2 避難誘導

風水害時における区の避難方針は、浸水被害が及ばない上階へ移動する「垂直避難」を原則としているが、上階へ避難することができない木造住宅等の居住者については、区は警察署、消防署と協力して最寄りの指定緊急避難場所に誘導する。

第3 避難施設の役割と開設・運営

1 自主避難所

区は、台風が直撃または本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合には、暴風雨や高潮などを不安に感じる区民等が滞在する施設として、必要に応じて自主避難所を開設する。

2 指定緊急避難場所等

※ 第4部第2編第2章「第1 指定緊急避難場所の指定」(346ページ)を参照。

※ 第2部第7編第2章「第2 防災拠点及び副拠点の開設、管理運営」(239ページ)を準用。

第4 広域避難

平成22年4月に国の大規模水害対策に関する専門調査会が発表した想定によると、荒川の堤防が決壊するなどの大規模水害が発生した場合、排水施設が全て可動するケースであっても、浸水地域の排水完了まで約5日を要すると想定されている。

大規模水害の発生時においては、家屋退避の際には孤立化が考えられるため、区では、都及び隣接区と連携して、区民を区外等浸水被害が少ない地域へ退避する広域避難を実施する。

1 体制の整備

区は、大規模水害が発生した際の状況等を区民に周知するとともに、自主避難を含む事前避難の重要性を普及・啓発し、避難行動への意識向上に努める。

2 大規模水害時の避難所

避難対象区域は、原則として荒川の堤防が決壊した際に、浸水が想定される地域(京橋地域及び日本橋地域)とし、区は洪水・浸水が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に指定緊急避難場所として指定した施設を避難所として活用する。

3 避難誘導

(1) 広域避難の要請

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、避難者を指定緊急避難場所に避難させることが困難なときは、都本部に要請する。

なお、特別区相互支援体制により支援区に広域避難の協力を直接要請した場合、区長は、その旨を都本部へ報告する。

(2) 避難指示及び誘導

避難者の受入施設が確定した後、区は、次の事項に留意するとともに避難情報の発令及び区民の避難誘導を実施する。

ア 要配慮者については優先的に避難させる。

イ 水害時に使用可能な指定緊急避難場所へ避難させる。

ウ 水害時に使用可能な支援区の避難所へ避難させる。

エ 避難のための立退きが危険な場合は、屋内退避の指示を行う。

4 避難方法

区は、交通機関が運行可能な状況の場合、避難先の防災拠点又は支援区の避難所を案内の上、鉄道等の公共交通機関により避難するよう周知する。

自力で危険区域外への避難が困難な避難行動要支援者については、防災拠点へ一時的に避難誘導を行い、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

5 避難所の開設・運営

区は、区長からの要請に基づき開設された支援区の避難所に職員を派遣し、支援区が実施する避難所運営に協力する。

6 広域避難者に対する支援

区は、避難者に対して全国避難者情報システムへの登録を呼びかけるとともに、避難者の実態やニーズを把握し、情報伝達手段の確保と情報の周知、都及び他の区市町村との広域連携等必要な対策を実施する。

第6章 公共施設等の応急・復旧対策

※ 道路・橋りょう等については第2部第3編第1章（96ページ）を準用。

※ 鉄道施設については第2部第3編第2章（104ページ）を準用。

第7章 ライフライン施設の応急・復旧対策

※ 第2部第3編第4章（119ページ）を準用。

第8章 区民生活の早期再建

※ 第2部第10編（279ページ）を準用。

第 5 部 大規模事故等対策計画

第 1 編 総則	383
第 2 編 事案への共通した対応	386
第 3 編 大規模事故等の個別対策	395

第1編 総 則

第1章 基本的な考え方

災害の定義は災害対策基本法第2条において、地震、台風、竜巻等の自然現象によるもののほか、大規模火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても規定している。

本区においては、日本橋金融・商業街地区の金融中枢施設、銀座地区を中心とした大規模集客施設、日本橋問屋街地区の繊維関連卸売業の集積のほか、大規模事業所、大規模商業施設が多数所在している。また、月島地区は老朽木造2階長屋形態の一般住宅が密集し、豊海地区は大型冷蔵倉庫が多数群立、隅田川には危険物を輸送する小型内航タンカーが多数往来している。夜間人口は約17万人に対して昼間人口は63万人であり、万一大規模な事故等が発生した場合、区民だけでなく来街者にも多大な被害が発生する危険性が高い。

このため、本区において大規模事故等が起こった場合にも、区民等の生命、身体、財産を守るため、警察、消防、ライフライン機関などと連携して、被害を拡大させずに適切な対応ができるよう大規模事故等対策計画を定めるものである。

なお、災害対策基本法においては、普通の事故として所管の行政庁が専ら処理し又は事業者等が自ら処理する事象と大規模事故として対応すべき事象の区分は必ずしも明確でないため、その事故の被害の状況に応じて判断する必要がある。また、事故の規模によっては、区単独では対応できない状況も考えられるため、都や国の関係機関との連携が重要となってくる。

以上のことから、第5部では大規模事故に至らない事故であっても、区民生活に影響する重大事件や緊急事態が発生した場合に関係機関との連携を含め普遍的に対処できるよう、危機管理対策についても定める。

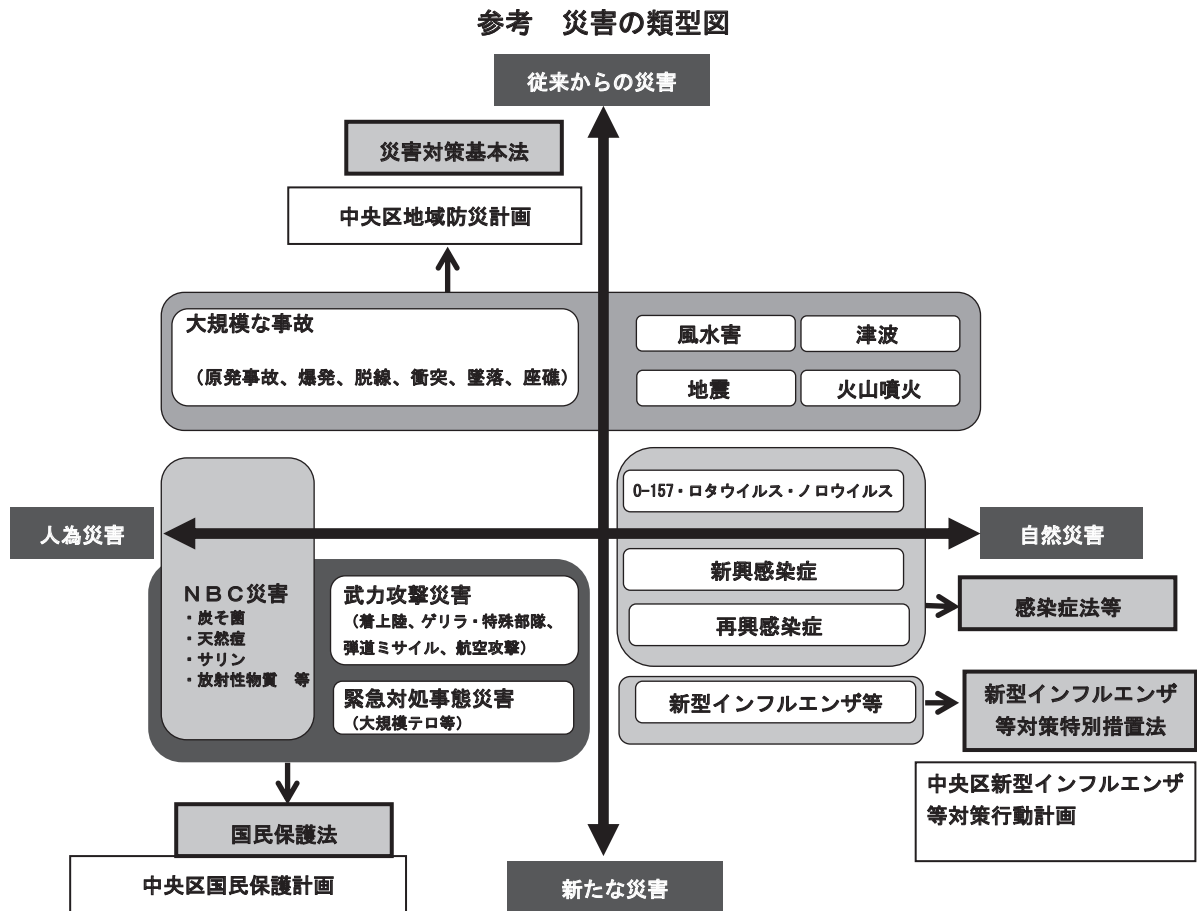
さらに、福島第一原子力発電所の経験を踏まえて、区内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、区民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

国民保護法に基づく武力攻撃事態災害、緊急対処事態災害、NBC災害(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃)については、「中央区国民保護計画」(平成28年4月変更)により対応する。ただし、武力攻撃事態災害においては、国における事態認定がなされるまで(国民保護対策本部設置の指定が行われる前)は、この計画に基づき対応するものとする。

令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行するなど、感染症、食中毒等により区民の生命及び健康の安全を脅かす事態が発生した場合には、被害の拡大や再発を防止するため、「中央区健康危機管理対策基本指針」に基づき、保健所が中心となって、国や都、関係機関と連携を取りながら、被害実態の把握や原因の究明等を行う。本部を設置する必要がある規模に健康危機が拡大するなど、事態が悪化した場合には、この計画に基づき災害体制に移行する。

特に、区民の生命・健康に重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき平成27年2月に策定した「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」及び平成31年4月に策定した「中央区業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」により、感染拡大の抑制、住民への予防接種、生活支援などの対策や非常時優先業務を実施する体制を定めるなど、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

近隣区において事故等が発生し、区民生活に影響を及ぼす可能性がある場合においても同様とする。



- ※ 新興感染症…かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。(WHO定義)
- ※ 再興感染症…既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、この20年間に再び流行しはじめ、患者数が増加したもの。(WHO定義)

第2章 想定される大規模事故等

- 第1 超高層住宅、地下街の火災、事故等
- 第2 鉄道事故
- 第3 道路事故
- 第4 地下工事
- 第5 危険物等事故(石油、火薬、放射線、高圧ガス、毒物・劇物)
- 第6 海上等における事故、油等流出事故
- 第7 大規模停電
- 第8 ガス事故
- 第9 放射性物質対策

第3章 防災危機管理センター

第2部第4編第1章「第5 災害発生後の初動対応」（134ページ）を参照。

第2編 事案への共通した対応

本編では、大規模事故等発生時に事故内容に関わらず、区が事案に対して共通して対応すべき基本的な事項について定める。

第1章 平時の備え

区では、平時より危機管理情報を各部で共有するため危機管理対策検討部会を組織し必要に応じ会議を開催している。この組織は、防災危機管理室長を部会長とし各部の庶務担当課長と事故等が発生した場合に部局を超えて対応が求められる広報課長、情報システム課長、職員課長、地域防災担当課長、総務部副参事（防災計画等・特命担当）、総務部副参事（生活安全・特命担当）で組織される。

第2章 初動態勢

大規模事故等の事案が発生した場合、事故等の情報を得た所管課は、事案の重要性に関わらず防災危機管理センターへ連絡するものとする。防災危機管理センターは、事案の状況を分析するとともに、情報の結節点として事案の状況に応じた適切な対応を行う。

第3章 区の態勢

区は、事故等の情報を得たとき被害状況や区民生活への影響度に応じて、適切な対応を行うため、その事案の状況に応じて下記の態勢により対応する。

第1 事案のレベルの定義

- レベル1
事案が特定の分野に限定されるため、所管部局中心で対処できる場合
- レベル2
事案の規模が拡大し、区民生活への影響が大きくなるおそれのある場合
- レベル3
事案がさらに大規模でかつ深刻であり、区をあげて対処することが必要となる場合

第2 事案のレベルに応じた対応

- レベル1
防災危機管理室長を長として防災危機管理センター、所管部局、関係部局等が連絡チームを設置して、事案の発生現場に連絡員を派遣するなど主に情報収集等を行う。
- レベル2
防災危機管理室長を長とする危機管理対策連絡室を設置し、主管部局、関係部局等が対応する。
必要であれば、副区長を長とする危機管理対策会議を開催し、対応方針を検討する。
- レベル3

区長を長とする危機管理対策本部を設置し、区的全組織で対応する。

※ 事案対策組織は、段階的に上位レベルに移行する場合と、事故等発生当初からレベルにあわせた態勢を構築する場合がある。

※ 危機管理対策本部の組織は、第2部第4編第1章「第6 災害対策本部の設置及び運営」（139ページ）と同様とし、区各部の所掌事務についても本部条例規則を準用するものとする。

第3 休日・夜間の職員の参集

1 レベル1

警戒勤務者が、防災危機管理センターの各課長、事案に関連する主管課長に連絡し、緊急に対応する必要がある場合には協議の上ただちに参集する。

2 レベル2

第2部第4編第1章「第5 3 休日・夜間の態勢」（136ページ）と同様の態勢とし、管理職、区及び近接区に居住する係長及び職務上参集が求められる職員が参集する。

3 レベル3

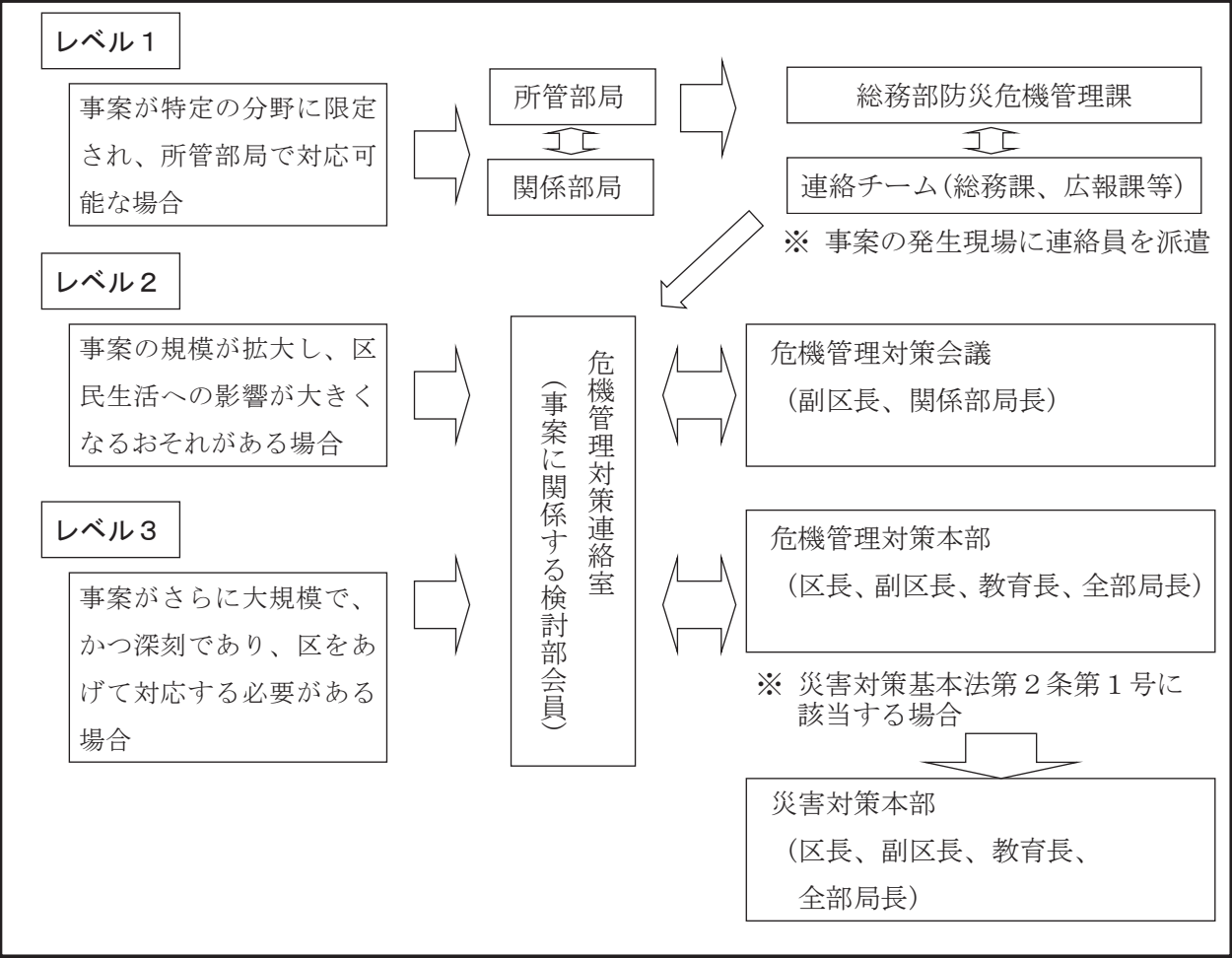
第2部第4編第1章「第5 2 非常配備態勢」（135ページ）と同様の態勢とし、全職員が参集する。

第4 災害対策本部への移行

災害対策基本法第2条第1号に定める災害で災害救助法施行令第1条に定める程度のものである場合には、災害対策本部を設置し対応する。

レベルに応じた事案対応組織図は、（388ページ）を参照。

レベルに応じた事案対応組織図



第4章 現地連絡調整所

大規模事故等の発生時、その事案の発生現地において、活動する機関がそれぞれ情報を共有し、連携して事態の対応にあたるのが重要である。このため、区は都と連携し、各機関の参加を得て現地連絡調整所を設置する。

第1 職員の派遣

事故等の情報を得たときは、区は、その被害状況等を正確に把握するため、防災危機管理センターの職員を派遣する。派遣された職員は、次の状況を調査し報告する。

- 1 事故等の状況
- 2 被災者の状況
- 3 応急措置、救護活動の状況
- 4 避難の必要性
- 5 住民等の動向、要望等
- 6 その他必要事項

第2 設置場所

設置場所は、関係機関と次の事項を考慮し協議の上決定する。

- 1 事案の発生場所の近隣であること
- 2 安全が確保できること
- 3 関係機関と調整が容易であること

第3 参加が想定される関係機関

- 1 都
- 2 事故当事者機関(交通機関、ライフライン機関など)
- 3 警視庁
- 4 東京消防庁
- 5 消防団
- 6 自衛隊
- 7 日本赤十字社東京都支部
- 8 医師会 など

第4 連絡調整を要する事項等

- 1 被害状況の把握
- 2 災害現場の状況把握
- 3 警戒区域の確認
- 4 各機関の役割分担、分担区域の確認
- 5 各機関の部隊派遣状況及び見込み
- 6 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- 7 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- 8 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。）
- 9 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- 10 各機関が発表する広報内容の確認等
- 11 民間施設等の使用に関する確認
- 12 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- 13 その他、各機関が必要とする事項

第5 現地調整会議の開催

各機関の持つ情報の提供、連絡調整を要する事項の決定、確認等を行うため、各機関の代表により、随時又は定期的に現地調整会議を開催する。

第5章 情報収集、情報伝達

区内で大規模な事故等が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくために、被災状況等の正確な情報を収集する必要がある。区では、各関係機関からの通報や独自の情報

収集活動により事故等の情報を入手するとともに、被害状況の把握及び情報連絡に努める。

第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達

事故等の現地からの情報については、現地に派遣した職員から収集することとする。こうした事態に備え、防災危機管理センターでは現地との情報連絡のために災害時優先電話を用意している。また、その他警察署、消防署をはじめとする関係機関からの情報収集及び各機関への伝達は、第2部第5編第1章「第4 情報通信連絡態勢」（188ページ）により行う。なお、指定電話が利用できない場合は、地域防災無線を利用する。

第2 情報のとりまとめ

事故等の状況の把握、とりまとめ及び分析は、防災危機管理センターで行うこととする。なお、危険物に係る事故など専門的知識が必要な事故等が発生した場合には、国や都の専門機関と連携し情報をとりまとめる。

第3 情報の共有

区の内部での情報の共有は、事案のレベルに応じて設置する会議で行うこととする。なお、区全体で事案に対応する必要がある場合については、第2部第5編第1章「第4 情報通信連絡態勢」（189ページ）により、各部に情報を伝達する。

第6章 広 報

事故等が発生した場合の広報について、区は、基本的に区民等にその情報を提供することとする。特に、二次災害やパニックのおそれのある場合には、区民をはじめ事業者、来街者にも迅速に正確な情報を適宜提供する必要がある。また、事故等により人的被害があった場合の安否情報の取扱いについては、関係機関と調整し対応する。

第1 報道機関、区民等への情報の提供

事案がレベル1のときは、報道機関や区民からの取材や問合せに対して、事案の主管課及び広報課で対応する。レベル2以上のときは、情報のすべてを広報課で取りまとめて対応する。

第2 広報内容

- 1 事故、事件等の発生状況
- 2 避難勧告、避難指示（緊急）等区民の行動に対する指示
- 3 関係機関の応急対策の状況
- 4 パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- 5 住民への安否情報 など

第3 広報手段

- 1 防災行政無線、緊急告知ラジオ

- 2 ホームページ、安全・安心メール、X（旧Twitter）、Facebook、LINE
- 3 スピーカー付き庁有車 など

第4 安否情報の取扱い

大規模事故等発生時の安否情報の収集は、正確性が求められる一方で情報が錯綜するため困難な状況となることが想定される。このため、区は、都、警察署、消防署、事故当事者機関、収容医療機関等からの情報収集を行い、名簿を作成する。また、情報の公表については、各機関と協議した上で、公表内容、公表時期等の統一を図るよう努める。

第7章 警備、交通規制、警戒区域の設定

事故等の原因がガス爆発、アンモニア漏えい等の危険物事故やNBC災害などの場合、区民が事故現場周辺に留まることにより二次災害を招くおそれがある。こうした事態を避けるため、区は、警察署、消防署と連携し、警備、交通規制、警戒区域の設定を行う。

第1 二次災害の危険性の判断

事故等の被害状況、原因等が明確になっていない場合は、最悪の事態を想定し、都、警察署、消防署、事故当事者機関等と協議し、二次災害の危険性を判断する。

第2 警備態勢

警察署は、事故等が発生した場合は、関係機関と密接な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動の推進に寄与するとともに、早期に警備態勢を確立する。

第3 警備活動

- 1 警察署は、次の活動を行う。
 - (1) 交通秩序の確保
 - (2) 犯罪の予防及び取締り など
- 2 警察署及び消防署は、密接な連携のもと、次の活動を行う。
 - (1) 災害地における災害関係の情報収集
 - (2) 避難者の誘導
 - (3) 危険物等の保安 など

第4 交通規制

警察署は、交通情報の収集を行い、一般車両の迂回措置等を行うとともに、広域的な事故の場合には、局地的な通行禁止、通行制限等適切な交通規制を行う。

第5 警戒区域の設定

警察署及び消防署は、地形、風向き、大規模集客施設の有無なども考慮し、関係機関と協議の上、警戒区域を設定する。

第8章 避難

大規模火災、危険物の漏えい、爆発事故などの大規模事故が発生した場合には、事故発生付近の区民を避難させる必要がある。区長は、災害対策基本法に基づき警察署、消防署と連携し区民等を危険地点から避難、誘導させる。

第1 避難指示を行う場合

- 1 火災が拡大するおそれがあるとき
- 2 爆発のおそれがあるとき
- 3 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危機が予測されるとき
- 4 その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

第2 避難の指示

区長は、避難が必要と認める場合には、警察署長、消防署長と協議のうえ、避難先を定めて避難の指示を行う。避難の指示を行った場合には、区長は直ちに都知事にその旨を報告する。

第3 応急公用負担

区長は、応急措置を実施するうえで緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第64条の規定に基づき土地、建築物など一時使用・収用除去などを行うことができる。この権限の行使によって損失を受けた者に対しては、同法第82条に基づき時価によりその損失を補填する。

第4 避難の誘導

警察署、消防署、消防団、事業所、防災区民組織などの協力を得て、なるべく町会、自治会単位で避難所に誘導する。なお、避難行動要支援者については、防災区民組織に配布してある災害時地域たすけあい名簿の情報をもとに避難を支援する。

第5 避難所の指定

避難所は、避難の勧告、指示を行った場合や避難が長時間に及ぶおそれがある場合に、開設することとする。避難所の指定は、警察署、消防署との協議により安全が確保できる場所を、施設と調整後、開設する。

第6 食料、生活必需品の供給

避難が長時間に及ぶおそれがあるときは、災害対策用に備蓄してある物資を活用する。

第9章 救助、救急活動等

救助、救急活動は、警察署、消防署及び区が連携して行うこととし、関係機関はこれに協力する。また、行方不明者の調査については警察署が行う。

第1 都の医療体制

東京消防庁は、事故等により多数の傷病者が発生した場合、東京DMAT（医師、看護師で構成され、災害や事故の際にいち早く現場に駆けつけ、救命医療を提供する医療チームで東京消防庁と連携して活動する）を要請する。東京DMATは、トリアージ・救急医療を主たる任務とする。また、都保健医療局は、東京都医師会及び日本赤十字社東京都支部の医療救護班を要請する。

第2 医療救護所設置の要請

区は、多数の傷病者が発生し、その救出及び医療機関への搬送に時間を要すると見込まれたときは、事故現場付近の区施設を医療救護所として指定し、医療救護班の派遣を医師会に要請する。

第3 収容医療機関の確保、搬送

負傷者を収容する医療機関の確保及び搬送は、都、区及び東京消防庁が連携して行う。

第4 医薬品、資器材の確保

区は、医療救護班の派遣を要請したときは、災害対策用に保管している医薬品、資器材を提供する。不足が生じるおそれがある場合には、薬剤師会に調達を要請し、それでもなお不足する場合は、卸売販売業者から調達する。

第5 健康相談窓口の設置

毒物・劇物、放射線等の事故が発生した場合、区は、区民の健康不安を解消するため、医療相談窓口を設置する。

第6 被害者及びその遺族への初期的支援

区は、大規模事故等が発生した場合、被害者及びその遺族の支援を行うために必要な情報の収集、管理、要望受付、対応、関係機関との連絡調整にあたりとともに精神的な苦痛の軽減に努めるものとする。

第10章 遺体の収容、検視、検案

大規模事故等により多数の死亡者が発生した場合には、その搜索、収容、検視・検案等の各段階において、区は都、警察署、その他関係機関等と相互に連携し対応するものとする。

第1 役割分担

- 1 事故等により多数の死者が発生し、事故の原因者・所管施設の管理者が対応できない場合、区は、自然災害と同様に総合スポーツセンター地下2階に遺体収容所を設置する。
- 2 区が遺体収容所を設置した場合、その管理は区が行う。
- 3 遺体の搬送は、原則当事者機関が行い、当事者機関がない場合においては、区が都と協力して行う。
- 4 遺体の検案は、都保健医療局（監察医務院）が行う。

- 5 遺体の検視は警察が行い、身元不明者の確認等は、区と警察が協力して行う。

第2 遺体収容所の設置及び遺体収容所での活動

区が遺体収容所を設置した場合、その活動は第2部第6編第4章「第6 遺体収容所の設置等」(221ページ)と同様とする。

第11章 その他

その他、この編で定めのない項目で対応が必要になったときは、第2部の各編を準用する。

第3編 大規模事故等の個別対策

この編では、大規模事故等の種類により、特に個別の対策を要するものについて基本的な事項を定める。

第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等

区内には、60mを超える超高層建築物といわれる建築物が65（工事中5棟含む。）あり（令和5年3月末日時点 データ出典：令和4年建築統計年報 2023年版 東京都）、地下街や各地下鉄の通路など地下空間も多い。こうした場所で火災や事故が発生した場合、避難誘導や消防活動は、特別の配慮が必要となる。このため、こうした空間での火災や事故の事前の対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 警察署

高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

(1) 高層建築物

- ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

(2) 地下街

- ・ 地下街警備要図の作成
- ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ・ 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

2 消防署

(1) 指導方針

- ア 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図る。
- イ 内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図る。
- ウ 超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保する緊急離発着場等の設置を図る。

(2) 防火管理及び防災管理の充実強化

- ア 地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施
- イ 防火施設・避難施設の適正な維持管理
- ウ 実態に即した消防計画の樹立
- エ 防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化
- オ 災害発生時の情報連絡、避難誘導、初期消火等の自衛消防隊の活動能力の向上
- カ 防災センターの機能充実
- キ ガスの漏洩による災害防止のため、関係施設、設備の点検・整備及び初動処置の指導

3 東京ガスグループ

既存のガス工作物はガス事業法及び関連する基準類に基づき、適切に維持管理を実施している。
また、新設のものはガス工作物の技術基準に基づき設計するとともに、二次災害防止のための安全設備を設置している。

第2 応急対策

第2部第4編第2章「第5 消火・救助・救急活動態勢」（157ページ）における活動方針に基づき対応することとする。

第2章 鉄道事故

区内の鉄道は、都営地下鉄3線10駅、東京メトロ6線14駅、JR東日本2線3駅となっており、すべて地下鉄で網の目のように区内全域に広がっている。これらの交通機関は、高速で多数の人々を回復して輸送するという性格上、万一事故が発生した場合には、多くの人命に係わる被害が発生するおそれがある。このため、鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、その対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 東京都交通局

鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱い面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。

(1) 保安設備の整備

信号保安装置、自動列車制御装置、緊急停止スイッチ、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備及び排煙装置等の保安装置を整備して列車運転の安全化を図る。

また、ホームドアは全駅完備されている。

(2) 設備の点検及び規定等の整備

保安装置その他の設備に対して、検査、保全等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備と、安全の確保を図る。平素から施設や従業員等の教育について、建築物の管理者と緊密な連絡をとり合う。また、事故発生時の対応について、地下街の特性に応じた実効性のある訓練を定期的実施する。

2 東京メトロ

自動列車停止装置・制御装置・運転装置等の運転保安装置、難燃性車両、断線しない剛体架空線などの各種保安設備を完備している。また、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を推進している。

なお、総合指令所では、安全確保のための適切な管理、制御を行うとともに、これらの施設の点検作業に万全を期し、職員の教育訓練を重ね安全運転に努める。

3 JR東日本

大規模事故対策として、従来から車両、駅及びトンネル内部等の設備の整備を進めている。今

後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。

第2 応急対策

東京都交通局、東京メトロ、JR東日本は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合、それぞれの組織において災害対策本部を設置し次の応急措置を行う。

- 1 事故等発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 2 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次被害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 3 事故情報等を乗客に伝達し秩序維持に努める。
- 4 避難措置の情報等は、関係機関に通報する。
- 5 けが人が発生した場合、救護班等を編成し応急救護にあたる。
- 6 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等代替措置を講ずる。

第3章 道路事故

区内の道路は、区面積に占める割合が約27%となっており、首都高速道路の都心環状線をはじめ、日本橋を基点に多方面と繋がっている国道、都道、区道と都心交通網の要となっている。また、河川の上に造られた首都高速、渋滞緩和のための地下アンダーパスやトンネルなど、空間を有効に利用している。こうした道路において、車両火災、車両からの危険物の流出・漏洩などの事故が起こった場合には、渋滞等の通行の弊害になるだけではなく区民の人命や財産に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、道路事故の発生を未然に防止し被害の軽減を図るため、その対策を定めるものである。

なお、危険物・毒物などの運搬車両からの流出・漏洩等が発生した場合の対応については、本編第5章「危険物等事故」（401ページ）に準じて対応することとする。

第1 予防計画

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路について、未然に災害被害を防止することを目的として構造物・施設等の耐震性確保に取り組むほか、被害の局限化を目指し、関係機関との協力体制確立や防災体制の整備、防災訓練の実施、資機材の確保等に努める。
- (2) トンネル内には、火災報知機や火災感知器等の通報設備、警報設備、消火設備、避難誘導施設、映像監視設備などを整備する。
- (3) 統計により、危険性の高い地点を把握するとともに、必要に応じて安全対策を実施する。
- (4) 道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時において特別パトロールを実施し監視体制の強化を図る。

2 消防署

首都高速道路などの専用道路での車両火災については、入路が制限され、消防水利も少ないなど活動が困難となることが予想されるため、事前に対策を講じておく。

第2 応急対策

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路において、大規模な事故、火災、危険物の流出、漏洩等が発生した場合、対策計画等に基づき対策本部等の組織を設置するとともに、事故の内容、規模等を速やかに把握し、関係機関に事故の情報を提供する。
- (2) 防災用資器材を活用し、初期消火など必要な応急活動に努めるとともに、消防署、警察署等に出動要請を行う。
- (3) 二次災害を防止するため、事故現場付近の車両等に対しては、安全な場所への誘導を行う。
- (4) 障害物の除去、仮設道路の設定等応急復旧を行い、早期の道路交通を確保する。
- (5) 道路の通行に危険がある場合には、通行禁止、通行制限について警察署に要請するとともに、混乱防止のため、う回路の確保に努める。
- (6) 通行の禁止、制限等が実施された場合には、道路利用者への広報の実施に努める。
- (7) 道路施設等の損壊については、速やかな復旧を図る。

2 警察署

道路管理者等から交通規制等の要請があった場合、現地の交通状況を検討したうえで通行禁止、通行制限などを実施する。

3 区

事故車両等からの危険物の流出・漏洩などが発生時した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は危険物の流出・漏洩などを認めたときは、第5部第2編第5章「情報収集、情報伝達」（389ページ）により下水道局へ連絡する。

第4章 地下工事

区内各所で行われるライフライン関係の地下工事現場において、万一事故が発生した場合には、周辺への被害も多大なものとなることが予想される。このため、事故を未然に防ぐためその対策について定めるものである。

第1 予防計画

1 東京都水道局

(1) 安全管理態勢

工事所管事業所の工事担当課長を工事の安全管理に関する総括責任者とする。また、工事担当課長の指揮を受けて安全対策事業を担当する監督員を置く。

(2) 夜間態勢

各事業所の夜間における職員の動員については、所定の「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。

(3) 工事現場態勢

監督員又は、請負者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ、他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。また、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資機材を常備する。

(4) 大規模工事現場

掘削構内には、非常警報装置を設け、詰所には、消火器を配備するとともに地下埋設物の表示及び通路非常口等の標識類の点検を常時行う。また、工事現場、詰所等相互の通報設備を設置する。

2 東京都下水道局

(1) 安全管理体制

ア 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、「下水道工事事務事故防止対策協議会」を設置するとともに、水再生センター、工事主管担当、ポンプ所による「地区協議会」を設置する。

イ 工事中は万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資器材調達等必要な体制を受注者により整備する。

ウ 工事現場が隣接又は同一の場所において別途工事がある場合には、受注業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。

(2) 安全対策

ア 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。

イ 発注意図の理解及び当局と受注業者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。

ウ 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。

エ 工事施工個所に地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置深さを調査し、必要な措置を講じる。

オ 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。

カ 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。

3 東京電力パワーグリッド

(1) 安全管理対策の確立

ア 安全管理組織

(ア) 各店所及び建設所に専任の安全担当を設け、安全の確保及び事故防止に努めている。

(イ) 大規模工事については、地中送変電並びに東京支店において監理員によりきめ細かな施工監理を行い、事故の防止を図っている。

イ 現場責任者の指定

(ア) 適正円滑な工事の施工及び安全確保のため、責任者として担当管理職を充て、工事ごとに担当監理者を選任している。

(イ) 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届けさせるとともに、災害の防止に関する事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。

(2) 安全対策(事故防止対策)

- ア 施工段階ごとの安全対策の徹底
- イ 地下埋設物、重要施設物管理者との協議
- ウ 他工事との連絡・調整
- エ 各種標識の設置
- オ 工事現場の巡回・点検
- カ 工事従事者に対する安全教育の徹底

4 東京ガスグループ

(1) 保安管理体制

- ア 導管を管理する事業所には、保安規程により保安管理者及び保安主任者を置く。
- イ 工事については、監督者を定め、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたる。
- ウ ガス漏えい及び導管事故等に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、事故の程度等に応じ、特別組織を編成する。

(2) 地下工事の保安対策(事故防止対策)

- ア 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守させ、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、管理・監督及び検査を行う。
- イ 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。
- ウ 工事現場への標識類の設置、溶接及び既設管の切断に際する消火器の準備、ガス検知器の設置を行い、従事員には送風マスクの携帯を遵守させる。
- エ 導管工事の安全・適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。

5 NTT東日本

(1) 安全管理体制

- ア 東京支店内を統括する組織に安全推進担当を設け、各地域総合会社に対する安全対策連絡会等による指導と、各種研修を行い安全管理に努めている。
- イ 工事の施工にあたっては、工事毎に施工会社から実施計画書を提出させ、安全管理体制として現場代理人の他に統括安全衛生責任者を配置することとし、事故防止に努めている。

(2) 安全対策

- ア ガス管防護に関する東京ガスグループとの協定の締結及び地下埋設管理者との協議等の防護対策
- イ 他施工工事との連絡協調体制
- ウ 沿道住民等への非常警報装置の設置
- エ 消火器及びガス検知器等の防災用具、各種標識の設置
- オ 工事現場の巡回、点検
 - (ア) 請負者、監督員等の巡回
 - (イ) 電気通信設備工事安全指導委員会による巡回
 - (ウ) 事故防止月間の設定による点検、パトロール

- カ 応急用資器材の確保
- キ 社員に対する安全教育

6 消防署

大規模なずい道工事又は圧気を用いる工事を行う場合は、事前に火災予防条例に基づいた資料の提出を求めるとともに、必要な対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 東京都水道局

第2部第3編第4章「水道施設応急対策」（120ページ）の活動方針に基づき対応する。

2 東京都下水道局

第2部第3編第4章「下水道施設応急対策」（120ページ）の活動方針に基づき対応する。

3 東京電力

第2部第3編第4章「電気施設応急対策」（121ページ）の活動方針に基づき対応する。

4 東京ガスグループ

第2部第3編第4章「ガス施設応急対策」（122ページ）の活動方針に基づき対応する。

5 NTT東日本

第2部第3編第4章「通信施設応急対策」（123ページ）の活動方針に基づき対応する。

第5章 危険物等事故

区内には、石油、火薬、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、事故や火災等によって危険物の爆発や漏洩等が発生した場合、従業員はもとより、区民に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、都防災計画大規模事故編によるほか、特有の取扱いについて対策を定めるものである。

第1節 石油等危険物

第1 施設の現況

石油等危険物の製造、貯蔵、取扱所等の現況は次のとおりである。

（令和5年3月末現在）

区分 地域別	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク貯蔵所	屋 内 タンク貯蔵所	地 下 タンク貯蔵所	移 動 タンク貯蔵所	簡 易 タンク貯蔵所	屋 外 貯 蔵 所	給 取		販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
									営 業 用	自 家 用			
京 橋		1		71	53				4		1	73	203
日本橋				88	49				8	1	7	55	208
臨 港		5	1	12	27	3			5	1		23	77
合 計	0	6	1	171	129	3	0	0	17	2	8	151	488

第2 予防計画

消防署は、次のとおり事故の未然防止に努める。

- 1 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導にあたる。
また、危険物取扱者はもとより、事業所全従業員による自主保安態勢の確立と充実強化を図る。
- 2 各事業所に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査等を実施し、危険物貯蔵所、取扱所の位置、構造、設備及び貯蔵、取扱い等の適正に努めさせ、災害の未然防止を図る。
- 3 各事業所及び危険物取扱者等による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- 4 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。また、トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を推進する。
- 5 「危険物の運搬又は移送中における事故の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図るとともに、輸送車両の事故を想定した訓練を推進する。

第3 応急対策

1 警察署

事故等の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に警察官を派遣して、施設の責任者に対し防災措置の実施について指導する。また、事故等が発生した場合においても、直ちに現場へ警察官を派遣して、施設の管理者及び消防署の責任者と緊密な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

2 消防署

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置等を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導するとともに、必要に応じて応急措置命令を実施する。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- (2) 施設の応急点検と出火等の防止措置の徹底
- (3) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動
- (4) タンク破壊等による流出、異常反応及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (5) 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- (6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置
- (7) 災害状況の把握及び防災機関との連携活動の徹底

3 区

事故車両等から石油等が流出・漏洩した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は石油等の流出・漏洩を認めたときは、第5部第2編第5章「情報収集、情報伝達」（389ページ）により下水道局へ連絡する。

第2節 火薬類等危険物

第1 応急対策

施設管理者は、火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、消防署と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所に移し、監視者をつけ、関係者以外の者に対して立入禁止の措置をとる。また、搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれがある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、警察署及び消防署の協力を得て危険区域内にいる住民等を避難させる。

第3節 放射線等危険物

第1 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（391ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（392ページ）により必要な措置を講ずるほか、危険原因の応急的排除措置を行う。

第4節 高圧ガス等危険物

第1 施設の現況

高圧ガス関係施設（高圧ガス保安法に定める施設）は、本区内に166施設を有する。

第2 予防計画

消防署は、次のとおり事故の未然防止に努める。

- 1 高圧ガス関係施設の消防活動上必要な事項については、火災予防条例第59条に基づく届出により、施設の実態把握を行い、関係者に防災知識の普及を図るとともに消防活動対策資料として活用する。
- 2 施設の立入検査を実施し、管理者等に対して自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第3 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（391ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（392ページ）により必要な措置を講ずるほか、次の活動を行う。

- 1 火気厳禁の広報
- 2 施設の管理者等に対する漏出防止措置の指導
- 3 引火性爆発物品の移動援助

第5節 毒物・劇物等危険物

第1 施設の現況

毒物、劇物の取扱施設については、本区内に233施設を有する。（令和6年3月31日時点）

第2 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（391ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（392ページ）により必要な措置を講ずるほか、次の活動を行う。

1 警察署

- (1) 事故等が波及することにより、危険物等が漏えいするおそれがある場合は、施設管理者と連絡を密にし、漏えい防止上、必要な措置を講じるよう指導する。
- (2) 移動・搬出が可能であり、あらかじめ移動・搬出しておくことが防災上必要と認められる場合は、施設管理者等をして安全な場所へ移動・搬出させる。

2 消防署

- (1) 施設管理者に対して次の措置を講ずるよう指導する。
 - ア 危険物等の流出、拡散防止のための設備及び資機材の点検・配置
 - イ 爆発物、毒物等の移動又は応急措置
 - ウ パイプライン等のバルブの閉塞、応急修理等の措置
- (2) 施設の安全を確保するため、緊急遮断装置等の点検、作動状況の確認等安全対策の指導を行う。
- (3) 危険物が河川、低地等へ流出するおそれがある場合の二次災害防止措置
- (4) タンクローリー等の危険物輸送に関する安全化のため、必要に応じて輸送等の制限又は停止をする。
- (5) 関係機関と連携し、必要に応じて保管場所、危険物の移動等保安措置等について指導する。
- (6) 防護衣を装備した部隊による救出・救護活動を行う。

3 区

工事現場や事故車両等から毒物・劇物等が流出・漏洩した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は毒物・劇物等の流出・漏洩を認めたときは、第5部第2編第5章「情報収集、情報伝達」（389ページ）により下水道局へ連絡する。

第6章 海上等における事故、油等流出事故

船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故、河川及び海域への油等の流出又はこれに伴う火災発生時における沿岸区民等への被害防止を図るため、人命救助、油等流出拡散防止及び防除措置、消火活動などの対策を定める。

第1 東京海上保安部

1 災害発生時の作業態勢

- (1) 船艇、航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、

救助・防除態勢を確立する。

(2) 人命救助

関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。

(3) 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。

ア 流出箇所閉鎖

イ 原因者が手配した資器材による防除活動

ウ 積荷油の抜き取り又は移送

(4) オイルフェンスの展張

流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近への展張の指導を行う。

(5) 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。

(6) 消火及び延焼防止

海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。

(7) 警戒及び立入制限等

ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。

イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

(8) 応急資器材の調達輸送

油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。

(9) 遭難船の移動等

遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導・助言を行う。

(10) タンカー及びバージによる残油瀬取りの指導・助言を行う。

(11) 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般社団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。

(12) その他の応急処理

原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。

2 船舶交通の制限

(1) 油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限又は禁止する。

(2) その他必要な交通整理を行う。

3 その他

(1) 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。

(2) 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。

(3) 漁業組合等に対する防災措置の指導、協力要請を行う。

第2 消防署

1 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。

2 流出油の拡散を防止するため、関係機関と協議し遭難船等の付近へオイルフェンスを展張する。

- 3 火災発生等の防止のため、流出油の処理及び油処理剤等を散布する。
- 4 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。
- 5 拡散状況の調査及び海面流出油の警戒にあたる。
- 6 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- 7 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を輸送する。
- 8 状況により遭難船の移動について関係機関に要請する。
- 9 タンカー及びバージによる残油瀬取りを関係機関へ要請する。
- 10 海上及び河川における火気の使用禁止その他必要な広報を行うとともに、関係機関に協力を要請する。
- 11 関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所棟に対し、火気管理の指導、その他必要な工法を行う。
- 12 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導を行う。
- 13 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難指導にあたる。
- 14 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導を行う。
- 15 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。
- 16 その他の応急処理

第3 区

- 1 関係機関と協力し、情報収集に努めるとともに資器材等を調達する。
- 2 河川における、流出油の拡散を防止するため、区が対応可能な規模の場合は、区保有のオイルフェンスの展張やオイルマットによる処理を船舶保有の民間会社の協力を得て実施する。

第7章 大規模停電

現代社会生活に欠かすことのできない電力の長時間・広範囲の供給停止により、区民の生活に多大な影響を及ぼす大規模停電を未然に防止するために行う基本的な事項を定める。

第1 東京電力パワーグリッド

1 予防計画

(1) 電力施設の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行うこととなっている。

なお、そのための手順等も整備されている。

(2) 訓練の実施

大規模な停電事故災害を想定して、関係機関と連携した訓練の実施に努める。区は、訓練が実施される場合には、積極的に参加し相互の連携強化を図る。

(3) 訓練の実施

災害対策の核となる施設においては、自家発電装置の定期点検、試運転等による機能維持を図るとともに、停電時に通信可能な通信手段を確保する。

2 応急対策

(1) 停電状況の連絡

区内で大規模な停電が発生した場合、直ちに停電地域及び戸数等の状況について区に報告する。

(2) 災害時の組織、動員態勢

第2部第3編第4章「電気施設応急対策」（121ページ）の活動態勢に準じて対応する。

(3) 広報活動の実施

広報車、テレビ、ラジオ等を通じ、停電地域、戸数、復旧見通し等を周知する。

第2 区

大規模停電など電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、区が行う災害対応業務における電力確保を行うため、民間事業者の協力により給電車両を防災拠点等に配備する。

※ 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）は、資料編（434ページ）を参照。

※ 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス株式会社）は、資料編（436ページ）を参照。

第8章 ガス事故

ガス漏れなどの事故は、爆発など二次災害のおそれもある。二次災害を防止するため、東京ガスグループの行う基本的な事項を定める。

第1 予防計画

1 工事のための巡視、点検及び検査の基準

工事及び工事完了時において、当該工作物がガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下、「技術基準」という。）に適合しているか否かについて検査を行う。

2 維持のための巡視、点検及び検査の基準

ガス工作物を技術基準に適合するよう維持するため、巡視、点検及び検査を行う。

3 技術基準に適合しない場合の処置

ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施した結果、技術基準に適合しない事項を発見した場合には、臨機に保安確保のための応急措置を講ずるとともに、速やかに技術基準に適合するように改善する。

第2 応急対策

1 通報連絡等

保安統括者があらかじめ定めるところに従い、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気の使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報、避難誘導等必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請を要請する。

2 非常災害対策組織

ガス漏えい及び導管事故等の体制は、事故内容に応じてあらかじめ定められた組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、24時間緊急出動体制を確立している。

3 事故時の応急措置

- (1) 事故時の応急措置は、現場の状況に応じて適切に実施する。なお、消防機関又は警察機関が現場に出動している場合は、同機関と緊密に連携を保ちつつ実施する。
- (2) 現場の状況に応じ、関係部所への応援依頼を行い、事故内容に応じた体制を組織する。

第9章 放射性物質対策

原子力発電所、放射性物質保有施設、放射性物質運搬車両等が被災し、放射能が大気中に漏れたときは、区民の不安の払しょくに向け、都と連携して放射線量の測定を行っていく。東日本大震災による福島第一原子力発電所のような大事故が発生した場合は、その教訓を踏まえて、国や都と連携し区民等の生命の安全だけでなく、心理的動揺の軽減や混乱の防止に向けた対策の推進に努める。

第1 予防計画

1 情報伝達体制

区は都との連携のもと、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 区民等への情報提供等

区は都との役割分担を明確にしたうえで、区ホームページをはじめとするさまざまな情報伝達手段を用いて必要な情報を迅速に提供する。

なお、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備・構築できるような情報提供に努める。

第2 応急対策

1 情報伝達体制

放射性物質等による影響が生じた際に、その事案のレベルに応じた対応組織を迅速に構築し、円滑かつ的確に対応できる区の情報伝達体制を整備する。

2 区民への情報提供等

都との役割分担のもと、放射線量や放射性物質の測定・検査と内容・結果を区民等に対しての確な情報提供・広報を迅速に行う。

3 事故発生時の初動措置

区内にある29の放射線等使用施設や核燃料物質等運搬中の事故等の発生時には、必要に応じた措置を行うとともに、使用者に対して必要な措置を要請する。

なお、警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（391ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（392ページ）により必要な措置を講ずるほか、危険原因の応急的排除措置を行う。

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章	対策の考え方	411
第2章	防災関係機関業務大綱	413
第3章	事前の備え	418
第4章	東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意 情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応……	428
第5章	警戒宣言時の応急活動態勢	435
第6章	区民等のとるべき措置	457

第1章 対策の考え方

第1節 策定の主旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

さらに、東海地震の新たな震源域による大きな地震動、津波の生じる地域等の見直しを行い、平成14年4月23日中央防災会議により新たな強化地域に96市町村が追加決定され、4月24日告示された。（8都県263市町村。平成24年4月1日現在は8都県157市町村）

一方、島しょ部を除く都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかった。

しかし、震度5程度の揺れであっても局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるところから、東京は首都として政治、経済、文化等の中心であり、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、東京都防災会議は、平成14年に改訂した都地域防災計画（震災編）において、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとしたことから、中央区防災会議においては、区地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、同年11月には、気象庁において東海地震予知情報等の東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなった。

しかしながら、大震法では、現在も地震予知情報を受けた警戒宣言について定められており、また、国の防災基本計画や都地域防災計画においても、依然として、警戒宣言や東海地震予知情報等に関する記載が継続されている。

こうしたことから、本区においても国の防災基本計画や都地域防災計画との整合を図った対策を継続し、今後、国や都において計画を変更した場合は、必要に応じて対策の変更を検討するものとする。

※ 地震防災対策強化地域は、資料編(158ページ)を参照。

第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市生活機能は極力平常どおり確保することを基本としながら
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、

身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発令時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

※ 警戒宣言、地震予知情報について（気象庁）は、資料編(159ページ)を参照。

※ 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（気象庁）は、資料編(162ページ)を参照。

- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第2部「施策ごとの具体的計画」で対処する。
- 4 区内の地域は、強化地域ではないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるとところから、対策の優先度を配慮する。
 - (3) 都及び他区並びに関係防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、東京の予想震度は震度5弱である。
- 2 震度別の被害状況等の程度は気象庁震度階級関連解説表のとおりである。

※ 気象庁震度階級関連解説表は、資料編(163ページ)を参照。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それに対応するものとする。

第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、具体化に至らない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、当区の実状に加味したより充実した計画に改めていくものとする。

第2章 防災関係機関業務大綱

区及び区の地域における各防災関係機関が、防災に関して実施する事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 区		
企 画 部		1 報道機関との連絡に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。
総 務 部 区 議 会 議 会 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 事 務 局		1 区災害対策本部に関すること。 2 東海地震対策の連絡調整に関すること。 3 地震予知情報等の収集・伝達に関すること。 4 区民及び防災区民組織等に対する東海地震対策の指導に関すること。 5 職員の服務及び給与並びに給食に関すること。 6 私立幼稚園、各種・専修学校の東海地震対策の指導に関すること。 7 車両、舟艇及び資機材の調達準備に関すること。 8 庁舎等の防災及び点検に関すること。 9 他の部に該当しない事項に関すること。
区 民 部		1 所管施設の管理及び保全に関すること。 2 施設利用者の保護・安全に関すること。
福 祉 保 健 部		1 所管施設等の保全に関すること。 2 施設利用者及び保育園児の保護・安全に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 災害医療、助産救護の準備に関すること。 5 その他保健衛生に関すること。
環 境 土 木 部		1 所管施設の保全に関すること。 2 清掃に関すること。 3 水防に関すること。 4 公園施設利用者の保護・安全に関すること。 5 河川、道路、橋りょう等の防災及び点検に関すること。
都 市 整 備 部		1 建築物等の防災に関すること。
会 計 室		1 現金及び物品の出納・保管に関すること。
教 育 委 員 会 事 務 局		1 所管施設の保全に関すること。 2 区立学校（園）の幼児、児童、生徒の保護・安全に関すること。 3 施設利用者の保護・安全に関すること。 4 避難所、収容施設等の設営準備に関すること。
2 都		
建 設 局 第 一 建 設 事 務 所		1 水防に関すること。 2 道路及び橋りょうの整備・保全に関すること。
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所		1 港湾、海岸保全施設の保全に関すること。

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	水 道 局 (中 央 支 所)	1 水道施設の保全にすること。 2 応急給水の準備にすること。
	下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧にすること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処置にすること。
	交 通 局 馬 喰 駅 務 管 区 大 門 駅 務 管 区 略 称：都 交 通 局	1 鉄道施設の保全にすること。 2 輸送の確保にすること。
	警 察 署 (第 一 方 面 本 部) 久松、中央、築地、 月島、東京湾岸警察署	1 各種情報等の収集及び伝達にすること。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持にすること。 3 交通の混乱等の防止にすること。
	消 防 署 (第 一 消 防 方 面 本 部) 京橋、日本橋、臨港 消 防 署 京橋、日本橋、臨港 消 防 団	1 各種情報等の収集連絡にすること。 2 災害の予防・警戒にすること。 3 区民の指導にすること。 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む。）にすること。
3 自衛隊		
	陸 上 自 衛 隊 (第1師団 第1普通科連隊)	1 東海地震関連情報の収集、伝達等にすること。 2 連絡部隊 所在地 〒179-0081 練馬区北町4-1-1 連絡先 時間内 第3科長又は運用訓練幹部 03(3933)1161内2530・2531 時間外 連隊当直司令 03(3933)1161内2505
4 指定地方行政機関		
	第三管区海上保安本部 (東 京 海 上 保 安 部)	1 地震情報等の伝達にすること。 2 情報の収集にすること。 3 海上交通安全の確保（危険物の保安措置、海上工事等の中止、航路障害物の発生防止、船舶交通の整理指導）等にすること。 4 海上における治安の維持にすること。 5 航路標識等の施設の安全にすること。
5 指 定 公 共 機 関		
	日 本 郵 便 株 式 会 社 中 央 区 内 所 在 郵 便 局 略 称：日 本 郵 便	1 郵便業務の確保にすること。 2 窓口業務の確保にすること。
	東日本電信電話株式会社 略 称：N T T 東 日 本	1 電気通信設備の建設、及び保全にすること。 2 重要通信の確保にすること。 3 気象予警報の伝達にすること。 4 通信ネットワークの信頼性向上にすること。 5 災害時の電気通信設備の復旧にすること。

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部		1 救護班の編成並びに医療及び助産救護に関すること。 2 日赤医療施設の保全に関すること。
首都高速道路株式会社		1 首都高速道路の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 首 都 圏 本 部 略 称：J R 東 日 本		1 鉄道施設の保全に関すること。 2 鉄道輸送の確保に関すること。
東京ガスネットワーク株式会社 中 央 導 管 事 業 部 略 称：東京ガスグループ		1 ガスの供給に関すること。 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 銀 座 支 社 略 称：東 京 電 力		1 電力需給に関すること。 2 電力施設等の建設及び安全確保に関すること。
6 指定地方公共機関		
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社 銀 座 駅 務 管 区 略 称：東 京 メ ト ロ		1 鉄道施設の保全に関すること。 2 鉄道輸送の確保に関すること。
一 般 社 団 法 人 東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会 中 央 支 部		1 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関すること。
7 協力機関		
一般財団法人中央区都市整備公社		1 災害時における災害応急活動の協力に関すること。
東京都米穀小売商業組合 中 央 支 部		1 災害時における米穀の優先提供に関すること。
東 京 都 麵 類 協 同 組 合 区 内 4 支 部		1 災害時における麺類の優先提供に関すること。
防 災 拠 点 運 営 委 員 会 防 災 区 民 組 織 会 町 治 会		1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること。 3 防疫活動の協力に関すること。 4 その他災害対策業務全般に対する協力に関すること。
受水槽を所有する区内38事業所		1 災害時における受水槽の飲料水の供給に関すること。
東 京 都 石 油 商 業 組 合 千 代 田 ・ 中 央 支 部 隅 田 商 事 株 式 会 社		1 災害時における石油類等の優先供給に関すること。
F－L－I－N－E株式会社 株 式 会 社 エ コ 配 佐 川 急 便 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 ヤマト運輸株式会社		1 災害時における救援物資の輸送等に関すること。
日立自動車交通株式会社 日の丸自動車興業株式会社		1 災害時におけるバス輸送の協力に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
区 内 医 師 会 (中央区、日本橋医師会)	1 医療救護活動に関すること。
区 内 歯 科 医 師 会 (京橋、お江戸日本橋歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること。
区 内 薬 剤 師 会 (京橋、日本橋薬剤師会)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の提供に関すること。
公益社団法人東京都柔道整復師会 千代田・中央支部	1 柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動に関すること。
公益社団法人東京都獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。
株式会社スズケン アルフレッサ株式会社 東邦薬品株式会社 株式会社メディセオ	1 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。
国立がん研究センター中央病院	1 災害時の医療救護活動に関すること。
東京都環境保全協同組合	1 災害時におけるし尿収集業務に関すること。
東京廃棄物事業協同組合 東京環境保全協会	1 災害時における廃棄物、し尿の収集運搬に関すること。
東京都中小建設業協会 東京都産業資源循環協会	1 災害時における廃棄物の処理、処分等に関すること。
株式会社京葉興業 株式会社太陽油化	1 災害時におけるし尿の処理、処分等に関すること。
中央防災協力会	1 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関すること。
一般社団法人東京都 自動車整備振興会 中央支部	1 災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関すること。
東京都印刷工業組合 京橋・日本橋支部 東京都製本工業組合 京橋・日本橋支部	1 災害時における応急対策活動支援に関すること。 2 災害時における応急対策業務に関すること。
中央区災害対策建築協力会	1 災害時における応急対策業務に関すること。
晴海総合高校 東京二十三区清掃一部事務組合	1 施設の避難所利用等に関すること。
福祉避難所等となる 予定施設の運営事業者	1 福祉避難所等の開設・運営に対する協力などに関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京福祉バス株式会社 大和自動車交通ハイヤー株式会社	1 災害時における福祉避難所等への移送などに関する事。こと。
学校法人聖路加国際大学	1 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する事。こと。 2 災害時における緊急医療救護所の設置・運営に対する協力に関する事。こと。
中央エフエム株式会社 東京ベイネットワーク株式会社	1 災害・防災情報等の放送に関する事。こと。
中 央 区 法 曹 会 東 京 弁 護 士 会 第 一 東 京 弁 護 士 会 第 二 東 京 弁 護 士 会	1 災害時における特別法律相談に関する事。こと。
中央区登録手話通訳者の会	1 災害時における聴覚障害者等に対する応急救護活動に関する事。こと。
社会福祉法人中央区社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動等に関する事。こと。
帰宅困難者支援施設運営協議会	1 帰宅困難者の受入れに関する事。こと。
特 定 非 営 利 活 動 法 人 地域の防災と町づくりを研究する会	1 災害時における清掃・仮復旧、応急救護活動に関する事。こと。
中央区介護保険サービス事業者 連 絡 協 議 会	1 要介護高齢者の安否確認等に関する事。こと。
セツカートン株式会社	1 ダンボールベッド製簡易ベッドの供給に関する事。こと。
トヨタモビリティサービス株式会社 トヨタモビリティ東京株式会社	1 災害時における電力確保に関する事。こと。
株 式 会 社 ゼ ン リ ン 東 京 第 一 支 社	1 災害時における地図製品等の供給等に関する事。こと。
アパホテル株式会社 株式会社グリーンズ 株式会社はとバス 株式会社ホテルサイボー 丸太屋株式会社 ワシントンホテル株式会社 株式会社相鉄ホテルマネジメント パ ー ル ホ テ ル 一般財団法人東京船員厚生協会 H. I. Sホテルホーディングス株式会社	1 災害時における宿泊施設の提供等に関する事。こと。
ヤフー株式会社	1 災害に係る情報発信に関する事。こと。

第3章 事前の備え

第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区地域防災計画の第2部「施策ごとの具体的計画」に基づき実施しているが、本章では特に予知情報による社会的混乱の防止という見地から、東海地震注意情報の発表、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取りあげるものとする。

1 社会的混乱を防止するため緊急に整備すべき事業
(1) 情報連絡体制の整備

機 関	事 業 計 画														
区	1 区防災無線の整備 災害時の情報の収集・伝達体制の確立を図るばかりでなく、警戒宣言及び地震予知情報等を正確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線を昭和57年度、地域防災無線を平成3年度に配備した。その後においても、それぞれの無線をデジタル化するなど整備の充実を図っている。 ア 地域防災無線 <table><tr><td></td><td>局 数</td></tr><tr><td>基 地 局</td><td>2</td></tr><tr><td>子 局</td><td>321</td></tr></table> イ 防災行政無線 <table><tr><td></td><td>局 数</td></tr><tr><td>基 地 局</td><td>1</td></tr><tr><td>屋外受信機</td><td>87</td></tr><tr><td>戸別受信機</td><td>84</td></tr></table>		局 数	基 地 局	2	子 局	321		局 数	基 地 局	1	屋外受信機	87	戸別受信機	84
	局 数														
基 地 局	2														
子 局	321														
	局 数														
基 地 局	1														
屋外受信機	87														
戸別受信機	84														
警 察 署	1 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、横断幕、立看板等の資器材を整備する。 2 基礎資料を収集、整備する。														
消 防 署	1 情報連絡用資器材の整備 2 広報印刷物等の配付 3 事業所、町会、自治会に対する指導、訓練の実施														
N T T 東 日 本	1 防災関係機関等重要加入電話の整備 (1) 災害時優先電話の維持 (2) 重要加入者のケーブル2ルート化の維持														

警戒宣言に伴う
対応措置

2 被害を最小限にとどめるための緊急に整備する事業

(1) 既存建築物の維持管理への指導等

機 関	事 業 計 画
区	1 窓ガラス・屋外広告物・外壁タイル等の落下物防止対策や既存建築物・設備・エレベーターなどの維持管理について、定期報告などのさまざまな機会を活用しながら、既存建築物所有者に対して指導を行う。 2 看板等屋外広告物の設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し改善指導を行う。 3 分譲マンションの共用部分（壁面、鉄部、防水、給排水管）の修繕工事や防災対策工事（受水槽・高架水槽の耐震型への取替え、地震時対応エレベーターへの変更、防災備蓄倉庫の設置等）を行う管理組合に対し、その設計及び工事費用について助成を行う。

(2) 耐震診断や補強等に対する助成等の実施

機 関	事 業 計 画
区	1 木造住宅の無料簡易耐震診断を実施するとともに、耐震診断、補強工事等費用に対して助成する。また、耐震補強費用の調達が困難である場合、区が必要とする資金の融資あつせんと融資額に対して利子補給を行う。 2 分譲マンションに対して、耐震診断、補強設計及び補強工事費用への助成を行う。 3 その他の建築物に対して、耐震診断費用への助成を行う。 4 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震診断等に対して助成を行う。

(3) 通信施設対策

機 関	事 業 計 画
N T T 東 日 本	1 市外交換機（中継用）を遠隔地に分散設置することにより、被災時の通信サービスの確保を図る。 2 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルルートと回線の分散使用を図る。 3 N T T事業所相互間を結ぶ地下ケーブルのループ化を推進し、信頼性の向上を図る。 また、主要N T T事業所相互間を結ぶ回線を地下ケーブル方式と一部無線方式の両用とし、都以外と連絡する回線については両方式を可能にする。 4 耐震・耐火構造のとう道網の建設を推進し、N T T事業所相互間を結ぶケーブル等重要ケーブルを収容する。 また、とう道区間のケーブルについては不燃化・難燃化対策を実施するとともに、とう道内でのケーブル接続作業等では火気を使用しない方法を採用する。 5 地震・火災等から架空ケーブルの被災を防護するため、必要な区間について地下化を推進する。

(4) 公共施設対策

機 関	事 業 計 画
区	1 区施設における転倒、落下及び倒壊のおそれのある物の点検及び安全対策を行う。 2 危険物、火気使用施設の点検・検査及び安全対策を行う。

第2節 広報及び教育

区民及び防災区民組織が、地震予知を前提とした東海地震に適切に対処するために、日頃から広報及び教育を行い、予知型地震に対する正しい理解とその対応の仕方を啓発指導する。

1 広 報

地震予知を防災に正しく活かすため、平時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れは、①平時 ②注意情報発表後の報道開始時から警戒宣言が発せられるまで ③警戒宣言が発せられた時から発災まで ④注意情報が解除された時の4つに区分し、広報する。

(2) 広報内容は下記の事項について実施する。

- ア 東海地震について
- イ 警戒宣言の内容
- ウ 東京の予想震度及び被害程度
- エ 区民のとるべき措置
- オ 事業所のとるべき措置
- カ 警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

- (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - a 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - c その他防災上必要な事項
 - (イ) 道路交通の混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時の交通規制の内容
 - b 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - c その他防災上必要な事項
 - (ウ) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
 - b 回線のふくそうと規制の内容
 - (エ) 買出しによる混乱防止のための広報
 - a 生活関連物資取扱店の営業
 - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
 - (オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - a 金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと
 - (カ) その他の広報
 - a 電気、ガス等の使用上の注意
- (3) 広報の方法
- ア 印刷物等による広報

「区のおしらせ ちゅうおう」や区ホームページ、防災パンフレットをはじめ、各防災機関が各種広報、刊行物等により防災知識の普及を図る。
 - イ 研修会等による広報

区が主催する、防災区民組織、町会・自治会を対象とした研修会等で、防災意識を啓発する。
 - ウ 防災関係DVDの貸出による防災意識の周知

2 教育指導

(1) 児童等に対する教育

学校等においては、次の事項について関係職員及び児童等に対する地震防災教育を実施する。

ア 教育指導事項

- (ア) 地震発生時の安全行動
- (イ) 登下校（園）時等の安全行動等

イ 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、防災対策副読本「地震と安全」及び小・中学校版防災教育補助教材「3.11 を忘れない」を活用し、地震に関する防災教育を行う。
- (イ) 教職員に対しては、防災訓練の実施を通じて地震防災研修を行う。
- (ウ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 防災区民組織のリーダー等に対する指導

防災区民組織の育成強化を図り、万一の大災害に備え「地域ぐるみで立ち向かう行動力」を

高めるため防災知識の向上を図る。

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、事業所に対し、消防計画等の作成等の指導を行う。

1 対象事業所

機 関	対 象 事 業 所
消 防 署	1 消防法及び火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
	2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所
	3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

2 事業所指導の内容

(1) 消防署

ア 消防計画等に定める事項

- (ア) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- (ウ) 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- (エ) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (オ) 従業員の時差退社に関すること。
- (カ) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- (キ) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- (ク) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (ケ) 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。
- (コ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

イ 事業所防災計画に定める事項

- (ア) 自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備に関すること。
- (イ) テレビ、ラジオ等による情報の把握に関すること。
- (ウ) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達に関すること。
- (エ) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保に関すること。
- (オ) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止に関すること。
- (カ) 顧客、従業員等に対する安全の確保に関すること。
- (キ) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛に関すること。
- (ク) 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策に関すること。
- (ケ) その他消防計画等に定める事項の徹底に関すること。
- (コ) 火気使用設備器具の使用制限に関すること。
- (サ) 危険物、薬品等の安全措置に関すること。

- (シ) 消防用設備等の点検に関する事。
- (ス) 初期消火態勢の確保に関する事。
- (セ) 商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置に関する事。

ウ 予防規程（危険物施設）に定める事項

- (ア) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関する事。
- (イ) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事。
- (ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関する事。
- (エ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関する事。
- (オ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事。
- (カ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事。
- (キ) 消火のための施設装置の点検、その他の措置に関する事。
- (ク) 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事。
- (ケ) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事。
- (コ) 地域住民に対する広報に関する事。
- (ク) その他地震防災上必要な措置に関する事。

3 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く
合同防災訓練及び各防災関係機関別訓練が必要となり、その実施方法等は424ページののとおりである。

機 関	内 容
区	警戒宣言時の社会的混乱を防ぐため、防災関係機関や区民等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 区 (2) 防災関係各機関 (3) 防災区民組織 (4) 区民 (5) 事業所 (6) ボランティア 2 訓練 (1) 非常招集訓練 (2) 本部運営訓練 (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練 (5) 要配慮者等避難誘導訓練 (6) 津波警報等情報伝達訓練
警 察 署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係各機関、地域住民及び事業所と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 都 (2) 区 (3) 地域住民及び事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施し、場所はその都度決定する。

機 関	内 容
消 防 署	1 参加機関 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア（京橋・日本橋、臨港各消防ボランティア） (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 震災警防本部等運営訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施し、場所はその都度決定する。
東京海上保安部	防災業務を迅速・的確に実施するため都が行う総合防災訓練に参加するほか、次のとおりの項目を年1回以上訓練する。 1 職員の呼集、地震情報の伝達等に関する訓練 2 海難救助、消防、排出油の防除、水路の確保、人員又は物資の緊急輸送に関する訓練 3 関係機関との通信訓練
水 道 局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。

機 関	内 容
東 京 港 建 設 事 務 所	水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の操作訓練を年1回以上実施する。この場合、通信連絡、要員の配置についても同時に実施する。
N T T 東 日 本	1 地震防災訓練を年1回以上下記の内容で実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保（災害用伝言サービスの運営を含む） (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 2 国及び地方自治体等が主催する防災訓練には積極的に参加する。
東 京 ガ ス グ ル ー プ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため地震防災訓練を年に1回以上実施する。 訓練内容は次のとおりである。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること 2 非常体制の確立に関すること 3 工事の中断等に関すること 4 ガス工作物の巡視、点検等に関すること 5 防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること 6 需要家等に対する要請に関すること 7 警戒解除宣言に係る措置に関すること 8 その他地震災害の発生防止又は軽減を図る措置に関すること
東 京 電 力 パワーグリッド	防災業務計画に定める防災訓練にあたっては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、区が実施する地震防災訓練には積極的に参加する。

機 関		内 容
鉄 道 機 関	都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	1 地震防災応急対策及び災害応急対策に必要な訓練項目は次のとおりである。 (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 列車の運転規制及び運転再開訓練 (4) 駅等における混乱防止訓練及び救護訓練 (5) 復旧体制及び災害復旧訓練 (6) 消防訓練 2 地震総合防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で年1回以上実施するよう努める。 3 駅等においては、上記1に定める訓練項目について、総合・部分訓練を年1回以上実施するとともに、地方自治体・防災機関が実施する合同訓練には積極的に参加する。
そ の 他 の 防 災 機 関		警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

1 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応

(1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表は、単なる異常データの段階であり、平時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名		情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報[カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

(2) 情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

また、区市町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。都・区市町村・防災関係機関は、平時の活動を継続しながら情報の監視を行う。都が夜間・休日において東海地震に関連する調査情報(臨時)を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

2 東海地震注意情報発表時の対応

(1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、都・区市町村・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名		情報内容	配備態勢
東海地震注意情報[カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

(2) 情報活動

注意情報発表時には、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行う。また区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を

情報の伝達系統及び伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとお
りとする。

各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

(3) 危機管理対策会議の開催

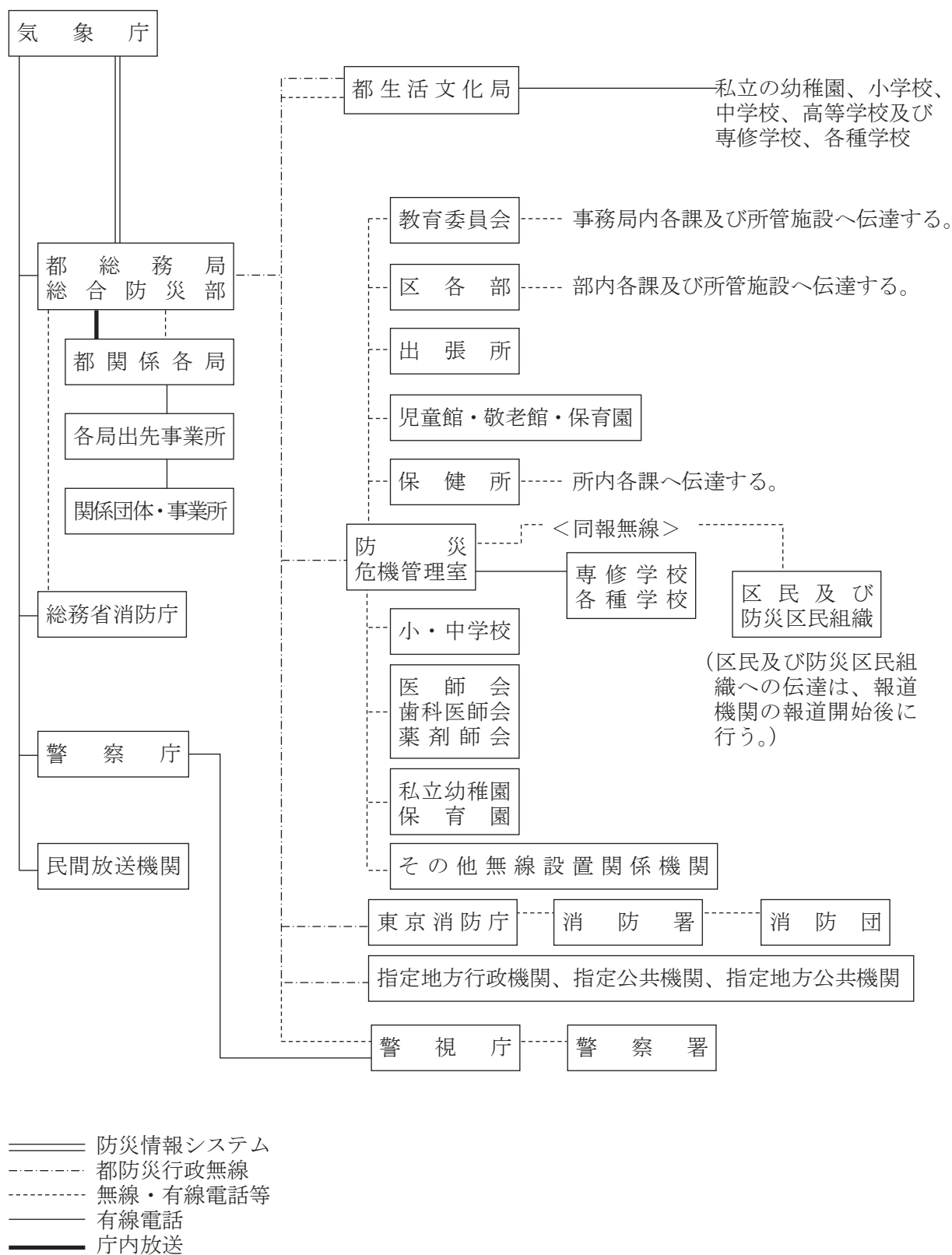
注意情報が発表され、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を講ずるための準備行動等
を行う必要があると認める場合には、政府は官邸対策室を設置するなど準備行動の実施体制をと
ることとされている。

都においては、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を
行う。

(4) 伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考
慮しておく。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



機 関	内 容
区	1 総務部防災危機管理課は、都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を各部、教育委員会へ伝達する。 2 総務部防災危機管理課から伝達を受けた区各部及び教育委員会は直ちにその旨を部局内各課、所管施設へ伝達する。 3 区民及び防災区民組織等への伝達は、報道機関の報道開始後に、防災行政無線及び広報車等により行う。 （注）私立幼稚園、私立保育園、各種・専修学校及び医師会への注意情報発表連絡報の伝達は、報道機関の報道開始後に行う。
警 察 署	各署等は、警視庁から注意情報発表の通報を受けた時は、直ちにその旨を署員及び各出先機関へ電話等により伝達する。
消 防 署	各署等は、東京消防庁から注意情報発表連絡報を受けた時は、直ちにその旨を一斉通報、消防無線及びその他手段により、署内、出張所及び消防団本部へ伝達する。
東京海上保安部	地震に関する情報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

(5) 伝達事項

ア 区及び各関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとることを合わせて伝達する。

イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに連絡する。

(6) 活動体制

機 関	内 容
区	1 本部の設置準備 注意情報発表連絡報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、本部の設置準備にはいる。 2 職員の参集 職員の参集は、第3非常配備態勢とする。なお、動員伝達は、区各部、各課で定める情報伝達経路等により指示する。 3 注意情報発表時の所掌事務 本部が設置されるまでの間、総務部防災危機管理課が防災関係各機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 関係防災機関との連絡調整

機 関	内 容
警 察 署	1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 (1) 方面警備本部 第一方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。 (2) 現場警防本部 各警察署に現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。 2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。
消 防 署	注意情報発表連絡を受けた場合は、平素の消防業務(災害活動を除く。)を停止又は縮小し、震災態勢震又は震災非常配備態勢に移行する。 (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 関係機関への職員の派遣 (4) 救急医療情報の収集体制の強化 (5) 救助・救急資器材の準備 (6) 情報受信体制の強化 (7) 高所見張員の派遣 (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (9) その他消防活動上必要な情報の収集
東京海上保安部	地震に関する情報を受けた時点で次の措置を行う。 1 職員の非常呼集 全職員に伝達し非常呼集を行う。 2 船艇の対応措置 運用区分に応じ必要な措置を講ずる。
下水道局中部 下水道事務所	注意情報発表を受けたときは、直ちに次の措置を行い、必要な準備行動を行う。 1 担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢の確保 2 職員の参集 地震防災強化地域内においては、第1配備態勢とし、それ以外の地域においては第1又は第2配備態勢とする。
N T T 東 日 本	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢(災害の発生するおそれがある場合) 2 情報連絡室(東海地震注意報が発せられた場合) 3 災害対策本部(大規模な災害等が発生した場合)

機 関	内 容
首都高速道路株式会社 西東京管理局	1 注意情報に接したとき 注意情報に接したときは、緊急体制をとり、速やかに役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 2 警戒宣言が発令されたとき 警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
J R 東日本	1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に係る対策本部要員及び必要な要員を非常招集する。
東京メトロ	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置する。
都 交 通 局	1 注意情報が発表された旨周知を図る。 2 交通局災害対策本部の設置準備を行う。
そ の 他 防 災 機 関	注意情報の発表連絡報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

(7) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁及び東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を都民に広報する。

ア 都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、住民の冷静な対応を呼びかける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止他の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう充分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

イ 区の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。

(8) 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関		内 容
区		1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報を区民に広報する。 (2) 各関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要な事項 2 対応機関 総務部防災危機管理課が各部・防災関係各機関の協力を得て対処する。
警 察 署		1 情報の収集と広報 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれのある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。
N T T 東 日 本		注意情報の発表報道に伴い、都民及び事業所等による通話が集中的に発生し電話が著しくかかりにくくなることが想定される。 この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に次により措置する。 1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話(緑色、グレー)からの通話は確保する。 3 防災関係機関等の非常・緊急電報は最優先に確保する。
鉄 道 機 関	都 交 通 局	1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達 (1) 注意情報 (2) 混乱防止のための旅客への協力要請 (3) 警戒宣言発令時の運行方針等 (4) その他東海地震に関する情報 2 主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図る。 (1) 警察署の協力を得て警備体制を確立する。 (2) 状況により駅出入口の使用制限を実施する。
鉄 道 機 関	東 京 メ ト ロ	1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請する。
	J R 東 日 本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 首都圏本部及び各支社社員等を派遣するなど、駅要員の増強を図る。 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。

第5章 警戒宣言時の応急活動態勢

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な応急措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

1 区の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、区本庁舎3階庁議室とする。

(3) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱の定めるところによる。

(4) 本部設置の通知

災害対策本部が設置された場合は、直ちに関係防災機関等へ本部設置の連絡を行う。

(5) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 防災機関の業務に係る連絡調整
- エ 区民への情報の提供

(6) 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢及び配備人員は、本部運営要綱第3章第6に定める第3非常配備態勢とする。

2 区の業務等の対応措置

(1) 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、区本庁舎、特別出張所及び保健所の窓口業務は平常通り行う。また、警戒宣言が発せられている旨の表示を庁舎入口等に掲示する。

(2) 行事、会議の中止

区が主催又は共催する行事及び会議は、警戒宣言が発せられた場合、実施中又は予定をしているにかかわらず中止又は延期とする。

(3) 区の施設対策

ア 警戒宣言が発令された旨の連絡を受けたときは、利用者に対し警戒宣言が発令された旨を周知するとともに、施設利用の自粛を要請する。

イ 幼児、児童、障害者、高齢者等は、保護者等に連絡をとり引き渡す。それまでは、施設で保護する。

ウ 職員は、施設、設備の点検を行い、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

エ 警戒解除宣言が発せられた旨の連絡を受けたときは、速やかに通常態勢に戻すものとする。

なお、伊豆高原荘、ヴィラ本栖等区外の施設については、各施設の計画に基づく対応を行うとともに、地元官公署と連絡をとり、その指示に従うこととする。

3 防災機関の活動態勢

(1) 防災関係各機関は、警戒宣言が発せられた場合、区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

(2) 防災関係各機関は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

4 相互協力

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

防災機関等の長は、区若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部）に対し、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。

第2節 警戒宣言、地震予知情報の伝達

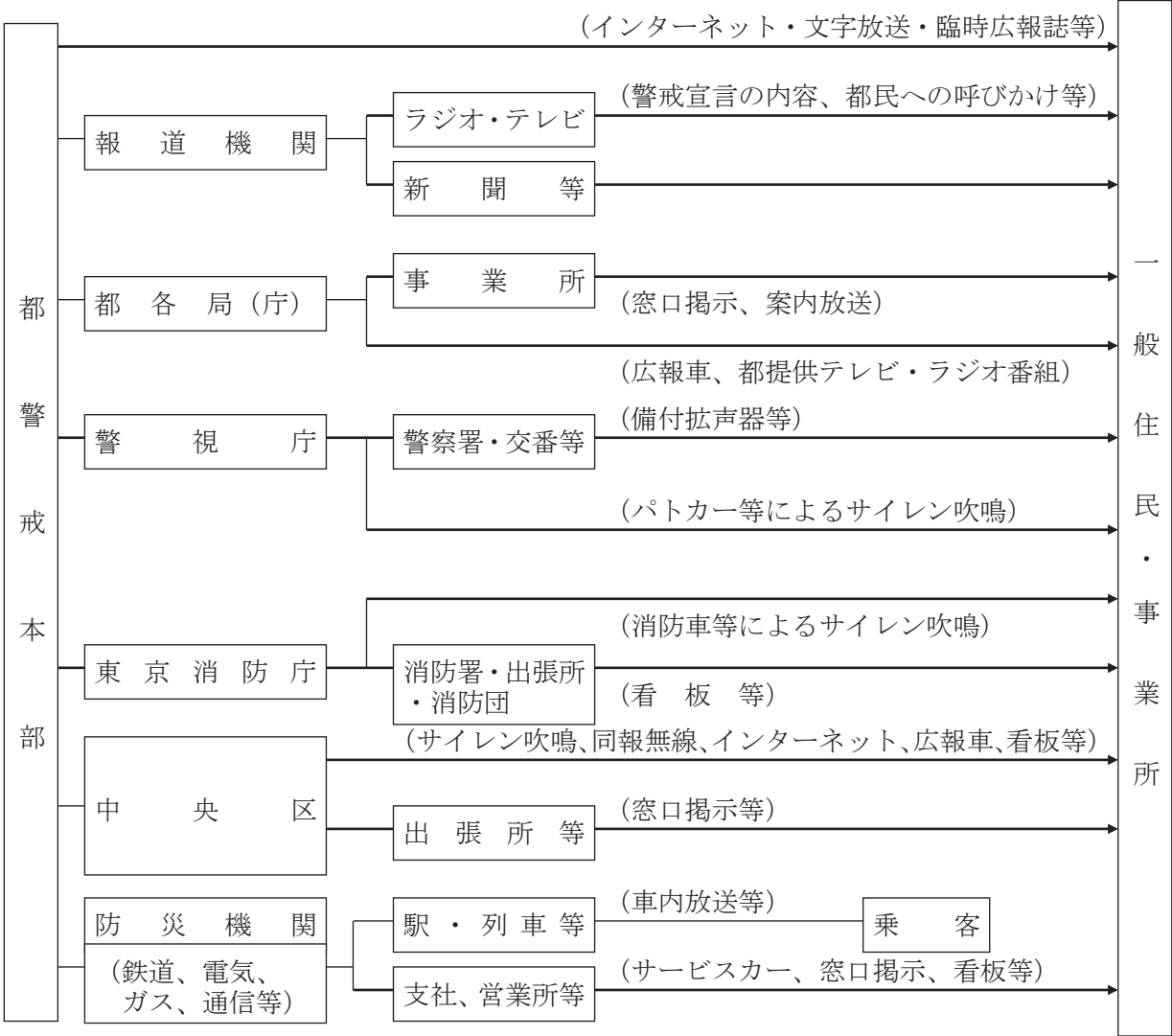
警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

本節ではこのため、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。

また、一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は次のとおりである。

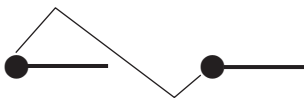


(2) 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 総務部防災危機管理課は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、教育委員会、私立幼稚園、専修学校及び各種学校へ伝達する。 2 総務部防災危機管理課から通報を受けた区各部、教育委員会は直ちにその旨を部局内各課及び所管施設へ伝達する。なお、福祉保健部は私立保育園及び医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会へ伝達する。 3 一般住民に対しては、防災行政無線等によるサイレンの防災信号（図1参照）、音声及び広報車により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警察署	1 各警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 各警察署は、区に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。

機 関	内 容
消 防 署	1 各消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内、出張所、消防団に伝達する。 2 各消防署は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東京海上保安部	地震に関する情報の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。 1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知する。 3 第三管区海上保安本部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局又は区等から通報を受けたときは、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

図1 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。	

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

(1) 区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と、的確、かつ冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ

(エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、スピーカー付き庁有車、X（旧Twitter）、Facebook、ホームページへの掲載等により広報活動を行うものとする。

ウ 区民等への広報文

「こちらは、中央区役所です。只今、内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の中央区の予想震度は、震度5程度で家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。しかし、万一に備え、火元の点検、水のくみおき、家具の転倒防止、ガラスの破損防止などを落ち着いて実行してください。

また、ラジオ、テレビ等の報道に十分注意し、誤った情報に惑わされず、落ち着いて行動して下さい。」

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。その主なものは次のとおりである。

(ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底

(イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

(ア) 各防災機関は従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。

(イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。

(ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。

(エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3節 消防、水防、危険物対策

1 消防対策

(1) 活動態勢

注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢時は、平時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

ア 震災態勢

(ア) 情報収集体制の強化

(イ) 震災対策資器材の強化

イ 震災非常配備態勢

(ア) 全消防職員及び全消防団員の非常招集

(イ) 活動部隊の編制

(ウ) 関係機関への職員の派遣

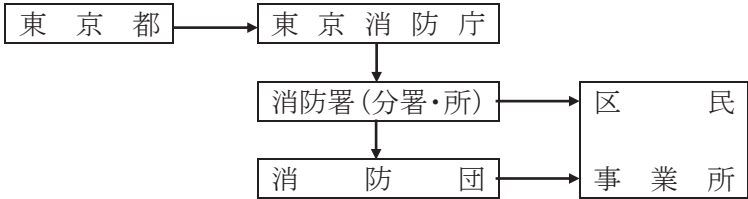
(エ) 救急医療情報の収集体制の強化

(オ) 航空隊運航体制の確保

(カ) 救助・救急資器材の強化

- (き) 情報受信体制の強化
 - (く) 高所見張員の派遣
 - (け) 出火防止、初期消火等の後方の実施
 - (こ) その他消防活動上必要な情報の収集
- (2) 情報連絡態勢の確立

地震予知情報等の伝達ルート等



〔伝達方法〕

他の防災機関と協力し、区民、事業所に対してサイレン、スピーカー付き庁有車などにより情報等を伝達する。

- (3) 区民・事業所に対する呼びかけ

区民に対する呼びかけ	防災体制の確立	防災区民組織の本部設置、役員の招集及び役割分担の確認
	情報の把握	テレビ、ラジオ、警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊及び落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	1 劇場、映画館、地下街及び高層ビル等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒及び落下防止措置

警戒宣言に伴う
対応措置

2 水 防 対 策

機 関	内 容
区環境土木部	1 堤防、護岸等危険箇所の点検 2 水防資器材の点検
建設局第一建設事務所	1 水防資器材の点検整備 (1) 備蓄資器材の点検整備を行う。 (2) 水防計画により、関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。 なお、区からの応援要請があった場合は、直ちに対応する。
東京港建設事務所	1 水門等の施設の点検 水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。 2 水防資器材の点検整備 水防資器材については、水門及び水防倉庫に備えておき定期的に点検整備を行う。
東京海上保安部	地震に関する情報に基づき次の措置を講ずる。 1 海上工事作業等の施工者に対し、工事作業の中止等必要な措置を講ずる。 2 次に掲げる物件の所有者又は管理者等に対し、固縛、陸上への引き揚げ又は場所の移動等の流出防止措置を講ずるよう指導する。 ア 工事作業現場の資器材等 イ 木材、筏、プレジャーボート、小型漁船等 ウ 沿岸部のドラム缶、コンテナ等 エ その他流出した場合に航路障害物となるもの。 3 港内在泊中の船舶に対し、港外等安全な水域への避難勧告を行う。 4 船舶がふくそうする海域に巡視船艇を配備し、船舶の避難誘導等を行う。

3 危険物対策

機 関	内 容
消 防 署	警戒宣言時の指導事項 1 石油類等危険物の取扱施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 (1) 操業の制限、停止 (2) 流出拡散防止資器材等の点検、配置 (3) 緊急遮断装置の点検、確認 (4) 火気使用の制限又は禁止 (5) 消火設備等の点検確認 2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。

機 関	内 容
消 防 署	(1) 引火又は混合混触等に関する防災意識の徹底 (2) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 (3) 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 危険物輸送 (1) 出荷、受入れを制限するか又は停止する。 (2) 輸送途上における遵守事項を徹底させる。
警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 (1) 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 (2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化
下 水 道 局	1 石油類等危険物の取扱い施設 直ちに関連の作業を中止し、次の措置を講ずるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。 (1) 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 (2) タンクローリーから貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する。 2 高圧ガス取扱い施設 塩素ガス等 (1) 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認。 (2) 塩素室の各扉を閉鎖及び外部への漏えいの防止策を講ずる。 (3) 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。
東京海上保安部	地震に関する情報に基づき京浜港東京区及びその周辺海域における危険物輸送等に関して次に掲げる措置を講ずる。 1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講ずる。 2 危険物荷役作業岸壁及び危険物取扱事務所の管理者に対し海上への危険物の流出防止措置をとらせるよう指導するとともに、オイルフェンスその他の排出油防除資器材の準備を指導する。 3 港内外にある船舶に対して、必要な指示又は避難勧告等を行う。

第4節 警備、交通対策

1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	1 警備部隊の編成及び配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等により、部隊を配備する。 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪などの未然防止に努める。 3 津波に対する警戒活動 強化地域を管轄する警察署は、津波警報の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査に当たる。 4 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとする。 (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。 (2) 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。 (3) 避難所に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。
東京海上保安部	海上における治安を維持するため次に掲げる措置を講ずる。 1 警 戒 空港、石油類貯蔵施設等重要施設の周辺海域の警戒を実施する。 2 立入検査 警察、消防機関等と密接な連絡を取り、治安情報等の収集に努めるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対する立入検査及び職務質問を実施する。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

【基本方針】

- 1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- 3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
- 4 緊急交通路指定の場合は、優先的にその機能の確保を図る。

ア 交通対策本部等の設置

注意情報が発表された場合、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切替えて、総合的指揮体制をとる。

イ 運転者等のとるべき措置

(ア) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- b カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- d 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- e バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- f 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- g 現場警察官等の指示に従うこと。

(イ) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

ウ 交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

(ア) 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記(ア)の交通規制に準ずる。

※ 警戒宣言時における交通規制図は、資料編(167ページ)を参照。

エ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、交通の状況を把握し、必要により交通検問所を設置する。

オ 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(2) 海上における交通規制

港内における船舶交通の安全を図るため、東京海上保安部は港内の船舶に対し荷役の中止及び港外又は湾外への避難を勧告する。

3 道路管理者等のとるべき措置

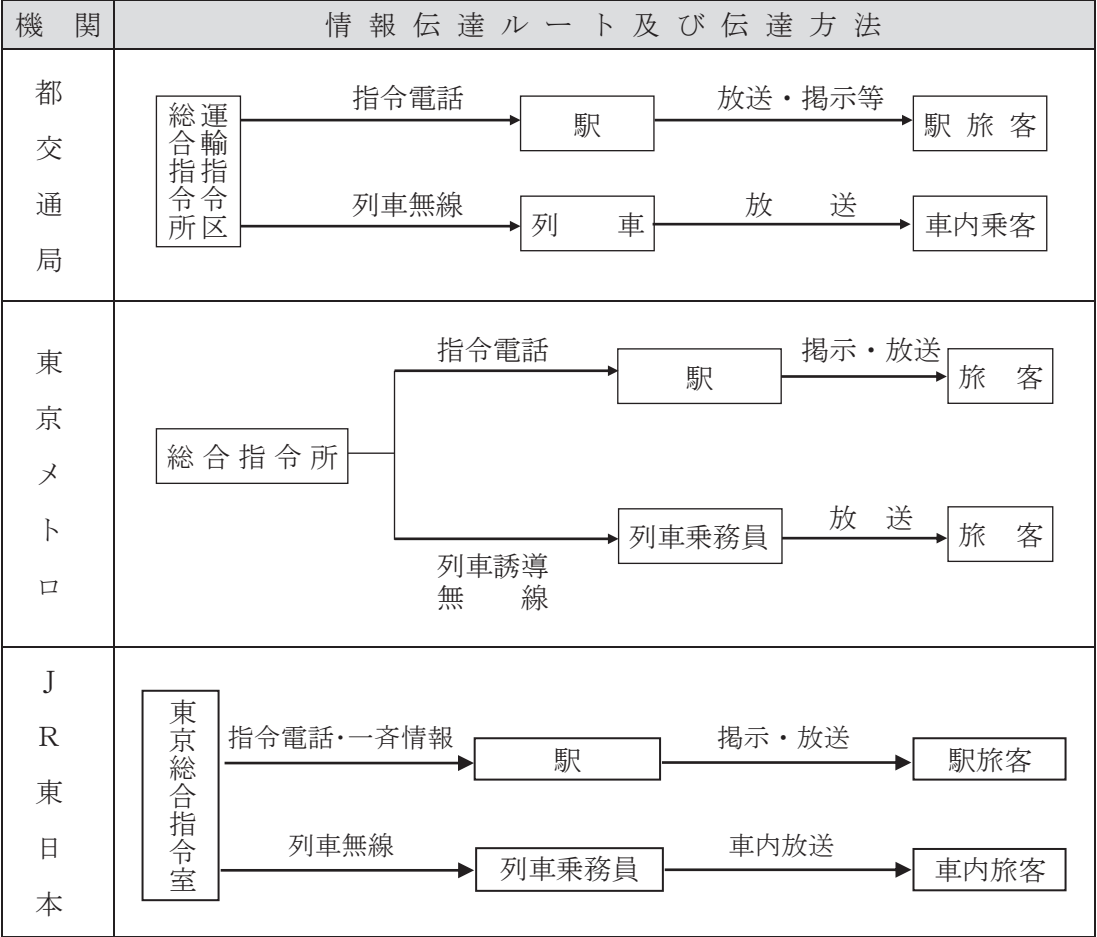
機 関	内 容
区環境土木部	1 危険箇所の点検 避難場所等へ通ずる道路等を重点的に点検する。 2 工事中の道路についての安全対策 原則として工事を中止し、安全対策を講ずる。
建設局 第一建設事務所	1 危険箇所の点検 避難道路、緊急障害物除去道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して安全対策を確立し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
首都高速道路株式会社	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、各鉄道機関は、あらかじめ定めたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



※ バス、タクシー等の警戒宣言時の公共輸送対策については、資料編(168ページ)を参照。

(2) 列車運行措置

ア 都交通局及び東京メトロ

(ア) 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及び他鉄道事業者との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(イ) 運行措置

機関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局 ・ 東 京 メ ト ロ	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

警戒宣言に伴う
対応措置

イ JR東日本

(ア) 強化地域外周部における線区（(イ)に記載する線区を除く。）は、列車の運転速度45km/h以下で、極力列車の運転を確保する。

(イ) 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、列車の運転を中止し、次の各駅で折返し運転を行う。

- a 東海道本線 藤沢・茅ヶ崎間は藤沢
- b 中央本線 高尾・上野原間は高尾
- c 青梅線 青梅・奥多摩間は青梅
- d 相模線 橋本・厚木間は橋本

(ウ) 警戒宣言時のJRの運転中止区間（資料編(169ページ)を参照。）

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
消 防 署	1 平時から、区内の全事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	1 平時から、運転計画の概要、旅行見合せ及び時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、JR東日本においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、区、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し上記措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、区民、都民及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

J R 東日本は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止する。

(8) その他の措置

機 関	内 容
都 交 通 局	あらかじめ指定した箇所について、電車運転中特別巡回を強化する。
東 京 メ ト ロ	1 工事の中止 列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に係る工事現場については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止し、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置をとる。

2 船舶対策

○ 情報伝達

船舶に対する警戒宣言及び予知情報の伝達方法は次のとおり行う。

機 関	伝 達 方 法 及 び 伝 達 ル ー ト
東京海上保安部	1 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇により、適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕、垂れ幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその付近に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより伝達する。

第6節 学校、社会福祉施設対策

1 学校対策（幼稚園、小学校、中学校等）

(1) 在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除まで臨時休業の措置をとる。

イ 児童等の帰宅にあたり、あらかじめ保護者に伝達してある計画に基づき、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護する。

なお、帰宅が困難な児童等については、学校で保護する。

(2) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域の内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従う。

また、校長は、対応状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童等を在籍（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運用や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、速やかに学校へ

連絡をとり、近くの安全な場所に避難するなど状況に応じた措置をとる。

強化地域内の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、現地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

ウ 宇佐美学園については、被害が発生した場合は伊東市の警戒本部と連携を図り、速やかに対応する。また、園長は逐次、状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 児童等を帰宅させた後、水のくみおき、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する児童等のために必要な飲料水、食料、寝具等が不足する場合は、教育委員会へ報告する。

ウ 残留する児童等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従い措置する。

エ 残留する児童等の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。

イ 解除後の授業の再開の日時は、別途協議する。

(5) 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、児童・生徒の安全を図る指導にあたりとともに、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 注意情報発表時の学校等における対応措置の保護者への周知

学校等においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

注意情報発表の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

宇佐美学園については、保護者に対して対応策を周知徹底し、児童の帰京などに備える。

2 社会福祉施設等

(1) 利用者等への措置

保育所・通所施設においては、施設利用者等を名簿で確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、通園・通所時間中の場合は、経路に沿って施設利用者等を搜索し、保護する。

引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。

入所施設においては、施設利用者を施設内で保護する。

(2) 防災措置

保育所・通所施設、入所施設では、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア 保育所・通所施設

- (ア) 施設設備の点検
 - (イ) ライフラインの確認
 - (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
 - (エ) 食料、飲料水、ミルク等の確保
 - (オ) 医薬品の確保
- イ 入所施設
- (ア) 施設設備の点検
 - (イ) ライフラインの確認
 - (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
 - (エ) 食料、飲料水の確保
 - (オ) 医薬品の確保
 - (カ) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
 - (キ) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
 - (ク) 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 病院、診療所対策

(1) 診療態勢

区内の病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ア 建物、設備等の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認
- カ 備蓄医薬器の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

第8節 百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策

百貨店、劇場、高層ビル、地下街等不特定多数の者の集まる施設については、混乱防止及び安全確保の見地から、消防署は下記の対応措置を講ずる。

付編第3章第3節「事業所に対する指導」(422ページ)による消防計画に基づき実施させるが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次による。

対 象	対 応 措 置
百貨店	1 顧客へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。
劇場、映画館	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 (ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。) 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
高層ビル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用
地下街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施

第9節 電話対策

1 警戒宣言時のふくそう防止措置

機関	内 容
N T T 東 日 本	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

2 広 報

機関	内 容
N T T 東 日 本	1 警戒宣言発令時に、通信がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 (2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。) (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) その他必要とする事項 2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3 防災措置の実施

機関	内 容
N T T 東 日 本	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒本部又は情報連絡室を設置 2 各対策組織の必要要員を招集 3 社外機関との情報連携 4 通信サービス利用者の協力を得るための広報 5 電源、物資及び人員の確保 6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保 7 その他必要な事項

第10節 電気、ガス、上下水道対策

1 東京電力パワーグリッド

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資器材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本(支)部構成員は、注意情報又は警戒宣言情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事務所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ 資機材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策支部は、復旧用資機材(工具、車両、発電機車及び変圧器車等)を整備、確保する。

(3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会

社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 東京ガスグループ

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続し、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急処置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(3) 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

(4) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資材の点検を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容

ア 広報の内容

(ア) 不使用ガス栓の閉止の確認

(イ) 地震発生時のマイコンメータ自動停止及び身の安全の確保

(ウ) 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

イ 広報の方法

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体、インターネット等

3 上水道

(1) 警戒宣言時においても、飲料水は平常通り供給する。また、発災に備えて「飲料水をくみおく」よう広報する。

項 目		説 明
広報の内容	飲 料 水	ポリタンク、ペットボトル等、清潔で蓋のできる容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	浴槽などを利用する。
	飲 料 水 の 水 質 貯 留 水 の 流 出 防 止	塩素の消毒効果は直射日光を避けて常温で保存すると3日程度持続する。
広報の方法	1 テレビ、ラジオに放送を依頼する。 2 広報車等をもって実施する。 3 水道局HPやX（旧Twitter）等を使用して実施する。	

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに給水対策本部に移行しうる態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水压を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。

また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。

なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、下水道局は次のとおり対応する。

(1) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

イ 工事現場においては、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

(2) 危険物に対する保安措置

水再生センター及びポンプ所において、非常配備態勢要員を配置し、危険物に対する保安措置の徹底に努める。

第11節 生活物資対策

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

1 市場の流通確保

東京都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行うこととしている。

2 物資の事前確保

機 関	内 容
区	1 必要な物資の調達計画を策定 2 状況により、物資の調達を都福祉局に要請 3 地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼 4 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）

第12節 救援、救護対策

1 給水態勢

区は都水道局と相互に密接な連絡を図り、発災後の応急給水が必要となることを考慮して、給水資器材の点検を行うこととする。

2 食料等の供給態勢

(1) 職員の配置

ア 区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送及び配分を行うための態勢をとる。

イ 区は、優先供給等協定を締結している業者等に対し、待機態勢をとるよう要請する。

(2) 運搬計画

区は備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため一般社団法人東京都トラック協会中央支部及び協定事業者（物流事業者）に車両の優先利用について要請するとともに、区保有車両を待機させる。

3 医療救護態勢

区は発災時に備えて次の対応を行う。

(1) 医療救護班の編成準備

(2) 医療資器材及び薬品の点検・補充

(3) 地区医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し、医療救護班等の編成準備を要請する。

第6章 区民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、区の震度は震度5弱程度と想定されている。

この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類等の転倒などによる被害が予想されている。

また、区では、昼間人口が多いため、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害の発生が危惧されている。

このため、区民及び事業者の果たす役割は極めて大きく、区民一人一人が、また、各事業者が冷静、かつ的確な行動をとることが大切である。

本章においては、平時から警戒宣言が発せられたときまでのそれぞれの時点で、区民、防災区民組織及び事業者がとるべき基準を示すものとする。

第1節 区民のとるべき措置

1 平 時

(1) 日ごろから出火の防止に努める。

ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。

(2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。

(3) 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

ア タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。

イ 家具の上に物を置かないようにする。

ウ 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。

(4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。

(5) 食料や非常持出品を準備しておく。

ア 家族が必要とする最低3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄しておく。

イ 三角布、ばんそうこう等の医薬品を備蓄しておく。

ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。

エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。

(6) 家族で対応措置を話し合っておく。

ア 注意情報発表時、警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担、避難先及び連絡方法などを取り決めておく。また、地域における応急給水の拠点を確認しておく。

イ 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など行動予定を話し合っておく。

- (7) 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。
- (8) 東海地震の発災に備え、地域内の危険個所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (9) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に防災区民組織や消防署・警察等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) 情報に注意するとともに、冷静に行動する。
 - ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ア 都・区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ ガスメーターコックの位置を確認し、避難の際には、ガスメーターコック及び元栓を閉める。
 - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認し、避難の際には、ブレーカーを遮断する。
 - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- (4) テレビや家具類の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等のくみおきをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品等を確認し、非常持出品としてすぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。

特に、区役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自動車の利用を自粛する。

- ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自動車は、目的地まで走行したら後は使わない。
- (12) 幼児及び児童の行動に注意する。
- ア 幼児及び児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避ける。
 - イ 幼児、児童及び生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 防災区民組織のとるべき措置

1 平 時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 区及び防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難等各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- (2) 地区住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災区民組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかける。
- (4) 軽可搬ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- (8) 救急医薬品を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 防災区民組織が結成されていない地域の行動

防災区民組織が結成されていない地域にあつては、町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防災用品の備蓄、出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程、事業所防災計画等を含む）に基づいて措置し、注意情報発表後の行動に備えておくものとする。また、従業員等に対する防災教育の実施、自衛消防訓練の実施、情報の収集・伝達体制の確立、事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策、飲料水・食料・簡易トイレ・医薬品その他の必需品の備蓄を平時から行うこと。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 都及び本区の防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄り駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。
- (3) 責任者の在・不在・夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあつたものとする。
- (6) 地域の防災区民組織との協力体制を図るものとする。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置の確認又は準備をする。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 指示、案内等にあつては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、身体障害者、乳幼児、妊産婦、高齢者等の要配慮者の安全確保に留意する。

- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続し、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛し、利用者の保護を図る。

- (5) 火気使用設備、器具類等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止

し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は、原則として一斉帰宅の抑制を図ることとするが、特に退社させる必要がある場合は従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

中央区地域防災計画

昭和 39 年	作 成
昭和 50 年	修 正
昭和 53 年	修 正
昭和 57 年	修 正
平成 2 年度	修 正
平成 4 年度	修 正
平成 8 年	修 正
平成10年度	修 正
平成14年度	修 正
平成18年度	修 正
平成 21 年	修 正
平成 25 年	修 正
平成 27 年	修 正
令和 3 年	修 正

刊行物登録番号
6－006

令和 6 年 6 月作成
令和 6 年 8 月発行

編集発行 **中 央 区 防 災 会 議**
(事務局) 中央区総務部防災危機管理課
中央区築地 1－1－1
電話 (3543) 0211 代表

印 刷 所 有限会社エイチ・ティープロGRESS